

## 8 条

### 火災による損傷の防止

<目 次>

1. 基本方針

1.1 要求事項に対する適合性

- (1) 位置、構造及び設備
- (2) 安全設計方針
- (3) 適合性説明

1.2 気象等

1.3 設備等

2. 火災防護について

(別添資料)

火災防護に係る審査基準への適合性について(使用済燃料乾式貯蔵施設)

## 1. 基本方針

### 1.1 要求事項に対する適合性

#### (1) 位置、構造及び設備

□ 発電用原子炉施設の一般構造

#### (3) その他の主要な構造

(i) 本発電用原子炉施設は、(1)耐震構造、(2)耐津波構造に加え、以下の基本的方針のもとに安全設計を行う。

#### a. 設計基準対象施設

##### (c) 火災による損傷の防止

設計基準対象施設は、火災により発電用原子炉施設の安全性を損なわないよう、火災防護対策を講じる設計とする。火災防護対策を講じる設計を行うに当たり、原子炉の高温停止及び低温停止を達成し、維持するための安全機能を有する構築物、系統及び機器を設置する区域を火災区域及び火災区画に設定し、放射性物質の貯蔵又は閉じ込め機能を有する構築物、系統及び機器を設置する区域を火災区域に設定する。設定する火災区域及び火災区画に対して、火災の発生防止、火災の感知及び消火並びに火災の影響軽減のそれぞれを考慮した火災防護対策を講じる設計とする。

###### (c-1) 基本事項

###### (c-1-1) 火災区域及び火災区画の設定

建屋等の火災区域は、耐火壁により囲まれ他の区域と分離されている区域を(c-1-2)に示す安全機能を有する構築物、系統及び機器の配置も考慮して設定する。建屋内のうち、火災の影響軽減の対策が必要な原子炉の高温停止及び低温停止を達成し、維持するための安全機能を有する構築物、系統及び機器並びに放射性物質の貯蔵、かつ、閉じ込め機能を有する構築物、系統及び機器を設置する火災区域は、他の区域と3時間以上の耐火能力を有する耐火壁により分離する。

屋外の火災区域は、他の区域と分離して火災防護対策を実施するために、(c-1-2)に示す安全機能を有する構築物、系統及び機器を設置する区域を火災区域として設定する。

また、火災区画は、建屋内及び屋外で設定した火災区域を系統分離等に応じて分割して設定する。

###### (c-1-2) 安全機能を有する構築物、系統及び機器

「(c) 火災による損傷の防止」では、運転時の異常な過渡変

化又は設計基準事故の発生を防止し、又はこれらの拡大を防止するためには必要となるものである設計基準対象施設のうち、発電用原子炉施設において火災が発生した場合に、原子炉の高温停止及び低温停止を達成し、維持するために必要な機能を確保するための構築物、系統及び機器並びに放射性物質の貯蔵又は閉じ込め機能を有する構築物、系統及び機器を「安全機能を有する構築物、系統及び機器」という。

#### (c-1-3) 火災防護計画

発電用原子炉施設全体を対象とした火災防護対策を実施するため、火災防護計画を策定する。火災防護計画には、計画を遂行するための体制、責任の所在、責任者の権限、体制の運営管理、必要な要員の確保及び教育訓練並びに火災防護対策を実施するために必要な手順等について定めるとともに、発電用原子炉施設の安全機能を有する構築物、系統及び機器並びに重大事故等対処施設については、火災の発生防止、火災の早期感知及び消火並びに火災の影響軽減の3つの深層防護の概念に基づき、必要な火災防護対策を行うことについて定め、可搬型重大事故等対処設備、その他の発電用原子炉施設については、設備等に応じた火災防護対策を行うことについて定める。

外部火災については、安全施設を外部火災から防護するための運用等について定める。

#### (c-2) 火災発生防止

##### (c-2-1) 火災の発生防止対策

火災の発生防止については、発火性又は引火性物質に対して火災の発生防止対策を講じるほか、可燃性の蒸気又は可燃性の微粉に対する対策、発火源への対策、水素等に対する換気及び漏えい検知対策、電気系統の過電流による過熱及び焼損の防止対策等を講じる設計とする。なお、放射線分解等により発生する水素の蓄積防止対策は、水素や酸素の濃度が高い状態で滞留及び蓄積することを防止する設計とする。

##### (c-2-2) 不燃性材料又は難燃性材料の使用

安全機能を有する構築物、系統及び機器のうち、主要な構造材、ケーブル、チャコールフィルタを除く換気設備のフィルタ、保温材及び建屋内装材は、不燃性材料又は難燃性材料を使用する設計とする。また、不燃性材料又は難燃性材料が使用できな

い場合は、不燃性材料若しくは難燃性材料と同等以上の性能を有するものを使用する設計、又は、当該構築物、系統及び機器の機能を確保するために必要な不燃性材料若しくは難燃性材料と同等以上の性能を有するものの使用が技術上困難な場合は、当該構築物、系統及び機器における火災に起因して他の安全機能を有する構築物、系統及び機器において火災が発生することを防止するための措置を講じる設計とする。

このうち、安全機能を有する機器に使用するケーブルは、原則、実証試験により自己消火性及び延焼性を確認した難燃ケーブルを使用する設計とするが、核計装ケーブルのように実証試験により延焼性などが確認できないケーブルは、難燃ケーブルと同等以上の性能を有する設計、又は当該ケーブルの火災に起因して他の安全機能を有する構築物、系統及び機器において火災が発生することを防止するための措置を講じる設計とする。

また、建屋内の変圧器及び遮断器は、絶縁油等の可燃性物質を内包していないものを使用する設計とする。

#### (c-2-3) 落雷、地震等の自然現象による火災の発生防止

落雷によって、発電用原子炉施設内の構築物、系統及び機器に火災が発生しないように、避雷設備を設置する設計とする。安全機能を有する構築物、系統及び機器は、耐震クラスに応じて十分な支持性能をもつ地盤に設置する設計とともに、「実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則の解釈」に従い、耐震クラスに応じた耐震設計とする。

#### (c-3) 火災の感知及び消火

火災の感知及び消火については、安全機能を有する構築物、系統及び機器に対して、火災の影響を限定し、早期の火災感知及び消火を行うための火災感知設備及び消火設備を設置する設計とする。火災感知設備及び消火設備は、地震等の自然現象によっても、火災感知及び消火の機能、性能が維持され、かつ、安全機能を有する構築物、系統及び機器の耐震クラスに応じて、機能を維持できる設計とする。また、消火設備は、破損、誤作動又は誤操作が起きた場合においても、原子炉を安全に停止させるための機能を損なわない設計とする。

##### (c-3-1) 火災感知設備

火災感知器は、環境条件や火災の性質を考慮して型式を選定し、固有の信号を発する異なる種類を組み合わせて設置する設計とする。火災感知設備は、外部電源喪失時においても火災の感知が可能なように電源確保を行い、中央制御室で常時監視できる設計とする。

#### (c-3-2) 消火設備

安全機能を有する構築物、系統及び機器を設置する火災区域又は火災区画で、火災発生時の煙の充満等により消火活動が困難となるところには、自動消火設備又は手動操作による固定式消火設備を設置して消火を行う設計とともに、固定式のガス系消火設備を設置する場合は、作動前に職員等の退出ができるよう警報を発する設計とする。また、原子炉の高温停止及び低温停止に係る構築物、系統及び機器相互の系統分離を行うための消火設備については、選択弁等の動的機器の单一故障も考慮し系統分離に応じた独立性を備えた設計とする。

消火用水供給系は、2時間の最大放水量を確保し、飲料水系等と共に用する場合は隔離弁を設置し消火を優先する設計並びに水源及び消火ポンプは多重性又は多様性を有する設計とする。また、屋内、屋外の消火範囲を考慮し消火栓を配置するとともに、移動式消火設備を配備する設計とする。

消火設備の消火剤は、想定される火災の性質に応じた十分な容量を配備し、管理区域で放出された場合に、管理区域外への流出を防止する設計とする。

消火設備は、火災の火炎等による直接的な影響、流出流体等による二次的影響を受けず、安全機能を有する構築物、系統及び機器に悪影響を及ぼさないよう設置し、外部電源喪失時の電源確保を図るとともに、中央制御室に故障警報を発する設計とする。

なお、消火設備への移動及び操作を行うため、蓄電池を内蔵する照明器具を設置する設計とする。

#### (c-4) 火災の影響軽減

火災の影響軽減については、安全機能を有する構築物、系統及び機器の重要度に応じ、それらを設置する火災区域又は火災区画の火災及び隣接する火災区域又は火災区画における火災による影響を軽減するため、互いに相違する系列間の火災防護対象機器及

び火災防護対象ケーブルは、3時間以上の耐火能力を有する隔壁等で分離する設計、又は水平距離が6m以上あり、かつ、火災感知設備及び自動消火設備を設置する設計、又は1時間の耐火能力を有する隔壁等で互いの系列間を分離し、かつ、火災感知設備及び自動消火設備を設置する設計とする。系統分離を行うために設置する消火設備は、系統分離に応じた独立性を有する設計とする。

ただし、火災の影響軽減のための措置を講じる設計と同等の設計として、中央制御盤に関しては、金属外装ケーブル、操作スイッチの離隔等による分離対策、高感度煙検出設備の設置、常駐する運転員による消火活動等により、上記設計と同等又はそれを上回る設計とする。また、原子炉格納容器に関しては、一部ケーブルトレイへの蓋の設置、常駐する運転員及び消防要員による初期消火活動、多重性を有する原子炉格納容器スプレイ設備の手動作動等により、上記設計と同等又はそれを上回る設計とする。

#### (c-5) 火災の影響評価

設備等の設置状況を踏まえた可燃性物質の量等を基に想定される発電用原子炉施設内の火災によって、安全保護系及び原子炉停止系の作動が要求される場合には、火災による影響を考慮しても、多重化されたそれぞれの系統が同時に機能を失うことなく、原子炉の高温停止及び低温停止が達成できる設計とし、火災影響評価にて確認する。

また、発電用原子炉施設内の火災によって運転時の異常な過渡変化又は設計基準事故が発生した場合に、それらに対処するために必要な機器の单一故障を考慮しても異常状態を収束できる設計とし、火災影響評価にて確認する。

#### (c-6) その他

「(c-2) 火災発生防止」から「(c-5) 火災の影響評価」のほか、  
安全機能を有する構築物、系統及び機器のそれぞれの特徴を考慮  
した火災防護対策を講じる設計とする。

ヌ その他発電用原子炉の附属施設の構造及び設備

(3) その他の主要な事項

(i) 火災防護設備

a. 設計基準対象施設

火災防護設備は、火災区域及び火災区画を考慮し、火災感知及び消火並びに火災の影響軽減の機能を有するものとする。

火災感知設備は、火災区域又は火災区画における放射線、取付面高さ、温度、湿度、空気流等の環境条件や火災の性質を考慮し、アナログ式の煙感知器、アナログ式の熱感知器又は非アナログ式の炎感知器から異なる種類の感知器を組み合わせて設置することを基本とし、非アナログ式の防爆型の煙感知器、非アナログ式の防爆型の熱感知器、高感度煙検出設備等の火災感知器及び中央制御室で常時監視可能な火災受信機盤を設置する。

消火設備は、破損、誤作動又は誤操作により、安全機能を有する構築物、系統及び機器（ロ(3)(i)a. (c-1-2)と同じ）の安全機能を損なわない設計とし、火災発生時の煙の充満等により消火活動が困難である火災区域又は火災区画であるかを考慮し、全域ハロン自動消火設備等を設置する。

火災の影響軽減の機能を有するものとして、安全機能を有する構築物、系統及び機器の重要度に応じ、それらを設置する火災区域又は火災区画の火災及び隣接する火災区域又は火災区画における火災による影響を軽減するため、火災耐久試験で確認された3時間以上の耐火能力を有する耐火壁又は1時間以上の耐火能力を有する隔壁等を設置する。

## (2) 安全設計方針

### 1.6 火災防護に関する基本方針

#### 1.6.1 設計基準対象施設の火災防護に関する基本方針

##### 1.6.1.1 基本事項

設計基準対象施設は、火災により発電用原子炉施設の安全性を損なわないよう、火災防護対策を講じる設計とする。火災防護対策を講じる設計を行いうに当たり、原子炉の高温停止及び低温停止を達成し、維持するための安全機能を有する構築物、系統及び機器を設置する区域を火災区域及び火災区画に設定し、放射性物質の貯蔵又は閉じ込め機能を有する構築物、系統及び機器を設置する区域を火災区域に設定する。設定する火災区域及び火災区画に対して、火災の発生防止、火災の感知及び消火並びに火災の影響軽減のそれぞれを考慮した火災防護対策を講じる設計とする。火災防護対策を講じる設計とするための基本事項を、以下の「1.6.1.1(1)火災区域及び火災区画の設定」から「1.6.1.1(6)火災防護計画」に示す。

##### (1) 火災区域及び火災区画の設定

建屋内の火災区域は、耐火壁により囲まれ、他の区域と分離されている区域を「1.6.1.1(2)安全機能を有する構築物、系統及び機器」において選定する機器等の配置も考慮し、火災区域として設定する。建屋内の中、火災の影響軽減の対策が必要な原子炉の高温停止及び低温停止を達成し、維持するための安全機能を有する構築物、系統及び機器並びに放射性物質の貯蔵、かつ、閉じ込め機能を有する構築物、系統及び機器を設置する火災区域は、3時間以上の耐火能力を有する耐火壁として、3時間耐火に設計上必要なコンクリート壁厚である150mm<sup>(1)</sup>以上の壁厚を有するコンクリート壁又は火災耐久試験により3時間以上の耐火能力を有することを確認した耐火壁（貫通部シール、防火扉、防火ダンパー）により他の区域と分離する。

屋外の火災区域は、他の区域と分離して火災防護対策を実施するために、「1.6.1.1(2)安全機能を有する構築物、系統及び機器」において選定する機器等を設置する区域を、火災区域として設定する。

また、火災区画は、建屋内及び屋外で設定した火災区域を系統分離等に応じて分割して設定する。

##### (2) 安全機能を有する構築物、系統及び機器

運転時の異常な過渡変化又は設計基準事故の発生を防止し、またはこれらの拡大を防止するために必要となるものである設計基準対象施設のうち、以下に示す原子炉の高温停止及び低温停止を達成し、維持するた

めに必要な構築物、系統及び機器並びに放射性物質の貯蔵又は閉じ込め機能を有する構築物、系統及び機器を「安全機能を有する構築物、系統及び機器」として選定する。

その他の設計基準対象施設は、設備等に応じた火災防護対策を講じる。

- (3) 原子炉の高温停止及び低温停止を達成し、維持するために必要な構築物、系統及び機器

原子炉の高温停止及び低温停止を達成し、維持（以下「原子炉の安全停止」という。）するために必要な以下の機能を確保するための構築物、系統及び機器から、発電用原子炉施設に火災の発生を想定した場合に、火災起因事象に対して機能要求が必須でない機器、代替手段により同一機能を確保できる機器、火災による誤動作を考慮しても原子炉の安全停止に影響を及ぼさない機器、安全停止を達成する系統上のタンク等の不燃材で構成される機器等を除外して、「原子炉の安全停止に必要な機器等」を選定する。

①反応度制御機能

②1次冷却系統のインベントリと圧力の制御機能

③崩壊熱除去機能

④プロセス監視機能

⑤サポート（電源、補機冷却水、換気空調等）機能

- (4) 放射性物質の貯蔵又は閉じ込め機能を有する構築物、系統及び機器

発電用原子炉施設において火災が発生した場合に、放射性物質の貯蔵又は閉じ込め機能を確保するために必要な構築物、系統及び機器を「放射性物質貯蔵等の機器等」として選定する。

- (5) 火災防護対象機器及び火災防護対象ケーブル

発電用原子炉施設において火災が発生した場合に、原子炉を安全停止するために必要な機能を確保するための手段（以下「成功パス」という。）を策定し、この成功パスに必要な機器を火災防護対象機器及び火災防護対象ケーブル（以下「火災防護対象機器等」という。）として選定する。

- (6) 火災防護計画

発電用原子炉施設全体を対象とした火災防護対策を実施するため、火災防護計画を策定する。火災防護計画には、計画を遂行するための体制、責任の所在、責任者の権限、体制の運営管理、必要な要員の確保及び教育訓練、火災発生防止のための活動、火災防護設備の保守点検及び火災情報の共有化等、火災防護を適切に実施するための対策並びに火災発生時の対応等、火災防護対策を実施するために必要な手順について定める。

また、発電用原子炉施設の安全機能を有する構築物、系統及び機器並びに重大事故等対処施設については、火災の発生防止、火災の早期感知及び消火並びに火災の影響軽減の3つの深層防護の概念に基づき、必要な火災防護対策を行うことを定め、可搬型重大事故等対処設備、重大事故等に柔軟に対応するための多様性拡張設備、その他の発電用原子炉施設については、設備等に応じた火災防護対策を行うことを定める。

外部火災については、安全施設を外部火災から防護するための運用等を定める。

### 1.6.1.2 火災発生防止

#### (1) 発電用原子炉施設の火災発生防止

発電用原子炉施設の火災の発生防止については、発火性又は引火性物質に対して火災の発生防止対策を講じるほか、可燃性の蒸気又は可燃性の微粉に対する対策、発火源への対策、水素等に対する換気及び漏えい検知対策、放射線分解等により発生する水素の蓄積防止対策並びに電気系統の過電流による過熱及び焼損の防止対策等を講じた設計とし、具体的な設計を「1.6.1.2(1)a. 発火性又は引火性物質」から「1.6.1.2(1)f. 過電流による過熱防止対策」に示す。

安全機能を有する機器に使用するケーブルも含めた不燃性材料又は難燃性材料の使用についての具体的な設計について「1.6.1.2(2) 不燃性材料又は難燃性材料の使用」に、落雷、地震等の自然現象による火災発生の防止の具体的な設計について「1.6.1.2(3) 落雷、地震等の自然現象による火災発生の防止」に示す。

##### a. 発火性又は引火性物質

発火性又は引火性物質を内包する設備及びこれらの設備を設置する火災区域には、以下の火災の発生防止対策を講じる設計とする。

ここでいう発火性又は引火性物質としては、消防法で定められる危険物のうち「潤滑油」及び「燃料油」、高圧ガス保安法で高圧ガスとして定められる水素、窒素、液化炭酸ガス及び空調用冷媒等のうち、可燃性である「水素」及び「アセチレン」を対象とする。

##### (a) 漏えいの防止、拡大防止

火災区域に対する漏えいの防止対策、拡大防止対策の設計について以下を考慮した設計とする。

###### (a-1) 発火性又は引火性物質である潤滑油及び燃料油を内包する設備

火災区域内に設置する発火性又は引火性物質である潤滑油及び燃料

油を内包する設備は、溶接構造、シール構造の採用により漏えいの防止対策を講じるとともに、オイルパン、ドレンリム、堰又は油回収装置を設置し、漏えいした潤滑油及び燃料油が拡大することを防止する設計とする。

(a-2) 発火性又は引火性物質である水素等を内包する設備

火災区域内に設置する発火性又は引火性物質である水素又はアセチレンを内包する設備は、「(d)防爆」に示す漏えいの防止、拡大防止対策を講じる設計とする。

(b) 配置上の考慮

火災区域に対する配置については、以下を考慮した設計とする。

(b-1) 発火性又は引火性物質である潤滑油及び燃料油を内包する設備

火災区域内に設置する発火性又は引火性物質である潤滑油及び燃料油を内包する設備の火災により、発電用原子炉施設の安全機能を損なわないよう、潤滑油及び燃料油を内包する設備と発電用原子炉施設の安全機能を有する構築物、系統及び機器は、壁等の設置及び離隔による配置上の考慮を行う設計とする。

(b-2) 発火性又は引火性物質である水素等を内包する設備

火災区域内に設置する発火性又は引火性物質である水素又はアセチレンを内包する設備の火災により、発電用原子炉施設の安全機能を損なわないよう、水素又はアセチレンを内包する設備と発電用原子炉施設の安全機能を有する構築物、系統及び機器は、壁等の設置による配置上の考慮を行う設計とする。

(c) 換 気

火災区域に対する換気については、以下の設計とする。

(c-1) 発火性又は引火性物質である潤滑油及び燃料油を内包する設備

発火性又は引火性物質である潤滑油及び燃料油を内包する設備がある火災区域の建屋等は、火災の発生を防止するために、補助建屋給気ファン及び補助建屋排気ファン等、空調機器による機械換気又は自然換気により換気を行う設計とする。

(c-2) 発火性又は引火性物質である水素等を内包する設備

発火性又は引火性物質である水素を内包する設備である蓄電池、気体廃棄物処理設備、体積制御タンク及びこれに関連する配管、弁並びに「(e)貯蔵」に示す水素ボンベ及びアセチレンを内包する設備であるアセチレンボンベを設置する火災区域は、火災の発生を防止するために、以下に示す空調機器による機械換気により換気を行う設計とする。

・蓄電池

蓄電池を設置する火災区域は、非常用電源から給電される蓄電池室排気ファンによる機械換気を行うことにより、水素濃度を燃焼限界濃度以下とするよう設計する。

・気体廃棄物処理設備

気体廃棄物処理設備を設置する火災区域は、非常用電源から給電される補助建屋給気ファン及び補助建屋排気ファンによる機械換気を行うことにより、水素濃度を燃焼限界濃度以下とするよう設計する。

・体積制御タンク及びこれに関連する配管、弁

体積制御タンク及びこれに関連する配管、弁を設置する火災区域は、非常用電源から給電される補助建屋給気ファン及び補助建屋排気ファンによる機械換気を行うことにより、水素濃度を燃焼限界濃度以下とするよう設計する。

・水素ボンベ及びアセチレンボンベ

「(e)貯蔵」に示す水素ボンベ及びアセチレンボンベを設置する火災区域は、補助建屋給気ファン及び補助建屋排気ファン又は放射線管理室給気ファン及び放射線管理室排気ファンによる機械換気を行うことにより、水素及びアセチレン濃度を燃焼限界濃度以下とするよう設計する。

なお、水素又はアセチレンを内包する設備のある火災区域は、水素及びアセチレン濃度が燃焼限界濃度以下の雰囲気となるように給気ファン及び排気ファンで換気されるが、給気ファン及び排気ファンは、多重化して設置する設計とするため、单一故障を想定しても換気は可能である。

(d) 防 爆

火災区域に対する防爆については、以下の設計とする。

(d-1) 発火性又は引火性物質である潤滑油及び燃料油を内包する設備

火災区域内に設置する発火性又は引火性物質である潤滑油及び燃料油を内包する設備は、「(a)漏えいの防止、拡大防止」で示したように、溶接構造等、潤滑油及び燃料油の漏えいを防止する設計とともに、オイルパン等を設置し、漏えいした潤滑油及び燃料油の拡大を防止する設計とする。

潤滑油及び燃料油が設備の外部へ漏えいしても、これらの引火点は、油内包機器を設置する室内温度よりも十分高く、機器運転時の温度よ

りも高いため、可燃性蒸気とならないことから、潤滑油及び燃料油が、爆発性の雰囲気を形成するおそれはない。

(d-2) 発火性又は引火性物質である水素等を内包する設備

火災区域内に設置する発火性又は引火性物質である水素又はアセチレンを内包する以下の設備は、「(c)換気」に示す機械換気により水素及びアセチレン濃度を燃焼限界濃度以下とするよう設計するとともに、以下に示す溶接構造等により、水素及びアセチレンの漏えいを防止する設計とする。

・ 気体廃棄物処理設備の配管、弁

气体廃棄物処理設備の配管、弁は、雰囲気への水素の漏えいを考慮した溶接構造とし、弁グランド部から雰囲気への水素漏えいの可能性のある弁は、雰囲気への水素の漏えいを考慮し、ベローズや金属ダイヤフラム等を用いる設計とする。

・ 体積制御タンク及びこれに関連する配管、弁

体積制御タンク及びこれに関連する配管、弁は、雰囲気への水素の漏えいを考慮した溶接構造とし、弁グランド部から雰囲気への水素漏えいの可能性のある弁は、雰囲気への水素の漏えいを考慮し、ベローズや金属ダイヤフラム等を用いる設計とする。

・ 水素ボンベ及びアセチレンボンベ

「(e)貯蔵」に示す水素ボンベ及びアセチレンボンベは、ボンベ使用時に職員がボンベ元弁を開弁し、通常時は元弁を閉弁する運用とする。

以上の設計により、「電気設備に関する技術基準を定める省令」第69条及び「工場電気設備防爆指針」で要求される爆発性雰囲気とはならないため、当該火災区域に設置する電気・計装品を防爆型とする必要はなく、防爆を目的とした電気設備の接地も必要ない。

なお、電気設備の必要な箇所には「原子力発電工作物に係る電気設備に関する技術基準を定める省令」第10条、第11条に基づく接地を施す設計とする。

(e) 貯蔵

火災区域に設置される貯蔵機器については、以下の設計とする。

貯蔵機器とは、供給設備へ補給するために設置する機器のことであり、発火性又は引火性物質である潤滑油及び燃料油の貯蔵機器としては、燃料油貯油槽及び重油タンクがある。

これらは、7日間の外部電源喪失に対してディーゼル発電機を連続運転するために必要な量を貯蔵することを考慮した設計とする。

発火性又は引火性物質である水素及びアセチレンの貯蔵機器としては、以下に示す水素ボンベ及びアセチレンボンベがあり、これらボンベは、運転上必要な量のみを使用する設備ごとに貯蔵する設計とする。

- ・試料の濃度測定用水素ボンベ
- ・試料の濃度測定用アセチレンボンベ

b. 可燃性の蒸気又は可燃性の微粉の対策

火災区域に対する可燃性の蒸気又は可燃性の微粉の対策については、以下の設計とする。

発火性又は引火性物質である潤滑油及び燃料油を内包する設備は、「1.6.1.2(1)a. (d)防爆」に示すとおり、可燃性の蒸気を発生するおそれなく、また、火災区域において有機溶剤を使用し可燃性の蒸気が滞留するおそれがある場合は、使用する作業場所の局所排気を行うとともに、建屋の給気ファン及び排気ファンによる機械換気により、滞留を防止する設計とする。

また、火災区域には、「工場電気設備防爆指針」に記載される「可燃性粉じん（石炭のように空気中の酸素と発熱反応を起こし爆発する粉じん）」や「爆発性粉じん（金属粉じんのように空気中の酸素が少ない雰囲気又は二酸化炭素中でも着火し、浮遊状態では激しい爆発を生じる粉じん）」のような可燃性の微粉を発生する設備を設置しない設計とする。

以上の設計により、火災区域には、可燃性の蒸気又は微粉を高所に排出するための設備を設置する必要はなく、電気・計装品も防爆型とする必要はない。

火災区域には、金属粉や布による研磨機のように静電気が溜まるおそれがある設備を設置しない設計とするため、静電気を除去する装置を設置する必要はない。

c. 発火源への対策

発電用原子炉施設には、設備を金属製の本体内に収納する等の対策を行い、設備外部に出た火花が発火源となる設備を設置しない設計とする。

また、発電用原子炉施設には、高温となる設備があるが、高温部分を保溫材で覆うことにより、可燃性物質との接触防止や潤滑油等可燃物の加熱防止を行う設計とする。

d. 水素及びアセチレン対策

火災区域に対する水素及びアセチレン対策については、以下の設計と

する。

水素又はアセチレンを内包する設備を設置する火災区域については、「1.6.1.2(1)a. (c) 換気」に示すように、機械換気を行うことにより、水素及びアセチレン濃度を燃焼限界濃度以下とするよう設計するとともに、水素又はアセチレンを内包する設備は、溶接構造等、雰囲気への水素及びアセチレンの漏えいを防止する設計とする。

体積制御タンクを設置する火災区域は、通常運転中において体積制御タンクの気相部に水素を封入することを考慮して、水素濃度検知器を設置し、水素の燃焼限界濃度である4 vol%の1/4以下の濃度にて、中央制御室に警報を発する設計とする。

また、蓄電池を設置する火災区域は、充電時に蓄電池が水素を発生するおそれがあることを考慮して、水素濃度検知器を設置し、水素の燃焼限界濃度である4 vol%の1/4以下の濃度にて、中央制御室に警報を発する設計とする。

「(e)貯蔵」に示す水素ボンベ及びアセチレンボンベを設置する火災区域については、通常時は元弁を開弁する運用とし、「1.6.1.2(1)a. (c) 換気」に示す機械換気により水素及びアセチレン濃度を燃焼限界濃度以下とするよう設計することから、水素及びアセチレン濃度検知器は設置しない設計とする。

e. 放射線分解等により発生する水素の蓄積防止対策

加圧器以外の1次冷却材は、高圧水の一相流とし、また、加圧器内も運転中は常に1次冷却材と蒸気を平衡状態とすることで、水素や酸素の濃度が高い状態で滞留、蓄積することを防止する設計とする。

蓄電池を設置する火災区域は、空調機器による機械換気により、水素濃度を燃焼限界濃度以下とするよう設計する。

f. 過電流による過熱防止対策

発電用原子炉施設内の電気系統の過電流による過熱の防止対策は、以下  
の設計とする。

電気系統は、送電線への落雷等外部からの影響や地絡、短絡等に起因する過電流による過熱及び焼損を防止するために、保護継電器及び遮断器により、故障回路を早期に遮断する設計とする。

(2) 不燃性材料又は難燃性材料の使用

安全機能を有する構築物、系統及び機器に対しては、不燃性材料又は難燃性材料を使用する設計とし、不燃性材料又は難燃性材料が使用できない場合は以下のいずれかの設計とする。

・不燃性材料又は難燃性材料と同等以上の性能を有するもの（以下「代替材料」という。）を使用する設計とする。

・構築物、系統及び機器の機能を確保するために必要な代替材料の使用が技術上困難な場合であって、当該構築物、系統及び機器における火災に起因して他の安全機能を有する構築物、系統及び機器において火災が発生することを防止するための措置を講じる設計とする。

a. 主要な構造材に対する不燃性材料の使用

安全機能を有する構築物、系統及び機器のうち、機器、配管、ダクト、トレイ、電線管、盤の筐体及びこれらの支持構造物の主要な構造材は、火災の発生防止及び当該設備の強度確保等を考慮し、ステンレス鋼、低合金鋼、炭素鋼等の金属材料、又はコンクリート等の不燃性材料を使用する設計とする。

ただし、配管のパッキン類は、その機能を確保するために必要な代替材料の使用が技術上困難であるが、金属で覆われた狭隘部に設置し直接火炎に晒されることはないことから不燃性材料又は難燃性材料でない材料を使用する設計とし、また、金属に覆われたポンプ及び弁等の駆動部の潤滑油並びに金属に覆われた機器軸内部に設置される電気配線は、発火した場合でも、他の安全機能を有する構築物、系統及び機器に延焼しないことから、不燃性材料又は難燃性材料でない材料を使用する設計とする。

b. 変圧器及び遮断器に対する絶縁油等の内包

安全機能を有する構築物、系統及び機器のうち、屋内の変圧器及び遮断器は、可燃性物質である絶縁油を内包していないものを使用する設計とする。

c. 難燃ケーブルの使用

安全機能を有する機器に使用する難燃ケーブルは、実証試験によりケーブル単体で自己消火性及び延焼性を確認したものを使用する設計とする。

ただし、核計装用ケーブルは、微弱電流・微弱パルスを扱うため、耐ノイズ性を確保する必要があることから、絶縁体に誘電率の低い架橋ポリエチレンを使用する設計とする。このケーブルは、自己消火性を確認する UL 垂直燃焼試験は満足するが、延焼性を確認する IEEE383 垂直トレイ燃焼試験の要求を満足しない。

したがって、核計装用ケーブルは、火災を想定した場合にも延焼が発生しないように、チャンネルごとに専用電線管に収納するとともに、電

線管の両端は、電線管外部からの酸素供給防止を目的とし、耐火性を有するシール材を処置する設計とする。

耐火性を有するシール材を処置した電線管内は、外気から容易に酸素の供給がない閉塞した状態であるため、核計装用ケーブルに火災が発生してもケーブルの燃焼に必要な酸素が不足し、燃焼の維持ができなくなるので、すぐに自己消火し、ケーブルは延焼しない。このため、チャンネルごとに専用電線管で収納し、耐火性を有するシール材により酸素の供給防止を講じた核計装用ケーブルは、IEEE383 垂直トレイ燃焼試験の判定基準を満足するケーブルと同等以上の延焼防止性能を有する。

d. 換気設備のフィルタに対する不燃性材料又は難燃性材料の使用

安全機能を有する構築物、系統及び機器のうち、換気空調設備のフィルタは、チャコールフィルタを除き、ガラス纖維等の不燃性材料又は「JIS L 1091（繊維製品の燃焼性試験方法）」や「JACA No. 11A（空気清浄装置用ろ材燃焼性試験方法指針（公益社団法人日本空気清浄協会））」を満足する難燃性材料を使用する設計とする。

e. 保温材に対する不燃性材料の使用

安全機能を有する構築物、系統及び機器に対する保温材は、けい酸カルシウム、ロックウール、グラスウール、金属保温等、平成12年建設省告示第1400号に定められたもの又は建築基準法で不燃材料として定められたものを使用する設計とする。

f. 建屋内装材に対する不燃性材料の使用

安全機能を有する構築物、系統及び機器を設置する建屋の内装材は、建築基準法に基づく不燃材料若しくはこれと同等の性能を有することを試験により確認した不燃性材料、又は消防法に基づく防炎物品若しくはこれと同等の性能を有することを試験により確認した材料を使用する設計とする。

ただし、原子炉格納容器内部コンクリートの表面に塗布するコーティング剤は、不燃材料であるコンクリートに塗布すること、火災により燃焼し難く著しい燃焼をしないこと、加熱源を除去した場合はその燃焼部が広がらず他の安全機能を有する構築物、系統及び機器に延焼しないこと、並びに原子炉格納容器内に設置する原子炉の安全停止に必要な機器は不燃性又は難燃性の材料を使用し周辺には可燃物がないことから、難燃性材料であるコーティング剤を使用する設計とする。

(3) 落雷、地震等の自然現象による火災発生の防止

発電用原子炉施設に想定される自然現象は、落雷、地震、津波、火山、

森林火災、竜巻、風（台風）、凍結、降水、積雪、生物学的事象、地滑り、洪水及び高潮である。

津波、森林火災及び竜巻（風（台風）を含む。）は、それぞれの現象に対して、発電用原子炉施設の安全機能を損なわないように防護することで、火災の発生防止を行う設計とする。

凍結、降水、積雪及び生物学的事象は、火源が発生する自然現象ではなく、火山についても、火山から発電用原子炉施設に到達するまでに火山灰等が冷却されることを考慮すると、火源が発生する自然現象ではない。

地滑り、洪水及び高潮は、発電用原子炉施設の地形を考慮すると、発電用原子炉施設の安全機能を有する機器に影響を与える可能性がないため、火災が発生するおそれはない。

したがって、落雷、地震について、これら現象によって火災が発生しないように、以下のとおり火災防護対策を講じる設計とする。

a. 落雷による火災の発生防止

発電用原子炉施設内の構築物、系統及び機器は、落雷による火災発生を防止するため、地盤面から高さ 20m を超える建築物には、建築基準法に基づき「JIS A 4201 建築物等の避雷設備（避雷針）」に準拠した避雷設備を設置する設計とする。

送電線については、「1.6.1.2(1)f. 過電流による過熱防止対策」に示すとおり、故障回路を早期に遮断する設計とする。

【避雷設備設置箇所】

- ・原子炉建屋
- ・原子炉補助建屋
- ・タービン建屋
- ・補助ボイラ煙突
- ・雑固体処理建屋
- ・焼却炉建家
- ・開閉所（架空地線）
- ・**使用済燃料乾式貯蔵建屋**

b. 地震による火災の発生防止

安全機能を有する構築物、系統及び機器は、耐震クラスに応じて十分な支持性能をもつ地盤に設置するとともに、自らが破壊又は倒壊することによる火災の発生を防止する設計とする。

なお、耐震については「実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、

構造及び設備の基準に関する規則の解釈」に従い設計する。

#### 1. 6. 1. 3 火災の感知及び消火

火災の感知及び消火については、安全機能を有する構築物、系統及び機器に対して、火災の影響を限定し、早期の火災感知及び消火を行うための火災感知設備及び消火設備を設置する設計とし、具体的な設計を「1. 6. 1. 3(1) 火災感知設備」から「1. 6. 1. 3(4) 消火設備の破損、誤作動又は誤操作による安全機能への影響」に示し、このうち、火災感知設備及び消火設備が、地震等の自然現象によっても、火災感知及び消火の機能、性能が維持され、かつ、安全機能を有する構築物、系統及び機器の耐震クラスに応じて、機能を維持できる設計とすることを「1. 6. 1. 3(3) 地震等の自然現象の考慮」に、また、消火設備は、破損、誤作動又は誤操作が起きた場合においても、発電用原子炉を安全に停止させるための機能を損なわない設計とすることを「1. 6. 1. 3(4) 消火設備の破損、誤作動又は誤操作による安全機能への影響」に示す。

##### (1) 火災感知設備

火災感知設備は、安全機能を有する構築物、系統及び機器を設置する火災区域又は火災区画の火災を早期に感知する設計とする。

火災感知器と受信機を含む火災受信機盤等で構成される火災感知設備は、以下を踏まえた設計とする。

###### a. 火災感知器の環境条件等の考慮

火災感知設備の火災感知器は、火災区域又は火災区画における放射線、取付面高さ、温度、湿度、空気流等の環境条件や、火災は炎が生じる前に発煙する等の想定される火災の性質を考慮した設計とする。

###### b. 固有の信号を発する異なる火災感知器の設置

火災感知設備の火災感知器は、「1. 6. 1. 3(1)a. 火災感知器の環境条件等の考慮」の環境条件等を考慮し、火災感知器を設置する火災区域又は火災区画の安全機能を有する機器の種類に応じ、火災を早期に感知できるよう、固有の信号を発するアナログ式の煙感知器、アナログ式の熱感知器、又は非アナログ式の炎感知器から異なる種類の感知器を組み合わせて設置する設計とする。炎感知器はアナログ式ではないが、炎が発する赤外線または紫外線を感知するため、煙や熱と比べて感知器に到達する時間遅れがなく、火災の早期感知に優位性がある。

ただし、以下に示す場所は、上記とは異なる火災感知器を組み合わせて設置する設計とする。

屋外エリアは、火災による煙は周囲に拡散し、煙感知器による火災感

知は困難であることから、熱感知器と非アナログ式の炎感知器（赤外線）を選定する。さらに、降水等の浸入により火災感知器の故障が想定されるため、火災感知器の故障を防止する観点から、降水等の浸入を防止できる非アナログ式の防爆型の熱感知器及び非アナログ式の屋外仕様の炎感知器（赤外線）を選定する。

放射線量が高い場所は、アナログ式の火災感知器を設置する場合、放射線の影響により火災感知器の故障が想定される。このため、火災感知器の故障を防止する観点から、放射線の影響を考慮した非アナログ式の熱感知器を選定する。

水素等による引火性又は発火性の雰囲気を形成するおそれのある場所は、火災感知器作動時の爆発を防止するため、接点構造を有しない非アナログ式の熱感知器、非アナログ式の防爆型の煙感知器又は非アナログ式の防爆型の熱感知器を選定する。

また、これらの非アナログ式の火災感知器は、以下の環境条件等を考慮することにより誤作動を防止する設計とする。

- ・煙感知器は蒸気等が充満する場所に設置しない。
- ・熱感知器は作動温度を周囲温度より高い温度で作動するものを選定する。
- ・炎感知器は炎特有の性質を検出する赤外線方式を採用する。また、屋内に設置する場合は、外光が当たらず、高温物体が近傍にない箇所に設置することとし、屋外に設置する場合は、視野角への影響を考慮した太陽光の影響を防ぐ遮光板の設置や屋外仕様を採用する設計とする。

#### (a) 原子炉格納容器

原子炉格納容器には、アナログ式の煙感知器及びアナログ式の熱感知器を設置する設計とし、天井空間が広く煙が周囲に拡散される場所は、アナログ式の熱感知器及び非アナログ式の炎感知器（赤外線）を設置する設計とする。また、原子炉格納容器ループ室及び加圧器室に設置する火災感知器は、放射線による影響を考慮した熱感知器を選定し、水素が発生するような事故を考慮して、接点構造を有しない非アナログ式の熱感知器又は非アナログ式の防爆型の熱感知器を設置する設計とする。

#### (b) 体積制御タンク室及び蓄電池室

通常運転中において気相部に水素を封入する体積制御タンク室には、非アナログ式の防爆型の煙感知器及び非アナログ式の防爆型の熱感知

器を設置する設計とする。

充電時に水素発生のおそれがある蓄電池室も、非アナログ式の防爆型の煙感知器及び非アナログ式の防爆型の熱感知器を設置する設計とする。

(c) 海水ポンプエリア及び補助給水タンクエリア

海水ポンプエリア及び補助給水タンクエリアは屋外であるため、非アナログ式の防爆型の熱感知器及び非アナログ式の屋外仕様の炎感知器（赤外線）を設置する設計とする。

(d) 燃料油貯油槽エリア及び重油タンクエリア

燃料油貯油槽エリアは、地下タンク内部の燃料が気化することを考慮し、非アナログ式の防爆型の熱感知器と、タンク外部に降水等の浸入による誤作動を防止するため非アナログ式の屋外仕様の炎感知器（赤外線）を設置する設計とする。

重油タンクは、屋外タンクのため非アナログ式の防爆型の熱感知器及び非アナログ式の屋外仕様の炎感知器（赤外線）を設置する設計とする。

(e) 焼却炉建家

焼却炉建家には、アナログ式の煙感知器及びアナログ式の熱感知器又はアナログ式の煙感知器及び非アナログ式の炎感知器（赤外線）を設置する設計とする。また、湿度の影響による誤作動のおそれがある場所は、アナログ式の熱感知器及び非アナログ式の炎感知器（赤外線）を設置する設計とする。

焼却炉建家の雑固体焼却設備のうち空気予熱器は、可燃性ガスを使用している。このため、運転中の空気予熱器の破損を考慮して空気予熱器室の火災感知器については、非アナログ式の防爆型の煙感知器及び非アナログ式の防爆型の熱感知器を設置する設計とする。

(f) 原子炉建屋及び原子炉補助建屋通路部

原子炉建屋及び原子炉補助建屋の通路部には、アナログ式の煙感知器及びアナログ式の熱感知器を設置する設計とする。ただし、ケーブルトレイが設置される場所は、アナログ式の煙感知器を設置するとともに、ケーブルトレイの火災を早期に感知する観点から、熱感知器と同等の性能を有する光ファイバ温度監視装置をケーブルトレイ上部に設置する設計とする。

(g) 中央制御室フロアケーブルダクト及び1次系計装盤室フロアケーブルダクト

中央制御室フロアケーブルダクト及び1次系計装盤室フロアケーブルダクトには、アナログ式の煙感知器を設置するとともに、ケーブルダクトの火災を早期に感知する観点から、熱感知器と同等の性能を有する光ファイバ温度監視装置をケーブルダクト上部に設置する設計とする。

(h) ほう酸タンク室及び換気空調設備室

ほう酸タンク室及び換気空調設備室には、アナログ式の煙感知器及びアナログ式の熱感知器を設置する設計とする。ただし、ケーブルトレイが設置される場所は、アナログ式の煙感知器を設置するとともに、火災を早期に感知できるよう熱感知器と同等の性能を有する光ファイバ温度監視装置をケーブルトレイ上部に設置する設計とする。

(i) 海水管トレーン室

海水管トレーン室は、火災防護対象ケーブルを電線管内に敷設するため、火災防護対象ケーブルの火災を想定した場合は、電線管周囲の温度が上昇するとともに、電線管内に煙が発生する。このため、海水管トレーン室は、電線管周囲の温度を熱感知器と同等に感知できる光ファイバ温度監視装置を電線管上部に設置するとともに、電線管を接続するプルボックス内にアナログ式の煙感知器を設置する設計とする。

また、海水ストレーナが設置される場所は、屋外であるため非アナログ式の防爆型の熱感知器及び非アナログ式の屋外仕様の炎感知器（赤外線）を設置する設計とする。

**使用済燃料乾式貯蔵施設は、以下に示すとおり消防法に基づき火災感知器を設置する。**

**(a) 使用済燃料乾式貯蔵施設**

**使用済燃料乾式貯蔵施設は、保管する使用済燃料乾式貯蔵容器が金属製で十分な耐火能力を有しており、使用済燃料乾式貯蔵施設貯蔵エリアは、可燃物を置かず発火源を極力排除した設計とすることから、火災による安全機能への影響は考えにくい。**

**したがって、使用済燃料乾式貯蔵施設は、消防法に基づき火災感知器を設置する。**

使用済燃料ピット、使用済樹脂貯蔵タンク室、使用済樹脂タンク室、及び脱塩塔室は、以下に示すとおり火災感知器を設置しない設計とする。

(a) 使用済燃料ピット

使用済燃料ピットの側面と底面は、金属に覆われており、ピット内は水で満たされていることから、使用済燃料ピット内では火災は発生しない。このため、使用済燃料ピット内には、火災感知器を設置しない設計とする。

(b) 使用済樹脂貯蔵タンク室、使用済樹脂タンク室及び脱塩塔室

使用済樹脂貯蔵タンク、使用済樹脂タンク及び脱塩塔は金属製であること、タンク内に貯蔵している樹脂は水に浸かっており、使用済樹脂貯蔵タンク室、使用済樹脂タンク室及び脱塩塔室は、可燃物を置かず発火源がない設計とすることから、火災が発生するおそれはない。

したがって、使用済樹脂貯蔵タンク、使用済樹脂タンク室及び脱塩塔室は、火災感知器を設置しない設計とする。

c. 火災受信機盤

火災感知設備の火災受信機盤及び光ファイバ温度監視盤は中央制御室に設置し、火災感知設備の作動状況を常時監視できる設計とする。

火災受信機盤は、構成される受信機により、以下の機能を有する設計とする。

(a) 火災受信機盤は、アナログ式の火災感知器が接続可能であり、作動した火災感知器を1つずつ特定できる機能

(b) 機械空調による環境の維持により誤作動が起き難く、かつ、水素の漏えいの可能性が否定できない場所に設置する感知器は、非アナログ式の密閉性を有する防爆型の火災感知器とし、これを1つずつ特定できる機能

(c) 降水等の浸入による誤作動が想定される屋外に設置する感知器は、誤作動を防止するために非アナログ式の屋外仕様の火災感知器とし、これを1つずつ特定できる機能

また、光ファイバ温度監視装置は、光ファイバにより火災感知場所を特定できる機能を有する設計とする。

d. 火災感知設備の電源確保

火災区域又は火災区画に設置する火災感知設備は、外部電源喪失時においても火災の感知が可能となるように蓄電池を設け、電源を確保する設計とする。

また、原子炉の安全停止に必要な機器等を設置する火災区域又は火災区画の火災感知設備に供給する電源は、ディーゼル発電機が接続されている非常用電源より供給する設計とする。

## (2) 消火設備

消火設備は、以下に示すとおり、安全機能を有する構築物、系統及び機器を設置する火災区域又は火災区画の火災を早期に消火する設計とする。

### a. 原子炉の安全停止に必要な機器等を設置する火災区域又は火災区画に設置する消火設備

原子炉の安全停止に必要な機器等を設置する火災区域又は火災区画に設置する消火設備は、当該火災区域又は火災区画が、火災発生時の煙の充満及び放射線の影響により消火活動が困難となる火災区域又は火災区画であるかを考慮して設計する。

#### (a) 火災発生時の煙の充満等により消火活動が困難となる火災区域又は火災区画の選定

屋内の原子炉の安全停止に必要な機器等を設置する火災区域又は火災区画については、基本的に、火災発生時の煙の充満により消火活動が困難となるものとして選定し、このうち、原子炉格納容器内のループ室は、放射線の影響も考慮し消火活動が困難な場所として選定する。

また、中央制御室のうちフロアケーブルダクトは、消火活動が困難な場所として選定する。

#### (b) 火災発生時の煙の充満等により消火活動が困難とならない火災区域又は火災区画の選定

消火活動が困難とならない屋外の原子炉の安全停止に必要な機器等を設置する火災区域又は火災区画、及び屋内の火災区域又は火災区画のうち、消火活動が困難とならない火災区域又は火災区画を以下に示す。

##### (b-1) 屋外の火災区域

燃料油貯油槽エリア等の以下に示す屋外エリアは、火災が発生しても煙が大気に放出され煙の充満するおそれがないことから、消火活動が困難とならない場所として選定する。

- (ア) 燃料油貯油槽エリア
- (イ) 重油タンクエリア
- (ウ) 補助給水タンクエリア
- (エ) 海水ポンプエリア
- (オ) 海水管トレーニング室

##### (b-2) 可燃物の設置状況等により、火災が発生しても煙が充満しない火災区域又は火災区画

以下に示す火災区域又は火災区画は、可燃物を少なくすることで煙

の発生を抑える設計とし、機器周囲の火災荷重を低く管理することに加えて以下の設計とすることから、消火活動が困難とならない場所として選定する。

(b-2-1) フロアダクトケーブル監視盤室

フロアダクトケーブル監視盤は、金属製の筐体で構成し、ケーブルを電線管内に敷設する。

(b-2-2) ディーゼル発電機室給気ファン室、制御用空気圧縮機室給気ファン室及び電動補助給水ポンプ室給気ファン室

ディーゼル発電機室給気ファン、制御用空気圧縮機室給気ファン及び電動補助給水ポンプ室給気ファンは、軸受部に少量のグリースを内包しているが、ファンを不燃材で構成する。

(b-2-3) 非再生冷却器室

非再生冷却器は、不燃材で構成する。

(b-3) 運転員が常駐する火災区域又は火災区画

フロアケーブルダクトを除く中央制御室は、常駐する運転員によって、高感度煙検出設備による早期の火災感知及び消火活動が可能であり、火災発生時に煙が充満する前に消火可能であることから、消火活動が困難とならない場所として選定する。

(c) 火災発生時の煙の充満等により消火活動が困難となる火災区域又は火災区画に設置する消火設備

火災発生時の煙の充満により消火活動が困難となる火災区域又は火災区画は、中央制御室からの手動操作による固定式消火設備又は自動消火設備である全域ハロン消火設備等を設置し消火を行う設計とする。

ただし、原子炉格納容器内の火災発生時に、中央制御室からの手動操作による固定式消火設備又は自動消火設備に固定式のガス系消火設備を適用する場合は、原子炉格納容器内の自由体積が約 6.7 万  $m^3$  あることから、原子炉格納容器内全体に消火剤を充満させるまで時間を要する。このため、原子炉格納容器の消火設備は、火災発生時の煙の充満による消火活動が困難でない場合には、早期に消火が可能であることから、常駐する運転員及び消防要員（以下「消防要員等」という。）による消火を行う設計とする。

火災発生時の煙の充満及び放射線の影響のため消防要員等による消火活動が困難である場合は、中央制御室からの手動操作が可能であり、原子炉格納容器全域を水滴で覆うことのできる「9.2 原子炉格納容器スプレイ設備」に示す原子炉格納容器スプレイ設備による手動消火を行う

設計とする。

(d) 火災発生時の煙の充満等により消火活動が困難とならない火災区域又は火災区画に設置する消火設備

(d-1) 燃料油貯油槽エリア

燃料油貯油槽は、乾燥砂で覆われ地下に埋設されているため、火災の規模は小さい。また、油火災であることを考慮し、消火器で消火を行う設計とする。

(d-2) 重油タンクエリア

重油タンクは屋外に設置され、煙の充満等による消火活動が困難とならない場所であるため、消火器で消火を行う設計とする。

(d-3) 補助給水タンクエリア、海水ポンプエリア及び海水管トレンチ室

補助給水タンクエリア、海水ポンプエリア及び海水管トレンチ室は、全域ハロン自動消火設備等は設置せず、消火器で消火を行う設計とする。

(d-4) フロアダクトケーブル監視盤室

火災発生時に煙の充満により消火活動が困難とならないフロアダクトケーブル監視盤室には、全域ハロン自動消火設備等は設置せず、消火器で消火を行う設計とする。

(d-5) ディーゼル発電機室給気ファン室、制御用空気圧縮機室給気ファン室及び電動補助給水ポンプ室給気ファン室

火災発生時に煙の充満により消火活動が困難とならないディーゼル発電機室給気ファン室、制御用空気圧縮機室給気ファン室及び電動補助給水ポンプ室給気ファン室には、全域ハロン自動消火設備等は設置せず、消火器で消火を行う設計とする。

(d-6) 非再生冷却器室

火災発生時に煙の充満により消火活動が困難とならない非再生冷却器室には、全域ハロン自動消火設備等は設置せず、消火器で消火を行う設計とする。

(d-7) 中央制御室

フロアケーブルダクトを除く中央制御室は、全域ハロン自動消火設備等は設置せず、粉末消火器で消火を行う設計とする。また、中央制御盤内の火災については、電気機器への影響がない二酸化炭素消火器で消火を行う。

b. 放射性物質貯蔵等の機器等を設置する火災区域に設置する消火設備

放射性物質貯蔵等の機器等を設置する火災区域に設置する消火設備は、

当該火災区域が、火災発生時の煙の充満及び放射線の影響により消火活動が困難となる火災区域であるかを考慮して設計する。

(a) 火災発生時の煙の充満等により消火活動が困難となる火災区域の選定  
放射性物質貯蔵等の機器等を設置する火災区域は、基本的に、火災発生時の煙の充満により消火活動が困難となるものとして選定する。

(b) 火災発生時の煙の充満等により消火活動が困難とならない火災区域の選定  
放射性物質貯蔵等の機器等を設置する火災区域のうち、以下の火災区域は、消火活動が困難とならない場所として選定する。

(b-1) 液体廃棄物処理設備

液体廃棄物処理設備を設置する火災区域は、火災が発生し液体放射性物質が流出しても可燃物とはならず床ドレンに回収される。また、液体廃棄物処理設備の周りは可燃物を少なくすることで煙の発生を抑える設計とし、周囲の火災荷重を低く管理することから、消火活動が困難とならない場所として選定する。

(b-2) 濃縮廃液受入タンク室

濃縮廃液受入タンクは、金属製であり、タンクの周囲は可燃物を少なくすることで煙の発生を抑える設計とし、周囲の火災荷重を低く管理することから、消火活動が困難とならない場所として選定する。

(b-3) 使用済燃料ピット

使用済燃料ピットの側面と底面は金属に覆われており、ピット内は水で満たされ、使用済燃料は火災の影響を受けないことから、消火活動が困難とならない場所として選定する。

(b-4) 新燃料貯蔵庫

新燃料貯蔵庫は、側面と底面が金属とコンクリートに覆われており可燃物を置かない設計とするため、消火活動が困難とならない場所として選定する。

(b-5) ガス減衰タンク室及び水素再結合ガス減衰タンク室

ガス減衰タンク及び水素再結合ガス減衰タンクは、金属製であり、タンクの周囲は可燃物を少なくすることで煙の発生を抑える設計とし、周囲の火災荷重を低く管理することから、消火活動が困難とならない場所として選定する。

(b-6) 蒸気発生器保管庫

蒸気発生器保管庫に保管する原子炉容器上部ふた等の保管容器は金属製であり、保管容器の周囲は可燃物を少なくすることで煙の発生を

抑える設計とし、周囲の火災荷重を低く管理することから、消火活動が困難とならない場所として選定する。

(c) 火災発生時の煙の充満等により消火活動が困難となる火災区域に設置する消火設備

火災発生時の煙の充満により消火活動が困難となる放射性物質貯蔵等の機器等を設置する火災区域は、中央制御室からの手動操作による固定式消火設備又は自動消火設備である全域ハロン消火設備等を設置し消火を行う設計とする。

(d) 火災発生時の煙の充満等により消火活動が困難とならない火災区域に設置する消火設備

(d-1) 液体廃棄物処理設備

液体廃棄物処理設備を設置する火災区域は、手動操作による固定式消火設備及び自動消火設備は設置せず、消火器又は水で消火を行う設計とする。

(d-2) 濃縮廃液受入タンク室

濃縮廃液受入タンク室は、手動操作による固定式消火設備及び自動消火設備は設置せず、消火器又は水で消火を行う設計とする。

(d-3) 使用済燃料ピット

使用済燃料ピットは、手動操作による固定式消火設備及び自動消火設備は設置しない設計とする。

(d-4) 新燃料貯蔵庫

新燃料貯蔵庫は、手動操作による固定式消火設備及び自動消火設備は設置せず、消火器又は水で消火を行う設計とする。

(d-5) ガス減衰タンク室及び水素再結合ガス減衰タンク室

ガス減衰タンク室及び水素再結合ガス減衰タンク室は、手動操作による固定式消火設備及び自動消火設備は設置せず、消火器又は水で消火を行う設計とする。

(d-6) 蒸気発生器保管庫

蒸気発生器保管庫は、手動操作による固定式消火設備及び自動消火設備は設置せず、消火器又は水で消火を行う設計とする。

(e) 使用済燃料乾式貯蔵施設の消火設備

使用済燃料乾式貯蔵施設は、保管する使用済燃料乾式貯蔵容器が金属製で十分な耐火能力を有しており、使用済燃料乾式貯蔵施設貯蔵エリアは、可燃物を置かず発火源を極力排除した設計とすることから、火災による安全機能への影響は考えにくい。

したがって、使用済燃料乾式貯蔵施設は、消火器及び屋内消火栓を設置する設計とする。

(f) 使用済樹脂貯蔵タンク室、使用済樹脂タンク室及び脱塩塔室の消火設備

使用済樹脂貯蔵タンク、使用済樹脂タンク及び脱塩塔の設置場所は、放射線の影響のため消火活動が困難な場所であるが、これらのタンクは、金属製であること、タンク内に貯蔵する樹脂は水に浸かっており、これらのタンクの設置場所には、可燃物を置かず発火源がない設計とすることから、火災が発生するおそれはない。

したがって、使用済樹脂貯蔵タンク室、使用済樹脂タンク室及び脱塩塔室は、消火器及び屋内消火栓を除く消火設備を設置しない設計とする。

c. 消火用水供給系の多重性又は多様性の考慮

(a) 3号炉設備の消火用水供給系

消火用水供給系の水源は、ろ過水貯蔵タンク及び脱塩水タンク（各約3,000m<sup>3</sup>）を各1基設置し多重性を有する設計とする。

原子炉格納容器スプレイ設備は、格納容器スプレイポンプを2台設置する等、系統の多重性を有する設計とし、水源は、使用可能な場合に水源とするろ過水貯蔵タンク及び脱塩水タンクを各1基、これらが使用できない場合に水源とする燃料取替用水タンクを1基設置する設計とする。なお、燃料取替用水タンクは、原子炉格納容器スプレイ設備により消火を行う時間が24時間以内であることから、单一故障を想定しない設計とする。

消火用水供給系の消火ポンプは、電動消火ポンプ（消火ポンプ（A））、ディーゼル駆動消火ポンプ（消火ポンプ（B））を1台ずつ設置し、多様性を有する設計とする。

(b) 蒸気発生器保管庫、1－固体廃棄物貯蔵庫、焼却炉建家及び雑固体処理建屋の消火用水供給系

消火用水供給系の水源は、ろ過水タンク（約6,000m<sup>3</sup>）を2基設置し多重性を有する設計とする。

消火用水供給系の消火ポンプは、電動消火ポンプ（1号、2号及び3号炉共用）、ディーゼル駆動消火ポンプ（1号、2号及び3号炉共用）を使用し、多様性を有する設計とする。

(c) 2－固体廃棄物貯蔵庫及び使用済燃料乾式貯蔵施設の消火用水供給系

消火用水供給系の水源は、平ばえ消火タンク（約150m<sup>3</sup>）及び原水貯槽

(約 600m<sup>3</sup>) を各 1 基設置し、静水頭により消火水を供給する設計とする。

d. 系統分離に応じた独立性の考慮

原子炉の安全停止に必要な機器等のうち、火災防護対象機器等の系統分離を行うために設置する全域ハロン自動消火設備は、以下に示すとおり、系統分離に応じた独立性を備えた設計とする。

- ・ 静的機器である消火配管は、静的機器は 24 時間以内の单一故障の想定が不要であり、また、基準地震動で損傷しないよう設計するため、多重化しない。
- ・ 動的機器である選択弁等の单一故障を想定して選択弁等は多重化する設計とし、動的機器である容器弁の单一故障を想定して容器弁及びボンベも必要本数以上設置し、両系列の火災防護対象機器等の消火設備が機能を失わない設計とする。

e. 火災に対する二次的影響の考慮

全域ハロン自動消火設備等は、電気絶縁性の高いガスを採用することで、火災が発生している火災区域又は火災区画からの火災の火炎、熱による直接的な影響のみならず、煙、流出流体、断線及び爆発等の二次的影響が、火災が発生していない安全機能を有する構築物、系統及び機器に及ぼない設計とする。

また、これら消火設備のボンベ及び制御盤は、消火対象となる火災区域又は火災区画とは別のエリアに設置し、火災による熱の影響を受けても破損及び爆発が発生しないよう、ボンベに接続する安全弁によりボンベの過圧を防止する設計とする。

f. 想定火災の性質に応じた消火剤の容量

消火設備に必要な消火剤の容量について、全域ハロン自動消火設備等は、消防法施行規則第 20 条に基づき設計する。

消火剤に水を使用する水消火設備の容量の設計は、「1. 6. 1. 3(2)h. 消火用水の最大放水量の確保」に示す。

g. 移動式消火設備の配備

移動式消火設備は、「実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則」第 83 条の 5 に基づき、消火ホース等の資機材を備え付けている化学消防自動車（1 台）及び水槽付消防自動車（1 台）を配備する設計とする。

h. 消火用水の最大放水量の確保

3 号炉設備及び共用設備の消火剤に水を使用する消火設備は、以下のとおり 2 時間の最大放水量を確保できる設計とする。

水消防設備に必要な消火水の容量について、屋内消火栓は、消防法施行令第11条（屋内消火栓設備に関する基準）及び屋外消火栓は消防法施行令第19条（屋外消火栓設備に関する基準）を満足するよう設計する。

(a) 3号炉設備に消火水を供給するための水源

消防用水供給系の水源であるろ過水貯蔵タンク及び脱塩水タンクは、最大放水量である主変圧器の消火ノズルから放水するために必要な圧力及び必要な流量を満足する消火ポンプの定格流量（ $11\text{m}^3/\text{min}$ ）で、消火を2時間継続した場合の水量（ $1,320\text{m}^3$ ）を確保する設計とする。

(b) 蒸気発生器保管庫、1－固体廃棄物貯蔵庫、焼却炉建家及び雑固体処理建屋に消火水を供給するための水源

消防用水供給系の水源であるろ過水タンクは、最大放水量である1号炉又は2号炉の主変圧器の消火ノズルから放水するために必要な圧力及び必要な流量を満足する電動消火ポンプ（1号、2号及び3号炉共用）の定格流量（ $9.1\text{m}^3/\text{min}$ ）で、消火を2時間継続した場合の水量（約 $1,100\text{m}^3$ ）を確保する設計とする。

(c) 2－固体廃棄物貯蔵庫及び使用済燃料乾式貯蔵施設に消火水を供給するための水源

消防用水供給系の水源である平ばえ消火タンク及び原水貯槽は、2本の屋外消火栓を同時に使用して消火することを想定し、屋外消火栓に必要な圧力及び必要な流量（ $350\text{L}/\text{min}$ ）で、消火を2時間継続した場合の水量（ $84\text{m}^3$ ）を確保する設計とする。

i. 水消防設備の優先供給

消防用水供給系は、飲料水系や所内用水系等と共に用する場合には、隔壁弁を設置して遮断する措置により、消防用水の供給を優先する設計とする。

j. 消火設備の故障警報

電動消火ポンプ（消火ポンプ（A））、ディーゼル駆動消火ポンプ（消火ポンプ（B））、電動消火ポンプ（1号、2号及び3号炉共用）、ディーゼル駆動消火ポンプ（1号、2号及び3号炉共用）、全域ハロン自動消火設備等の消火設備は、電源断等の故障警報を中央制御室に発する設計とする。

k. 消火設備の電源確保

(a) 消火用水供給系

ディーゼル駆動消火ポンプ（消火ポンプ（B））及びディーゼル駆動消火ポンプ（1号、2号及び3号炉共用）は、外部電源喪失時にも起動できる

ように蓄電池により電源を確保することにより、消火用水供給系の機能を喪失しない設計とする。

原子炉格納容器スプレイ設備は、外部電源喪失時にも起動できるように非常用電源より給電することにより、消火用水供給系の機能を喪失しない設計とする。

(b) 全域ハロン自動消火設備等

固定式ガス消火設備として設置する全域ハロン自動消火設備等は、外部電源喪失時にも設備の作動に必要な電源を蓄電池により確保することにより、消火設備の機能を喪失しない設計とする。

1. 消火栓の配置

安全機能を有する構築物、系統及び機器を設置する火災区域又は火災区画に設置する消火栓は、消防法施行令第11条（屋内消火栓設備に関する基準）及び第19条（屋外消火栓設備に関する基準）に準拠し、原子炉建屋及び原子炉補助建屋内は消火栓から半径15mの範囲、**使用済燃料乾式貯蔵建屋**、焼却炉建家及び雑固体処理建屋内は消火栓から半径25mの範囲、屋外は消火栓から半径40mの範囲における消火活動を考慮した設計とする。

m. 固定式ガス消火設備の退出警報

固定式ガス消火設備として設置する全域ハロン自動消火設備等は、作動前に職員等の退出ができるよう警報を発する設計とする。

n. 管理区域内からの放出消火剤の流出防止

管理区域内で放出した消火水は、放射性物質を含むおそれがある場合には、管理区域外への流出を防止するため、各フロアの目皿や配管により排水及び回収し、液体廃棄物処理設備で処理する設計とする。

o. 消火用の照明器具

建屋内の消火栓、消火設備現場盤の設置場所及び設置場所への経路には、移動及び消火設備の操作を行うため、消防法で要求される消火継続時間20分に現場への移動等の時間を考慮し、1時間以上の容量の蓄電池を内蔵する照明器具を設置する設計とする。

(3) 地震等の自然現象の考慮

火災感知設備及び**消火設備**は、以下に示す地震等の自然現象を考慮し、機能及び性能が維持される設計とする。

a. 凍結防止対策

外気温度が3°Cまで低下した場合は、屋外の消火設備の凍結を防止するために屋外消火栓を微開し通水する運用とする。

また、屋外に設置する火災感知設備については、外気温度が−10°Cまで低下しても使用可能な火災感知器を設置する設計とする。

b. 風水害対策

電動消火ポンプ（消火ポンプ（A）），ディーゼル駆動消火ポンプ（消火ポンプ（B）），ディーゼル駆動消火ポンプ（1号，2号及び3号炉共用），全域ハロン自動消火設備等は、風水害により性能が阻害されないよう、流れ込む水の影響を受けにくい屋内に設置する設計とする。

また、屋外に消火設備を設置する場合は、風水害により性能が阻害されないよう、消火ポンプ、制御盤等を屋外仕様とすることで、浸水防止対策を講じる設計とする。

屋外の火災感知設備は、火災感知器の予備を保有し、風水害の影響を受けた場合にも、早期に取替えを行うことにより当該設備の機能及び性能を復旧する設計とする。

c. 地震対策

(a) 地震対策

火災区域又は火災区画の火災感知設備及び消火設備は、その火災区域又は火災区画に設置する安全機能を有する構築物、系統及び機器の耐震クラスに応じて、機能を維持できる設計とする。

耐震Sクラスの機器を設置する火災区域又は火災区画に設置される油を内包する耐震Bクラス及び耐震Cクラスの機器に基準地震動による損傷に伴う火災が発生した場合においても、火災防護対象機器等の機能が維持される設計とする。

(b) 地盤変位対策

消火配管は、地震時における地盤変位対策として、建屋貫通部付近の接続部には機械式継手ではなく溶接継手を採用し、地盤変位の影響を直接受けないよう、地上化又はトレンチ内に設置する設計とする。

また、建屋外部から建屋内部の消火栓に給水することが可能な給水接続口については、消防法に基づき設置する設計とする。

(4) 消火設備の破損、誤作動又は誤操作による安全機能への影響

ハロンは電気絶縁性が大きく揮発性も高いことから、設備の破損、誤作動又は誤操作により消火剤が放出されても電気及び機械設備に影響を与えないため、火災区域又は火災区画に設置するガス系消火設備には、全域ハロン自動消火設備等を選定する設計とする。

ディーゼル発電機は、ディーゼル発電機室に設置する全域ハロン自動消火設備の破損、誤作動又は誤操作により消火剤の放出を考慮しても機

能が喪失しないよう、外気より給気を取り入れる設計とする。

消防設備の放水等による溢水は、「1.7 溢水防護に関する基本方針」に基づき、安全機能への影響がないよう設計する。

#### 1.6.1.4 火災の影響軽減のための対策

##### (1) 安全機能を有する構築物、系統及び機器の重要度に応じた火災の影響軽減のための対策

安全機能を有する構築物、系統及び機器の重要度に応じ、それらを設置する火災区域又は火災区画内の火災及び隣接する火災区域又は火災区画における火災による影響に対し、「1.6.1.4(1)a. 火災区域の分離」から「1.6.1.4(1)h. 油タンクに対する火災の影響軽減のための対策」に示す火災の影響軽減のための対策を講じる設計とする。

###### a. 火災区域の分離

原子炉の安全停止に必要な機器等を設置する火災区域のうち、他の火災区域又は火災区画と隣接する場合は、3時間以上の耐火能力を有する耐火壁として、3時間耐火に設計上必要なコンクリート壁厚である150mm<sup>(11)</sup>以上の壁厚を有するコンクリート壁又は火災耐久試験により3時間以上の耐火能力を有することを確認した耐火壁（貫通部シール、防火扉、防火ダンパ）によって、他の火災区域又は火災区画から分離する設計とする。

なお、火災区域の目皿には、他の火災区域又は火災区画からの煙の流入防止を目的として、煙等流入防止装置を設置する設計とする。

###### b. 火災防護対象機器等の系統分離

火災が発生しても、原子炉を安全停止するためには、プロセスを監視しながら原子炉を停止し、冷却を行うことが必要であり、このためには、成功パスを、手動操作に期待してでも、少なくとも1つ確保するよう系統分離対策を講じる必要がある。

このため、火災防護対象機器等を設置する火災区域又は火災区画に対して、火災区域内又は火災区画内の火災の影響軽減のための対策や隣接する火災区域又は火災区画における火災の影響を軽減するために、以下の対策を講じる設計とする。

ただし、以下の対策と同等の対策を行う中央制御室及び原子炉格納容器については、「1.6.1.4(1)c. 中央制御盤内に対する火災の影響軽減のための対策」及び「1.6.1.4(1)d. 原子炉格納容器内に対する火災の影響軽減のための対策」で示す。

(a) 3時間以上の耐火能力を有する隔壁等

互いに相違する系列の火災防護対象機器等は、火災耐久試験により3時間以上の耐火能力を確認した隔壁等で分離する設計とする。

(b) 水平距離6m以上、火災感知設備及び自動消火設備

互いに相違する系列の火災防護対象機器等は、仮置きするものを含めて可燃性物質のない水平距離を6m以上確保する設計とする。

火災感知設備は、自動消火設備を作動させるために設置し、自動消火設備の誤作動防止を考慮した感知器の作動により自動消火設備を作動させる設計とする。

自動消火設備は、全域ハロン自動消火設備とする。

(c) 1時間耐火隔壁等、火災感知設備及び自動消火設備

互いに相違する系列の火災防護対象機器等について、互いの系列間を分離するために、1時間の耐火能力を有する隔壁等を設置する設計とする。

隔壁等は、火災耐久試験により1時間の耐火性能を有することを確認する設計とする。

火災感知設備は、自動消火設備を作動させるために設置し、自動消火設備の誤作動防止を考慮した感知器の作動により自動消火設備を作動させる設計とする。

自動消火設備は、全域ハロン自動消火設備を設置する設計とする。

c. 中央制御盤内に対する火災の影響軽減のための対策

中央制御盤内は、「1.6.1.4(1)b. 火災防護対象機器等の系統分離」とは異なる火災の影響軽減のための対策を講じる設計とする。

中央制御盤内の火災防護対象機器等は、運転員の操作性及び視認性向上を目的として近接して設置することから、互いに相違する系列の水平距離を6m以上確保することや互いに相違する系列を1時間の耐火能力を有する耐火隔壁で分離することが困難である。

また、中央制御盤内に火災が発生した場合は、常駐する運転員による早期の消火活動を行うこととし、自動消火設備は設置しない設計とする。

このため、中央制御盤内の火災防護対象機器等は、以下に示すとおり、実証試験結果に基づく離隔距離等による分離対策、高感度煙検出設備の設置による早期の火災感知及び常駐する運転員による早期の消火活動に加え、火災により中央制御盤の1つの区画の安全機能が全て喪失しても、他の区画の制御盤の運転操作や現場の遮断器等の操作により、原子炉の安全停止が可能であることも確認し、火災の影響軽減のための対策を講

じる設計とする。

(a) 離隔距離等による系統分離

中央制御盤内の火災防護対象機器である操作スイッチ及びケーブルは、火災を発生させて近接する他の構成部品に火災の影響がないことを確認した実証試験の結果に基づき、以下に示す分離対策を講じる設計とする。

(a-1) 操作スイッチは、鋼板製筐体で覆い、更に、実証試験により確認された離隔距離を確保する。

(a-2) 盤内配線は、相違する系列の端子台間及び相違する系列のテフロン電線間は、実証試験により確認された離隔距離を確保する。

(a-3) 相違する系列間を分離するための配線用バリアとしては、金属バリアによる離隔又は実証試験により確認された離隔距離を確保した盤内配線ダクトとする。

(a-4) ケーブルは、当該ケーブルに火災が発生しても延焼せず、また、周囲へ火災の影響を与えない金属外装ケーブル、テフロン電線及び難燃ケーブルを使用する。

(b) 高感度煙検出設備の設置による早期の火災感知

(b-1) 中央制御室に煙及び熱感知器を設置する設計とする。

(b-2) 中央制御盤には、火災の早期感知を目的として、高感度煙検出設備を設置する設計とする。

(c) 常駐する運転員による早期の消火活動

(c-1) 自動消火設備は設置しないが、中央制御盤内に火災が発生しても、高感度煙検出設備からの感知信号により、常駐する運転員が早期に消火活動を行うことで、相違する系列の火災防護対象機器への火災の影響を防止できる設計とする。

(c-2) 常駐する運転員が早期消火を図るために消火活動の手順を定めて、訓練を実施する。

(c-3) 消火設備は、電気機器へ悪影響を与えない二酸化炭素消火器を使用する。

(c-4) 火災の発生箇所の特定が困難な場合も想定し、サーモグラフィカメラ等、火災の発生箇所を特定できる装置を配備する。

(d) 原子炉の安全停止

火災により中央制御盤の1つの区画の安全機能が全て喪失しても、他の区画の制御盤の運転操作や現場の遮断器等の操作により、原子炉の安全停止が可能な設計とする。

d. 原子炉格納容器内に対する火災の影響軽減のための対策

原子炉格納容器内は、「1. 6. 1. 4(1)b. 火災防護対象機器等の系統分離」とは異なる火災の影響軽減のための対策を講じる設計とする。

原子炉格納容器内では、蒸気発生器の計器はループごとに配置し、ケーブルについては系列ごとに敷設して異なる貫通部に接続すること等により火災の影響軽減を図る。しかしながら、原子炉格納容器内の火災防護対象ケーブルは、ケーブルトレイが密集して設置されるため、互いに相違する系列を可能な範囲で離隔するが、全域に対しては水平距離を6m以上確保することが困難である。また、1時間耐火性能を有している耐火ボードや耐火シート等は、1次冷却材漏えい事故等が発生した場合にデブリ発生の要因となり格納容器再循環サンプの閉塞対策に影響を及ぼすため、互いに相違する系列を1時間の耐火能力を有する耐火隔壁で分離することが困難である。

自動消火設備に固定式のガス系消火設備を適用する場合は、原子炉格納容器内の自由体積が約6.7万m<sup>3</sup>であることから、原子炉格納容器内全体に消火剤を充満させるまで時間を要する。このため、原子炉格納容器の消火設備は、火災発生時の煙の充満による消火活動が困難でない場合、早期に消火が可能である、消防要員等による消火を行う設計とする。

火災発生時の煙の充満及び放射線の影響のため消防要員等による消火活動が困難である場合は、中央制御室からの手動操作が可能であり、原子炉格納容器内全域を水滴で覆うことのできる原子炉格納容器スプレイ設備による手動消火を行う設計とする。

このため、原子炉格納容器内の火災防護対象機器等は、以下に示す火災の影響軽減のための対策に加え、原子炉格納容器内の動的機器がすべて火災の影響により運転停止し、かつ、原子炉格納容器内の弁の遠隔操作ができなくなることを仮定しても、運転員の操作により原子炉の安全停止が可能であることも確認する設計とする。

また、原子炉格納容器内には可燃物を保管しない措置を講じ、原子炉格納容器内の以下の設備については、鉄製の筐体やケーシング等で構成することにより、火災発生時においても火災防護対象ケーブルが敷設されるケーブルトレイへの火災影響の低減を図る。

- ・電気盤
- ・油内包機器である格納容器再循環ファン
- ・1次冷却材ポンプ電動機油回収タンク

また、油内包機器である格納容器冷却材ドレンポンプは、火災防護対象ケーブルを敷設するケーブルトレイや電線管から6mの範囲内に存在

せず、水平距離間には仮置きするものを含め可燃性物質は存在しないため、火災発生時においても火災防護対象ケーブルが敷設されるケーブルトレイへの火災影響を防止できる。

(a) ケーブルトレイに対する鉄製蓋の設置

原子炉格納容器内に火災が発生した場合に、火災防護対象ケーブルに関連する火災防護対象機器の機能維持に対する信頼性を向上するために、以下に示すケーブルトレイに対して、延焼や火炎からの影響を防止できる鉄製の蓋を設置し、鉄製の蓋には、消火水がケーブルトレイへ浸入するための開口を設置する設計とする。

(a-1) 同じ機能を有する火災防護対象ケーブルが敷設されるケーブルトレイ同士が 6 m の離隔を有する場合は、いずれか一方の系列の火災防護対象ケーブルが敷設されるケーブルトレイの周囲 6 m 範囲に位置するケーブルトレイに対して、鉄製蓋を設置する設計とする。

(a-2) 同じ機能を有する火災防護対象ケーブルが敷設されるケーブルトレイ同士が 6 m の離隔を有しない場合は、同じ機能を有する火災防護対象ケーブルが敷設される両方のケーブルトレイ及びいずれか一方の系列の火災防護対象ケーブルが敷設されるケーブルトレイの周囲 6 m 範囲に位置するケーブルトレイに対して、鉄製蓋を設置する設計とする。

(a-3) 同じ機能を有する火災防護対象ケーブルが敷設される電線管同士が 6 m の離隔を有する場合は、いずれか一方の系列の火災防護対象ケーブルが敷設される電線管の周囲 6 m 範囲に位置するケーブルトレイに対して、鉄製蓋を設置する設計とする。

(a-4) 同じ機能を有する火災防護対象ケーブルが敷設される電線管同士が 6 m の離隔を有しない場合は、上記(a-3)と同じ対策を実施する設計とする。

(b) 火災感知設備

アナログ式の煙感知器、アナログ式の熱感知器を設置し、天井空間が広く煙が周囲に拡散される場所は、アナログ式の熱感知器と非アナログ式の炎感知器（赤外線）を設置する設計とする。また、原子炉格納容器ループ室及び加圧器室に設置する火災感知器は、放射線による影響を考慮した熱感知器を選定し、水素が発生するような事故を考慮して、接点構造を有しない非アナログ式の熱感知器又は非アナログ式の防爆型の熱感知器を設置する設計とする。

(c) 消防要員等又は原子炉格納容器スプレイ設備による消火

(c-1) 自動消火設備は設置しないが、消防要員等が原子炉格納容器内へ進

入可能な場合は、手順を定め、訓練を実施している消防要員等により、消火器又は水を用いて早期に消火を行う設計とする。

(c-2) 消防要員等が原子炉格納容器内へ進入困難な場合は、中央制御室で手動操作可能な原子炉格納容器スプレイ設備を用いた消火を実施する設計とする。なお、1次冷却材ポンプの上部は開口となっているため、1次冷却材ポンプに火災が発生した場合にも、原子炉格納容器スプレイ設備による消火は可能である。

(d) 原子炉の安全停止

火災防護対象機器等への延焼を抑制する距離の確保、火災防護対象機器等に延焼するおそれがある火災を感知する火災感知器の配置及び消防要員等による消火活動又は中央制御室から手動操作可能な原子炉格納容器スプレイ設備を用いた消火活動により、両系列の火災防護対象機器等が火災により機能を失うことを防止する設計とする。

また、以下に示す設計により、原子炉格納容器内の動的機器が全て火災の影響により運転停止し、かつ、原子炉格納容器内の弁の遠隔操作ができなくなることを仮定しても、運転員の操作により原子炉の安全停止は可能である。

・原子炉の高温停止

火災発生時にも原子炉の高温停止が可能となるよう、火災の影響を受けても、制御棒は炉心に全挿入する設計とする。

・原子炉の高温停止の維持

火災発生時にも原子炉の高温停止の維持が可能となるよう、火災の影響を受けない原子炉格納容器外に補助給水設備と主蒸気系統設備を設置し、これらを用いた蒸気発生器による除熱を可能とする設計とする。

・原子炉の低温停止への移行

火災鎮火後、原子炉格納容器内の電動弁を手動操作し余熱除去設備を使用することで、低温停止への移行を可能とする設計とする。

e. 放射性物質貯蔵等の機器等に対する火災の影響軽減のための対策

放射性物質の貯蔵、かつ、閉じ込め機能を有する構築物、系統及び機器を設置する火災区域は、3時間以上の耐火能力を有する耐火壁として、3時間耐火に設計上必要なコンクリート壁厚である 150mm<sup>(11)</sup> 以上の壁厚を有するコンクリート壁又は火災耐久試験により 3時間以上の耐火能力を有することを確認した耐火壁（貫通部シール、防火扉、防火ダンバ）により、他の火災区域と分離する設計とする。

ただし、放射性物質の貯蔵機能のみを有する構築物、系統及び機器を設置する火災区域であり、他の火災区域と隣接しない火災区域は、耐火壁による放射性物質の閉じ込め機能に期待しないため、火災区域の境界壁は耐火能力を確保しない設計とする。

f. 換気設備に対する火災の影響軽減のための対策

安全機能を有する構築物、系統及び機器を設置する火災区域に関する換気設備には、他の火災区域又は火災区画へ、火、熱、又は煙の影響が及ばないよう、防火ダンバを設置する設計とする。

換気設備のフィルタは、「1.6.1.2(2)d. 換気設備のフィルタに対する不燃性材料又は難燃性材料の使用」に示すとおり、チャコールフィルタを除き、不燃性又は難燃性のものを使用する設計とする。

g. 煙に対する火災の影響軽減のための対策

運転員が常駐する中央制御室の火災発生時の煙を排気するために、建築基準法に準拠した容量の排煙設備を配備する設計とする。なお、排煙設備は、中央制御室専用であるため、放射性物質の環境への放出を考慮する必要はない。

電気ケーブルが密集するフロアケーブルダクトは、全域ハロン自動消火設備による自動消火を行う設計とする。

なお、引火性液体が密集する燃料油貯油槽及び重油タンクは、屋外に設置するため、煙が大気に放出されることから、排煙設備を設置しない設計とする。

h. 油タンクに対する火災の影響軽減のための対策

火災区域又は火災区画に設置される油タンクは、換気空調設備による排気又はペント管により、屋外へ排気する設計とする。

(2) 火災影響評価

火災の影響軽減のための対策を前提とし、設備等の設置状況を踏まえた可燃性物質の量等を基に想定される発電用原子炉施設内の火災によって、安全保護系及び原子炉停止系の作動が要求される場合には、火災による影響を考慮しても、多重化されたそれぞれの系統が同時に機能を失うことなく、原子炉を安全停止できることを「1.6.1.4(2)a. 火災伝播評価」から「1.6.1.4(2)c. 隣接火災区域（区画）に火災の影響を与える火災区域（区画）に対する火災影響評価」に示す火災影響評価により確認する。

ただし、中央制御盤及び原子炉格納容器に対しては、「1.6.1.4(1) 安全機能を有する構築物、系統及び機器の重要度に応じた火災の影響軽減

のための対策」で示すとおり、火災が発生しても、原子炉の安全停止は可能である。

また、内部火災により原子炉に外乱が及び、かつ、安全保護系、原子炉停止系の作動を要求される運転時の異常な過渡変化又は設計基準事故が発生する可能性があるため、「発電用軽水型原子炉施設の安全評価に関する審査指針」に基づき、運転時の異常な過渡変化及び設計基準事故に対処するための機器に单一故障を想定しても、以下の状況を考慮し、事象が収束して原子炉は支障なく低温停止に移行できることを確認する。

- ・運転時の異常な過渡変化又は設計基準事故を発生させる原因となる系統、機器に係る機能と運転時の異常な過渡変化又は設計基準事故を収束させるための系統、機器に係る機能は、制御盤間の離隔距離又は盤内の延焼防止対策により同時に喪失しない。
- ・中央制御盤内の延焼時間内に対応操作が可能である。

なお、「1.6.1.4(2)火災影響評価」では、火災区域又は火災区画を、「火災区域（区画）」と記載する。

a. 火災伝播評価

当該火災区域（区画）の火災発生時に、隣接火災区域（区画）に火災の影響を与える場合は、隣接火災区域（区画）も含んだ火災影響評価を行う必要があるため、当該火災区域（区画）の火災影響評価に先立ち、当該火災区域（区画）に火災を想定した場合の隣接火災区域（区画）への火災の影響の有無を確認する火災伝播評価を実施する。

b. 隣接火災区域（区画）に火災の影響を与えない火災区域（区画）に対する火災影響評価

火災伝播評価により、隣接火災区域（区画）に火災の影響を与えない火災区域（区画）は、当該火災区域（区画）内に設置される耐震Bクラス及び耐震Cクラス機器を含めた機器の機能喪失を想定しても、「1.6.1.4(1)安全機能を有する構築物、系統及び機器の重要度に応じた火災の影響軽減のための対策」に基づく火災の影響軽減のための対策の実施により、原子炉の安全停止に必要な成功パスが少なくとも1つ確保され、原子炉の安全停止が可能であることを確認する。

c. 隣接火災区域（区画）に火災の影響を与える火災区域（区画）に対する火災影響評価

火災伝播評価により、隣接火災区域（区画）に火災の影響を与える火災区域（区画）は、当該火災区域（区画）と隣接火災区域（区画）の2区域（区画）内に設置される耐震Bクラス及びCクラス機器の火災も含め

た機器の機能喪失を想定しても、「1.6.1.4(1)安全機能を有する構築物、系統及び機器の重要度に応じた火災の影響軽減のための対策」に基づく火災の影響軽減のための対策の実施により、原子炉の安全停止に必要な成功パスが少なくとも1つ確保され、原子炉の安全停止が可能であることを確認する。

#### 1.6.1.5 その他

以下に示す火災区域又は火災区画は、それぞれの特徴を考慮した火災防護対策を実施する設計とする。

##### (1) フロアケーブルダクト

フロアケーブルダクトは、全域ハロン自動消火設備により消火する設計とする。

また、フロアケーブルダクトの火災の影響軽減のための対策は、互いに相違する系列の火災防護対象機器等の分離を考慮した設計とする。

##### (2) 電気室

安全補機開閉器室は、電源供給のみに使用する設計とする。

##### (3) 蓄電池室

蓄電池室は、以下のとおり設計する。

- a. 蓄電池室には、蓄電池のみを設置し、直流開閉装置やインバータは設置しない設計とする。
- b. 蓄電池室の換気設備は、蓄電池室内の水素濃度を2 vol%以下に維持するため、社団法人電池工業会「蓄電池室に関する設計指針」(SBA G 0603)に基づき、水素ガスの排気に必要な換気量以上となるよう設計する。
- c. 蓄電池室の換気設備が停止した場合には、中央制御室に警報を発するよう設計する。

##### (4) ポンプ室

ポンプ室は、自動消火設備を設置する設計とするが、固定式消火設備の消火設備によらない消火活動も考慮し、煙を排気できる可搬型の排煙装置を設置できる設計とする。

##### (5) 中央制御室

中央制御室を含む火災区域の換気空調設備には、防火ダンバを設置する設計とする。また、中央制御室の床面には、防炎性を有するカーペットを使用する設計とする。

##### (6) 使用済燃料貯蔵設備、新燃料貯蔵設備及び使用済乾式貯蔵施設

使用済燃料貯蔵設備は、消火水が流入しても未臨界となるように燃料

体等を配置する設計とする。新燃料貯蔵設備は、消火水が噴霧されても臨界とならないよう、新燃料を貯蔵するラックは一定のラック間隔を有する設計とする。

**使用済燃料乾式貯蔵施設は、消火水が噴霧されても臨界とならないよう、使用済燃料乾式貯蔵容器内に消火水が流入しない設計とする。**

(7) 放射性廃棄物処理設備及び放射性廃棄物貯蔵設備

- a. 換気設備は、環境への放射性物質の放出を防ぐために、排気筒に繋がるダンパを閉止し隔離できるよう設計する。
- b. 放射性物質を含んだ使用済イオン交換樹脂、チャコールフィルタ及びHEPAフィルタは、固体廃棄物として処理を行うまでの間、金属製の容器や不燃シートに包んで保管する設計とする。
- c. 放射性廃棄物処理設備及び放射性廃棄物貯蔵設備を設置する火災区域には、崩壊熱による火災の発生を考慮する必要がある放射性物質を貯蔵しない設計とする。

### 1.13 参考文献

(11) 「原子力発電所の火災防護指針 JEAG4607-2010」

(社) 日本電気協会 2010

### (3) 適合性説明

#### (火災による損傷の防止)

第八条 設計基準対象施設は、火災により発電用原子炉施設の安全性が損なわれないよう、火災の発生を防止することができ、かつ、早期に火災発生を感知する設備（以下「火災感知設備」という。）及び消火を行う設備（以下「消火設備」といい、安全施設に属するものに限る。）並びに火災の影響を軽減する機能を有するものでなければならない。

#### 適合のための設計方針

##### 1 について

設計基準対象施設である使用済燃料乾式貯蔵施設は、火災により発電用原子炉施設の安全性を損なわないよう、火災発生防止、火災感知及び消火並びに火災の影響軽減の措置を講じるものとする。

##### (1) 火災発生防止

使用済燃料乾式貯蔵施設は、不燃性又は難燃性材料と同等以上の性能を有するものである場合若しくは他の安全機能を有する構築物、系統及び機器において火災が発生することを防止するための措置が講じられている場合を除き、不燃性又は難燃性材料を使用した設計とする。  
電気系統については、必要に応じて、過電流継電器等の保護装置と遮断器の組み合わせ等により、過電流による過熱、焼損の防止を図るとともに、必要な電気設備に接地を施す。

落雷や地震により火災が発生する可能性を低減するため、避雷設備を設けるとともに、安全上の重要度に応じた耐震設計を行う。

##### (2) 火災感知及び消火

使用済燃料乾式貯蔵施設貯蔵エリアは、保管する使用済燃料乾式貯蔵容器が金属製で十分な耐火能力を有しており、その他の設置機器についても使用済燃料乾式貯蔵施設貯蔵エリアにおいて、使用済燃料乾式貯蔵容器へ影響を及ぼすような発火源を極力排除し、可燃物の保管も禁止する。

使用済燃料乾式貯蔵施設取扱エリア等は、主要な機器が不燃物で構成され、使用済燃料乾式貯蔵容器貯蔵準備作業中は、常時作業員がいることで、万一の火災発生時には、人により早期の火災感知及び消火が可

能である。

したがって、火災による安全機能への影響は考えにくいことから使用済燃料乾式貯蔵施設は、消防法に基づき火災感知設備、消火器及び屋内消火栓を設置する設計とする。

輸送車両等の油漏れ及び火災発生時には、自衛消防隊にて対応する。

(3) 火災の影響軽減のための対策

使用済燃料乾式貯蔵施設は、放射性物質の貯蔵機能を有する構築物、系統及び機器を設置する耐火壁に囲まれた火災区域であり、他の火災区域と隣接しない。

1.2 気象等

該当なし

### 1.3 設備等

#### 10.5 火災防護設備

##### 10.5.1 設計基準対象施設

###### 10.5.1.1 概要

発電用原子炉施設内の火災区域及び火災区画に設置される、安全機能を有する構築物、系統及び機器（10.5において本文口(3)(i)a.(c-1-2)と同じ。）を火災から防護することを目的として、火災の発生防止、火災の感知及び消火並びに火災の影響軽減のそれぞれを考慮した火災防護対策を講じる。

火災の発生防止は、発火性又は引火性物質等に対して火災の発生防止対策を講じるほか、水素に対する換気及び漏えい検知対策、電気系統の過電流による過熱、焼損の防止対策等を行う。

火災の感知及び消火は、安全機能を有する構築物、系統及び機器に対して、火災の影響を限定し、早期の火災感知及び消火を行えるように、火災感知設備及び消火設備を設置する。火災感知設備及び消火設備の設置に当たっては、地震等の自然現象によっても、火災感知及び消火の機能、性能が維持され、かつ、安全機能を有する構築物、系統及び機器は、消火設備の破損、誤作動又は誤操作によって安全機能を失うことのないよう設置する。火災感知設備及び消火設備は、安全機能を有する構築物、系統及び機器の耐震クラスに応じて、機能を維持できるよう設置する。原子炉の高温停止及び低温停止に係る安全機能を有する構築物、系統及び機器相互の系統分離を行うために設ける火災区域及び火災区画に設置される消火設備は、系統分離に応じた独立性を備えるよう設置する。

火災の影響軽減は、安全機能を有する構築物、系統及び機器の重要度に応じ、それらを設置する火災区域又は火災区画の火災及び隣接する火災区域又は火災区画における火災による影響を軽減するため、系統分離等の火災の影響軽減のための対策を行う。

また、火災の影響軽減のための対策を前提とし、設備等の設置状況を踏まえた可燃性物質の量等を基に、発電用原子炉施設内の火災によっても、安全保護系及び原子炉停止系の作動が要求される場合には、火災による影響を考慮しても、多重化されたそれぞれの系統が同時に機能を失うことなく、原子炉の高温停止及び低温停止が達成できることを、火災影響評価により確認する。

###### 10.5.1.2 設計方針

発電用原子炉施設内の火災区域及び火災区画に設置される、原子炉の高温停止、低温停止を達成し、維持する機能、及び放射性物質の貯蔵又は閉じ込め機能を有する構築物、系統及び機器を火災から防護することを目的として、火災発生防止、火災の感知及び消火並びに火災の影響軽減のそれぞれを考慮した火災防護対策を講じる。

(1) 火災発生防止

発火性又は引火性物質の漏えい防止の措置や不燃性又は難燃性材料の使用等、火災の発生を防止する。

(2) 火災の感知及び消火

火災感知設備及び消火設備は、安全機能を有する構築物、系統及び機器に対する火災の影響を限定し、早期の火災感知及び消火を行う。

(3) 火災の影響軽減

安全機能を有する構築物、系統及び機器の重要度に応じ、それらを設置する火災区域又は火災区画内の火災及び隣接する火災区域又は火災区画における火災による影響に対し、火災の影響軽減対策を行う。

#### 10.5.1.3 主要設備

(1) 火災発生防止設備

発電用原子炉施設は、「1.6.1 設計基準対象施設の火災防護に関する基本方針」における「1.6.1.2 火災発生防止」に示すとおり、発火性又は引火性物質の漏えい防止のためのオイルパン、ドレンリム又は堰等の設備を設置する。

(2) 火災感知設備

火災感知設備の火災感知器は、火災区域又は火災区画における放射線、取付面高さ、温度、湿度、空気流等の環境条件や想定される火災の性質を考慮して、固有の信号を発するアナログ式の煙感知器、アナログ式の熱感知器又は非アナログ式の炎感知器（赤外線）から異なる種類の感知器を組み合せて、以下のとおり設置する設計とする。

a. 一般エリア

一般エリアは、アナログ式の煙感知器、アナログ式の熱感知器又は非アナログ式の炎感知器（赤外線）から異なる種類の感知器を組み合わせて設置する。

b. 原子炉格納容器

原子炉格納容器は、アナログ式の煙感知器及びアナログ式の熱感知器を設置し、天井空間が広く煙が周囲に拡散される場所は、アナログ

式の熱感知器及び非アナログ式の炎感知器（赤外線）を設置する。また、原子炉格納容器ループ室及び加圧器室は、放射線による影響を考慮した熱感知器を選定し、水素が発生するような事故を考慮して、接点構造を有しない非アナログ式の熱感知器又は非アナログ式の防爆型の熱感知器を設置する。

c. 体積制御タンク室及び蓄電池室

体積制御タンク室及び蓄電池室は、非アナログ式の防爆型の煙感知器及び非アナログ式の防爆型の熱感知器を設置する。

d. 海水ポンプエリア及び補助給水タンクエリア

海水ポンプエリア及び補助給水タンクエリアは非アナログ式の防爆型の熱感知器及び非アナログ式の屋外仕様の炎感知器（赤外線）を設置する。

e. 燃料油貯油槽エリア及び重油タンクエリア

燃料油貯油槽エリア及び重油タンクエリアは、非アナログ式の防爆型の熱感知器及び非アナログ式の屋外仕様の炎感知器（赤外線）を設置する。

f. 焼却炉建家

焼却炉建家は、アナログ式の煙感知器及びアナログ式の熱感知器又は非アナログ式の炎感知器（赤外線）を設置する。また、湿度の影響による誤作動のおそれがある場所は、アナログ式の熱感知器及び非アナログ式の炎感知器（赤外線）を設置する。

焼却炉建家のうち、空気予熱器を設置している空気予熱器室は、非アナログ式の防爆型の煙感知器及び非アナログ式の防爆型の熱感知器を設置する。

g. 原子炉建屋、原子炉補助建屋通路部、ほう酸タンク室及び換気空調設備室

原子炉建屋、原子炉補助建屋の通路部、ほう酸タンク室及び換気空調設備室は、アナログ式の煙感知器及びアナログ式の熱感知器を設置し、ケーブルトレイが設置される場所は、アナログ式の煙感知器及び光ファイバ温度監視装置を設置する。

h. 海水管トレンチ室

海水管トレンチ室は、アナログ式の煙感知器及び光ファイバ温度監視装置を設置する。また、海水ストレーナが設置される場所は非アナログ式の防爆型の熱感知器及び非アナログ式の屋外仕様の炎感知器（赤外線）を設置する。

- i. 中央制御室フロアケーブルダクト及び1次系計装盤室フロアケーブルダクト

中央制御室フロアケーブルダクト及び1次系計装盤室フロアケーブルダクトは、アナログ式の煙感知器及び光ファイバ温度監視装置を設置する。

- j. **使用済燃料乾式貯蔵施設**

使用済燃料乾式貯蔵施設には、アナログ式の煙感知器、アナログ式の熱感知器又は非アナログ式の炎感知器（赤外線）を設置する。

- k. 中央制御盤内

中央制御室の中央制御盤内には、高感度煙検出設備を設置する。

- l. 工学的安全施設作動設備内

工学的安全施設作動設備のうち、「1.6.1.4(2)火災影響評価」に基づき、運転時の異常な過渡変化又は設計基準事故を発生させる原因となる系統、機器と運転時の異常な過渡変化又は設計基準事故を収束させるための系統、機器に係る制御回路が同一盤内に存在する場合には、高感度煙検出設備を設置する。

### (3) 消火設備

原子炉の安全停止に必要な機器等を設置する火災区域又は火災区画並びに放射性物質貯蔵等の機器等を設置する火災区域の火災を早期に消火するために、すべての火災区域の消火活動に対処できるように、「1.6.1.3(2) c. 消火用水供給系の多重性又は多様性の考慮」に基づき消火栓設備を設置する。消火栓設備の系統構成を第10.5.1図に示す。

また、その他の消火設備は、火災発生時の煙の充満等による消火活動が困難な火災区域又は火災区画であるかを考慮し、以下のとおり設置する。

消火設備は、第10.5.1表に示す故障警報を中央制御室に発する設備を設置する。

- a. 原子炉の安全停止に必要な機器等を設置する火災区域又は火災区画に設置する消火設備

- (a) 火災発生時の煙の充満等により消火活動が困難となる火災区域又は火災区画に設置する消火設備

火災発生時の煙の充満により消火活動が困難となる火災区域又は火災区画には、全域ハロン自動消火設備を設置する。

全域ハロン自動消火設備の概要図を第10.5.2図に示す。

また、系統分離に応じた独立性を考慮した全域ハロン自動消火設

備の概要図を第 10.5.3 図に示す。

ただし、原子炉格納容器は、消火器及び消火栓設備を設置するとともに、ろ過水貯蔵タンク、脱塩水タンク及び燃料取替用水タンクを水源とする原子炉格納容器スプレイ設備を設置する。

- (b) 火災発生時の煙の充満等により消火活動が困難とならない火災区域又は火災区画に設置する消火設備

- (b-1) 燃料油貯油槽エリア

燃料油貯油槽エリアには、消火器を設置する。

- (b-2) 重油タンクエリア

重油タンクエリアには、消火器を設置する。

- (b-3) 補助給水タンクエリア、海水ポンプエリア及び海水管トレンチ室  
補助給水タンクエリア、海水ポンプエリア及び海水管トレンチ室  
には、消火器を設置する。

- (b-4) フロアダクトケーブル監視盤室

フロアダクトケーブル監視盤室には、消火器を設置する。

- (b-5) ディーゼル発電機室給気ファン室、制御用空気圧縮機室給気ファン室及び電動補助給水ポンプ室給気ファン室

ディーゼル発電機室給気ファン室、制御用空気圧縮機室給気ファン室及び電動補助給水ポンプ室給気ファン室には、消火器を設置する。

- (b-6) 非再生冷却器室

非再生冷却器室には、消火器を設置する。

- (b-7) 中央制御室

中央制御室には、粉末消火器及び二酸化炭素消火器を設置する。

- b. 放射性物質貯蔵等の機器等を設置する火災区域に設置する消火設備

- (a) 火災発生時の煙の充満等により消火活動が困難となる火災区域に設置する消火設備

火災発生時の煙の充満により消火活動が困難となる放射性物質貯蔵等の機器等を設置する火災区域の消火設備は、全域ハロン自動消火設備を設置する。

- (b) 火災発生時の消火活動が困難とならない火災区域に設置する消火設備

- (b-1) 液体廃棄物処理設備

液体廃棄物処理設備を設置する火災区域には、消火器及び消火栓設備を設置する。

(b-2) 濃縮廃液受入タンク

濃縮廃液受入タンクを設置する火災区域には、消火器及び消火栓設備を設置する。

(b-3) 新燃料貯蔵庫

新燃料貯蔵庫を設置する火災区域には、消火器及び消火栓設備を設置する。

(b-4) ガス減衰タンク室及び水素再結合ガス減衰タンク

ガス減衰タンク及び水素再結合ガス減衰タンクを設置する火災区域には、消火器及び消火栓設備を設置する。

(b-5) 蒸気発生器保管庫

蒸気発生器保管庫には、消火器及び消火栓設備を設置する。

(c) 火災による安全機能への影響は考えにくい火災区域に設置する消  
火設備

(c-1) 使用済燃料乾式貯蔵施設

使用済燃料乾式貯蔵施設には、消火器及び屋内消火栓設備を設置する。

(4) 火災の影響軽減のための対策設備

火災の影響軽減のための対策設備は、安全機能を有する構築物、系統及び機器の重要度に応じ、それらを設置する火災区域又は火災区画内の火災及び隣接する火災区域又は火災区画における火災による影響に対し、火災の影響軽減のための対策を講じるために、以下のとおり設置する。

a. 火災区域の分離を実施する設備

他の火災区域又は火災区画と分離するために、以下のいずれかの耐火能力を有する耐火壁を設置する。

(a) 3時間以上の耐火能力を有する耐火壁として、3時間耐火に設計上必要なコンクリート壁厚である150mm以上の壁厚のコンクリート壁

(b) 火災耐久試験により3時間以上の耐火能力を有することを確認した耐火壁

b. 火災防護対象機器等の火災の影響軽減のための対策を実施する設備

火災防護対象機器等を設置する火災区域及び火災区画に対して、火災区域又は火災区画内の火災の影響軽減のための対策や隣接する火災区域又は火災区画における火災の影響を軽減するための対策を実施するための隔壁等として、以下のいずれかの設備を設置する。

火災の影響を軽減するための対策を実施するために設置する火災感知設備及び自動消火設備は、「10.5.1.3(2)火災感知設備」及び

「10.5.1.3(3)消火設備」の設備を設置する。

- (a) 火災耐久試験により3時間以上の耐火能力を確認した隔壁等
- (b) 火災耐久試験により1時間以上の耐火能力を確認した隔壁等

#### 10.5.1.4 主要仕様

##### (1) 火災感知設備

火災感知設備の火災感知器の概略を第10.5.2表に示す。

##### (2) 消火設備

消火設備の概略仕様を第10.5.3表に示す。

#### 10.5.1.5 試験検査

##### (1) 火災感知設備

アナログ型の火災感知器を含めた火災感知設備は、機能に異常がないことを確認するため、定期的に自動試験を実施する。

ただし、自動試験機能のない火災感知器は、機能に異常がないことを確認するために、煙等の火災を模擬した試験を定期的に実施する。

##### (2) 消火設備

機能に異常がないことを確認するために、消火設備の作動確認を実施する。

ただし、原子炉格納容器スプレイ設備は、原子炉格納容器スプレイ機能を定期的に確認する作動試験において、その機能を確認する。

#### 10.5.1.6 体制

火災防護に関する以下の体制に関する事項を、火災防護計画に定める。

火災発生時の発電用原子炉施設の保全のための活動を行うため、連絡

責任者、運転員及び消防要員が常駐するとともに、火災発生時には、所

員により編成する自衛消防組織を所長の判断により設置する。自衛消防

組織の組織体制を第10.5.4図に示す。

#### 10.5.1.7 手順等

火災防護計画には、計画を遂行するための体制、責任の所在、責任者

の権限、体制の運営管理、必要な要員の確保及び教育訓練並びに火災防

護対策を実施するために必要な手順について定める。また、発電用原子

炉施設の安全機能を有する構築物、系統及び機器を火災から防護するた

め、火災区域及び火災区画を考慮した火災の発生防止、火災の早期感知

及び消火並びに火災の影響軽減の3つの深層防護の概念に基づく火災防

護対策等について定める。

このうち、火災防護対策を実施するために必要な手順の主なものを以下に示す。

- (1) 火災が発生していない平常時の対応においては、以下の手順を整備し、操作を行う。
  - a. 中央制御室内の巡視点検によって、火災が発生していないこと及び火災感知設備に異常がないことを火災受信機盤で確認する。
  - b. 消火設備の故障警報が発信した場合には、中央制御室及び必要な現場の制御盤の警報を確認するとともに、消火設備が故障している場合には、早期に必要な補修を行う。
- (2) 消火設備のうち、自動消火設備を設置する火災区域又は火災区画における火災発生時の対応においては、以下の手順を整備し、操作を行う。
  - a. 火災感知器が作動した場合は、火災区域又は火災区画からの退避警報及び自動消火設備の作動状況を確認する。
  - b. 自動消火設備の作動後は、消火状況の確認、プラント運転状況の確認等を行う。
- (3) 消火設備のうち、手動操作による固定式消火設備を設置する火災区域又は火災区画における火災発生時の対応においては、以下の手順を整備し、操作を行う。
  - a. 火災感知器が作動し、火災を確認した場合は、初期消火活動を行う。
  - b. 消火活動が困難な場合は、職員の退避を確認後、固定式消火設備を手動操作により作動させ、作動状況の確認、消火状況の確認、プラント運転状況の確認等を行う。
- (4) 原子炉格納容器内における火災発生時の対応においては、以下の手順を整備し、操作を行う。
  - a. 当直長が局所火災と判断し、かつ、原子炉格納容器内への進入が可能であると判断した場合は、消火器又は水による消火活動を実施するとともに、消火状況の確認、プラント運転状況の確認等を行う。
  - b. 当直長が原子炉格納容器内へ進入できないと判断した場合又は広範囲な火災と判断した場合は、プラントを停止するとともに、原子炉格納容器スプレイ設備を使用した消火を実施し、消火状況の確認、プラント運転状況の確認等を行う。
- (5) 中央制御盤内及び工学的安全施設作動設備内における火災発生時の対応においては、以下の手順を整備し、操作を行う。
  - a. 高感度煙検出設備により火災を感知し、火災を確認した場合は、常

- 駐する運転員による二酸化炭素消火器を用いた初期消火活動、プラント運転状況の確認等を行う。
- b. 煙の充满により運転操作に支障がある場合は、火災発生時の煙を排気するため、排煙設備を起動する。
  - c. 中央制御盤の1つの区画の安全機能が全て喪失した場合及び工学的安全施設作動設備内火災時における原子炉の安全停止に関する手順を整備する。
- (6) 水素濃度検知器を設置する火災区域又は火災区画における水素濃度上昇時の対応として、換気設備の運転状態の確認、換気設備の追加起動等を実施する手順を整備し、操作を行う。
- (7) 火災発生時の煙の充满により消火活動に支障がある場合を考慮し、ポンプ室の消火活動時には可搬式の排煙装置を準備することを定めた手順を整備し、操作を行う。
- (8) 屋外消火配管の凍結防止対策の対応として、外気温度が3°Cまで低下した場合は、屋外の消火設備の凍結を防止するために屋外消火栓を微開し、通水する手順を整備し、操作を行う。
- (9) 火災の影響軽減のための対策を実施するために、火災区域又は火災区画における点検等で使用する資機材（可燃物）に対する持込みと保管に係る手順を整備し、実施する。
- (10) **火災の発生を防止するために、火災区域又は火災区画における溶接等の火気作業に対する以下の手順を整備し、実施する。**
- a. **火気作業前の計画策定**
  - b. **火気作業時の養生、消火器等の配備、監視人の配置等**
- (11) **火災防護に必要な設備は、機能を維持するため、保守計画に基づき適切に保守管理、点検を実施するとともに、必要に応じ補修を行う。**
- (12) 火災区域、火災防護対象機器等、火災の影響軽減のための隔壁等の設計変更に当たっては、発電用原子炉施設内の火災によって、安全保護系及び原子炉停止系の作動が要求される場合には、火災による影響を考慮しても、多重化されたそれぞれの系統が同時に機能を失うことなく、原子炉を安全停止できることを火災影響評価により確認する。
- (13) **発電用原子炉施設内の火災区域又は火災区画に設置される安全機能を有する構築物、系統及び機器を火災から防護することを目的として、火災から防護すべき機器等、火災の発生防止、火災の感知及び消火並びに火災の影響軽減のそれぞれを考慮した以下の教育を定期的に実施する。**

- a. **火災区域及び火災区画の設定**
  - b. **火災から防護すべき安全機能を有する構築物、系統及び機器**
  - c. **火災から防護すべき原子炉の安全停止に必要な機器等**
  - d. **火災から防護すべき放射性物質貯蔵等の機器等**
  - e. **火災の発生防止対策**
  - f. 火災感知設備
  - g. **消防設備**
  - h. 火災の影響軽減対策
  - i. 火災影響評価
- (14) **発電用原子炉施設内の火災区域又は火災区画に設置される安全機能を有する構築物、系統及び機器を火災から防護することを目的として、消火器及び水による初期消火活動等について、所員による消防訓練、消防要員等による総合的な訓練及び運転員による運転操作等の訓練を定期的に実施する。**

第10.5.1表 消火設備の主な故障警報

設備		主な警報要素
消火ポンプ	電動消火ポンプ（消火ポンプ（A））及び電動消火ポンプ（1号，2号及び3号炉共用）	ポンプ自動停止，電動機過負荷
	ディーゼル駆動消火ポンプ（消火ポンプ（B））及びディーゼル駆動消火ポンプ（1号，2号及び3号炉共用）	ポンプ自動停止，装置異常（燃料及び冷却水レベルの低下）
消火設備	全域ハロン自動消火設備（一部1号，2号及び3号炉共用）	
	設備異常（電源故障，断線，短絡，地絡等）	

第10.5.2表 火災感知設備の火災感知器の概略

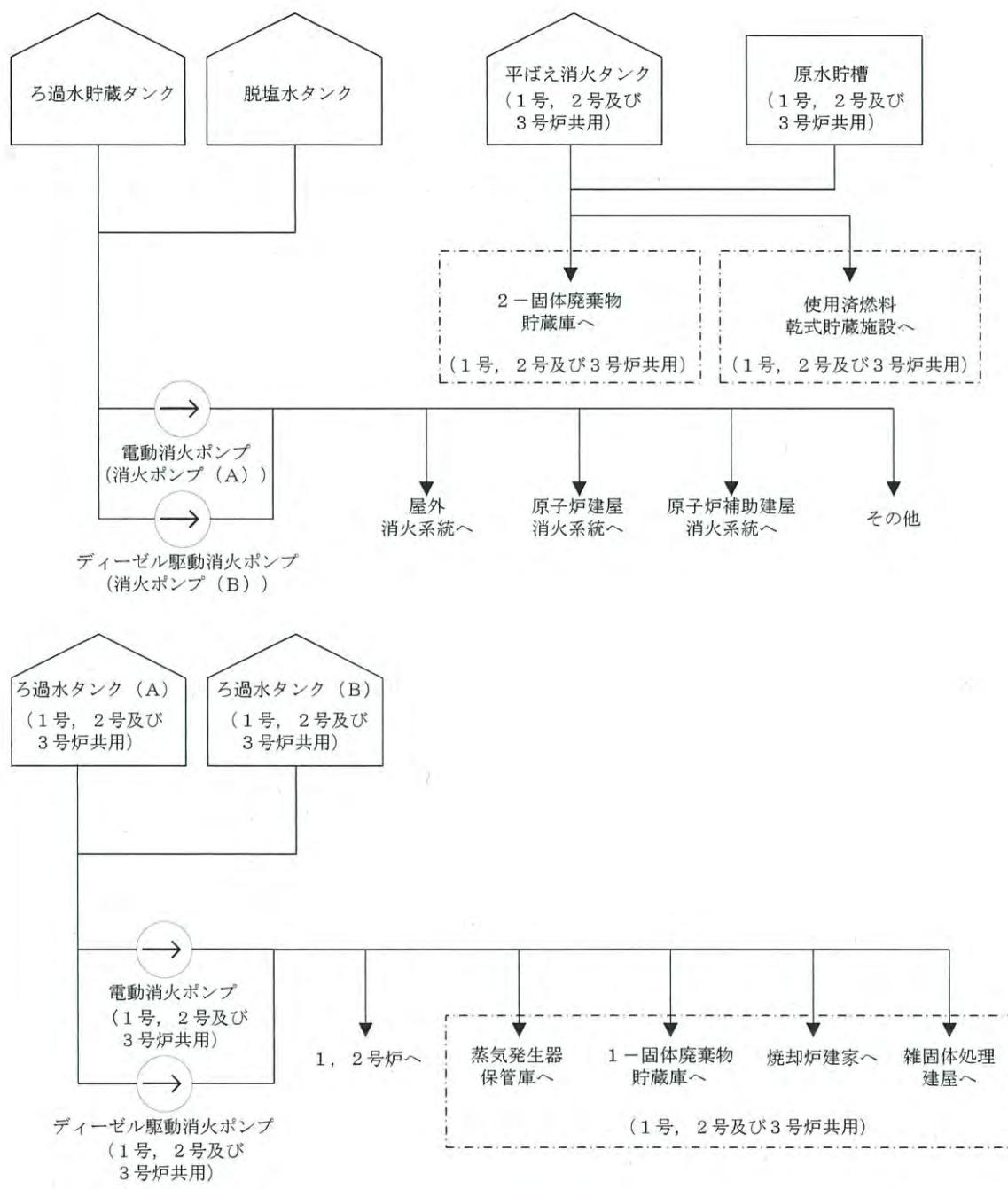
火災感知器の設置箇所	火災感知器の設置型式	
一般エリア	煙感知器※ <sup>2</sup>	熱感知器※ <sup>2</sup> 炎感知器（赤外線）※ <sup>1, 2</sup>
	熱感知器※ <sup>2</sup>	炎感知器（赤外線）※ <sup>1, 2</sup>
原子炉格納容器	煙感知器	熱感知器
		熱感知器※ <sup>1</sup>
	熱感知器	防爆型熱感知器※ <sup>1</sup> 炎感知器（赤外線）※ <sup>1</sup>
体積制御タンク室及び蓄電池室	防爆型煙感知器※ <sup>1</sup>	防爆型熱感知器※ <sup>1</sup>
海水ポンプエリア及び補助給水タンクエリア	防爆型熱感知器※ <sup>1</sup>	屋外仕様 炎感知器（赤外線）※ <sup>1</sup>
燃料油貯油槽エリア及び重油タンクエリア	防爆型熱感知器※ <sup>1</sup>	屋外仕様 炎感知器（赤外線）※ <sup>1</sup>
焼却炉建家	煙感知器 (1号, 2号及び3号炉共用)	熱感知器 (1号, 2号及び3号炉共用) 炎感知器（赤外線）※ <sup>1</sup> (1号, 2号及び3号炉共用)
		炎感知器（赤外線）※ <sup>1</sup> (1号, 2号及び3号炉共用)
	熱感知器 (1号, 2号及び3号炉共用)	炎感知器（赤外線）※ <sup>1</sup> (1号, 2号及び3号炉共用)
原子炉建屋, 原子炉補助建屋通路部, ほう酸タンク室及び換気空調設備室	煙感知器	熱感知器 光ファイバ温度監視装置
	煙感知器	光ファイバ温度監視装置
海水管トレーニング室	防爆型熱感知器※ <sup>1</sup>	屋外仕様 炎感知器（赤外線）※ <sup>1</sup>
	煙感知器	光ファイバ温度監視装置
中央制御室フロアケーブルダクト及び1次系計装盤室フロアケーブルダクト	煙感知器	光ファイバ温度監視装置
中央制御盤内及び工学的安全施設作動設備内(安全防護系シーケンス盤)	高感度煙検出設備	
使用済燃料乾式貯蔵施設	煙感知器, 熱感知器, 炎感知器（赤外線）※ <sup>1</sup>	

※1：非アナログ式の火災感知器

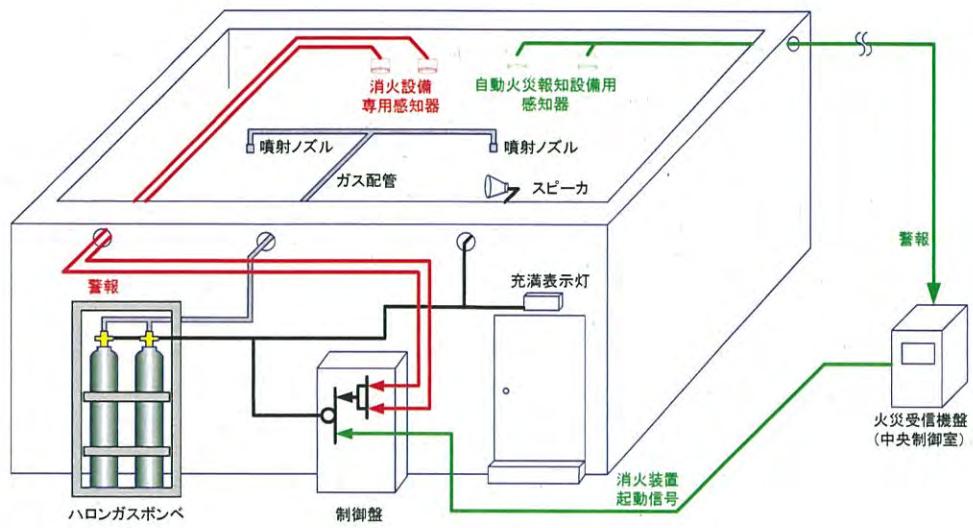
※2：1－固体廃棄物貯蔵庫, 2－固体廃棄物貯蔵庫, 蒸気発生器保管庫及び雑固体処理建屋内の1号, 2号及び3号炉共用を含む。

第10.5.3表 消火設備の概略仕様

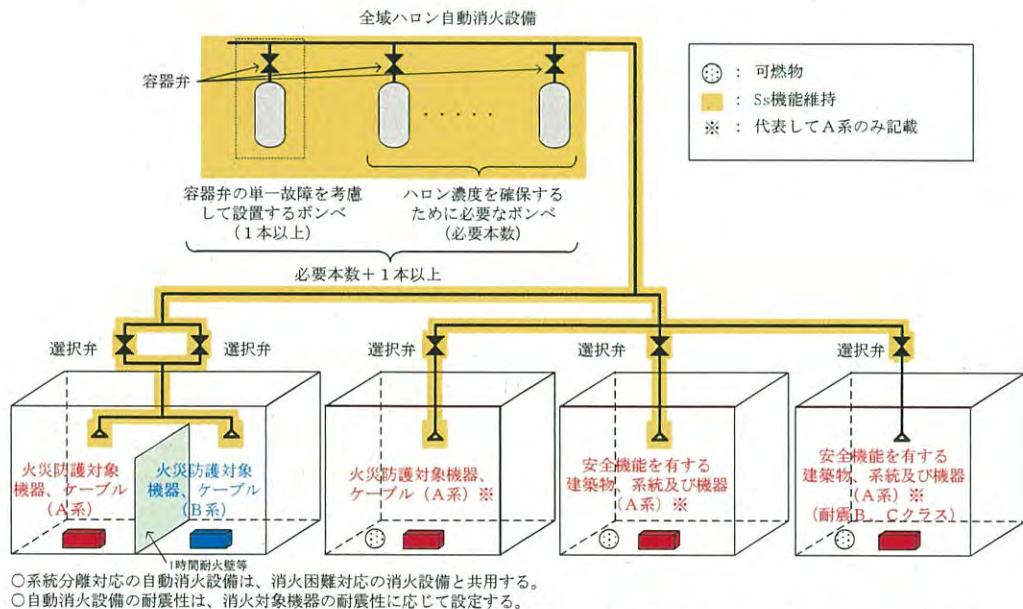
- (1) 消火ポンプ (A)
  - ・個数 1
  - ・容量 約660m<sup>3</sup>/h
- (2) 消火ポンプ (B)
  - ・個数 1
  - ・容量 約660m<sup>3</sup>/h
- (3) 電動消火ポンプ (1号, 2号及び3号炉共用)
  - ・個数 1
  - ・容量 約546m<sup>3</sup>/h
- (4) ディーゼル駆動消火ポンプ (1号, 2号及び3号炉共用)
  - ・個数 1
  - ・容量 約498m<sup>3</sup>/h
- (5) 全域ハロン自動消火設備 (1号, 2号及び3号炉共用)
  - ・消火剤 : ハロン1301
  - ・消火剤量 : 防護区画の体積1立方メートル当たり0.32kg以上
  - ・設置箇所 : 火災発生時の煙の充満等による消火活動が困難な火災区域又は火災区画, 火災の影響軽減のための対策が必要な火災区域又は火災区画(原子炉補助建屋, 原子炉建屋, 1-固体廃棄物貯蔵庫, 2-固体廃棄物貯蔵庫, 雜固体処理建屋及び焼却炉建家)



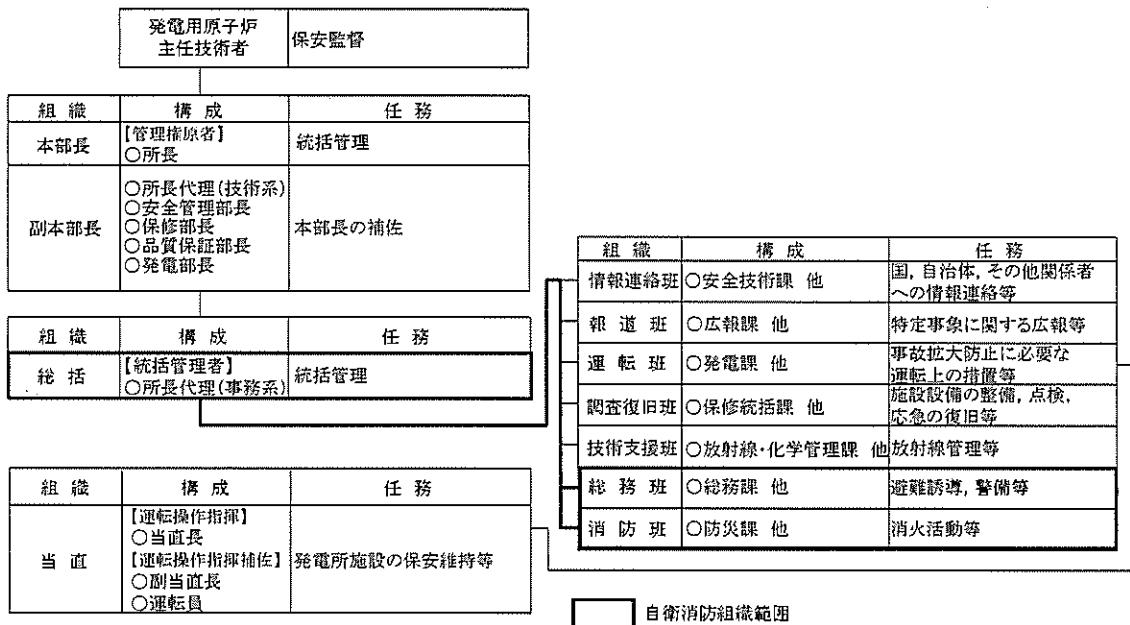
第10.5.1図 消火栓設備系統図



第10.5.2図 全域ハロン自動消火設備概要図



第10.5.3図 系統分離に応じた独立性を考慮した全域ハロン自動消火設備



第10.5.4図 自衛消防組織体制図

## 2. 火災防護について

### (別添資料)

火災防護に係る審査基準への適合性について(使用済燃料乾式貯蔵施設)

別添

火災防護に係る審査基準への  
適合性について  
(使用済燃料乾式貯蔵施設)

## <目 次>

1. 概要
2. 火災防護審査基準の要求事項について
  - 2.1 基本事項
    - 2.1.1 火災発生防止
      - 2.1.1.1 原子炉施設内の火災発生防止について
      - 2.1.1.2 不燃性材料及び難燃性材料の使用について
      - 2.1.1.3 落雷、地震等の自然現象による火災発生の防止について
    - 2.1.2 火災の感知及び消火
      - 2.1.2.1 早期の火災感知及び消火について
      - 2.1.2.2 地震等の自然現象の考慮
      - 2.1.2.3 消火設備の破損、誤動作及び誤操作による安全機能への影響
    - 2.1.3 火災の影響軽減
      - 2.1.3.1 火災防護対象機器等に対する火災の影響軽減対策について
      - 2.1.3.2 火災影響評価について
  - 2.2 個別の火災区域又は火災区画における留意事項について
  - 2.3 火災防護計画について  
  - 添付資料－1 火災区域及び火災区画図
  - 添付資料－2 使用済燃料乾式貯蔵容器の監視用計器について
  - 添付資料－3 建屋内装材の不燃性について
  - 添付資料－4 使用済燃料乾式貯蔵施設貯蔵エリアにおける設置機器に対する火災防護上の整理
  - 添付資料－5 使用済燃料乾式貯蔵容器取扱中の各様態における火災防護対策について

## 1. 概要

「実用発電用原子炉及びその附属施設の火災防護に係る審査基準（以下「火災防護審査基準」という。）」では、原子炉施設の火災防護対策の詳細に関して、原子炉施設の安全機能確保の観点から、考慮すべき事項を定められている。

使用済燃料乾式貯蔵施設の内部火災に対する防護対策が、火災防護審査基準に適合していることを以下に示す。

なお、本資料にて示す基本方針以外の事項については、消防法に基づく火災防護対策を実施する。

## 2. 火災防護審査基準の要求事項について

火災防護審査基準では、火災の発生防止、火災の感知及び消火設備の設置並びに火災の影響軽減対策を要求しており、使用済燃料乾式貯蔵施設は以下のとおり審査基準の各要求に適合している。

### 2.1 基本事項

#### 〔要求事項〕

(1) 原子炉施設内の火災区域又は火災区画に設置される安全機能を有する構造物、系統及び機器を火災から防護することを目的として、以下に示す火災区域及び火災区画の分類に基づいて、火災発生防止、火災の感知及び消火、火災の影響軽減のそれぞれを考慮した火災防護対策を講じること。

- ①原子炉の高温停止及び低温停止を達成し、維持するための安全機能を有する構築物、系統及び機器が設置される火災区域及び火災区画
- ②放射性物質の貯蔵又は閉じ込め機能を有する構築物、系統及び機器が設置される火災区域

#### 〔参考〕

審査に当たっては、本基準中にある（参考）に示す事項について確認すること。また、上記事項に記載されていないものについては、JEAC4626-2010 及びJEAG4607-2010 を参照すること。

なお、本基準の要求事項の中には、基本設計の段階においてそれが満足されているか否かを確認することができないものもあるが、その点については詳細設計の段階及び運転管理の段階において確認する必要がある。

使用済燃料乾式貯蔵施設内の火災区域又は火災区画に設置される放射性物質の貯蔵又は閉じ込め機能を有する構築物、系統及び機器を火災から防護することを目的として、以下に示す火災区域及び火災区画の分類に基づき、火災発生防止、火災の感知及び消火、火災の影響軽減のそれぞれを考慮した火災防護対策を講じる。

(1) 放射性物質の貯蔵又は閉じ込め機能を有する構築物、系統及び機器

使用済燃料乾式貯蔵施設のうち使用済燃料乾式貯蔵容器は、放射性物質の貯蔵機能を有する構築物、系統及び機器に該当する。

(2) 火災防護を行う機器等の選定

使用済燃料乾式貯蔵施設において火災が発生した場合に、放射性物質の貯蔵又は閉じ込め機能を有する構築物、系統及び機器を防護する必要があることから、放射性物質の貯蔵機能を有する使用済燃料乾式貯蔵容器の火災防護を行う機器として選定する。

(3) 火災区域及び火災区画の設定

使用済燃料乾式貯蔵施設は、放射性物質の貯蔵機能を有する構築物、系統及び機器を設置する火災区域であり、他の火災区域と隣接しない火災区域として設定する。

なお、使用済燃料乾式貯蔵容器を設置する使用済燃料乾式貯蔵建屋を火災区域として設定する。

火災区域のうち、使用済燃料乾式貯蔵容器の貯蔵機能を有する使用済燃料乾式貯蔵施設貯蔵エリアを火災区画とし、使用済燃料乾式貯蔵施設貯蔵エリアに隣接する使用済燃料乾式貯蔵施設取扱エリア及び使用済燃料乾式貯蔵施設ユーティリティエリア（以下、「使用済燃料乾式貯蔵施設取扱エリア等」という。）を火災区画として設定する。（添付資料－1）

## 2.1.1 火災発生防止

### 2.1.1.1 原子炉施設内の火災発生防止について

#### [要求事項]

2.1.1.1 原子炉施設は火災の発生を防止するために以下の各号に掲げる火災防護対策を講じた設計であること。

(1) 発火性又は引火性物質を内包する設備及びこれらの設備を設置する火災区域は、以下の事項を考慮した、火災の発生防止対策を講じること。

#### ①漏えいの防止、拡大防止

発火性物質又は引火性物質の漏えいの防止対策、拡大防止対策を講じること。ただし、雰囲気の不活性化等により、火災が発生するおそれがない場合は、この限りでない。

#### ②配置上の考慮

発火性物質又は引火性物質の火災によって、原子炉施設の安全機能を損なうことがないように配置すること。

#### ③換気

換気ができる設計であること。

#### ④防爆

防爆型の電気・計装品を使用するとともに、必要な電気設備に接地を施すこと。

#### ⑤貯蔵

安全機能を有する構築物、系統及び機器を設置する火災区域における発火性物質又は引火性物質の貯蔵は、運転に必要な量にとどめること。

(2) 可燃性の蒸気又は可燃性の微粉が滞留するおそれがある火災区域には、滞留する蒸気又は微粉を屋外の高所に排出する設備を設けるとともに、電気・計装品は防爆型とすること。また、着火源となるような静電気が溜まるおそれのある設備を設置する場合には、静電気を除去する装置を設けること。

(3) 火花を発生する設備や高温の設備等発火源となる設備を設置しないこと。ただし、災害の発生を防止する附帯設備を設けた場合は、この限りでない。

(4) 火災区域内で水素が漏えいしても、水素濃度が燃焼限界濃度以下となるように、水素を排気できる換気設備を設置すること。また、水素が漏えいするおそれのある場所には、その漏えいを検出して中央制御室にその警報を発すること。

(5) 放射線分解等により発生し、蓄積した水素の急速な燃焼によって、原子炉の安全性を損なうおそれがある場合には、水素の蓄積を防止する措置を講じること。

(6) 電気系統は、地絡、短絡等に起因する過電流による過熱防止のため、保護继電器と遮断器の組合せ等により故障回路の早期遮断を行い、過熱、焼損

の防止する設計であること。

(参考)

(1) 発火性又は引火性物質について

発火性又は引火性物質としては、例えば、消防法で定められる危険物、高圧ガス保安法で定められる高圧ガスのうち可燃性のもの等が挙げられ、発火性又は引火性気体、発火性又は引火性液体、発火性又は引火性固体が含まれる。

(5) 放射線分解に伴う水素の対策について

BWR の具体的な水素対策については、社団法人火力原子力発電技術協会「BWR 配管における混合ガス(水素・酸素)蓄積防止に関するガイドライン(平成17年10月)」に基づいたものとなっていること。

使用済燃料乾式貯蔵施設は、以下のとおり、火災の発生を防止するための対策を講じる設計とする。

(1) 火災の発生防止対策

使用済燃料乾式貯蔵施設における発火性又は引火性物質を内包する設備の火災の発生防止対策として、消防法で定められる危険物のうち「潤滑油」及び「燃料油」を内包する設備は、漏えいを防止する設計とする。万一、潤滑油等が漏えいした場合に、漏えいの拡大防止対策を講じる設計とする。

なお、高圧ガス保安法で高圧ガスとして定められる水素、窒素、液化炭酸ガス及び空調用冷媒等のうち、可燃性である「水素」及び「アセチレン」を内包する設備はない。

(2) 可燃性の蒸気又は可燃性の微粉の対策

使用済燃料乾式貯蔵施設において有機溶剤を使用し可燃性蒸気が滞留するおそれがある場合は、使用する作業場所の局所排気を行い、滞留を防止する設計とする。

なお、使用済燃料乾式貯蔵施設には、「工場電気設備防爆指針」に記載される「可燃性粉じん(石炭のように空気中の酸素と発熱反応を起こし爆発する粉じん)」や「爆発性粉じん(金属粉じんのように空気中の酸素が少ない雰囲気又は二酸化炭素中でも着火し、浮遊状態では激しい爆発を生じる粉じん)」のような可燃性の微粉を発生する設備はない。

(3) 発火源への対策

使用済燃料乾式貯蔵施設には、火花を発生する設備はない。

(4) 水素及びアセチレン対策

使用済燃料乾式貯蔵施設には、水素又はアセチレンを内包する設備はない。

(5) 放射線分解等により発生する水素の蓄積防止対策

使用済燃料乾式貯蔵施設には、放射線分解等により水素を発生させる設備はない。

(6) 過電流による過熱防止対策

使用済燃料乾式貯蔵施設の電気系統の過電流による過熱の防止対策は、以下の設計とする。

電気系統は、送電線への落雷等外部からの影響や、地絡、短絡等に起因する過電流による過熱及び焼損を防止するために、保護継電器、遮断器により、故障回路を早期に遮断する設計とする。

(7) その他の発生防止対策

使用済燃料乾式貯蔵施設において可燃性物質を使用する場合は、火災の発生を防止するため、着火源の排除、異常な温度上昇の防止、可燃性物質の漏えい防止対策等の措置を講じた設計とする。

### 2.1.1.2 不燃性材料及び難燃性材料の使用について

#### [要求事項]

2.1.2 安全機能を有する構築物、系統及び機器は、以下の各号に掲げるとおり、不燃性材料又は難燃性材料を使用した設計であること。ただし、当該構築物、系統及び機器の材料が、不燃性材料又は難燃性材料と同等以上の性能を有するもの（以下「代替材料」という。）である場合、もしくは、当該構築物、系統及び機器の機能を確保するために必要な代替材料の使用が技術上困難な場合であって、当該構築物、系統及び機器における火災に起因して他の安全機能を有する構築物、系統及び機器において火災が発生することを防止するための措置が講じられている場合は、この限りではない。

- (1) 機器、配管、ダクト、トレイ、電線管、盤の筐体、及びこれらの支持構造物のうち、主要な構造材は不燃性材料を使用すること。
- (2) 建屋内の変圧器及び遮断器は、絶縁油等の可燃性物質を内包していないものを使用すること。
- (3) ケーブルは難燃ケーブルを使用すること。
- (4) 換気設備のフィルタは、不燃性材料又は難燃性材料を使用すること。ただし、チャコールフィルタについては、この限りでない。
- (5) 保温材は金属、ロックウール又はグラスウール等、不燃性のものを使用すること。
- (6) 建屋内装材は、不燃性材料を使用すること。

#### (参考)

「当該構築物、系統及び機器の機能を確保するために必要な代替材料の使用が技術上困難な場合であって、当該構築物、系統及び機器における火災に起因して他の安全機能を有する構築物、系統及び機器において火災が発生することを防止するための措置が講じられている場合」とは、ポンプ、弁等の駆動部の潤滑油、機器軸内部に設置される電気配線、不燃材料の表面に塗布されるコーティング剤等、当該材料が発火した場合においても、他の構築物、系統又は機器において火災を生じさせるおそれが小さい場合をいう。

#### (3) 難燃ケーブルについて

使用するケーブルについて、「火災により着火し難く、著しい燃焼をせず、また、加熱源を除去した場合はその燃焼部が広がらない性質」を有していることが、延焼性及び自己消火性の実証試験により示されていること。

#### (実証試験の例)

- ・自己消火性の実証試験…UL 垂直燃焼試験
- ・延焼性の実証試験…IEEE383 または IEEE1202

使用済燃料乾式貯蔵施設において、放射性物質の貯蔵機能を維持するために必要な機器に対しては、不燃性材料及び難燃性材料を使用する設計とする。また、不燃性材料及び難燃性材料が使用できない場合は、以下の設計とする。

- ・不燃性材料又は難燃性材料と同等以上の性能を有するもの（以下「代替材料」という。）を使用する。
- ・当該構築物、系統及び機器の機能を確保するために必要な代替材料の使用が技術上困難な場合であって、当該構築物、系統及び機器における火災に起因して他の安全機能を有する構築物、系統及び機器において火災が発生することを防止するための措置を講じる設計とする。

(1) 主要な構造材に対する不燃性材料の使用

使用済燃料乾式貯蔵施設の主要な構造材は、火災の発生防止及び当該設備の強度確保等を考慮し、ステンレス鋼、低合金鋼、炭素鋼等の金属材料、又はコンクリート等の不燃性材料を使用する設計とする。（添付資料－2）

(2) 変圧器及び遮断器に対する絶縁油等の内包

使用済燃料乾式貯蔵施設には、放射性物質の貯蔵機能を維持するために必要な変圧器及び遮断器はない。

(3) 難燃性ケーブルの使用

使用済燃料乾式貯蔵施設には、放射性物質の貯蔵機能を維持するために必要なケーブルはない。

(4) 換気設備のフィルタに対する不燃性材料及び難燃性材料の使用

使用済燃料乾式貯蔵施設には、放射性物質の貯蔵機能を維持するために必要な換気装置のフィルタを設置しない。

(5) 保温材に対する不燃性材料の使用

使用済燃料乾式貯蔵施設には、放射性物質の貯蔵機能を維持するために必要な保温材を使用しない。

(6) 建屋内装材に対する不燃性材料の使用

使用済燃料乾式貯蔵施設の内装材は、建築基準法に基づく不燃性材料又はこれと同等の性能を有することを試験により確認した不燃性材料、又は消防法に基づく防炎物品若しくはこれと同等の性能を有することを試験により確認した材料を使用する設計とする。（添付資料－3）

### 2.1.1.3 落雷、地震等の自然現象による火災発生の防止について

#### [要求事項]

2.1.3 落雷、地震等の自然現象によって、原子炉施設内の構築物、系統及び機器に火災が発生しないように以下の各号に掲げる火災防護対策を講じた設計であること。

- (1) 落雷による火災の発生防止対策として、建屋等に避雷設備を設置すること。
- (2) 安全機能を有する構築物、系統及び機器は、十分な支持性能をもつ地盤に設置するとともに、自らが破壊又は倒壊することによる火災の発生を防止すること。なお、耐震設計については実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則の解釈（原規技発第 1306193 号（平成 25 年 6 月 19 日原子力規制委員会決定））に従うこと。

使用済燃料乾式貯蔵施設に想定される自然現象は、落雷、地震、津波、火山、森林火災、竜巻、風（台風）、凍結、降水、積雪、生物学的事象、地滑り、洪水及び高潮である。

津波、森林火災及び竜巻（風（台風）含む。）は、それぞれの現象に対して、使用済燃料乾式貯蔵施設の安全機能を損なわないよう防護することで、火災の発生防止を行う設計とする。

凍結、降水、積雪及び生物学的事象は、火源が発生する自然現象ではなく、火山についても、火山から使用済燃料乾式貯蔵施設に到達するまでに火山灰等が冷却されることを考慮すると、火源が発生する自然現象ではない。

地滑り、洪水及び高潮は、使用済燃料乾式貯蔵施設の地形を考慮すると、使用済燃料乾式貯蔵施設の安全機能を有する機器に影響を与える可能性がないため、火災が発生するおそれはない。

したがって、落雷、地震について、これら現象によって火災が発生しないように、以下のとおり火災防護対策を講じる設計とする。

#### (1) 落雷による火災の発生防止

落雷による火災発生を防止するため、地盤面から高さ 20m を超える使用済燃料乾式貯蔵建屋は、建築基準法に基づき「JIS A 4201 建築物等の避雷設備（避雷針）」に準拠した避雷設備を設置する設計とする。

#### (2) 地震による火災の発生防止

十分な支持性能をもつ地盤に設置するとともに、自らが破壊又は倒壊することによる火災の発生を防止する。

なお、耐震については「実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則の解釈」に従い設計する。

## 2.1.2 火災の感知及び消火

### 2.1.2.1 早期の火災感知及び消火について

#### [要求事項]

2.2.1 火災感知設備及び消火設備は、以下の各号に掲げるように、安全機能を有する構築物、系統及び機器に対する火災の影響を限定し、早期の火災感知及び消火を行える設計であること。

#### (1) 火災感知設備

- ①各火災区域における放射線、取付面高さ、温度、湿度、空気流等の環境条件や予想される火災の性質を考慮して型式を選定し、早期に火災を感知できる場所に設置すること。
- ②火災を早期に感知できるよう固有の信号を発する異なる種類の感知器又は同等の機能を有する機器を組合せて設置すること。また、その設置にあたっては、感知器等の誤作動を防止するための方策を講じること。
- ③外部電源喪失時に機能を失わないように、電源を確保する設計であること。
- ④中央制御室等で適切に監視できる設計であること。

#### (参考)

##### (1) 火災感知設備について

早期に火災を感知し、かつ、誤作動（火災でないにもかかわらず火災信号を発すること）を防止するための方策がとられていること。

##### (早期に火災を感知するための方策)

- ・固有の信号を発する異なる種類の感知器としては、例えば、煙感知器と炎感知器のような組み合わせとなっていること。
- ・感知器の設置場所を1つずつ特定することにより火災の発生場所を特定することができる受信機を用いられていること。

##### (誤作動を防止するための方策)

- ・平常時の状況（温度、煙の濃度）を監視し、かつ、火災現象（急激な温度や煙の濃度の上昇）を把握することができるアナログ式の感知器を用いられていること。感知器取付面の位置が高いこと等から点検が困難になるおそれがある場合は、自動試験機能又は遠隔試験機能により点検を行うことができる感知器が用いられていること。

炎感知器又は熱感知器に代えて、赤外線感知機能等を備えた監視カメラシステムを用いても差し支えない。この場合、死角となる場所がないように当該システムが適切に設置されていること。

使用済燃料乾式貯蔵施設は、放射性物質の貯蔵機能を有する構築物、系統及び機器が設置される火災区域である。

使用済燃料乾式貯蔵施設貯蔵エリアは、保管する使用済燃料乾式貯蔵容器が金

属製で十分な耐火能力を有しており、その他の設置機器についても使用済燃料乾式貯蔵施設貯蔵エリアにおいて、使用済燃料乾式貯蔵容器へ影響を及ぼすような発火源を極力排除し、可燃物の保管も禁止する。（添付資料－4）

使用済燃料乾式貯蔵施設取扱エリア等は、主要な機器が不燃物で構成され、使用済燃料乾式貯蔵容器貯蔵準備作業中は、常時作業員がいることで、万一の火災発生時には、人により早期の火災感知及び消火が可能であり、貯蔵準備作業中、作業員が離れる必要がある場合は、使用済燃料乾式貯蔵容器を使用済燃料乾式貯蔵施設貯蔵エリアに保管（仮置き）する。（添付資料－5）

したがって、火災による安全機能への影響は考えにくいことから、使用済燃料乾式貯蔵施設の火災感知設備については、消防法に基づき設置する設計とする。

#### ①火災感知器の環境条件等の考慮

火災感知設備の火災感知器は、火災区域又は火災区画における放射線、取付面高さ、温度、湿度、空気流等の環境条件や火災の炎が生じる前に発煙する等の想定される火災の性質を考慮した設計とする。

#### ②固有の信号を発する火災感知器の設置

火災感知設備の火災感知器は、「①火災感知器の環境条件等の考慮」の環境条件等を考慮し、消防法に基づき設置する設計とする。

#### ③電源の確保

火災区域又は火災区画に設置する火災感知設備は、外部電源喪失時においても火災の感知が可能となるように、消防法に基づき蓄電池を設け電源を確保する。

#### ④火災受信機盤

火災区域又は火災区画で発生した火災は、中央制御室に設置されている火災感知設備の受信機で監視できる。

[要求事項]

(2) 消火設備

- ①原子炉の高温停止及び低温停止を達成し、維持するための安全機能を有する構築物、系統及び機器が設置される火災区域または火災区画であって、火災時に煙の充満、放射線の影響等により消火活動が困難なところには、自動消火設備又は手動操作による固定式消火設備を設置すること。
- ②放射性物質の貯蔵又は閉じ込め機能を有する構築物、系統及び機器が設置される火災区域であって、火災時に煙の充満、放射線の影響等により消火活動が困難なところには、自動消火設備又は手動操作による固定式消火設備を設置すること。
- ③消火用水供給系の水源及び消火ポンプ系は、多重性又は多様性を備えた設計であること。
- ④原子炉の高温停止及び低温停止に係る安全機能を有する構築物、系統及び機器相互の系統分離を行うために設けられた火災区域又は火災区画に設置される消火設備は、系統分離に応じた独立性を備えた設計であること。
- ⑤消火設備は、火災の火炎、熱による直接的な影響のみならず、煙、流出流体、断線、爆発等による二次的影響が安全機能を有する構築物、系統及び機器に悪影響を及ぼさないように設置すること。
- ⑥可燃性物質の性状を踏まえ、想定される火災の性質に応じた十分な容量の消火剤を備えること。
- ⑦移動式消火設備を配備すること。
- ⑧消火剤に水を使用する消火設備は、2時間の最大放水量を確保できる設計であること。
- ⑨消火用水供給系をサービス系または水道水系と共用する場合には、隔離弁等を設置して遮断する等の措置により、消火用水の供給を優先する設計であること。
- ⑩消火設備は、故障警報を中央制御室に吹鳴する設計であること。
- ⑪消火設備は、外部電源喪失時に機能を失わないように、電源を確保する設計であること。
- ⑫消火栓は、全ての火災区域の消火活動に対処できるよう配置すること。
- ⑬固定式のガス系消火設備は、作動前に職員等の退出ができるよう警報を吹鳴させる設計であること。
- ⑭管理区域内で消火設備から消火剤が放出された場合に、放射性物質を含むおそれのある排水が管理区域外へ流出することを防止する設計であること。
- ⑮電源を内蔵した消火設備の操作等に必要な照明器具を、必要な火災区域及びその出入通路に設置すること。

(参考)

(2) 消火設備について

①-1 手動操作による固定式消火設備を設置する場合は、早期に消火設備の起動が可能となるよう中央制御室から消火設備を起動できるように設計されていること。

上記の対策を講じた上で、中央制御室以外の火災区域又は火災区画に消火設備の起動装置を設置することは差し支えない。

①-2 自動消火設備にはスプリンクラー設備、水噴霧消火設備及びガス系消火設備（自動起動の場合に限る。）があり、手動操作による固定式消火設備には、ガス系消火設備等がある。中央制御室のように常時人がいる場所には、ハロン 1301 を除きガス系消火設備が設けられていないことを確認すること。

④「系統分離に応じた独立性」とは、原子炉の高温停止及び低温停止に係る安全機能を有する構築物、系統及び機器が系統分離を行うため複数の火災区域又は火災区画に分離して設置されている場合に、それらの火災区域又は火災区画に設置された消火設備が、消火ポンプ系（その電源を含む。）等の動的機器の单一故障により、同時に機能を喪失することがないことをいう。

⑦移動式消火設備については、実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則（昭和 53 年通商産業省令第 77 号）第 85 条の 5」を踏まえて設置されていること。

⑧消火設備のための必要水量は、要求される放水時間及び必要圧力での最大流量を基に設計されていること。この最大流量は、要求される固定式消火設備及び手動消火設備の最大流量を合計したものであること。なお、最大放水量の継続時間としての 2 時間は、米国原子力規制委員会 (NRC) が定める Regulatory Guide 1.189 で規定されている値である。上記の条件で設定された防火水槽の必要容量は、Regulatory guide 1.189 では 1,136,000 リットル ( $1,136 \text{ m}^3$ ) 以上としている。

使用済燃料乾式貯蔵施設は、放射性物質の貯蔵機能を有する構築物、系統及び機器が設置される火災区域である。

使用済燃料乾式貯蔵施設貯蔵エリアは、保管する使用済燃料乾式貯蔵容器が金属製で十分な耐火能力を有しており、その他の設置機器についても使用済燃料乾式貯蔵施設貯蔵エリアにおいて、使用済燃料乾式貯蔵容器へ影響を及ぼすような発火源を極力排除し、可燃物の保管も禁止する。（添付資料－4）

使用済燃料乾式貯蔵施設取扱エリア等は、主要な機器が不燃物で構成され、使用済燃料乾式貯蔵容器貯蔵準備作業中は、常時作業員がいることで、万一の火災発生時には、人により早期の火災感知及び消火が可能であり、貯蔵準備作業中、作業員が離れる必要がある場合は、使用済燃料乾式貯蔵容器を使用済燃料乾式貯

蔵施設貯蔵エリアに保管（仮置き）する。（添付資料－5）

したがって、火災による安全機能への影響は考えにくいことから、使用済燃料乾式貯蔵施設の消火設備については、消火器及び屋内消火栓を設置する設計とする。

#### ①原子炉の安全停止に必要な機器等を設置する火災区域又は火災区画に設置する消火設備

使用済燃料乾式貯蔵施設は、原子炉の安全停止に必要な機器ではない。

#### ②使用済燃料乾式貯蔵施設の火災区域に設置する消火設備

使用済燃料乾式貯蔵施設貯蔵エリアは、保管する使用済燃料乾式貯蔵容器が金属製で十分な耐火能力を有しており、その他の設置機器についても使用済燃料乾式貯蔵施設貯蔵エリアにおいて、使用済燃料乾式貯蔵容器へ影響を及ぼすような発火源を極力排除し、可燃物の保管も禁止する。

使用済燃料乾式貯蔵施設取扱エリア等は、主要な機器が不燃物で構成され、使用済燃料乾式貯蔵容器貯蔵準備作業中は、常時作業員がいることで、万一の火災発生時には、人により早期の火災感知及び消火が可能であり、貯蔵準備作業中、作業員が離れる必要がある場合は、使用済燃料乾式貯蔵容器を使用済燃料乾式貯蔵施設貯蔵エリアに保管（仮置き）する。

したがって、火災による安全機能への影響は考えにくいことから、消火器及び屋内消火栓を設置する設計とする。

輸送車両等の油漏れ及び火災発生時には、自衛消防隊にて対応する。

#### ③消火用水供給系の多重性又は多様性の考慮

消火用水供給系の水源は、平ばえ消火タンク（約 150m<sup>3</sup>）及び原水貯槽（約 600m<sup>3</sup>）を各 1 基設置し、静水頭により消火水を供給する設計とする。

#### ④系統分離に応じた独立性の考慮

使用済燃料乾式貯蔵施設は、原子炉の安全停止に必要な機器ではない。

#### ⑤火災に対する二次的影響の考慮

使用済燃料乾式貯蔵容器は、金属製の密封容器であるため、流体流出等の二次的影響を受けない。

#### ⑥想定火災の性質に応じた消火剤の容量について

消火剤に水を使用する消火設備の容量は、「⑧消火用水の最大放水量の確保」に示す。

#### ⑦移動式消火設備の配備

移動式消防設備は、「実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則」第83条の5に基づき、消防ホース等の資機材を備え付けている化学消防自動車（1台）及び水槽付消防自動車（1台）を配備する。



化学消防自動車

水槽付消防自動車

#### ⑧消火用水の最大放水量の確保

使用済燃料乾式貯蔵施設の消火剤に水を使用する消防設備は、以下のとおり2時間の最大放水量を確保できる設計とする。

水消火設備に必要な消火水の容量について、屋内消火栓は、消防法施行令第11条（屋内消火栓設備に関する基準）を満足するよう設計する。

消火用水供給系の水源である平ばえ消火タンク及び原水貯槽は、2本の屋外消火栓を同時に使用して消火することを想定し、屋外消火栓に必要な圧力及び必要な流量（350L/min）で、消火を2時間継続した場合の水量（84m<sup>3</sup>）を確保する設計とする。

#### ⑨水消火設備の優先供給

消火用水供給水系は、飲料水系や所内用水系等と共にする場合には、隔離弁を設置して遮断する措置により、消火用水の供給を優先する設計とする。

#### ⑩消火設備の故障警報

使用済燃料乾式貯蔵施設の消火用水は、静水頭により消火水を供給する設計であり、消火ポンプ等の動的機器を設置しない設計とするため、故障警報はない。

#### ⑪消火設備の電源確保

使用済燃料乾式貯蔵施設の消火用水は、静水頭により消火水を供給する設計のため、電源は必要ない。

#### ⑫消火栓の配置

使用済燃料乾式貯蔵施設の火災区域に設置する消火栓は、消防法施行令第11条（屋内消火栓設備に関する基準）に準拠し、使用済燃料乾式貯蔵建屋内

は消火栓から半径 25m の範囲における消火活動を考慮した設計とする。

**⑬固定式ガス消火設備における退出警報**

使用済燃料乾式貯蔵施設は、固定式ガス消火設備を設置しない。

**⑭管理区域内からの放出消火剤の流出防止**

管理区域内で放出した消火水は、放射性物質を含むおそれがある場合には、管理区域外への流出を防止するため、目皿や配管により排水及び回収し、液体廃棄物処理設備で処理する設計とする。

**⑮操作等が必要な消火設備の照明器具**

消火栓、消火設備現場盤の設置場所及び設置場所への経路には、移動及び消火設備の操作を行うため、消防法で要求される消火継続時間 20 分に現場への移動等の時間を考慮した、1 時間以上の容量の蓄電池を内蔵する照明器具を設置する設計とする。

## 2.1.2.2 地震等の自然現象の考慮

### [要求事項]

2.2.2 火災感知設備及び消火設備は、以下の各号に示すように、地震等の自然現象によっても、火災感知及び消火の機能、性能が維持される設計であること。

- (1) 凍結するおそれがある消火設備は、凍結防止対策を講じた設計であること。
- (2) 風水害に対して消火設備の性能が著しく阻害されない設計であること。
- (3) 消火配管は、地震時における地盤変位対策を考慮した設計であること。

### (参考)

火災防護対象機器等が設置される火災区画には、耐震B・C クラスの機器が設置されている場合を考えられる。これらの機器が基準地震動により損傷しS クラス機器である原子炉の火災防護対象機器の機能を失わせることがないことが要求されるところであるが、その際、耐震B・C クラス機器に基準地震動による損傷に伴う火災が発生した場合においても、火災防護対象機器等の機能が維持されることについて確認されなければならない。

- (2) 消火設備を構成するポンプ等の機器が水没等で機能しなくなることのないよう、設計に当たっては配置が考慮されていること。

火災感知設備及び消火設備は、以下に示す地震等の自然現象によっても、機能及び性能が維持される設計とする。

#### (1) 凍結防止対策

使用済燃料乾式貯蔵施設貯蔵エリアは、屋内消火栓を設置する。

#### (2) 風水害対策について

風水害により、性能が阻害されるようなポンプ等の機器は設置しない設計とする。

#### (3) 地震時の地盤変位対策について

消火配管は、地震時における地盤変位対策として、建屋貫通部付近の接続部には機械式継手ではなく溶接継手を採用し、地盤変位の影響を直接受けないよう、地上化又はトレーンチ内に設置する設計とする。

また、建屋外部から建屋内部の消火栓に給水することが可能な給水接続口については、消防法に基づき設置する設計とする。

#### (4) 想定すべきその他の自然現象に対する対策について

上記の風水害を含め、使用済燃料乾式貯蔵施設に想定される自然現象は、落雷、地震、津波、火山、森林火災、竜巻、風（台風）、凍結、降水、積雪、生物学的事象、地滑り、洪水及び高潮である。火災防護設備がこれらの自然事象

の影響により、機能、性能を阻害された場合には、基本的には設備の予備等を用いて早期の取替復旧を行うこととするが、必要に応じて火災監視員の配置や、代替消火設備の配備等を行い、必要な性能を維持することとする。

### 2.1.2.3 消火設備の破損、誤動作及び誤操作による安全機能への影響

#### [要求事項]

2.2.3 安全機能を有する構築物、系統及び機器は、消火設備の破損、誤動作又は誤操作によって、安全機能を失わない設計であること。また、消火設備の破損、誤動作又は誤操作による溢水の安全機能への影響について「原子力発電所の内部溢水影響評価ガイド」により確認すること。

#### (参考)

原子力発電所の内部溢水影響評価ガイドでは、発生要因別に分類した以下の溢水を想定することとしている。

- a. 想定する機器の破損等によって生じる漏水による溢水
- b. 発電所内で生じる異常状態（火災を含む。）の拡大防止のために設置される系統からの放水による溢水
- c. 地震に起因する機器の破損等により生じる漏水による溢水

このうち、b. に含まれる火災時に考慮する消防水系統からの放水による溢水として、以下が想定されていること。

- ①火災感知により自動作動するスプリンクラーからの放水
- ②建屋内の消火活動のために設置される消火栓からの放水
- ③原子炉格納容器スプレイ系統からの放水による溢水

消防設備の放水による溢水等は、「原子力発電所の内部溢水影響評価ガイド」に基づき、安全機能への影響がないよう設計する。

## 2.1.3 火災の影響軽減

### 2.1.3.1 火災防護対象機器等に対する火災の影響軽減対策について

#### [要求事項]

2.3.1 安全機能を有する構築物、系統及び機器の重要度に応じ、それらを設置する火災区域又は火災区画内の火災及び隣接する火災区域又は火災区画における火災による影響に対し、以下の各号に掲げる火災の影響軽減のための対策を講じた設計であること。

- (1) 原子炉の高温停止及び低温停止に係わる安全機能を有する構築物、系統及び機器を設置する火災区域については、3時間以上の耐火能力を有する耐火壁によって他の火災区域から分離すること。
- (2) 原子炉の高温停止及び低温停止に係る安全機能を有する構築物、系統及び機器は、その相互の系統分離及びこれらに関連する非安全系のケーブルとの系統分離を行うために、火災区画内又は隣接火災区画間の延焼を防止する設計であること。具体的には、火災防護対象機器及び火災防護対象ケーブルが次に掲げるいずれかの要件を満たしていること。
  - a. 互いに相違する系列の火災防護対象機器及び火災防護対象ケーブルについて、互いの系列間が3時間以上の耐火能力を有する隔壁等で分離されていること。
  - b. 互いに相違する系列の火災防護対象機器及び火災防護対象ケーブルについて、互いの系列間の水平距離が6m以上あり、かつ、火災感知設備及び自動消火設備が当該火災区画に設置されていること。この場合、水平距離間には仮置きするものを含め可燃性物質が存在しないこと。
  - c. 互いに相違する系列の火災防護対象機器及び火災防護対象ケーブルについて、互いの系列間が1時間の耐火能力を有する隔壁等で分離されており、かつ、火災感知設備及び自動消火設備が当該火災区画に設置されていること。
- (3) 放射性物質の貯蔵又は閉じ込め機能を有する構築物、系統及び機器が設置される火災区域については、3時間以上の耐火能力を有する耐火壁によって他の火災区域から分離されていること。
- (4) 換気設備は、他の火災区域の火、熱、又は煙が安全機能を有する構築物、系統及び機器を設置する火災区域に悪影響を及ぼさないように設計すること。また、フィルタの延焼を防護する対策を講じた設計であること。
- (5) 電気ケーブルや引火性液体が密集する火災区域及び中央制御室のような通常運転員が駐在する火災区域では、火災発生時の煙を排気できるように排煙設備を設置すること。なお、排気に伴い放射性物質の環境への放出を抑制する必要が生じた場合には、排気を停止できる設計であること。
- (6) 油タンクには排気ファン又はベント管を設け、屋外に排気できるように設計されていること。

#### (参考)

- (1) 耐火壁の設計の妥当性が、火災耐久試験によって確認されていること。
- (2) -1 隔壁等の設計の妥当性が、火災耐久試験によって確認されている

こと。

- (2) -2 系統分離を b. (6m 離隔+火災感知・自動消火) または c. (1 時間の耐火能力を有する隔壁等+火災感知・自動消火) に示す方法により行う場合には、各々の方法により得られる火災防護上の効果が、a. (3 時間以上の耐火能力を有する隔壁等) に示す方法によって得られる効果と同等であることが示されていること。

使用済燃料乾式貯蔵施設の火災及び隣接する火災区域における火災による影響に対し、火災の影響軽減のための対策を講じる設計とする。なお、使用済燃料乾式貯蔵施設は、他の火災区域と隣接する火災区域はない。

(1) 火災区域の分離

使用済燃料乾式貯蔵施設は、原子炉の高温停止及び低温停止に係る安全機能を有する構築物、系統及び機器ではない。

(2) 火災防護対象機器等の系統分離

使用済燃料乾式貯蔵施設は、原子炉の高温停止及び低温停止に係る安全機能を有する構築物、系統及び機器ではない。

(3) 放射性物質貯蔵等の機器等に対する火災の影響軽減対策

使用済燃料乾式貯蔵施設は、放射性物質の貯蔵機能を有する構築物、系統及び機器を設置する耐火壁によって囲まれた火災区域である。なお、使用済燃料乾式貯蔵施設は、独立した建屋であり、他の火災区域と隣接する火災区域はない。

(4) 換気設備に対する火災の影響軽減対策

使用済燃料乾式貯蔵施設貯蔵エリアは、自然換気により換気を行う設計であり、放射性物質の貯蔵機能に悪影響を及ぼす換気設備はない。

(5) 煙に対する火災の影響軽減対策

使用済燃料乾式貯蔵施設において、電気ケーブルや引火性液体が密集する火災区域及び中央制御室のような通常運転員が駐在する火災区域はない。

(6) 油タンクに対する火災の影響軽減対策

使用済燃料乾式貯蔵施設に油タンクはない。

### 2.1.3.2 火災影響評価について

#### [要求事項]

2.3.2 原子炉施設内のいかなる火災によっても、安全保護系及び原子炉停止系の作動が要求される場合には、火災による影響を考慮しても、多重化されたそれぞれの系統が同時に機能を失うことなく、原子炉を高温停止及び低温停止できる設計であること。また、原子炉の高温停止及び低温停止が達成できることを、火災影響評価により確認すること。（火災影響評価の具体的手法は「原子力発電所の内部火災影響評価ガイド」による。）

#### (参考)

「高温停止及び低温停止できる」とは、想定される火災の原子炉への影響を考慮して、高温停止状態及び低温停止状態の達成、維持に必要な系統及び機器がその機能を果たすことができるということをいう。

使用済燃料乾式貯蔵施設は、原子炉の高温停止及び低温停止に係る安全機能を有する構築物、系統及び機器ではない。

## 2.2 個別の火災区域又は火災区画における留意事項について

### 〔要求事項〕

#### 3. 個別の火災区域又は火災区画における留意事項

火災防護対策の設計においては、2. に定める基本事項のほか、安全機能を有する構築物、系統及び機器のそれぞれの特徴を考慮した火災防護対策を講じること。

(参考)

安全機能を有する構築物、系統及び機器の特徴を考慮した火災防護対策として、NRC が定めるRegulatory Guide 1.189 には、以下のものが示されている。

##### (1) ケーブル処理室

①消防隊員のアクセスのために、少なくとも二箇所の入口を設けること。

②ケーブルトレイ間は、少なくとも幅0.9 m、高さ1.5 m 分離すること。

##### (2) 電気室

電気室を他の目的で使用しないこと。

##### (3) 蓄電池室

①蓄電池室には、直流開閉装置やインバーターを収容しないこと。

②蓄電池室の換気設備が、2%を十分下回る水素濃度に維持できること。

③換気機能の喪失時には制御室に警報を発する設計であること。

##### (4) ポンプ室

煙を排気する対策を講じること。

##### (5) 中央制御室等

①周辺の部屋との間の換気設備には、火災時に閉じる防火ダンパーを設置すること。

②カーペットを敷かないこと。ただし、防炎性を有するものはこの限りではない。

なお、防炎性については、消防法施行令第4条の3によること。

##### (6) 使用済燃料貯蔵設備、新燃料貯蔵設備

消火中に臨界が生じないように、臨界防止を考慮した対策を講じること。

(7) 放射性廃棄物処理設備及び放射性廃棄物貯蔵設備

- ①換気設備は、他の火災区域や環境への放射性物質の放出を防ぐために、隔離できる設計であること。
- ②放水した消火水の溜り水は汚染のおそれがあるため、液体放射性廃棄物処理設備に回収できる設計であること。
- ③放射性物質を含んだ使用済イオン交換樹脂、チャコールフィルタ及びHEPA フィルタなどは、密閉した金属製のタンク又は容器内に貯蔵すること。
- ④放射性物質の崩壊熱による火災の発生を考慮した対策を講じること。

以下に示す火災区域又は火災区画は、それぞれの特徴を考慮した火災防護対策を設計する。

(1) ケーブル処理室

使用済燃料乾式貯蔵施設にケーブル処理室はない。

(2) 電気室

使用済燃料乾式貯蔵施設貯蔵エリアに電気室はない。

(3) 蓄電池室

使用済燃料乾式貯蔵施設に蓄電池室はない。

(4) ポンプ室

使用済燃料乾式貯蔵施設にポンプ室はない。

(5) 中央制御室等

使用済燃料乾式貯蔵施設に中央制御室等はない。

(6) 使用済燃料貯蔵設備、新燃料貯蔵設備

使用済燃料乾式貯蔵容器は、消火水が噴霧されても臨界とならないよう、使用済燃料乾式貯蔵容器内に消火水が流入しない設計とする。

(7) 放射性廃棄物処理設備及び放射性廃棄物貯蔵設備

使用済燃料乾式貯蔵施設は、放射性廃棄物処理設備及び放射性廃棄物貯蔵設備ではない。

## 2.3 火災防護計画について

### [要求事項]

(2) 火災防護対策並びに火災防護対策を実施するために必要な手順、機器及び職員の体制を含めた火災防護計画を策定すること。

### (参考)

審査に当たっては、本基準中にある（参考）に示す事項について確認すること。また、上記事項に記載されていないものについては、JEAC4626-2010 及びJEAG4607-2010 を参照すること。

なお、本基準の要求事項の中には、基本設計の段階においてそれが満足されているか否かを確認することができないものもあるが、その点については詳細設計の段階及び運転管理の段階において確認する必要がある。

### 火災防護計画について

1. 原子炉施設設置者が、火災防護対策を適切に実施するための火災防護計画を策定していること。
2. 同計画に、各原子炉施設の安全機能を有する構築物、系統及び機器の防護を目的として実施される火災防護対策及び計画を実施するために必要な手順、機器、組織体制が定められていること。なお、ここでいう組織体制は下記に関する内容を含む。
  - ①事業者の組織内における責任の所在。
  - ②同計画を遂行する各責任者に委任された権限。
  - ③同計画を遂行するための運営管理及び要員の確保。
3. 同計画に、安全機能を有する構築物、系統及び機器を火災から防護するため、以下の3つの深層防護の概念に基づいて火災区域及び火災区画を考慮した適切な火災防護対策が含まれていること。
  - ①火災の発生を防止する。
  - ②火災を早期に感知して速やかに消火する。
  - ③消火活動により、速やかに鎮火しない事態においても、原子炉の高温停止及び低温停止の機能が確保されるように、当該安全機能を有する構築物、系統及び機器を防護する。
4. 同計画が以下に示すとおりとなっていることを確認すること。
  - ①原子炉施設全体を対象とする計画になっていること。
  - ②原子炉を高温停止及び低温停止する機能の確保を目的とした火災の発生防止、火災の感知及び消火、火災による影響の軽減の各対策の概要が記載されていること。

火災防護計画は、火災防護審査基準の要求事項を踏まえ、以下に示す考え方に基づき策定する。

- (1) 使用済燃料乾式貯蔵施設を含む発電用原子炉施設の安全機能を有する構築物、系統及び機器の防護を目的として実施する火災防護対策を適切に実施するために、伊方発電所における火災防護対策全般を網羅した火災防護計画を策定する。
- (2) 使用済燃料乾式貯蔵施設を含む発電用原子炉施設の安全機能を有する構築物、系統及び機器の防護を目的として実施する火災防護対策及び計画を実施するために必要な手順、機器、組織体制を定める。具体的には、火災防護対策の内容、その対策を実施するための組織における各責任者と権限、火災防護計画を遂行するための組織とその運営管理及び必要な要員の確保（要員への教育訓練を含む。）について定める。
- (3) 使用済燃料乾式貯蔵施設を含む発電用原子炉施設の安全機能を有する構築物、系統及び機器を火災から防護するため、火災の発生防止、火災の早期感知及び消火並びに火災の影響軽減の3つの深層防護の概念に基づいて、火災区域及び火災区画を考慮した以下のような火災防護対策を定める。
  - ①火災の発生防止対策
    - ・発火性又は引火性物質を内包する設備は、壁による配置上の分離により分離する。
    - ・発火性又は引火性物質を内包する設備がある火災区域の建屋等は、空調機器による機械換気又は自然換気を行う。
    - ・火災区域において有機溶剤を使用し、可燃性の蒸気が滞留するおそれがある場合は、作業場所の局所排気及び建屋の機械換気により、滞留を防止する。
    - ・落雷、地震等の自然現象による火災が発生しないように、避雷設備の設置、十分な支持性能をもつ地盤への安全機能を有する構築物、系統及び機器の設置等の対策を実施する。
    - ・点検等で使用する資機材（可燃物）は、火災区域、火災区画毎の制限発熱量を超過しないように可燃物の管理を行う手順を定める。
    - ・溶接等の作業において、火気作業の計画策定、消火器等の配備、監視人の配置等の火気作業の管理を行う手順を定める。
    - ・使用済燃料乾式貯蔵施設貯蔵エリアは、可燃物の保管を禁止することを定める。
    - ・使用済燃料乾式貯蔵施設貯蔵エリアの一般照明は、通常時は主管電源を切つておき、入域時のみ電源を入れる運用とする。
  - ②火災の感知及び消火に係る対策
    - ・消火設備は、煙等による二次的影響を受けず、安全機能を有する構築物、系

統及び機器に悪影響を及ぼさないように設置する。

- ・水消火設備に必要な消防水の容量は、消防法施行規則等に基づいて算出した容量とする。
  - ・移動式消火設備は、化学消防自動車1台、水槽付消防自動車1台を配備する。
  - ・消火栓は、使用済燃料乾式貯蔵施設は、消火栓から半径25mの範囲を考慮して配置する。
  - ・消火栓への経路には、移動及び消火設備の操作を行うため、蓄電池を内蔵する照明器具を設置する。
  - ・屋外の消火設備の凍結を防止するため、屋外消火栓を微開して通水する手順を定める。
  - ・消火配管は、地震時における地盤変位対策として、建屋接続部には機械式継手でなく溶接継手を採用し、地盤変位の影響を直接受けないよう、地上化又はトレンチ内に設置する設計とする。
- (4) 火災防護計画は、伊方発電所全体を対象範囲とし、具体的には、以下の項目を記載する。
- ・「実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則」第8条に基づく(3)に示す対策
  - ・森林火災、近隣の産業施設の火災・爆発、発電所敷地内に存在する危険物タンクの火災から安全施設を防護する対策
  - ・使用済燃料乾式貯蔵容器の貯蔵準備作業中は、常時作業員がいる運用とし、作業員が離れる場合は、使用済燃料乾式貯蔵容器を可燃物の保管禁止エリアである使用済燃料乾式貯蔵施設貯蔵エリアに保管する。

ただし、原子力災害に至る場合の火災発生時の対処、原子力災害と同時に発生する火災発生時の対処、大規模損壊に伴う大規模な火災が発生した場合の対処は、別途定める規定文書に基づいて対応する。

なお、上記に示す以外の構築物、系統及び機器は、消防法に基づく火災防護対策を実施する。

また、火災防護計画は、その計画において定める火災防護対策全般に係る定期的な評価及び改善を行うことによって、P D C Aサイクルを回して継続的な改善を図って行くことを定めるとともに、火災防護に必要な設備の改造等を行う場合には、火災防護審査基準等への適合性を確認することを定める。

火災防護計画は、伊方発電所原子炉施設保安規定に基づく二次文書として制定し、業務遂行に係るルール等を記載する。さらに、具体的な業務手順、方法等については、三次文書として定める。

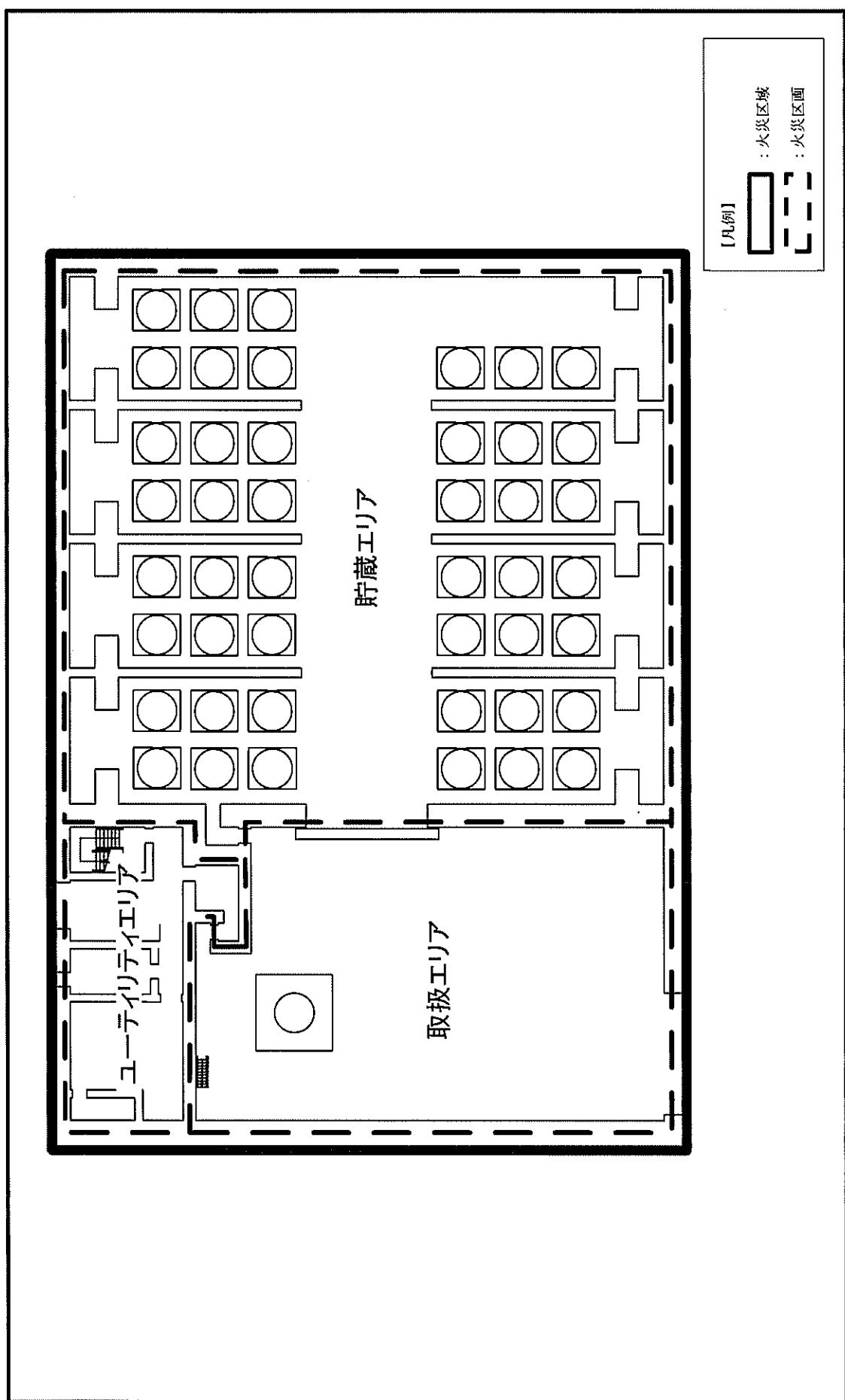


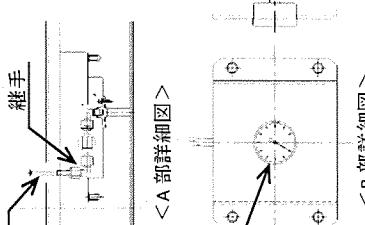
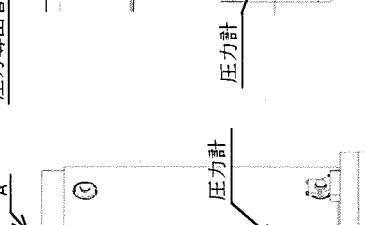
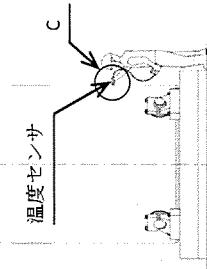
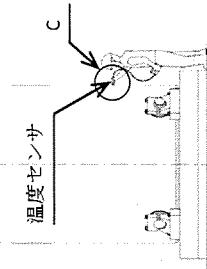
図1 火災区域及び火災区画図

### 使用済燃料乾式貯蔵容器の監視用計器について

使用済燃料乾式貯蔵施設における使用済燃料乾式貯蔵容器の監視用計器については、常時監視を要しないことから、必要なときに作業員が使用済燃料乾式貯蔵容器毎に圧力及び温度を計測できるように、下表に示す機械式の圧力計及び可搬の電気式の温度計を設置することを検討している。

ここで、火災防護の観点から、どちらの方式においても、発火源とならないよう、機械式は不燃材料で構成し、可搬の電気式は常時通電しない設計としている。

表 1 使用済燃料乾式貯蔵容器の監視用計器（圧力計及び温度計）

	機械式	可搬の電気式
設置イメージ	圧力計（ブルドン管式圧力計）	温度計（接触式ハンディ温度計）
火災防護上の整理	  	

### 建屋内装材の不燃性について

使用済燃料乾式貯蔵施設貯蔵エリアに使用する建屋内装材は、「実用発電用原子炉及びその附属施設の火災防護に係る審査基準」(以下「火災防護審査基準」という。)に準じて、以下のとおり設計する。

#### 1. 建屋内装材における国内規制内容

建物の天井、壁、床に使用される内装材には、出火時の急速な火災拡大を防止するための防火規制が定められている。

火災拡大には天井材及び壁材の寄与が大きく、床材の寄与は小さいことから、国内規制では下表のとおり「天井材及び壁材」と「床材」で規制内容が異なる。天井材及び壁材については建築基準法により、また、床材については消防法により規制されている。

表1 規制内容比較

	建築基準法 (第35条の2)	消防法 (第8条の3)
規制の種類	内装制限	防炎規制
規制の対象	壁材、天井材	床材 (じゅうたん等)
規制適合品の分類	不燃材料 準不燃材料 難燃材料	防炎物品
認定（確認）の方法	試験による認定 仕様規定	試験による認定

## 2. 内装材の適合性判定

建屋内装材における国内規制内容を踏まえ、建築基準法における不燃材料、準不燃材料及び消防法における防炎物品として防火性能を確認できた材料を、火災防護審査基準に適合する「不燃性材料」とする。

また、国内規定に定められる防火要求において、試験により確認できた材料を「代替材料」と位置付ける。（火災防護審査基準 2.1.2 ただし書きの適用）

なお、耐放射線等の機能要求があり、代替材料の使用が技術上困難な場合で、不燃材料の表面に塗布されたコーティング剤については、不燃性材料と同等と位置付ける。（火災防護審査基準 2.1.2 ただし書き及び（参考）の適用）

以上より、下記フローに基づき、内装材の適合性を確認する。

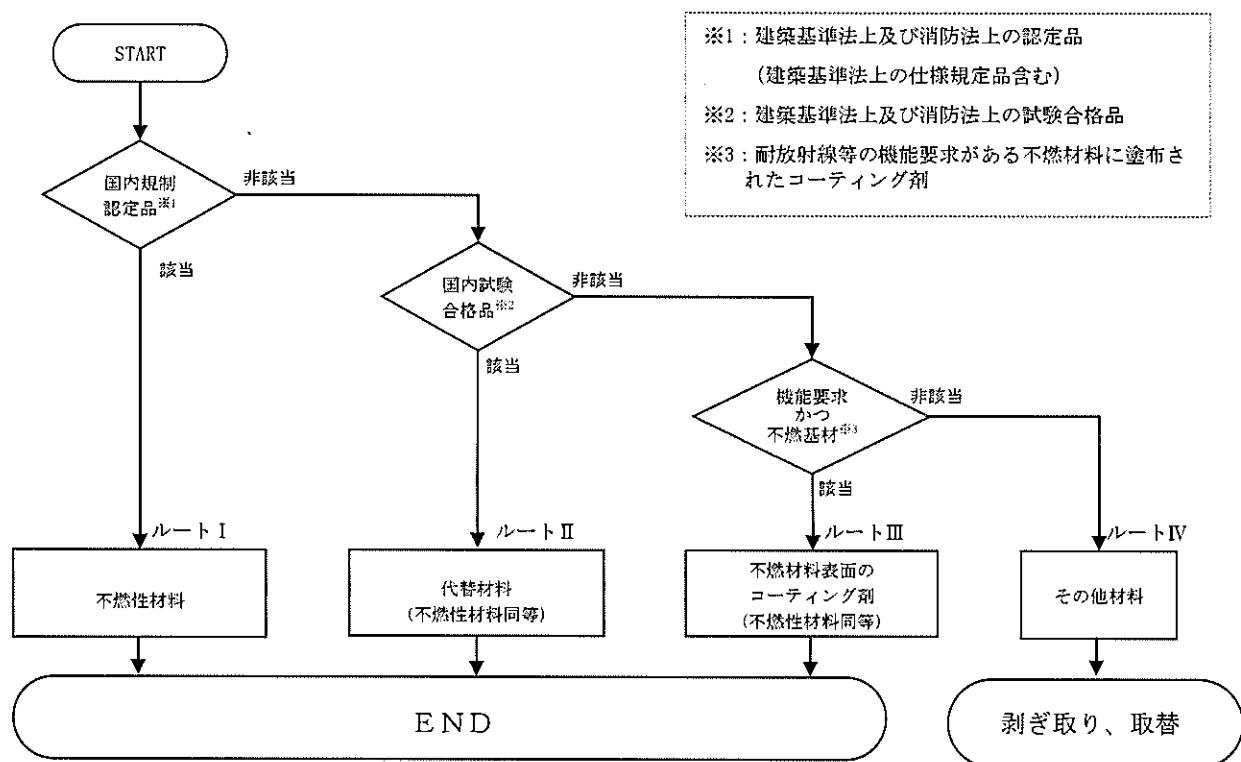


図 1 内装材の適合性判定フロー

### 3. 内装材の認定、仕様規定の確認（ルートⅠ）

建屋内装材における防火規制上の認定及び仕様規定への適合を確認する。

### 4. 試験による内装材の適合性判定（ルートⅡ）

建屋内装材のうち防火規制上の認定及び仕様規定への適合が確認できない材料については、表2に示す試験により、不燃性材料の防火性能と同等以上（「代替材料」）であることを確認する。

表2 試験項目

対象部位	規制分類	試験名
天井材、壁材	建築基準法	コーンカロリーメータ試験

#### 4.1 コーンカロリーメータ試験

##### （1） 試験方法

公的試験機関の「防耐火性能試験・評価業務方法書」に規定された発熱性試験・評価方法によるものとし、概要は以下のとおり。

- ・ 試験体は  $n = 3$  とする。
- ・ 試験体の基材は、現地施工状況と同等とする。
- ・ 試験装置により加熱（電気ヒーター： $50\text{kW}/\text{m}^2$ ）し、判定基準を満足する時間により防火性能グレードを評価する。
  - a 不燃材料 ・・・ 20分間
  - b 準不燃材料 ・・・ 10分間
  - c 難燃材料 ・・・ 5分間

##### （2） 判定基準

判定基準	総発熱量が $8\text{MJ}/\text{m}^2$ 以下であること。
	最高発熱速度が、10秒以上継続して $200\text{kW}/\text{m}^2$ を超えないこと。
	防火上有害な裏面まで貫通する亀裂及び穴がないこと。 <sup>※4</sup>

※4：基材がコンクリート又は鉄骨等であるため、防火上有害な裏面まで貫通する亀裂及び穴は発生しない。

### 5. 不燃材料表面に塗布されたコーティング剤の適合性判定結果（ルートⅢ）

耐放射線等の機能要求があり、代替材料の使用が技術上困難な場合で、不燃材料の表面に塗布されたコーティング剤については、不燃性材料と同等と位置付ける。（火災防護審査基準 2.1.2 ただし書き及び（参考）の適用）

## 使用済燃料乾式貯蔵施設貯蔵エリアにおける設置機器に対する火災防護上の整理

使用済燃料乾式貯蔵施設貯蔵エリアにおける火災防護上の整理について、以下の表1のとおりとする。

本表に示すとおり、使用済燃料乾式貯蔵容器は金属製で十分な耐火性能を有しており、その他の設置機器についても使用済燃料乾式貯蔵施設貯蔵エリアにおいて、使用済燃料乾式貯蔵容器へ影響を及ぼすような発火源を極力排除し、可燃物の保管も禁止することから、火災による安全機能への影響は考えにくい。

表1 機器・機材に対する火災防護上の整理表

機器・機材	火災防護上の整理
使用済燃料乾式貯蔵容器	金属容器であり、十分な耐火性能を有していることから発火源とはならない。
監視用計器	機械式計器又は可搬の電気式計器を使用することとしている。機械式計器は不燃材料で構成され、電気式計器は常時通電しない。
一般照明	通常時は主管電源を切っておき、貯蔵エリア入域時のみ電源を入れる運用とする。また、過電流保護装置により故障時には、電流をしゃ断すること、乾式キャスクに近接するような一般照明がないこと、及び可燃物の保管を禁止するエリアとする。
消火設備用照明器具、誘導灯	過電流保護装置により故障時には電流をしゃ断すること、乾式キャスクに近接するような消火設備用照明器具、誘導灯がないこと、及び可燃物の保管を禁止するエリアとする。
ケーブル	専用の電線管で布設する。
火災感知器	消防法に基づき設置する。
消火器、屋内消火栓	プラントと同様の設計とする。
エアパレット	貯蔵準備作業時には、電気駆動のエアパレットを貯蔵エリアにて使用するが、常時作業員がいることで、万一の火災発生時には、人により早期の火災感知及び消火が可能である。

## 使用済燃料乾式貯蔵容器取扱中の各様態における火災防護対策について

使用済燃料乾式貯蔵施設における使用済燃料乾式貯蔵容器貯蔵準備作業中の取扱フロー及び使用済燃料乾式貯蔵施設のエリア毎の火災防護対策設備について以下に示す。

表1 使用済燃料乾式貯蔵容器取扱中の各様態

取扱様態	作業エリア	状態	適用法令
① 取扱エリア搬入 ～ 検査架台（監視計器取付け）	取扱エリア	貯蔵準備 作業	炉規制法 消防法
② 検査架台～貯蔵エリア搬入	取扱エリア～貯蔵エリア		
③ 貯蔵架台固縛	貯蔵エリア		
④ 貯蔵	貯蔵エリア		貯蔵

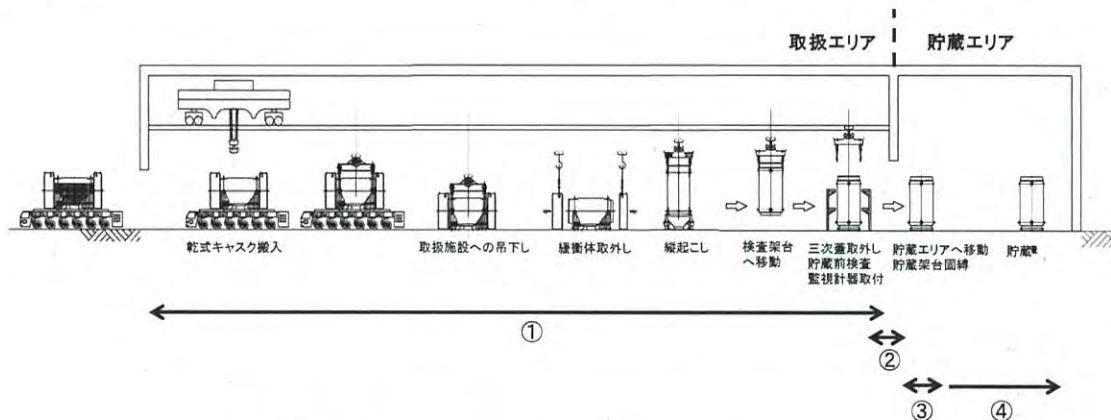


図1 使用済燃料乾式貯蔵容器取扱いフローイメージ

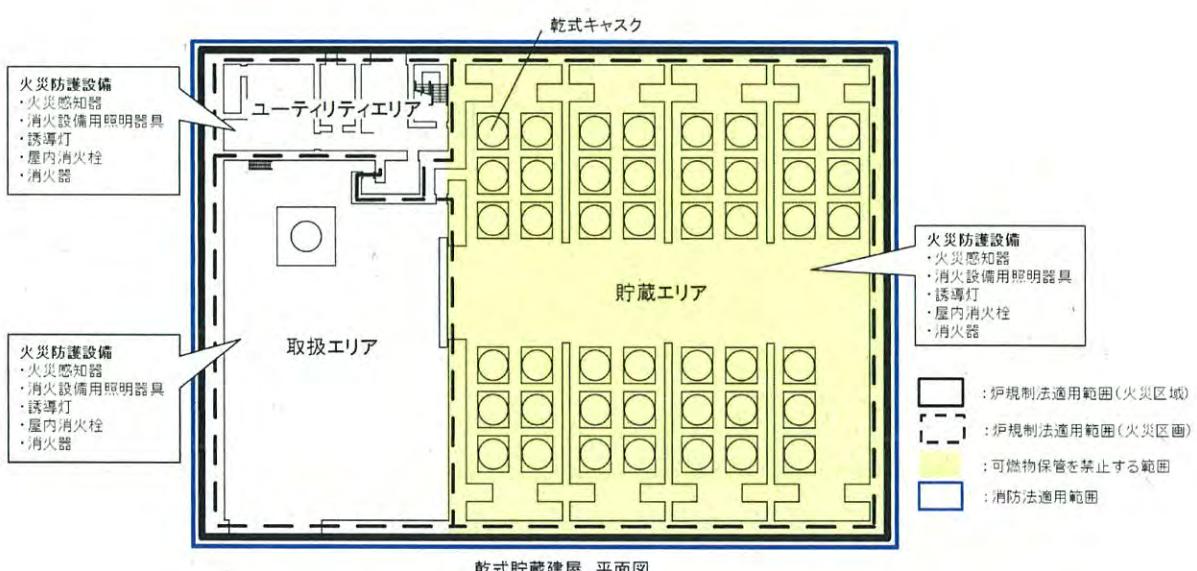


図2 使用済燃料乾式貯蔵施設の火災防護対策設備

## 16 条

### 燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設

〈目 次〉

1. 基本方針

1.1 要求事項に対する適合性

- (1) 位置、構造及び設備
- (2) 安全設計方針
- (3) 適合性説明

1.2 気象等

1.3 設備等

2. 燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設

2.1 使用済燃料乾式貯蔵施設の貯蔵容量について

2.2 使用済燃料乾式貯蔵容器の構造について

2.3 使用済燃料乾式貯蔵容器の収納条件について

2.4 使用済燃料貯蔵容器の設計貯蔵期間について

2.5 使用済燃料乾式貯蔵容器の4つの安全機能について

2.5.1 使用済燃料乾式貯蔵容器の閉じ込め機能について

2.5.2 使用済燃料乾式貯蔵容器の臨界防止機能について

2.5.3 使用済燃料乾式貯蔵容器の遮蔽機能について

2.5.4 使用済燃料乾式貯蔵容器の除熱機能について

2.6 使用済燃料乾式貯蔵容器の長期健全性について

2.7 使用済燃料乾式貯蔵容器を通常に取り扱う場合の設計上想定される事象について

2.8 使用済燃料乾式貯蔵容器蓋間圧力等の監視について

3. 自然現象等に対する使用済燃料乾式貯蔵施設の設計方針

3.1 使用済燃料乾式貯蔵施設の設備の分類及び担保すべき機能について

3.2 兼用キャスク及び周辺施設の設計方針

【参考資料】

参考1 使用済燃料乾式貯蔵容器の設計及び評価で引用している文献の記載内容について

参考2 伊方発電所 乾式貯蔵施設に係る原子力規制委員会の審査方針を踏まえた影響評価

参考3 使用済燃料乾式貯蔵施設の設置変更許可に係る詳細な確認範囲について

参考4 貯蔵中の乾式キャスクの転倒防止（エアパレット搬送時含む）について

参考5 解析条件等の比較（核燃料輸送物設計承認申請／設置変更許可申請）

参考6 乾式貯蔵建屋取扱エリアにおける乾式貯蔵建屋天井クレーンによる乾式キャスクに対する波及的影響について

参考7 設置許可基準規則第16条第1項の取扱いについて

参考8 使用済燃料乾式貯蔵容器蓋間圧力の監視頻度の妥当性について

## 1. 基本方針

### 1.1 要求事項に対する適合性

#### (1) 位置、構造及び設備

五 発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備

口 発電用原子炉施設の一般構造

#### (3) その他の主要な構造

(i) 本発電用原子炉施設は、「(1)耐震構造」、「(2)耐津波構造」に加え、以下の基本の方針のもとに安全設計を行う。

#### a. 設計基準対象施設

#### (k) 燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設

通常運転時に使用する燃料体又は使用済燃料（以下「燃料体等」という。）の取扱施設（安全施設に係るものに限る。）は、燃料体等を取り扱う能力を有し、燃料体等が臨界に達するおそれがなく、崩壊熱により燃料体等が溶融せず、使用済燃料及びウラン・プルトニウム混合酸化物新燃料からの放射線に対して適切な遮蔽能力を有し燃料体等の取扱中における燃料体等の落下を防止できる設計とする。

燃料体等の貯蔵施設（安全施設に属するものに限る。）は、燃料体等の落下により燃料体等が破損して放射性物質の放出により公衆に放射線障害を及ぼすおそれがある場合において、放射性物質の放出による公衆への影響を低減するため、燃料貯蔵設備を格納でき、放射性物質の放出を低減できる設計とする。また、燃料体等を必要に応じて貯蔵することができる容量を有するとともに、燃料体等が臨界に達するおそれがない設計とする。

使用済燃料の貯蔵施設は、使用済燃料及びウラン・プルトニウム混合酸化物新燃料からの放射線に対して適切な遮蔽能力を有し、貯蔵された使用済燃料及びウラン・プルトニウム混合酸化物新燃料が崩壊熱により溶融しないものであって、最終ヒートシンクへ熱を輸送できる設備及びその浄化系を有し、使用済燃料ピットから放射性物質を含む水があふれ、又は漏れないものであって、使用済燃料ピットから水が漏えいした場合において、水の漏えいを検知することができる設計とする。

使用済燃料の貯蔵施設は、燃料体等の取扱中に想定される燃料体等の落下時及び重量物の落下時においてもその機能が損なわれない設計とすることとし、使用済燃料ピットの機能に影響を及ぼす重量物については落下しない設計とする。

使用済燃料ピットの水位及び水温並びに燃料取扱場所の放射線量の異常を検知し、それを中央制御室に伝えるとともに、外部電源が使用できない場合においても非常用所内電源からの電源供給により、使用済燃料ピットの水位及び水温並びに放射線量を監視することができる設計とする。

使用済燃料乾式貯蔵施設は、使用済燃料乾式貯蔵容器に収納した使用済燃料の崩壊熱を自然冷却によって外部に放出できる設計とするとともに、使用済燃料から放出される放射線をガンマ線遮蔽材及び中性子遮蔽材により十分に遮蔽することができる設計とする。また、使用済燃料乾式貯蔵容器は、適切に放射性物質

を閉じ込めることができ、閉じ込め機能を監視できる設計とともに、使用済燃料乾式貯蔵容器内の燃料位置等について想定される最も厳しい状態を仮定しても臨界に達することのない設計とする。

また、2号炉又は3号炉の使用済燃料貯蔵設備にて貯蔵する使用済燃料のうち、十分に冷却した使用済燃料は、使用済燃料乾式貯蔵容器の安全機能を維持できることを確認のうえ、使用済燃料乾式貯蔵容器に収納し、使用済燃料乾式貯蔵施設へ運搬して貯蔵する。その後、再処理工場へ搬出する。

## 二 核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設の構造及び設備

### (1) 核燃料物質取扱設備の構造

核燃料物質取扱設備（燃料取扱設備）は、燃料取替クレーン、使用済燃料ピットクレーン（1号、2号及び3号炉共用）、燃料取扱棟クレーン（1号、2号及び3号炉共用）、燃料移送装置等で構成する。

ウラン新燃料は、燃料取扱設備により、燃料取扱棟内において、ウラン新燃料の輸送容器から新燃料貯蔵設備又は使用済燃料貯蔵設備に移し、原子炉格納容器内に搬入する。ウラン・プルトニウム混合酸化物新燃料は、燃料取扱設備により、燃料取扱棟内において、ウラン・プルトニウム混合酸化物新燃料の輸送容器から使用済燃料貯蔵設備に移し、原子炉格納容器内に搬入する。燃料取替えは、原子炉上部の原子炉キャビティに水張りし、燃料取扱設備を用いてほう酸水中で行う。

使用済燃料は、遮へいに必要な水深を確保した状態で、燃料取扱設備を用いてほう酸水中で燃料取扱棟内に移送し、同棟内の使用済燃料貯蔵設備（1号、2号及び3号炉共用）のほう酸水中に貯蔵する。

燃料取扱設備は、燃料取扱時において燃料が臨界に達することのない設計とともに、燃料集合体の落下を防止する設計とする。

なお、使用済燃料の搬出には、使用済燃料輸送容器を使用する。

### (2) 核燃料物質貯蔵設備の構造及び貯蔵能力

#### (i) 新燃料貯蔵設備

##### a. 構 造

新燃料貯蔵設備は、ウラン新燃料を新燃料ラックに挿入して貯蔵するものであり、燃料取扱棟内に設置する。

新燃料貯蔵設備は、想定されるいかなる状態においても燃料が臨界に達することのない設計とする。

##### b. 貯蔵能力

全炉心燃料の約 100%相当分

#### (ii) 使用済燃料貯蔵設備

##### a. 構 造

使用済燃料貯蔵設備（1号、2号及び3号炉共用）は、使用済燃料及び新燃料をほう酸中の使用済燃料ラックに挿入して貯蔵する鉄筋コンクリート造、ステンレス鋼内張りの水槽（使用済燃料ピット）であり、燃料取扱棟内に設ける。

使用済燃料ピットは、燃料体等の上部に十分な水深を確保する設計とともに、使用済燃料ピット水位、水温及び使用済燃料ピット水の漏えい並びに燃料取扱棟内の放射線量率を監視する設備を設け、さらに、万一漏えいを生じた場合には、ほう酸水を補給できる設計とする。

使用済燃料貯蔵設備は、想定されるいかなる状態においても燃料が臨界に達することのない設計とする。

使用済燃料貯蔵設備は、燃料体等の取扱中に想定される落下時にも著しい使用済燃料ピット水の減少を引き起こすような損傷を避けるよう設計する。

使用済燃料ピットは、使用済燃料ピットの冷却機能喪失、使用済燃料ピットの注水機能喪失、使用済燃料ピット水の小規模な漏えいが発生した場合において、燃料の貯蔵機能を確保できる設計とする。

また、使用済燃料ピットからの大量の水の漏えいにより使用済燃料ピット水位が使用済燃料ピット出口配管下端未満かつ水位低下が継続する場合に、スプレイや蒸気条件下でも臨界にならないよう配慮したラック形状及び燃料配置によって、臨界を防止することができる設計とする。

#### b. 貯蔵能力

全炉心燃料の約 1,150%相当分（1号、2号及び3号炉共用）

##### (iii) 使用済燃料乾式貯蔵施設

###### a. 構造

使用済燃料乾式貯蔵施設は、使用済燃料乾式貯蔵容器、周辺施設である使用済燃料乾式貯蔵建屋（1号、2号及び3号炉共用）等からなる。

使用済燃料乾式貯蔵容器は、使用済燃料の収納後にその内部を乾燥させ、使用済燃料を不活性ガスとともに封入する金属製の容器であり、容器本体、蓋部（二重）、バスケット等で構成する。使用済燃料乾式貯蔵容器は、貯蔵架台を用いて基礎ボルトで基礎に固定する。

使用済燃料乾式貯蔵建屋は、使用済燃料乾式貯蔵容器を貯蔵し、自然冷却のための給排気口を設けた鉄筋コンクリート造の建屋である。

使用済燃料乾式貯蔵施設は、使用済燃料乾式貯蔵容器に収納した使用済燃料の崩壊熱を自然冷却によって外部に放出できる設計とともに、使用済燃料から放出される放射線をガンマ線遮蔽材及び中性子遮蔽材により十分に遮蔽することができる設計とする。また、使用済燃料乾式貯蔵容器は、適切に放射性物質を閉じ込めることができ、閉じ込め機能を監視できる設計とともに、使用済燃料乾式貯蔵容器内の燃料位置等について想定される最も厳しい状態を仮定しても臨界に達するおそれのない設計とする。

###### b. 貯蔵能力

全炉心燃料の約 760%相当分（1号、2号及び3号炉共用）

#### (2) 安全設計方針

該当なし

(3) 適合性説明

(燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設)

第十六条

2 発電用原子炉施設には、次に掲げるところにより、燃料体等の貯蔵施設（安全施設に属するものに限る。以下この項において同じ。）を設けなければならない。

一 燃料体等の貯蔵施設は、次に掲げるものであること。

イ 燃料体等の落下により燃料体等が破損して放射性物質の放出により公衆に放射線障害を及ぼすおそれがある場合において、放射性物質の放出による公衆への影響を低減するため、燃料貯蔵設備を格納するもの及び放射性物質の放出を低減するものとすること。

ロ 燃料体等を必要に応じて貯蔵することができる容量を有するものとすること。

ハ 燃料体等が臨界に達するおそれがないものとすること。

4 キャスクを設ける場合には、そのキャスクは、第二項第一号に定めるもののほか、次に掲げるものでなければならない。

一 使用済燃料からの放射線に対して適切な遮蔽能力を有するものとすること。

二 使用済燃料の崩壊熱を適切に除去することができるものとすること。

三 使用済燃料が内包する放射性物質を適切に閉じ込めることができ、かつ、その機能を適切に監視することができるものとすること。

適合のための設計方針

2 について

一 使用済燃料乾式貯蔵施設は、以下のように設計する。

イ 使用済燃料乾式貯蔵容器の蓋部を開放することなく、かつ、内包する放射性物質の閉じ込めを使用済燃料乾式貯蔵容器のみで担保する設計とする。

ロ 使用済燃料及びウラン・プルトニウム混合酸化物新燃料の貯蔵設備は、使用済燃料乾式貯蔵容器貯蔵分も含めて、使用済燃料に加え、全炉心燃料及び1回の燃料取替えに必要とする燃料集合体数並びにウラン・プルトニウム混合酸化物新燃料集合体数に十分余裕を持たせた貯蔵容量を有する設計とする。

ハ 使用済燃料乾式貯蔵容器は、容器内のバスケットにより適切な燃料集合体間隔を保持し、燃料集合体が相互に接近しないようにする。また、使用済燃料乾式貯蔵容器内の燃料位置等について想定される最も厳しい状態を仮定しても実効増倍率が0.95（解析上の不確定さを含む。）以下となる設計とする。

4 について

一 使用済燃料乾式貯蔵容器は、使用済燃料から放出される放射線をガンマ線遮蔽材及び中性子遮蔽材により十分に遮蔽する設計とする。

二 使用済燃料乾式貯蔵容器は、自然冷却によって収納した使用済燃料の崩壊熱を外部に放出できる設計とする。

三 使用済燃料乾式貯蔵容器は、適切に放射性物質を閉じ込めることができ、閉じ込め

機能を監視できる設計とする。

## 1. 2 気象等

該当なし

## 1. 3 設備等

### 4. 核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設

#### 4. 1 燃料取扱及び貯蔵設備

##### 4. 1. 1 通常運転時等

###### 4. 1. 1. 1 概要

燃料取扱及び貯蔵設備は、新燃料を発電所内に搬入してから使用済燃料を発電所外に搬出するまでの燃料取扱い及び貯蔵を安全かつ確実に行うものである。

燃料取扱設備の配置を第4.1.1図及び第4.1.2図に示す。

発電所に搬入したウラン新燃料は、受入検査後、燃料取扱棟内の新燃料貯蔵庫又は使用済燃料ピットに貯蔵する。これらのウラン新燃料は、再装荷燃料等とともに炉心へ装荷するが、新燃料貯蔵庫に貯蔵したウラン新燃料は、炉心へ装荷する前に通常使用済燃料ピットに一時的に保管する。発電所に搬入したウラン・プルトニウム混合酸化物新燃料は、受入検査後、使用済燃料ピットに貯蔵した後、炉心へ装荷する。

炉心への装荷の手順は、以下に示す燃料の取出しとほぼ逆の手順によって行う。

原子炉停止後、原子炉より取り出す使用済燃料は、燃料取替クレーン、燃料移送装置、使用済燃料ピットクレーン等を使用して、ほう酸水を張った原子炉キャビティ、燃料取替用キャナル及び燃料移送管を通して使用済燃料ピットへ移動する。

これらの使用済燃料の移送は、遮蔽及び冷却のため、すべて水中で行う。

使用済燃料は、使用済燃料ピットに貯蔵するが、必要に応じて使用済燃料ピット内で別に用意した容器に入れて貯蔵する。

使用済燃料は、使用済燃料ピット内で通常1年間以上冷却し、冷却を終えた使用済燃料は、使用済燃料ピットクレーン等を使用して水中で使用済燃料輸送容器に入れ再処理工場へ搬出する。

使用済燃料のうち、十分に冷却（15年以上冷却）した使用済燃料は、使用済燃料乾式貯蔵容器の安全機能を維持できることを確認のうえ、使用済燃料乾式貯蔵容器に収納しヘリウムガスを封入後、使用済燃料乾式貯蔵施設へ運搬する。使用済燃料を使用済燃料乾式貯蔵容器に収納するにあたっては、臨界評価で考慮した因子についての条件又は範囲並びに遮蔽機能及び除熱機能に関する評価で考慮した使用済燃料の燃焼度に応じた配置の条件又は範囲を逸脱しないことを、あらかじめ確認する。使用済燃料乾式貯蔵施設では、周辺施設である使用済燃料乾式貯蔵建屋天井クレーン及び使用済燃料乾式貯蔵容器搬送

台車を使用して使用済燃料乾式貯蔵容器を貯蔵する。その後、再処理工場へ搬出する。

使用済燃料ピットの水位及び水温並びに燃料取扱場所の放射線量は中央制御室で監視できるとともに、異常時は中央制御室に警報を発信する。

また、使用済燃料乾式貯蔵容器の一次蓋と二次蓋との間の圧力を監視できるものとする。

#### 4.1.1.2 設計方針

燃料取扱及び貯蔵設備は、新燃料の搬入から使用済燃料の搬出までの取扱い及び貯蔵を安全かつ確実に行うことができるよう以下の方針により設計する。

- (1) 燃料取扱及び貯蔵設備のうち安全上重要な機器は、適切な定期的試験及び検査ができる設計とする。
- (2) 貯蔵設備は、適切な格納性と空気浄化系を有する区画として設計する。
- (3) 新燃料貯蔵設備は、1回の燃料取替えに必要とする燃料集合体数に十分余裕を持たせた貯蔵容量を有する設計とする。また、使用済燃料の貯蔵設備は、使用済燃料乾式貯蔵容器貯蔵分も含めて、使用済燃料に加え、全炉心燃料及び1回の燃料取替えに必要とする燃料集合体数並びにウラン・プルトニウム混合酸化物新燃料集合体数に十分余裕を持たせた貯蔵容量を有する設計とする。
- (4) 燃料取扱設備は、移送操作中の燃料体等の落下を防止するためワイヤロープ二重化等の適切な落下防止措置を有する設計とする。
- (5) 使用済燃料及びウラン・プルトニウム混合酸化物新燃料の取扱及び貯蔵設備は、放射線業務従事者の線量を合理的に達成できる限り低くする設計とする。
- (6) 使用済燃料貯蔵設備は、使用済燃料ピット水浄化冷却設備を有する設計とする。使用済燃料ピット水浄化冷却設備は、使用済燃料ピット水を冷却して使用済燃料ピットに貯蔵した使用済燃料及びウラン・プルトニウム混合酸化物新燃料からの崩壊熱を十分除去できるとともに、使用済燃料ピット水を適切な水質に維持できる設計とする。

使用済燃料乾式貯蔵容器は、設計上想定される状態において自然冷却によって使用済燃料の崩壊熱を外部に放出し、使用済燃料の温度を、燃料被覆管のクリープ破損及び燃料被覆管の機械的特性の低下を防止する観点から制限される値以下に維持するとともに、使用済燃料乾式貯蔵容器の温度を、基本的安全機能を維持する観点から制限される値以下に維持できる設計とする。また、使用済燃料乾式貯蔵建屋は使用済燃料乾式貯蔵容器の除熱機能を阻害しない設計とし、周辺施設である使用済燃料乾式貯蔵容器表面温度計及び使用済燃料乾式貯蔵建屋内雰囲気温度計により監視できる設計とする。また、使用済燃料乾式貯蔵容器表面温度及び使用済燃料乾式貯蔵建屋内雰囲気温度を適切な頻度で監視する設計とする。

(7) 使用済燃料ピットは、冷却用の使用済燃料ピット水の保有量が著しく減少することを防止するため、十分な耐震性を有する設計とともに、使用済燃料ピットに接続する配管は、使用済燃料ピット水の減少を引き起こさない設計とする。

また、使用済燃料ピットの水位計は、水位の異常な低下及び上昇を監視できる計測範囲を有し、中央制御室で監視できるとともに、水位の異常な低下又は上昇時に警報を発信する設計とする。使用済燃料ピットの温度計は、ピット水の過熱状態を監視できる計測範囲を有し、中央制御室で監視できるとともに、異常な温度上昇時に警報を発信する設計とする。燃料取扱場所の線量当量率計は、管理区域境界における線量当量率限度から設置区域における立入り制限値を包絡する計測範囲を有し、中央制御室で監視できるとともに、異常時に警報を発信する設計とする。さらに、使用済燃料ピット内張りからの漏えい検知のための装置を有する設計とする。

外部電源が利用できない場合においても、非常用所内電源からの給電により使用済燃料ピットの水位及び水温並びに放射線量が監視可能な設計とする。

さらに、万一漏えいが生じた場合には、燃料取替用水タンクからほう素濃度 4,400ppm 以上のはう酸水を補給できる設計とする。

使用済燃料乾式貯蔵施設は、**設計上想定される状態において、使用済燃料から放出される放射線をガンマ線遮蔽材及び中性子遮蔽材により十分に遮蔽する設計とする。**

(8) 使用済燃料貯蔵設備は、燃料体等の取扱中に想定される燃料体等の落下時においても著しい使用済燃料ピット水の減少を引き起こすような損傷が生じない設計とする。

(9) **使用済燃料乾式貯蔵容器は、使用済燃料乾式貯蔵施設内では蓋部を開放することなく、かつ、設計上想定される状態において内包する放射性物質の閉じ込めを使用済燃料乾式貯蔵容器のみで担保する設計とする。また、圧力容器として、「発電用原子力設備規格 設計・建設規格」のクラス 3 容器に適合する設計とし、閉じ込め機能を周辺施設である使用済燃料乾式貯蔵容器蓋間圧力計により適切に監視することができる設計とする。また、使用済燃料乾式貯蔵容器蓋間圧力を適切な頻度で監視する設計とする。**

使用済燃料乾式貯蔵容器は、**設計上想定される状態において、一次蓋及び二次蓋が開放可能であり、使用済燃料の燃料ペレットが燃料被覆管から脱落せず、使用済燃料の過度な変形が生じない設計とする。また、閉じ込め機能の異常に對し、使用済燃料ピットへ移送し、燃料の取出しや詰替えを行うものとする。**

(10) 使用済燃料貯蔵設備は、ほう素濃度 4,400ppm 以上のはう酸水で満たし、定期的にほう素濃度を分析する。また、設備容量分の燃料収容時に純水で満たされた場合を想定しても実効増倍率は 0.98 以下で十分な未臨界性を確保できる設計とする。

新燃料貯蔵設備は、浸水することのないようにするが、設備容量分の燃料収容時に純水で満たされた場合を想定しても実効増倍率は 0.95 以下で十分な未臨界性を確保できる設計とする。さらに、いかなる密度の水分霧囲気で満たされたと仮定しても未臨界性を確保できる設計とする。

使用済燃料乾式貯蔵容器は、設計貯蔵期間（60 年）を通じて、設計上想定される状態において容器内のバスケットにより適切な燃料集合体間隔を保持し、燃料集合体が相互に接近しないようにする。また、使用済燃料の燃焼に伴う反応度低下を考慮せず、使用済燃料乾式貯蔵容器内の燃料位置等について想定される最も厳しい状態を仮定しても実効増倍率が 0.95（解析上の不確定さを含む。）以下で十分な未臨界性を確保できる設計とする。

(11) 1 号及び 2 号炉の使用済燃料を収納する使用済燃料ピット及びラックは、S クラスの耐震性を有する設計とし、地震時においても、1 号及び 2 号炉の使用済燃料の健全性を損なわない設計とする。

(12) 落下時に使用済燃料ピットの機能に影響を及ぼす重量物については、使用済燃料ピット周辺の状況、現場における作業実績、図面等にて確認することにより、落下時のエネルギーを評価し、気中落下試験時の燃料集合体の落下エネルギー（39.3kJ）以上となる設備等を抽出する。抽出された設備等については、地震時にも落下しない設計とする。

床面や壁面へ固定する重量物については、使用済燃料ピットからの離隔を確保するため、使用済燃料ピットへ落下するおそれはない。

a. 燃料取扱棟

燃料取扱棟の屋根を支持する鉄骨梁は、基準地震動に対する発生応力が終局耐力を超えず、使用済燃料ピット内に落下しない設計とする。また、屋根は鋼板の上に鉄筋コンクリート造の床を設け、地震による剥落のない構造とする。

また、下層部の鉄筋コンクリート壁は、基準地震動に対して健全性が確保される設計とする。上層部の壁を構成する鋼板や鋼材は、基準地震動に対して耐震性を有する主柱や間柱に溶接又はボルトで接続された一体構造とし、地震により使用済燃料ピット内に落下しない設計とする。

b. 使用済燃料ピットクレーン

使用済燃料ピットクレーンは、基準地震動による地震荷重に対し、クレーン本体の健全性評価及び転倒落下防止評価を行い、使用済燃料ピットへの落下物とならないよう、以下を満足する設計とする。

(a) クレーン本体の健全性評価においては、保守的に吊荷ありの条件で、

脚部等に発生する地震荷重が許容応力以下であること。

(b) 転倒落下防止評価においては、走行レール頭部を抱き込む構造をしたクレーンの浮上り防止爪について、保守的に吊荷なしの条件で、地震時の発生応力が、浮上り防止爪、取付けボルト等の許容応力以下であること。

(c) 走行レールの健全性評価においては、走行方向、走行直角方向及び

鉛直方向について、地震時に基礎ボルトに発生する荷重が、許容応力以下であること。

また、使用済燃料ピットクレーンは、ワイヤロープ二重化、フック部外れ止め及び動力電源喪失時保持機能により、落下防止対策を講じた設計とする。

#### c. 燃料取扱棟クレーン

燃料取扱棟クレーンは、使用済燃料ピットの上部に走行レールが無く、仮に脱落したとしても建屋の構造上、クレーン本体及び吊荷が使用済燃料ピットへの落下物とならない設計とする。仮に落下後の移動を想定しても、使用済燃料ピットとの間に燃料取替用キャナルがあるため、クレーン本体及び吊荷が使用済燃料ピットへの落下物となることはない。

#### 4.1.1.3 主要設備の仕様

燃料取扱及び貯蔵設備の主要設備の仕様を第4.1.1表に示す。

#### 4.1.1.4 主要設備

##### (1) 新燃料貯蔵庫

新燃料貯蔵庫は、燃料取扱棟内の独立した区画に設け、キャン型のラックにウラン新燃料を1体ずつ挿入する構造とし、乾燥状態で貯蔵する。

新燃料貯蔵庫は、万一純水で満たされたとしても実効増倍率が0.95以下になるよう設計する。さらに、いかなる密度の水分雰囲気で満たされたと仮定しても臨界未満となるよう設計する。

貯蔵容量は全炉心燃料の約100%相当分とする。

新燃料貯蔵庫は浸水することのない構造とし、さらに、排水口を設ける。

また、水消火設備は設けない。

##### (2) 使用済燃料ピット

使用済燃料ピット（1号、2号及び3号炉共用）は、燃料取扱棟内に設け鉄筋コンクリート造とし、耐震設計Sクラスの構造物で、壁は遮蔽を考慮して十分厚くする。使用済燃料ピット内面は、漏水を防ぎ保守を容易にするために、ステンレス鋼板で内張りした構造とする。

使用済燃料ピット水の減少防止のために、使用済燃料ピット水浄化冷却設備の取水のための配管は使用済燃料ピット上部に取り付け、また、注水のための配管にはサイホンブレーカを取り付ける。さらに、使用済燃料ピット底部には排水口は設けない。

使用済燃料ピットのステンレス鋼板内張りから、万一漏えいが生じた場合に漏えい水の検知ができるように漏えい検知装置を設置し、燃料取替用水タンクからほう素濃度4,400 ppm以上のほう酸水を補給できる設計とする。また、使用済燃料ピットには水位及び温度警報装置を設けて、水位高、水位低及び温度高の警報を中央制御室に発する。

使用済燃料ピット内には、原子炉容器から取り出した使用済燃料及びウラン・プルトニウム混合酸化物新燃料を鉛直に保持し、ほう素濃度4,400ppm以上のほう酸水中に貯蔵するためのキャン型の使用済燃料ラックを配置する。使用済燃料ラックは、各ラックのセルに1体ずつ燃料集合体を挿入する構造で、耐震設計Sクラスとし、ラック中心間隔は、たとえ設備容量分の新燃料を貯蔵し、純水で満たされた場合を想定しても実効増倍率は0.98以下になるよう決定する。

使用済燃料ピットには、バーナブルポイズン、使用済制御棒クラスタ等を貯蔵保管するとともに、ウラン新燃料を一時的に保管することもある。さらに、使用済燃料輸送容器及び使用済燃料乾式貯蔵容器を置くためにキャスクピットを設ける。

貯蔵容量は、全炉心燃料の約1,150%相当分（1号、2号及び3号炉共用）とする。

### (3) 除染場ピット

除染場ピット（1号、2号及び3号炉共用）は、キャスクピットに隣接して設け、使用済燃料輸送容器及び使用済燃料乾式貯蔵容器の除染を行う。

### (4) 原子炉キャビティ及び燃料取替用キャナル

原子炉キャビティは原子炉容器上方に設け、燃料取替時にほう酸水を満たすことにより燃料取扱時に必要な遮へいが得られるようとする。

原子炉容器と原子炉キャビティ底面のすきまは、水張りに先立ってシールリングによってシールする。

原子炉キャビティは、鉄筋コンクリート造で、内面はステンレス鋼板で内張りし、炉心構造物及びその他の必要な工具を置くことができる十分な広さを持たせる。

燃料取替用キャナルは、原子炉キャビティと燃料取扱棟の間で燃料集合体を移送するための水路である。この水路は原子炉格納容器を貫通する燃料移送管を介して、燃料取扱棟内キャナル（1号、2号及び3号炉共用）と原子炉格納容器内キャナルに分かれる。

原子炉格納容器内キャナルの側壁の高さ及び内張材料は原子炉キャビティと同じとし、燃料取替時に原子炉キャビティとつながるプールを形成する。

### (5) 燃料取替クレーン

燃料取替クレーンは、原子炉キャビティと原子炉格納容器内キャナルの上に設けたレール上を水平に移動する架台と、その上を移動する移送台車となるブリッジクレーンである。

移送台車上には、運転台及び燃料集合体をつかむためのグリッパチューブを内蔵したマストチューブアセンブリがあり、燃料集合体は、マストチューブ内に入った状態で原子炉キャビティ及び原子炉格納容器内キャナルの適当な位置に移動することができる。

グリッパチューブは二重ワイヤで保持するとともに、その下部にあるグリッパを空気作動式とし、燃料集合体をつかんだ状態で空気が喪失しても、安

全側に働いて燃料集合体を落とすことのない構造とする。

架台及び移送台車の駆動並びにグリッパチューブの昇降を安全かつ確実に行うために、各装置にはインターロックを設ける。

燃料取替クレーンは、地震時にも転倒することができないように設計し、さらに、走行部はレールを抱え込む構造とする。

#### (6) 使用済燃料ピットクレーン

使用済燃料ピットクレーン（1号、2号及び3号炉共用）は、使用済燃料ピット上を移動するブリッジクレーンであり、使用済燃料ピット内での3号炉の燃料集合体の移動は、架台上のホイスト、3号炉燃料用取扱工具等によって行う。また、1号炉及び2号炉の燃料集合体の移動は、架台上のホイスト、1号炉及び2号炉燃料用取扱工具等によって行う。

本クレーンは、駆動源の喪失に対しフェイル・アズ・イズの設計とともに、フックは二重ワイヤで保持し、各々の取扱工具は、燃料取扱中に燃料集合体が外れて落下することのないような機械的インターロックを設ける。また、本クレーンは、燃料取扱事故が発生した場合、燃料集合体落下信号を発信するように設計する。

なお、1号炉及び2号炉燃料用取扱工具は、3号炉の燃料集合体をつかめない構造とし、3号炉燃料用取扱工具は、1号炉及び2号炉の燃料集合体をつかめない構造とすることにより誤操作を防止する。

本クレーンは、地震時にも転倒することができないように設計し、さらに、走行部はレールを抱え込む構造とする。

#### (7) 燃料取扱棟クレーン

燃料取扱棟クレーン（1号、2号及び3号炉共用）は、新燃料輸送容器、使用済燃料輸送容器、使用済燃料乾式貯蔵容器及び新燃料の移動を安全かつ確実に行う天井走行形クレーンである。

燃料取扱棟クレーンは、フックを二重ワイヤで保持し新燃料輸送容器、使用済燃料輸送容器、使用済燃料乾式貯蔵容器及び新燃料の落下を防止するとともに、地震時にも落下することができないような設計とし、その移動範囲を重量物の落下により使用済燃料ピットに影響を及ぼすことがないように限定する。

#### (8) 新燃料エレベータ

新燃料エレベータは、1体の燃料集合体を載せることのできる箱型エレベータで、燃料取扱棟クレーンから使用済燃料ピットクレーンに新燃料を受渡しする装置である。新燃料エレベータは、駆動源の喪失に対しフェイル・アズ・イズの設計とともに二重ワイヤにより燃料集合体の落下を防止する構造とする。

#### (9) 燃料移送装置

燃料移送装置は、燃料移送管を通して燃料を移送するために、水中でレール上を走行する移送台車及び燃料移送管の両端のトラックフレームに燃料集合体の姿勢を変えるリフティング機構を設ける。

移送台車及びリフティング機構には、燃料集合体の受渡しを安全かつ確実にできるようにインターロックを設ける。

燃料取替時以外は、移送台車を使用済燃料ピット側に納め、燃料移送管の隔離弁を閉止し、閉止ふたを閉じる。

(10) ウラン・プルトニウム混合酸化物新燃料取扱装置

ウラン・プルトニウム混合酸化物新燃料取扱装置は、ウラン・プルトニウム混合酸化物新燃料の把持及び昇降機能を持ち、遮へい等放射線防護上の措置を講じた装置であり、燃料取扱棟クレーンに吊り下げて使用する。

本装置の吊り下げには、落下防止のため、二重ワイヤを使用する。

また、本装置のグリッパは、ウラン・プルトニウム混合酸化物新燃料の落下防止のため、燃料集合体昇降機能の駆動部に二重ワイヤを使用するとともに、グリッパを空気作動式とし、ウラン・プルトニウム混合酸化物新燃料をつかんだ状態で空気が喪失しても、安全側に働いてウラン・プルトニウム混合酸化物新燃料を落とすことのない構造とする。

なお、本装置は、操作員の被ばく低減の観点から、ウラン・プルトニウム混合酸化物新燃料から適切な距離を保って操作する。

(11) 使用済燃料ピット水位

使用済燃料ピット水位は、通常水位からの水位の低下及び上昇を監視できる計測範囲を有し、中央制御室で監視できるとともに、異常を検知した場合は警報を発する。

(12) 使用済燃料ピット温度

使用済燃料ピット温度は、ピット水の水温を監視できる計測範囲を有し、中央制御室で監視できるとともに、異常を検知した場合は警報を発する。

(13) 使用済燃料ピットエリアモニタ

使用済燃料ピットエリアモニタは、使用済燃料ピット周辺の放射線量を監視できる計測範囲を有し、中央制御室で監視できるとともに、異常を検知した場合は警報を発する。

(14) 使用済燃料乾式貯蔵施設

使用済燃料乾式貯蔵施設は、使用済燃料を収納する使用済燃料乾式貯蔵容器及び周辺施設(使用済燃料乾式貯蔵建屋(1号、2号及び3号炉共用)、使用済燃料乾式貯蔵容器蓋間圧力計、使用済燃料乾式貯蔵容器表面温度計、使用済燃料乾式貯蔵建屋内雰囲気温度計、使用済燃料乾式貯蔵建屋天井クレーン及び使用済燃料乾式貯蔵容器搬送台車)で構成する。

使用済燃料乾式貯蔵容器は、貯蔵容器本体、蓋、バスケット等で構成され、内部にヘリウムガスを封入し、保持できる構造とし、使用済燃料乾式貯蔵容器と貯蔵架台を固定装置で固定し、貯蔵架台を基礎ボルトで基礎に固定する。

使用済燃料乾式貯蔵容器の安全機能を担保する部材は、設計貯蔵期間(60年)の温度、放射線等の環境及びその環境下での腐食、クリープ、応力腐食割れ等の経年劣化に対して十分な信頼性のある材料を選定し、使用済燃

料乾式貯蔵容器の安全機能を維持する設計とする。また、使用済燃料乾式貯蔵容器は、設計貯蔵期間（60年）の温度、放射線等の環境及びその環境下での腐食、クリープ、応力腐食割れ等の経年劣化に対して、使用済燃料乾式貯蔵容器に収納する使用済燃料の健全性を確保する設計とするため、使用済燃料乾式貯蔵容器内部にヘリウムガスを封入し、保持できる構造とする。

使用済燃料乾式貯蔵容器は、「核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する規則」第六条及び十一条を満たすものとし、取扱中の作業員の誤操作を想定しても「使用済燃料貯蔵施設規格 金属キャスク構造規格」の基準を満足することで、安全機能を維持できる設計とする。密封境界部は、設計上想定される衝撃力に対して、おおむね弾性範囲内にとどまる設計とする。また、使用済燃料乾式貯蔵容器の臨界防止機能をバスケットで担保しており、設計上想定される状態において、バスケットが臨界防止上有意な変形を起こさない設計とする。

周辺施設のうち、貯蔵架台、基礎ボルト及び基礎は、使用済燃料乾式貯蔵容器の直接支持構造物及び間接支持構造物として、基準地震動による地震力に対して使用済燃料乾式貯蔵容器の安全機能が損なわれるおそれがないよう設計する。

周辺施設のうち、使用済燃料乾式貯蔵建屋は、自然現象等に対して損壊しない設計とする。また、基準地震動による地震力に対して、貯蔵中の使用済燃料乾式貯蔵容器への波及的影響を防止するよう損壊しない設計とする。なお、自然現象等に対して損壊しない設計とすることにより遮蔽機能が著しく低下することはない。

周辺施設のうち、使用済燃料乾式貯蔵容器蓋間圧力計、使用済燃料乾式貯蔵容器表面温度計、使用済燃料乾式貯蔵建屋内雰囲気温度計、使用済燃料乾式貯蔵建屋天井クレーン及び使用済燃料乾式貯蔵容器搬送台車は、使用済燃料乾式貯蔵容器の安全機能を維持するために、一般産業施設や公衆施設と同等の設計とする。

使用済燃料乾式貯蔵建屋は、1号及び2号炉用燃料を収納する容器と3号炉用燃料を収納する容器を合計45基配置できる容量とする。

#### 使用済燃料乾式貯蔵容器（タイプ1）（1号、2号及び3号炉共用）

##### ウラン燃料

燃料集合体中の燃料棒配列 14×14 燃料（1号及び2号炉用）

ウラン 235 濃縮度 約 4.1wt% 以下

燃料集合体最高燃焼度 48,000MWd/t 以下

冷却年数 15 年以上

#### 使用済燃料乾式貯蔵容器（タイプ2）

##### ウラン燃料

燃料集合体中の燃料棒配列	17×17 燃料（3号炉用）
ウラン 235 濃縮度	約 4.1wt%以下
燃料集合体最高燃焼度	48,000MWD/t 以下
冷却年数	15 年以上

使用済燃料乾式貯蔵容器は、設計貯蔵期間において、使用済燃料の崩壊熱を適切に除去し、使用済燃料乾式貯蔵容器の安全機能を担保する各部位及び使用済燃料が、構造健全性及び性能を維持できる構造とする。また、使用済燃料乾式貯蔵建屋は使用済燃料乾式貯蔵容器の除熱機能を阻害しない設計とする。

使用済燃料乾式貯蔵容器は、容器表面の線量当量率が  $2\text{mSv/h}$  以下及び容器表面から  $1\text{m}$  離れた位置における線量当量率が  $100\mu\text{Sv/h}$  以下となるよう、収納される使用済燃料の放射線源強度を考慮して十分に遮蔽できる構造とする。

使用済燃料乾式貯蔵容器は、貯蔵容器本体、二重の蓋及び金属ガスケットにより漏えいを防止し、設計貯蔵期間中の貯蔵容器内部圧力を負圧に維持できる構造とする。なお、使用済燃料乾式貯蔵容器の貯蔵中については緩衝体を設置しない。

使用済燃料乾式貯蔵容器は、容器内のバスケットにより、個々の使用済燃料を使用済燃料乾式貯蔵容器内部の所定の位置に収納し、適切な燃料集合体間隔を保持することにより燃料集合体は相互に接近しない構造とする。また、使用済燃料を全容量収納し、乾式貯蔵施設内における使用済燃料貯蔵容器の配置及び相互の中性子干渉、バスケットの形状、バスケット格子内の使用済燃料の配置、中性子吸収材の製造公差及び中性子吸収に伴う原子個数密度の減少、減速材（水）の影響も含め、技術的に想定されるいかなる場合でも、実効増倍率を  $0.95$ （解析上の不確定さを含む。）以下に保ち、使用済燃料の臨界を防止できる構造とする。

使用済燃料乾式貯蔵容器（貯蔵架台を含む）はSクラスに分類したうえで、基準地震動による地震力に対して、安全機能が損なわれるおそれがないよう設計する。

使用済燃料乾式貯蔵建屋天井クレーンは、使用済燃料乾式貯蔵建屋取扱エリアにおいて、使用済燃料乾式貯蔵容器の移動を安全かつ確実に行う天井走行形クレーンである。使用済燃料乾式貯蔵建屋天井クレーンは、使用済燃料乾式貯蔵容器の安全機能を維持するため、一般産業施設として、フックを二重ワイヤで保持し使用済燃料乾式貯蔵容器の落下を防止する対策を講じるとともに、浮き上がり防止機能を設け、使用済燃料乾式貯蔵建屋天井クレーン自身の落下防止対策を講じる。また、その移動範囲を重量物の落下により貯蔵中の使用済燃料乾式貯蔵容器に影響を及ぼすことがないように使用済燃料乾式貯蔵建屋取扱エリアのみに限定する。

使用済燃料乾式貯蔵容器搬送台車は、使用済燃料乾式貯蔵建屋取扱エリ

アと使用済燃料乾式貯蔵建屋貯蔵エリアの間において、使用済燃料乾式貯蔵容器の移動を安全かつ確実に行う搬送台車である。使用済燃料乾式貯蔵容器搬送台車は、使用済燃料乾式貯蔵容器の安全機能を維持するため、一般産業施設として緊急停止できる機構を設けるとともに、人の誤操作等で逸走した場合でも、使用済燃料乾式貯蔵容器が使用済燃料乾式貯蔵建屋の壁及び他の使用済燃料乾式貯蔵容器等へ衝突しない構造とする。

使用済燃料乾式貯蔵容器の蓋間圧力は、使用済燃料乾式貯蔵容器蓋間圧力計により監視し、使用済燃料乾式貯蔵容器の表面温度は、使用済燃料乾式貯蔵容器表面温度計により監視し、使用済燃料乾式貯蔵建屋内の雰囲気温度は、使用済燃料乾式貯蔵建屋内雰囲気温度計で監視する。

#### 4.1.1.5 試験検査

燃料取扱及び貯蔵設備は、機器の使用に先立って機能試験、検査を実施する。また、使用済燃料ピットのほう素濃度は定期的に分析する。

#### 4.1.1.6 手順等

燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設は、以下の内容を含む手順を定め、適切な管理を行う。

- (1) 使用済燃料ピットへの重量物落下防止対策
  - a. 使用済燃料ピット周辺に設置する設備や取扱う吊荷については、予め定めた評価フローに基づき評価を行い、使用済燃料ピットに影響を及ぼす落下物となる可能性が考えられる場合は落下防止措置を実施する。
  - b. 日常作業等において使用済燃料ピット周辺に持ち込む物品については、必要最低限に制限するとともに落下防止措置を実施する。
  - c. 使用済燃料ピット上で作業を行う使用済燃料ピットクレーンについては、クレーン等安全規則に基づき、定期点検及び作業開始前点検を実施するとともに、クレーンの運転、玉掛けは有資格者が実施する。

第4.1.1表 燃料取扱及び貯蔵設備の設備仕様

##### (1) 新燃料貯蔵庫

個 数	1
ラック容量	燃料集合体約 150 体分 (全炉心燃料の約 100%相当分)
ラック材料	ステンレス鋼

##### (2) 使用済燃料ピット（1号、2号及び3号炉共用）

個 数	2
ラック容量	燃料集合体 1,800 体分

(全炉心燃料の約 1,150%相当分)

ラック材料 ボロン添加(0.95~1.05wt%)ステンレス鋼<sup>(2)</sup>及び  
ステンレス鋼(ボロン添加(0.95~1.05wt%)ステンレス鋼板付き)

ライニング材料 ステンレス鋼

(3) 除染場ピット(1号, 2号及び3号炉共用)

個数 1

(4) 原子炉キャビティ及び燃料取替用キャナル

個数 1 燃料取替用キャナルのうち燃料取扱棟内キャナルは1号, 2号及び3号炉共用

ライニング材料 ステンレス鋼

(5) 燃料取替クレーン

台数 1

(6) 使用済燃料ピットクレーン(1号, 2号及び3号炉共用)

台数 1

(7) 燃料取扱棟クレーン(1号, 2号及び3号炉共用)

台数 1

(8) 新燃料エレベータ

台数 1

(9) 燃料移送装置

台数 1

(10) ウラン・プルトニウム混合酸化物新燃料取扱装置

台数 1

(11) 使用済燃料ピット水位

個数 2

計測範囲 NWL-20cm~+20cm  
(EL. +31.66~32.06m)

種類 浮力式水位検出器

(12) 使用済燃料ピット温度

個数 2

計測範囲 0~100°C

種類 測温抵抗体

(13) 使用済燃料ピットエリヤモニタ

個数 1

計測範囲 1~10<sup>5</sup> μSv/h

種類 半導体式検出器

(14) 使用済燃料乾式貯蔵施設

個数 1

貯蔵能力 全炉心燃料の約 760%相当分

(使用済燃料乾式貯蔵容器 45基分)

種類	使用済燃料乾式貯蔵容器
・タイプ1 (1号, 2号及び3号炉共用)	
最大収納体数	32
主要寸法	全長 約 5.2m
	外径 約 2.6m
・タイプ2	
最大収納体数	24
主要寸法	全長 約 5.2m
	外径 約 2.6m

周辺施設

・使用済燃料乾式貯蔵建屋 (1号, 2号及び3号炉  
共用)

・貯蔵架台

・基礎ボルト

・基礎

・使用済燃料乾式貯蔵建屋天井クレーン

・使用済燃料乾式貯蔵容器搬送台車

・使用済燃料乾式貯蔵容器蓋間圧力計

・使用済燃料乾式貯蔵容器表面温度計

・使用済燃料乾式貯蔵建屋内雰囲気温度計

## 2. 燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設

### 2.1 使用済燃料乾式貯蔵施設の貯蔵容量について

貯蔵容量に関する要求事項は以下のとおりである。

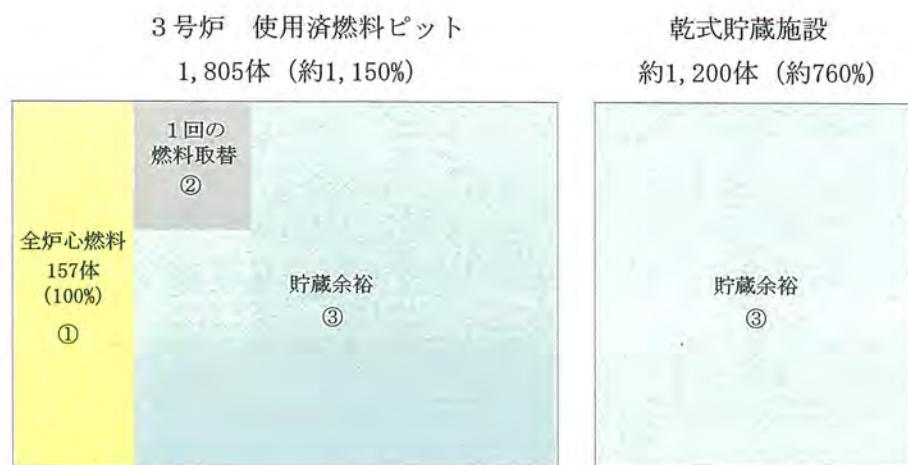
#### ①設置許可基準規則第16条第2項一号口

- ・燃料体等を必要に応じて貯蔵することができる容量を有するものとすること。

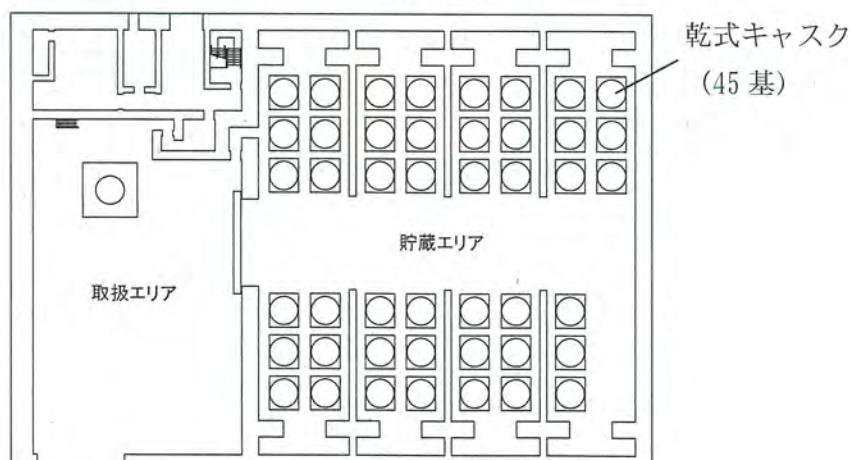
使用済燃料乾式貯蔵施設(以下、「乾式貯蔵施設」という)は、全炉心燃料の約760%相当分とする。

使用済燃料の貯蔵設備は、使用済燃料ピット(全炉心燃料の約1,150%)において全炉心燃料(①)及び1回の燃料取替え(②)に必要とする貯蔵容量を確保することとしており、使用済燃料ピット及び使用済燃料乾式貯蔵容器(以下、「乾式キャスク」という)貯蔵分を含めて、使用済燃料に加え、全炉心燃料及び1回の燃料取替えに必要とする燃料集合体数に十分余裕(③)を持たせた貯蔵容量(①+②+③)とする設計とする。

なお、取扱中の乾式キャスク内の燃料を取り出す容量は貯蔵余裕(③)において確保している。



第2.1-1図 貯蔵容量の考え方



第2.1-2図 乾式貯蔵施設(平面図)

## 2.2 使用済燃料乾式貯蔵容器の構造について

### (I) 乾式キャスクの概要

乾式キャスクとは、使用済燃料を乾式貯蔵施設へ搬入し、貯蔵終了後、再処理工場にそのまま搬出することが可能な輸送貯蔵兼用容器である。

乾式キャスクは、14×14型燃料（1号及び2号炉用）を収納するタイプ1（MSF-32P型）及び17×17型燃料（3号炉用）を収納するタイプ2（MSF-24P型）の2タイプである。

乾式キャスクは、乾式キャスク本体、蓋部、バスケット等で構成し、下部トラニオンと貯蔵架台を固定装置で固定するとともに、貯蔵架台を基礎ボルトで乾式貯蔵施設内の基礎に固定する。乾式キャスクの構造を第2.2-1図～第2.2-4図、乾式キャスク仕様を第2.2-1表に示す。

#### (a) 乾式キャスク本体

乾式キャスク本体は、胴、レジン及び外筒等で構成する。

胴及び外筒は炭素鋼製でガンマ線遮蔽材であり、レジンは中性子遮蔽材である。

乾式キャスク本体の取り扱いのために、上部トラニオン及び下部トラニオンを取り付ける。

#### (b) 蓋部

蓋部は、一次蓋及び二次蓋で構成する。

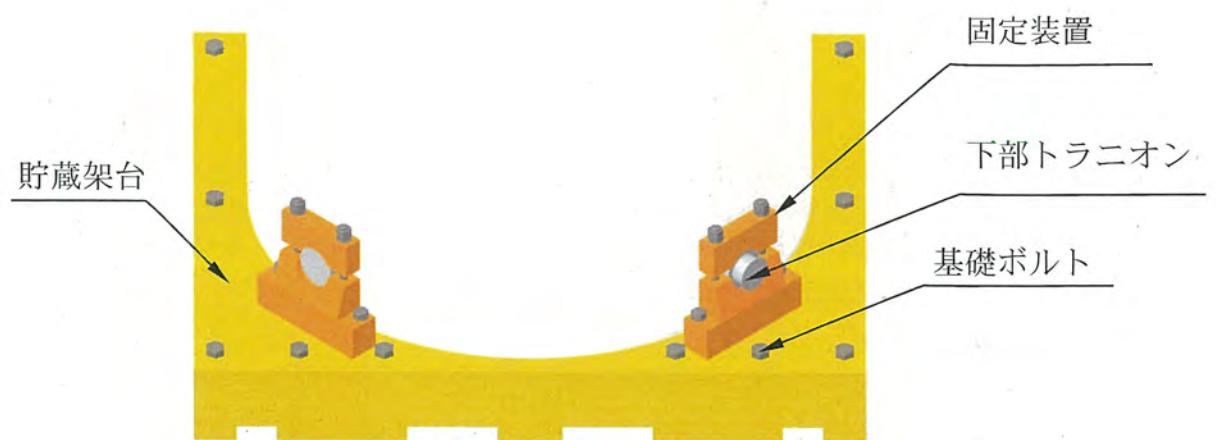
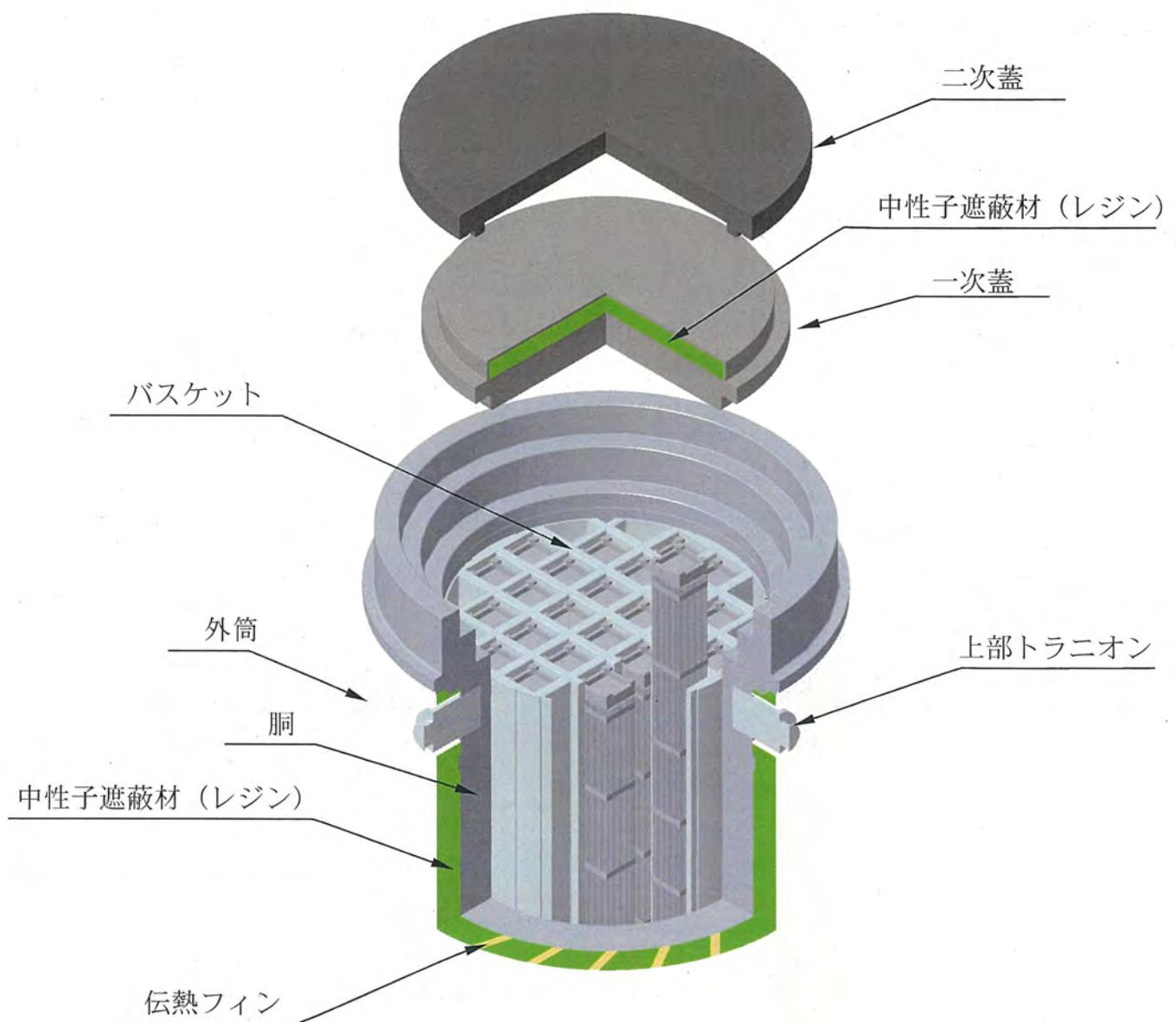
一次蓋は炭素鋼製であり、ボルトで乾式キャスク本体上面に取り付け、閉じ込め境界を構成する。一次蓋に充填するレジンは中性子遮蔽材、一次蓋の炭素鋼はガンマ線遮蔽材である。

二次蓋は炭素鋼製であり、ボルトで乾式キャスク本体上面に取り付ける。

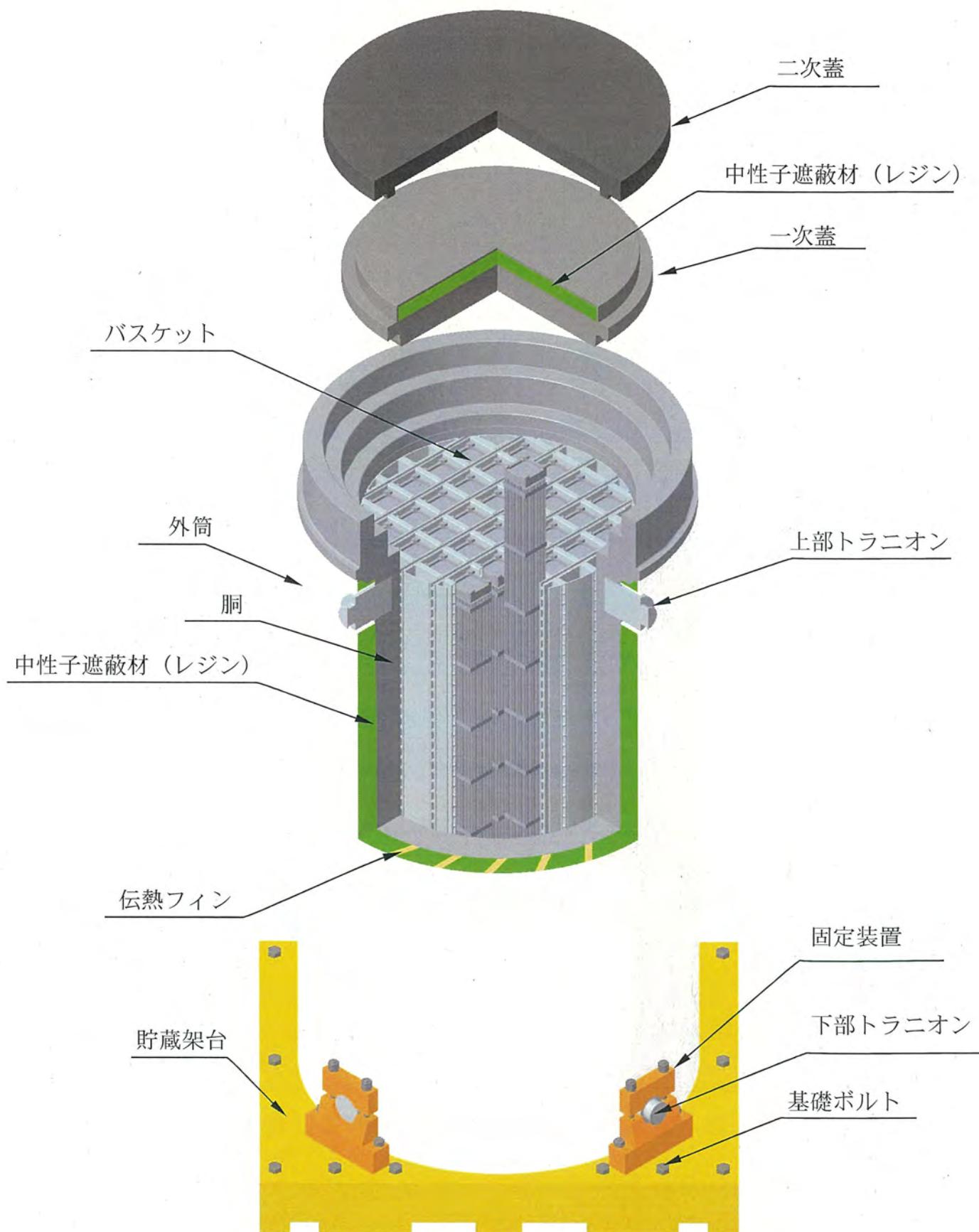
一次蓋のシール部には長期にわたって閉じ込め機能を維持するため、また、二次蓋のシール部には圧力監視境界を設けて閉じ込め監視境界を形成するために金属ガスケットを取り付ける。

#### (c) バスケット

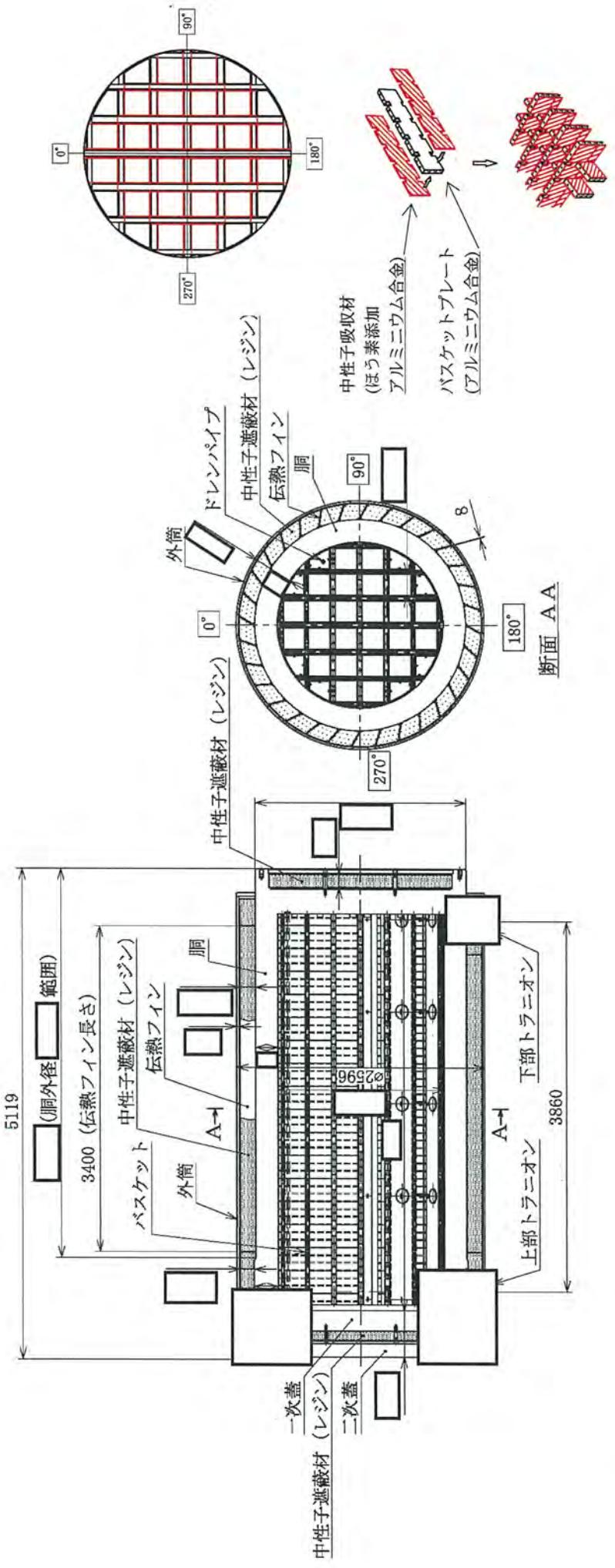
バスケットは断面形状が中空状であるアルミニウム合金製のバスケットプレートで構成する格子構造とし、個々の使用済燃料を乾式キャスク本体内部に配置されたバスケットの所定の格子内に収納する。また、使用済燃料の未臨界性を維持するために、中性子吸収材を併せて配置する。



第2.2-1図 乾式キャスクの構造 (MSF-24P型)



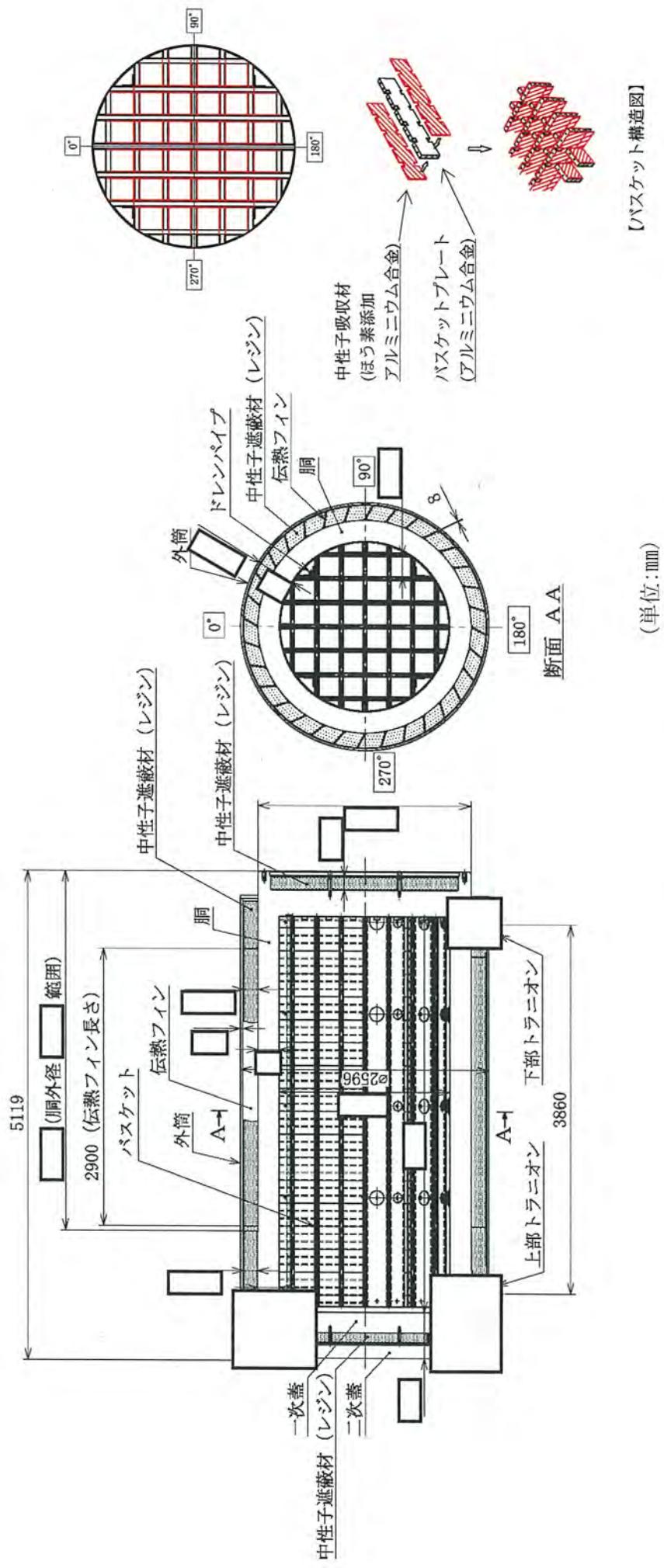
第2.2-2図 乾式キャスクの構造 (MSF-32P型)



[パケット構造図]

(単位:mm)

第2.2-3図 車式キャスク断面図 (MSF-24P型)



【パケット構造図】

(単位:mm)

第2.2-4図 幹式キャスク断面図 (MSF-32P型)

第2.2-1表 乾式キャスク仕様

項 目		仕 様	
乾式キャスク型式		MSF-24P型	MSF-32P型
全質量(使用済燃料集合体を含む)		約117t	約117t
寸法	全長 外径	約5.2m 約2.6m	約5.2m 約2.6m
最大収納体数		24体	32体
主 要 材 質	乾式キャスク本体		
	胴(ガンマ線遮蔽材)	炭素鋼	炭素鋼
	外筒(ガンマ線遮蔽材)	炭素鋼	炭素鋼
	ト ラ ニ オ ン	ステンレス鋼	ステンレス鋼
	中性子遮蔽材	レジン	レジン
	伝熱フィン	銅	銅
	蓋部		
	一 次 蓋	炭素鋼	炭素鋼
	二 次 蓋	炭素鋼	炭素鋼
	蓋ボルト	ニッケルクロムモリブデン鋼	ニッケルクロムモリブデン鋼
バ ス ケ ッ ト		アルミニウム合金 (中性子吸収材を配置)	アルミニウム合金※ (中性子吸収材を配置)
内 部 充 填 ガ 斯		ヘリウムガス	ヘリウムガス
シ 一 ル 材		金属ガスケット	金属ガスケット

※:バスケットサポートの一部に炭素鋼を使用している。

### 2.3 使用済燃料乾式貯蔵容器の収納条件について

乾式キャスクへ収納する使用済燃料仕様を第2.3-1表及び第2.3-2表に、使用済燃料に挿入して収納することができるバーナブルポイズン集合体仕様を第2.3-3表に示す。また、使用済燃料の収納配置を第2.3-1図及び第2.3-2図に示す。

なお、運転中のデータ、シッピング検査等により健全であることを確認した使用済燃料を収納する。

また、MSF-24P型には、回収ウラン燃料も収納するが、回収ウラン燃料については、15年冷却した通常ウラン燃料と比較して、放射能量は同程度以下であるが、発熱量は比較的高いため、発熱量が同程度以下となるよう20年以上冷却した後、収納する。

乾式キャスクへの使用済燃料の装荷にあたっては、次頁以降に示す収納条件を満足することを確認したうえで装荷する。

第2.3-1表 使用済燃料仕様 (MSF-24P型)

項 目	仕 様			
	中 央 部		外 周 部	
燃料集合体の種類	17×17 燃料			
	A型	B型	A型	B型
形 状	集 合 体 幅 ( m m )	約 214		
	全 長 ( m m )	約 4,100		
質 量	約 680			
燃料 集合体 1 体 の 仕 様	初 期 濃 縮 度 ( wt % 以下 )	約 4.1		約 4.1
	最 高 燃 烧 度 ( GWd / t 以下) (燃料集合体平均)	48		44
	冷 却 期 間 ( 年 以 上 )	15*	17	15
乾 式 キ ャ ス ク 1 基 当 た り の 平 均 燃 烧 度 ( GWd / t 以下 )	44			

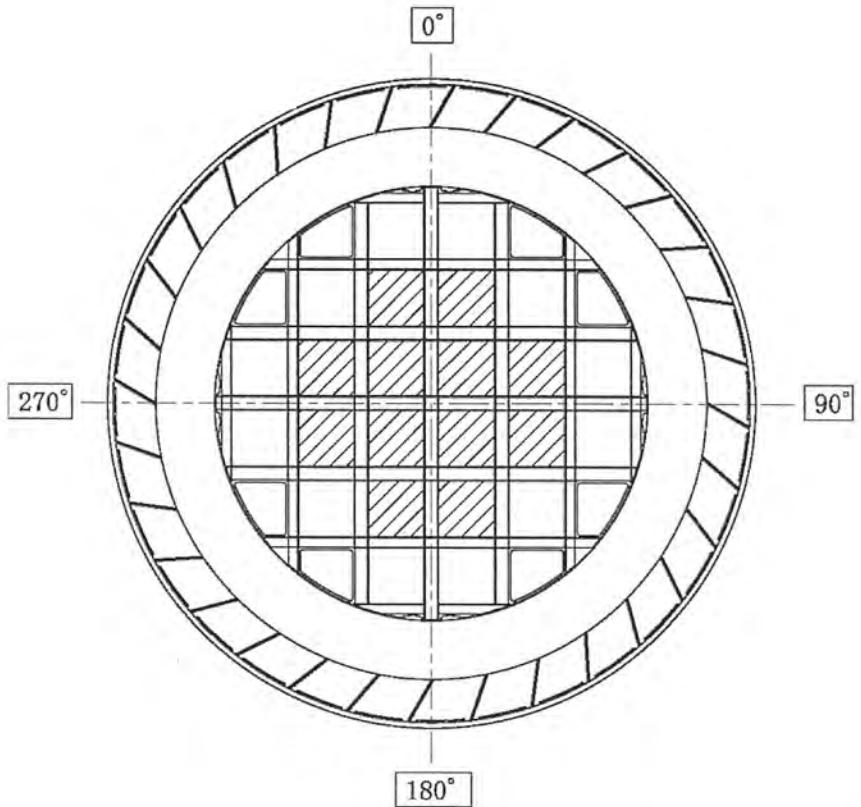
※：回収ウラン燃料については、15年冷却した通常ウラン燃料と放射能量及び発熱量が  
同程度以下となるよう20年以上冷却した後、収納する。

第2.3-2表 使用済燃料仕様 (MSF-32P型)

項目		評価条件					
		中央部			外周部		
燃料集合体の種類		14×14 燃料					
		A型	B型	A型	B型	A型	B型
形 状	集合体幅 (mm)	約 197					
	全長 (mm)	約 4,100					
	質量 (kg 以下)	約 590					
燃料集合体1体の仕様	初期濃縮度 (wt% 以下)	約 4.1	約 3.4				
	最高燃焼度 (GWd/t 以下) (燃料集合体平均)	48	39				
	冷却期間 (年以上)	15	25				
	乾式キャスク 1基当たりの 平均燃焼度 (GWd/t 以下)	45	33				

第2.3-3表 バーナブルポイズン集合体仕様 (MSF-24P型のみ)

項 目		仕 様	
バーナブルポイズン		17×17 燃料用	
集 合 体 の 種 類		A型	B型
形 状	集 合 体 幅 ( m m )		約 161
	全 長 ( m m )		約 4,000
質 量 ( kg 以 下 )		約 29	
照 射 期 間 ( 日 以 下 )		2,344 (約 90GWd/t相当)	
冷 却 期 間 ( 年 以 上 )		15	

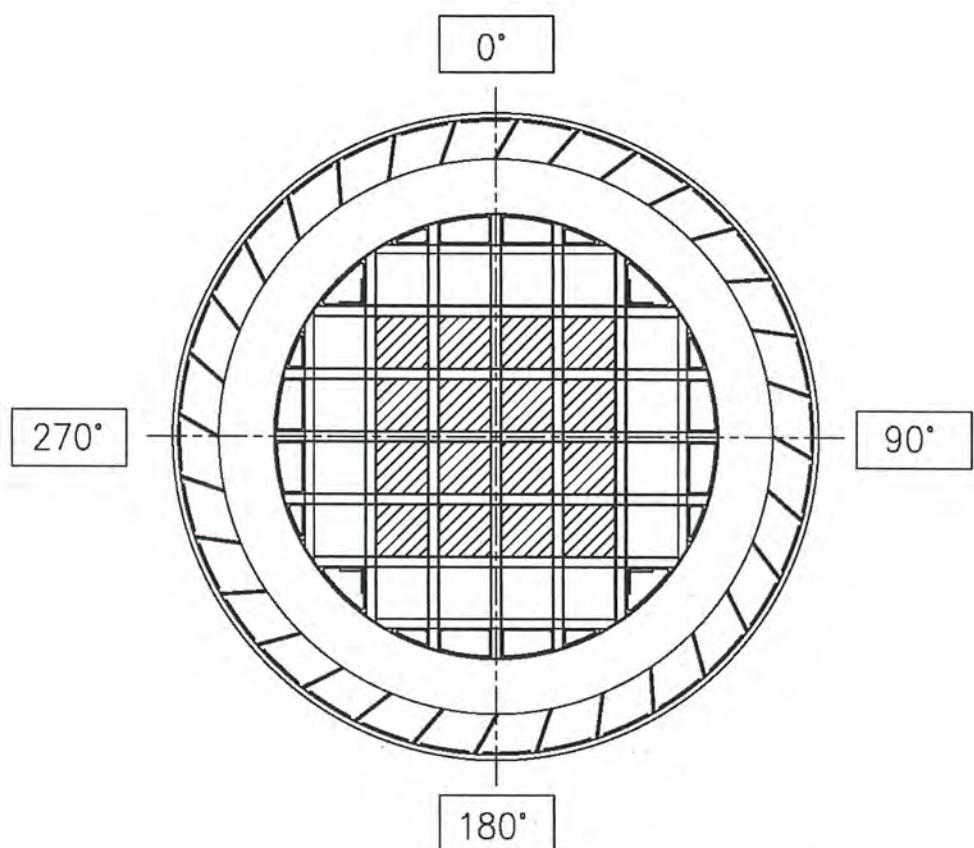


：中央部（12体）<sup>(注)</sup>

：外周部（12体）

(注) 中央部には燃料集合体単独あるいは、バーナブルボイズン集合体を挿入した状態で乾式キャスクに収納することができる。

第2.3-1図 使用済燃料集合体の収納配置 (MSF-24P型)



：中央部（16体）

：外周部（16体）

第2.3-2図 使用済燃料集合体の収納配置 (MSF-32P型)

## 2.4 使用済燃料乾式貯蔵容器の設計貯蔵期間について

### 2.4.1 要求事項

乾式キャスクの設計貯蔵期間に関する要求事項は以下のとおりである。

(1) 原子力発電所敷地内での輸送・貯蔵兼用乾式キャスクによる使用済燃料の貯蔵に関する審査ガイド確認事項

「4. 自然現象等に対する兼用キャスクの設計 4.6 設計貯蔵期間」には以下のように記載されている。

#### 【審査における確認事項】

『

設計貯蔵期間は、設置（変更）許可申請書で明確にされていること。

』

#### 【確認内容】

『

設計貯蔵期間は、当該設計貯蔵期間中の兼用キャスクの安全機能を評価するに当たり、材料及び構造の経年変化の考慮を行うための前提条件となるため、設置（変更）許可申請書で明確にされていること。

』

### 2.4.2 適合性について

審査ガイドでは、設置（変更）許可に係る審査において、兼用キャスクの有する4つの安全機能（臨界防止機能、遮蔽機能、除熱機能及び閉じ込め機能）に係る設計の基本方針の妥当性を確認することが定められており、乾式キャスクの設計貯蔵期間については、以下のとおり審査ガイドの確認内容に適合している。

#### 〔確認内容〕

設計貯蔵期間は、当該設計貯蔵期間中の兼用キャスクの安全機能を評価するに当たり、材料及び構造の経年変化の考慮を行うための前提条件となるため、設置（変更）許可申請書で明確にされていること。

乾式キャスクの設計貯蔵期間は60年とし、設置（変更）許可申請書で明確にする。

また、設計貯蔵期間中の乾式キャスクの材料及び構造の健全性については、2.6項で説明する。

## 2.5 使用済燃料乾式貯蔵容器の4つの安全機能について

2.3項の使用済燃料の収納条件を踏まえ、MSF-32P型及びMSF-24P型の各解析条件の概要を第2.5-1表及び第2.5-2表に示す。

1, 2, 3号との使用済燃料を、専用の乾式キャスク（MSF-32P型、MSF-24P型）にて貯蔵することで、4つの安全機能（閉じ込め、臨界防止、遮蔽、除熱）が確保できる設計とする。また、1, 2, 3号炉の使用済燃料を貯蔵した場合でも、使用済燃料乾式貯蔵建屋（以下、「乾式貯蔵建屋」という）が乾式キャスク（MSF-32P型、MSF-24P型）の除熱機能を阻害しない設計とする。

本項では、乾式キャスクの通常貯蔵時※のうち、乾式キャスクを静置している状態における4つの安全機能について説明し、通常取り扱い時の評価は2.7項で説明する。

なお、乾式キャスク収納条件、配置条件に適合する使用済燃料であることを確認のうえ、乾式キャスクへ収納する。

※：発電所敷地内において兼用キャスクを通常に取り扱い、又は静置している状態をいう。

第2.5-1表 1, 2号炉用燃料 乾式キャスク解析条件の概要

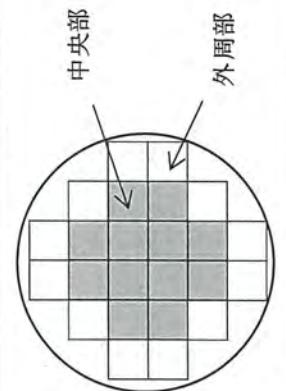
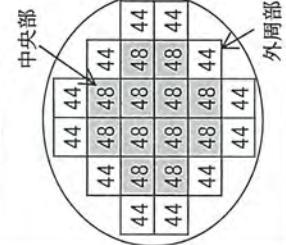
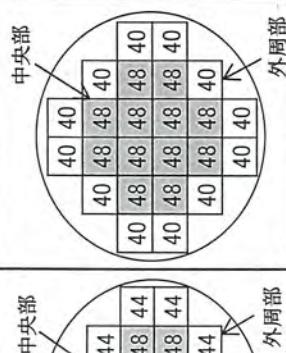
		キャスク収納制限 配置制限				燃料スペック				解析条件			
		中央部	外周部	中央部	外周部	中央部	外周部	中央部	外周部	中央部	外周	中央部	外周
燃料 集合体 1体の 仕様	燃料タイプ	14×14型 (A/B型)		14×14型 (A/B型)		14×14型 (A型)		14×14型 (B型)		14×14型 (A型)		14×14型 (A型)	
	初期ウラン濃縮度 (wt%)	≤4.2	≤3.5	4.1	3.4								
	ウラン重量 (kg)												
	最高燃焼度 (GWd/t) (燃料集合体平均)	≤48	≤39	≤48	≤39	0	0	48	39	48	44	44	33
収納物 仕様	STPでの冷却期間 (年)	≥15	≥25	—	—	—	—	15	25	15	15	25	25
	キャスク 1基あたり	平均燃焼度 (GWd/t)	≤45	≤33	—	0	—	—	—	—	45	45	33
		中央部				中央部 (外周)				中央部 (外周)			
		外周部				外周部				外周部			

※1：中央部16体のうち中心4体を除く12体は、中央部16体の燃焼度が平均45GWd/tになるよう44GWd/tとしている。

※2：数値は燃焼度 (GWd/t) を示す。

第2.5-2表 3号炉用燃料 乾式キャスク解析条件の概要

燃料 集合体 1体の 仕様	キャスク収納制限 配置制限		燃料スペック	解析条件				
	中央部	外周部		臨界	遮蔽		除熱	
					中央部	外周部		
初期ウラン濃縮度 (wt%)	燃料タイプ	17×17型 (A/B型)	17×17型 (A/B型)	17×17型 (A型)	17×17型 (A型)	17×17型 (A型)	17×17型 (A型)	
	ウラン重量 (kg)	≤4.2	4.1					
	最高燃焼度 (GWd/t) (燃料集合体平均)	≤48	≤44	≤48	0	48	44	
	SFPでの冷却期間 (年)	A型: ≥15 ※1 B型: ≥17	A型: ≥15 B型: ≥17	—	—	15	15	
ノーナン ボイズ	最高燃焼度 (GWd/t)	≤90	—	—	—	90	—	
	SFPでの冷却期間 (年)	≥15	—	—	—	15	—	
キャスク 1基あたり	平均燃焼度 (GWd/t)	≤44	—	0	—	—	44	
	配置※3							



※1：回収ウラン燃料については、15年冷却した通常ウラン燃料と放射能量及び発熱量が同程度以下となるよう20年以上上冷却した後、収納する。

※2：外周部12体は、乾式キャスク全体の燃焼度が平均44GWd/tになるよう40GWd/tとしている。

※3：数値は燃焼度 (GWd/t) を示す。

なお、各解析については、第 2.5-3 表及び第 2.5-4 表のとおり、三菱重工業(株)が型式設計特定容器等の型式指定を受けた MSF-21P 型での設計で使用した解析コード及びライブラリと同等のものを使用しており、特殊性及び新規性はない。

第 2.5-3 表 解析コード（ライブラリ含む）比較

評価項目	解析コード	
	MSF-21P 型	MSF-32P 型及び MSF-24P 型
臨界	SCALE 4.4a (KENO-V.a) ／ (燃料領域均質化) (断面積ライブラリ： ENDF/B-V 238 群)	SCALE 6.2.1 (KENO-VI) ／ (燃料ピンモデル化) (断面積ライブラリ： ENDF/B-VII 252 群)
遮蔽	ORIGEN2 DOT3.5 (断面積ライブラリ：MATXSLIB-J33)	ORIGEN2 (ORIGEN2.2UPJ) DOT3.5 (断面積ライブラリ：MATXSLIB-J33)
除熱	ORIGEN2 ABAQUS	ORIGEN2 (ORIGEN2.2UPJ) ABAQUS

第 2.5-4 表 解析における変更箇所

	変更項目	MSF-21P 型	MSF-32P 型及び MSF-24P 型
臨界	・コード ／モデル化 ・断面積 ライブラリ	SCALE 4.4a (KENO-V.a) ／ (燃料領域均質化) ENDF/B-V 238 群	SCALE 6.2.1 (KENO-VI) ／ (燃料ピンモデル化) ENDF/B-VII 252 群
遮蔽	・断面積 ライブラリ	MATXSLIB-J33	MATXSLIB-J33
除熱	・解析モデル	2D モデル (モデル検証に 3D モデルを適用)	3D モデル

2.5.1 使用済燃料乾式貯蔵容器の閉じ込め機能について

乾式キャスクの閉じ込め機能を別添1に示す。

2.5.2 使用済燃料乾式貯蔵容器の臨界防止機能について

乾式キャスクの臨界防止機能を別添2に示す。

2.5.3 使用済用済燃料乾式貯蔵容器の遮蔽機能について

乾式キャスクの遮蔽機能を別添3に示す。

2.5.4 使用済燃料乾式貯蔵容器の除熱機能について

乾式キャスクの除熱機能を別添4に示す。

## 2.6 使用済燃料乾式貯蔵容器の長期健全性について

### 2.6.1 要求事項

材料・構造健全性に関する要求事項は、以下のとおりである。

#### (1) 設置許可基準規則要求事項

##### ①設置許可基準規則第 16 条第 2 項一号イ

- ・燃料体等の落下により燃料体等が破損して放射性物質の放出により公衆に放射線障害を及ぼすおそれがある場合において、放射性物質の放出による公衆への影響を低減するため、燃料貯蔵設備を格納するもの及び放射性物質の放出を低減するものとすること。

##### ②設置許可基準規則第 16 条第 2 項一号ハ

- ・燃料体等が臨界に達するおそれがないものとすること。

##### ③設置許可基準規則第 16 条第 4 項一号

- ・使用済燃料からの放射線に対して適切な遮蔽能力を有するものとすること。

##### ④設置許可基準規則第 16 条第 4 項二号

- ・使用済燃料の崩壊熱を適切に除去することができるものとすること。

##### ⑤設置許可基準規則第 16 条第 4 項三号

- ・使用済燃料が内包する放射性物質を適切に閉じ込めることができ、かつ、その機能を適切に監視することができるものとすること。

##### ⑥設置許可基準規則解釈別記 4 第 16 条 5 項

- ・第 16 条第 2 項第 1 号ハ及び同条第 4 項各号を満たすため、兼用キャスクは、当該兼用キャスクを構成する部材及び使用済燃料の経年変化を考慮した上で、使用済燃料の健全性を確保する設計とすること。ここで、「兼用キャスクを構成する部材及び使用済燃料の経年変化を考慮した上で、使用済燃料の健全性を確保する設計」とは、以下を満たす設計をいう。
  - ・設計貯蔵期間を明確にしていること。
  - ・設計貯蔵期間中の温度、放射線等の環境条件下での経年変化を考慮した材料及び構造であること。

(2) 原子力発電所敷地内での輸送・貯蔵兼用乾式キャスクによる使用済燃料の貯蔵に関する審査ガイド確認事項

「4. 自然現象等に対する兼用キャスクの設計 4.5 材料・構造健全性」には以下のように記載されている。

【審査における確認事項】

『

設計貯蔵期間中の温度、放射線等の環境及び当該環境下での兼用キャスクの経年変化に対して十分な信頼性を有する材料及び構造であること。また、貯蔵建屋を設置しない場合は、雨水等により兼用キャスクの安全機能が喪失しないよう対策が講じられていること。輸送荷姿等の緩衝体を装着した状態で貯蔵を行う場合は、緩衝体の経年変化についても考慮していること。

』

【確認内容】

『

- (1) 安全機能を維持する上で重要な兼用キャスクの構成部材は、兼用キャスクの最低使用温度における低温脆性を考慮したものであること。また、設計貯蔵期間中の温度、放射線等の環境及び当該環境下での腐食、クリープ、応力腐食割れ等の経年変化の影響を、設計入力値（例えば、寸法、形状、強度及び材料物性値）又は設計基準値の算定に際し考慮していること。さらに、必要に応じて防食措置等が講じられていること。
- (2) 兼用キャスク内部の不活性環境を維持し、温度を制限される範囲に收めることにより、兼用キャスクに収納される使用済燃料の経年変化を低減又は防止する設計であること。

』

## 2.6.2 適合性について

審査ガイドでは、設置（変更）許可に係る審査において、兼用キャスクの有する4つの安全機能（臨界防止機能、遮蔽機能、除熱機能及び閉じ込め機能）に係る設計の基本方針の妥当性を確認することが定められており、乾式キャスクの材料・構造健全性については、以下のとおり審査ガイドの確認内容に適合している。

### 〔確認内容〕

- (1) 安全機能を維持する上で重要な兼用キャスクの構成部材は、兼用キャスクの最低使用温度における低温脆性を考慮したものであること。また、設計貯蔵期間中の温度、放射線等の環境及び当該環境下での腐食、クリープ、応力腐食割れ等の経年変化の影響を、設計入力値（例えば、寸法、形状、強度及び材料物性値）又は設計基準値の算定に際し考慮していること。さらに、必要に応じて防食措置等が講じられていること。
- (2) 兼用キャスク内部の不活性環境を維持し、温度を制限される範囲に収めることにより、兼用キャスクに収納される使用済燃料の経年変化を低減又は防止する設計であること。

乾式キャスクの主要な構成部材は、設計貯蔵期間中（60年）の温度、放射線等の環境及びその環境下での腐食等の経年変化に対して必要な耐食性のある材料を選定し、安全機能を維持する設計とする。使用済燃料は、設計貯蔵期間（60年）の温度、放射線等の環境及びその環境下での腐食、クリープ、応力腐食割れ等の経年劣化に対して、健全性を確保する設計とする。

これらの経年変化要因に対する乾式キャスクの主要な構成部材及び使用済燃料被覆管の健全性評価を以下に示す。

なお、本評価においては、以下の点について保守性を有している。

- ・評価に適用する中性子照射量は、減衰を考慮せず初期の照射量が60年間継続する条件で算出している。（乾式キャスク各部材の中性子照射量は第2.6-1表のとおり。）

- (1) 脳、一次蓋、二次蓋及び蓋ボルト

### 【照射影響】

脳、一次蓋、二次蓋及び蓋ボルトに使用する炭素鋼及びニッケルクロムモリブデン鋼については、中性子照射量が $10^{16}$  n/cm<sup>2</sup>までは、顕著な機械的特性変化は見られない<sup>1)</sup>ことが示されており、最も中性子照射量が高くなる箇所においても、設計貯蔵期間中の中性子照射量は $5.9 \times 10^{14}$  n/cm<sup>2</sup>であることから照射脆化の影響はない。

### 【熱的影響】

脳、一次蓋、二次蓋及び蓋ボルトに使用する炭素鋼及びニッケルクロムモリブデン鋼は、設計用強度・物性値が規定<sup>2)</sup>されており、その温度範囲で使用するため、低温脆性を含め、熱による経年変化を考慮する必要はない。

## 【化学的影響】

乾式キャスク内部の使用済燃料を閉じ込める空間は、使用済燃料収納時にその空間を真空乾燥するとともに、不活性ガスであるヘリウムを封入し、貯蔵する設計としている。したがって、不活性雰囲気が維持されるため、残留水分（10 wt%）を考慮しても腐食の影響はない<sup>3)</sup>。また、胴、一次蓋、二次蓋及び蓋ボルトに使用する炭素鋼及びニッケルクロムモリブデン鋼は、設計貯蔵期間中の温度条件において、仮に燃料破損率 1 %相当の燃料棒内ガスの存在を考慮しても、腐食の影響はない<sup>4)</sup>。

一次蓋と二次蓋の間の空間部（以下「蓋間空間」という。）には不活性ガスであるヘリウムを封入し、不活性雰囲気が維持されるため、腐食の影響はない。また、胴外面及び一次蓋は中性子遮蔽材（レジン）に接しており、中性子遮蔽材の熱劣化により水が生じるが、中性子遮蔽材充填空間は閉鎖環境であり、酸素が連続的に供給されないため腐食の影響はない。なお、大気に触れる部分については、塗装等の防食措置により腐食を防止する。

## (2) バスケット

### 【照射影響】

バスケットプレート及びバスケットサポートに使用するアルミニウム合金、並びにバスケットサポートに使用する炭素鋼(MSF-32P型)は、中性子照射量が  $10^{16} \text{ n/cm}^2$  まで顕著な機械的特性変化は見られない<sup>1), 5)</sup> ことが示されており、最も中性子照射量が高くなる箇所においても、設計貯蔵期間中の中性子照射量は  $1.5 \times 10^{15} \text{ n/cm}^2$  であることから照射脆化の影響はない。また、中性子吸収材に使用するほう素添加アルミニウム合金については、中性子吸収材中のほう素の設計貯蔵期間中の減損割合は  $10^{-5}$  程度\*であり無視し得るほど小さいため、臨界防止機能への影響はない。

\*：以下のとおり算出。

$$\text{B-10 減損割合} = \sigma \times \phi \times t \quad (\text{n})$$

ここで、

$\sigma$  : B-10 の熱中性子領域 (0.025eV) での全断面積 ( $3840 \text{ barn} = 3.840 \times 10^{-21} \text{ (cm}^2\text{)}$ ) <sup>6)</sup>

$\phi$  : 全中性子束

$7.977 \times 10^5$  [MSF-24P型] ( $\text{n/cm}^2/\text{s}$ )

$7.613 \times 10^5$  [MSF-32P型] ( $\text{n/cm}^2/\text{s}$ )

遮蔽解析結果(燃料集合体領域の最大値)。保守的に貯蔵初期の値を 60 年一定とする。

$t$  : 照射期間 (60 年間 =  $1.9 \times 10^9$  (s))

(計算結果)

①MSF-24P型 :  $3.840 \times 10^{-21} \times 7.977 \times 10^5 \times 1.9 \times 10^9 = 5.83 \times 10^{-6}$   
( $\Rightarrow 10^{-5}$  以下であり、 $10^{-5}$  程度と設定)

②MSF-32P型 :  $3.840 \times 10^{-21} \times 7.613 \times 10^5 \times 1.9 \times 10^9 = 5.56 \times 10^{-6}$   
( $\Rightarrow 10^{-5}$  以下であり、 $10^{-5}$  程度と設定)

### 【熱的影響】

バスケットプレート及びバスケットサポートに使用するアルミニウム合金、並び

にバスケットサポートに使用する炭素鋼（MSF-32P型）は、貯蔵状態における温度において、設計用強度・物性値が規定<sup>2), 5)</sup> されており、その温度範囲で使用するため、低温脆性を含め、熱による経年変化を考慮する必要はない。

なお、バスケットプレート及びバスケットサポートに使用するアルミニウム合金の設計用強度は、設計貯蔵期間中の熱ばく露条件（250°C）を模擬した条件での材料試験により得られた材料特性を保守的に包絡するように設定しており、クリープによる設計貯蔵期間中の熱ばく露による強度低下を適切に考慮している<sup>5), 7)</sup>。

#### 【化学的影響】

バスケットが置かれた空間は、使用済燃料収納時にその空間を真空乾燥するとともに、不活性ガスであるヘリウムを封入する設計としている。したがって、不活性雰囲気が維持されるため、残留水分（10 wt%）を考慮しても腐食の影響はない。<sup>4), 8)</sup>

また、MSF-32P型のバスケットサポートに使用する炭素鋼は、設計貯蔵期間中の温度条件において、仮に燃料破損率1%相当の燃料棒内ガスの存在を考慮しても、腐食の影響はない<sup>4)</sup>。

#### (3) トランニオン

##### 【照射影響】

トランニオンに使用するステンレス鋼は、中性子照射量が  $10^{17} \text{ n/cm}^2$  までは、顕著な機械的特性変化は見られない<sup>9)</sup> ことが示されており、最も中性子照射量が高くなる箇所においても、設計貯蔵期間中の中性子照射量は  $5.9 \times 10^{14} \text{ n/cm}^2$  であることから照射脆化の影響はない。

##### 【熱的影響】

トランニオンに使用するステンレス鋼は、貯蔵状態における温度において、設計用強度・物性値が規定<sup>2)</sup> されており、その温度範囲で使用するため、低温脆性を含め、熱による経年変化を考慮する必要はない。

##### 【化学的影響】

トランニオンの内面は中性子遮蔽材（レジン）に接しており、中性子遮蔽材の熱劣化により水が生じるが、中性子遮蔽材充填空間は閉鎖環境であり、酸素が連続的に供給されないため腐食の影響はない。<sup>10)</sup>

#### (4) 外筒及び蓋部中性子遮蔽材カバー

##### 【照射影響】

外筒及び蓋部中性子遮蔽材カバーに使用する炭素鋼は、中性子照射量が  $10^{16} \text{ n/cm}^2$  までは、顕著な機械的特性変化は見られない<sup>11)</sup> ことが示されており、最も中性子照射量が高くなる箇所においても、設計貯蔵期間中の中性子照射量は、外筒では  $3.3 \times 10^{12} \text{ n/cm}^2$ 、蓋部中性子遮蔽材カバーでは  $5.9 \times 10^{14} \text{ n/cm}^2$  であることから照射脆

化の影響はない。

#### 【熱的影響】

外筒及び蓋部中性子遮蔽材カバーに使用する炭素鋼は、設計用強度・物性値が規定<sup>2)</sup>されており、その温度範囲で使用するため、低温脆性を含め、熱による経年変化を考慮する必要はない。

#### 【化学的影响】

外筒の内面及び蓋部中性子遮蔽材カバーの内面は中性子遮蔽材（レジン）に接しており、中性子遮蔽材の熱劣化により水が生じるが、中性子遮蔽材充填空間は閉鎖環境にあり、酸素が連続的に供給されないため腐食の影響はない。<sup>10)</sup>また、蓋間空間には不活性ガスであるヘリウムを封入し、蓋部中性子遮蔽材カバーの外面は不活性雰囲気が維持されるため、腐食の影響はない。なお、外筒の外面については、塗装等の防食措置により腐食を防止する。

### (5) 下部端板及び底部中性子遮蔽材カバー

#### 【照射影響】

下部端板及び底部中性子遮蔽材カバーに使用するステンレス鋼は、中性子照射量が  $10^{17}$  n/cm<sup>2</sup> までは、顕著な機械的特性変化は見られない<sup>9)</sup>ことが示されており、最も中性子照射量が高くなる箇所においても、設計貯蔵期間中の中性子照射量は  $8.2 \times 10^{13}$  n/cm<sup>2</sup> であることから照射脆化の影響はない。

#### 【熱的影響】

下部端板及び底部中性子遮蔽材カバーに使用するステンレス鋼は、設計用強度・物性値が規定<sup>2)</sup>されており、その温度範囲で使用するため、低温脆性を含め、熱による経年変化を考慮する必要はない。

#### 【化学的影响】

下部端板の内面及び底部中性子遮蔽材カバーの内面は中性子遮蔽材（レジン）に接しており、中性子遮蔽材の熱劣化により水が生じるが、中性子遮蔽材充填空間は閉鎖環境にあり、酸素が連続的に供給されないため腐食の影響はない。<sup>10)</sup>

### (6) 中性子遮蔽材

#### 【照射影響】

中性子遮蔽材（レジン）は、中性子照射量が  $10^{15}$  n/cm<sup>2</sup> までは、顕著な質量減損は見られないことが示されており<sup>11), 12)</sup>、最も中性子照射量が高くなる箇所においても、設計貯蔵期間中の中性子照射量は  $1.6 \times 10^{14}$  n/cm<sup>2</sup> であることから照射脆化の影響はない。

#### 【熱的影響、化学的影響】

中性子遮蔽材は、設計貯蔵期間中の熱的（化学的）影響により質量減損（2%程度）が発生<sup>11)</sup>するため、遮蔽評価上、保守的に 2.5 % の質量減損を考慮する。

## (7) 金属ガスケット

### 【照射影響】

金属ガスケットに使用するアルミニウム及びニッケル基合金は、中性子照射量がそれぞれ  $10^{19} \text{ n/cm}^2$  又は  $10^{21} \text{ n/cm}^2$  までは、顕著な機械的特性変化は見られない<sup>13)</sup>。<sup>14)</sup> ことが示されており、最も中性子照射量が高くなる箇所においても、設計貯蔵期間中の中性子照射量は  $2.0 \times 10^{14} \text{ n/cm}^2$  であることから照射脆化の影響はない。

### 【熱的影響】

また、高温時の健全性についてラーソン・ミラー・パラメータ (LMP) で評価すると、150 °Cでは 100 年以上閉じ込め機能を維持できる<sup>15)</sup>。さらに、設計貯蔵期間中の温度条件において長期密封性能試験 (19 年以上) が実施され、閉じ込め機能が維持されることが確認されている<sup>16)</sup>。

### 【化学的影响】

蓋間空間には不活性ガスであるヘリウムを封入し、その圧力を監視する設計としている。閉じ込め境界である一次蓋の金属ガスケット及び圧力監視境界である二次蓋の金属ガスケットの内側は不活性雰囲気であり、腐食を考慮する必要はない。

大気と接触する二次蓋金属ガスケットの外側については、約 3 年間の塩水噴霧試験を実施し、実機の使用環境より厳しい塩水噴霧環境においても漏えい率に変化がないことが確認されている<sup>17)</sup>。また、10 年間海浜条件で大気ばく露させた際の平均浸食深さ及び最大孔食深さ<sup>3)</sup>を用い、設計貯蔵期間中の浸食深さと孔食深さを評価した結果、それぞれ約 0.025mm 及び約 0.33mm であり、外被材の製造公差※を含めても、板厚 0.5mm より小さいため、閉じ込め機能に影響はない。

※：金属ガスケットの製造公差の例（ノミナル寸法：0.5mm、製造公差：mm, mm）

## (8) 伝熱フィン

### 【照射影響】

伝熱フィンに使用する銅は、中性子照射量が  $10^{16} \text{ n/cm}^2$  までは、顕著な機械的特性変化は見られない<sup>18)</sup> ことが示されており、最も中性子照射量が高くなる箇所においても、設計貯蔵期間中の中性子照射量は  $1.6 \times 10^{14} \text{ n/cm}^2$  であることから照射脆化の影響はない。

### 【熱的影響】

銅は、設計貯蔵期間中の温度条件において、設計用強度・物性値が規定<sup>19)</sup> されており、その温度範囲で使用するため、低温脆性を含め、熱による経年変化を考慮する必要はない。

### 【化学的影响】

銅の電極電位は炭素鋼に比べて高く、イオン化傾向の低い金属である<sup>20)</sup>ことから、銅は腐食することなく、炭素鋼が選択的に腐食される。また、中性子遮蔽材（レ

ジン）に接しており、中性子遮蔽材の熱劣化により水が生じるが、酸化鉄の生成により酸素の拡散障壁が形成されること、及び中性子遮蔽材充填空間は閉鎖環境であり、酸素が連続的に供給されないため、腐食の影響はない。

伝熱フィンと胴及び外筒の接合部において異種金属接触による腐食促進の可能性があるが、密閉静止した淡水環境における銅が接続した鋼の腐食試験において鋼単独の場合の腐食速度と同程度になることが確認されている<sup>21)</sup>。また、中性子遮蔽材の熱劣化により生じる水分量は限定的であり、中性子遮蔽材充填空間は閉鎖環境であり、酸素が連続的に供給されないため、異種金属接触による接合部への腐食促進の影響は小さく、腐食の影響はない。

#### (9) 使用済燃料被覆管

##### 【照射影響】

燃料被覆管に使用するジルカロイは、設計貯蔵期間中の中性子照射量が  $1.5 \times 10^{15}$  n/cm<sup>2</sup> であり、炉内の中性子照射量 ( $10^{21} \sim 10^{22}$  n/cm<sup>2</sup>) に対して十分低いことから、照射の影響は無視し得る<sup>22)</sup>。

##### 【熱的影響】

熱による経年変化としては、クリープひずみの進行による燃料被覆管の破損、照射硬化の回復による燃料被覆管強度の低下、燃料被覆管中の水素化物再配向による燃料被覆管の脆化、及び応力腐食割れについて評価する必要がある<sup>22)</sup>。

クリープひずみの進行については、予測式に基づく累積クリープひずみが 1 %以下となるよう制限することで防止できる<sup>22)</sup> ことが示されており、燃料被覆管中の水素化物再配向に係る制限以内では、クリープひずみが 1%を超えることはない。

照射硬化の回復については、国内軽水炉で照射された PWR 照射済被覆管を用いた照射硬化回復試験の結果では、硬化の回復のしきい値は 300 °C 近傍<sup>22)</sup> であり、しきい値以下であれば照射硬化の回復の可能性は小さいため、使用済燃料被覆管の温度を制限することにより防止する。

燃料被覆管中の水素化物再配向については、国内の軽水炉で照射された PWR 燃料の燃料被覆管を用いた水素化物再配向試験及び機械的特性試験の結果、被覆管の周方向機械的特性が低下しない燃料被覆管の温度が 275 °C 以下、周方向応力が 100 MPa 以下<sup>22)</sup> と求められており、燃料被覆管温度と周方向応力を制限することによって、機械的特性の劣化を防止する。

応力腐食割れについては、燃料棒ペレットの温度上昇による腐食性核分裂生成ガスの放出はなく、また、原子炉運転中に燃料棒ペレットから放出されたよう素はヨウ化セシウムとして安定に存在することから応力腐食割れが発生する化学的雰囲気となっていない<sup>22)</sup>。なお、腐食性雰囲気での応力腐食割れ試験でジルカロイ-4 の応力腐食割れのしきい応力は 200 MPa であり、設計貯蔵期間中の応力はこれに比べ

て十分低い<sup>22)</sup>。

上記に示す通り、燃料被覆管中の水素化物再配向を防止することにより、他の発生も同時に防ぐことができる。設計貯蔵期間中の燃料被覆管の温度及び周方向応力は、275°C及び100MPaを超えないことから、熱による経年変化を考慮する必要はない。

#### 【化学的影響】

残留水分が 10 wt%以下の不活性雰囲気にある燃料被覆管の酸化量及び水素吸収量は無視し得るほど小さい<sup>8)</sup>ため、健全性に影響はない。

第2.6-1表 乾式キャスク主要な構成部位の中性子照射量

	構造材中最大となる 全中性子照射量 (n/cm <sup>2</sup> ) ※1		判定基準 (n/cm <sup>2</sup> )
	MSF-32P型	MSF-24P型	
(1) 洞、一次蓋、二次蓋及び蓋ボルト※2	$4.8 \times 10^{14}$	$5.9 \times 10^{14}$	$< 10^{16}$
(2) パスケット※3	$1.5 \times 10^{15}$	$1.5 \times 10^{15}$	$< 10^{16}$
(3) トラニオン※2	$4.8 \times 10^{14}$	$5.9 \times 10^{14}$	$< 10^{17}$
(4) 外筒	$3.1 \times 10^{12}$	$3.3 \times 10^{12}$	$< 10^{16}$
(5) 蓋部中性子遮蔽材カバー※2	$4.8 \times 10^{14}$	$5.9 \times 10^{14}$	$< 10^{16}$
(6) 下部端板及び底部中性子遮蔽材カバー	$7.4 \times 10^{13}$	$8.2 \times 10^{13}$	$< 10^{17}$
(7) 中性子遮蔽材※4	$1.3 \times 10^{14}$	$1.6 \times 10^{14}$	$< 10^{15}$
(8) 金属ガスケット	$1.8 \times 10^{14}$	$2.0 \times 10^{14}$	$< 10^{19}$
(9) 伝熱フィン※4	$1.3 \times 10^{14}$	$1.6 \times 10^{14}$	$< 10^{16}$
(10) 使用済燃料被覆管	$1.5 \times 10^{15}$	$1.5 \times 10^{15}$	$< 10^{21\sim 22}$

※1：遮蔽解析結果から得られた中性子束が 60 年間一定であると仮定して算出した値。

※2：最大となる洞領域の値を記載。

※3：最大となるキャビティ内領域（使用済燃料領域）の値を記載。

※4：最大となる側部中性子遮蔽材領域の値を記載。

### 2.6.3 参考文献

- 1) K. Farrell, S. T. Mahmood, R. E. Stoller, L. K. Mansur, "An Evaluation of Low Temperature Radiation Embrittlement Mechanisms in Ferritic Alloys", Journal of Nuclear Materials, Vol. 210, (1994).
- 2) (一社)日本機械学会, 「発電用原子力設備規格 材料規格 (2012 年版) (JSME S NJ1-2012)」, (2012).
- 3) 日本アルミニウム協会, 「アルミニウムハンドブック第 7 版」, (2007).
- 4) (独)原子力安全基盤機構, 「平成 15 年度 金属キャスク貯蔵技術確証試験 報告書 最終報告」, (2004).
- 5) 三菱重工業(株), 「型式設計特定容器等の型式指定申請書 本文及び添付書類の一部補正について」, (2017).
- 6) T. Nakagawa, H. Kawasaki, K. Shibata, "Curves and Tables of Neutron Cross Sections in JENDL-3.3", JAERI-Data/Code 2002-020, (2002).
- 7) 前口貴治、川原慶幸、山本隆一、崎間公久、玉置廣紀、「A3004-H112 合金の機械的性質に及ぼす長時間加熱および焼きなましの影響」, 軽金属, 第 68 卷 第 12 号, (2018).
- 8) (一社)日本原子力学会標準委員会, 「使用済燃料中間貯蔵施設用金属キャスクの安全設計及び検査基準: 2010 (AESJ-SC-F002 : 2010)」, (2010).
- 9) 土肥謙次, 秀耕一郎, 黒正己, 恩地健雄, 大岡紀一, 「304 ステンレス鋼の SCC 特性に及ぼす中性子照射効果 (その 2) - 熱鋭敏化材の SCC 感受性に及ぼす照射影響 -」, (一財)電力中央研究所, (1997).
- 10) (公社)腐食防食協会編, 「腐食・防食ハンドブック CD-ROM 版 第 2 版」, 丸善(株), (2005).
- 11) (財)原子力発電技術機構, 「平成 14 年度 リサイクル燃料資源貯蔵技術調査等 (金属キャスク貯蔵技術確証試験) 報告書」, (2003).
- 12) T. Ichihashi, D. Ishiko, A. Ogawa, M. Morishima, "Verification Tests of Neutron Shielding Materials and Shielding Assessment", Proceedings of the 15th International Symposium on the Packaging and Transportation of Radioactive Materials, (2007).
- 13) H. Yoshida, et al., "Reactor Irradiation Effects on Al 1100", Proc. Jpn. Congr. Mater. Res., Vol. 24, (1981).
- 14) T. T. Claudson, "Cladding and Structural Materials Semi-Annual Progress Report", HEDL-TME 75-77, (1975).
- 15) 加藤治, 伊藤千浩, 三枝利有, 「使用済燃料貯蔵キャスクの長期密封性能評価手法

- の開発」，日本原子力学会誌，Vol. 38，No. 6，(1996).
- 16) (一財)電力中央研究所，「平成 21 年度 リサイクル燃料資源貯蔵技術調査等 報告書」，(2010).
- 17) 小崎明朗，「使用済燃料貯蔵中の耐久性に関する海外動向他」，(株)日本原子力情報センター主催セミナー「使用済燃料貯蔵技術の現状と課題」，(1998).
- 18) S. J. Zinkle, G. L. Kulcinski, “Low-Load Microhardness Changes in 14-MeV Neutron Irradiated Copper Alloys”，ASTM STP888, (1986).
- 19) (一財)日本規格協会，「圧力容器の設計 (JIS B 8267 : 2015)」，(2015).
- 20) (公社)腐食防食協会編，「材料環境学入門」，丸善(株)，(1993).
- 21) 能登谷武紀，密閉系淡水における鋼-銅系のガルバニック腐食，伸銅技術研究会誌 33 卷，(1994).
- 22) 総合資源エネルギー調査会 原子力安全・保安部会 核燃料サイクル安全小委員会 中間貯蔵ワーキンググループ 輸送ワーキンググループ，「金属製乾式キャスクを用いる使用済燃料中間貯蔵施設における金属製乾式キャスクとその収納物の長期健全性について」，(2009).

## 2.7 使用済燃料乾式貯蔵容器を通常に取り扱う場合の設計上想定される事象について

### 2.7.1 燃料取扱棟内及び乾式貯蔵施設内の取扱いフロー

燃料取扱棟（以下、「FH/B」という）内及び乾式貯蔵施設内における乾式キャスクの取扱いについて説明する。

乾式キャスクをFH/B内に搬入後、緩衝体取外しから燃料装荷、搬出までの取扱いフローを第2.7-1図に示す。また、乾式貯蔵施設内に搬入後、緩衝体取外しから貯蔵までの取扱いフローを第2.7-2図に、貯蔵から緩衝体取付、搬出までの取扱いフローを第2.7-3図に示す。

参考として、使用済燃料輸送容器（以下、「輸送キャスク」という）をFH/B内に搬入後、緩衝体取外しから燃料装荷、搬出までの取扱いフローを第2.7-4図に示す。ここで、乾式キャスクと輸送キャスクの取扱いについては、キャスクの内部雰囲気（乾式、湿式）が異なることから、乾式キャスクでは水抜き・真空乾燥作業が追加となるが、基本的な様態や取扱作業は共通である。

また、乾式キャスクを取扱うFH/Bクレーン、乾式貯蔵建屋天井クレーン及び搬送台車については、「3.自然現象等に対する使用済み燃料乾式貯蔵施設の設計方針」にて説明しているとおり、クレーン構造規格等に基づき、一般産業施設や公衆施設と同等の安全性を有していることから、通常取扱い時において想定すべき事象としては、作業員の誤操作を想定する。

以上を踏まえ、設計上想定される事象に関連する様態を作業毎に抜粋したフローをそれぞれ第2.7-5図～第2.7-7図に示す。

#### (1) FH/B内における取扱いフロー

以下に第2.7-5図に記載する番号に応じた各取扱いモードを説明する。

##### 1-1：燃料装荷、一次蓋取付

キャスクピットにて乾式キャスクに使用済燃料を装荷し、一次蓋を取付ける。

##### 1-2：容器吊上げ・移動・吊下げ

FH/Bクレーンを用いて乾式キャスクをキャスクピットから吊上げ、フロアに設置した仮設架台まで移動して吊下げ、設置する。

##### 1-3：排水・真空乾燥・不活性ガス充填・一次蓋密封確認

仮設架台において乾式キャスクの除染・内部水排水・真空乾燥・不活性ガス充填・一次蓋の密封確認を行う。

##### 1-4：二次蓋取付・一次二次蓋間圧力調整・二次蓋密封確認

FH/B クレーンを用いて二次蓋を取付け、一次-二次蓋間の圧力を調整した後、二次蓋の密封性能を確認する。

1-5：三次蓋取付け・三次蓋密封確認

FH/B クレーンを用いて三次蓋を取付け後、三次蓋の密封性能を確認する。

1-6：トレーラエリアへの移動

FH/B クレーンを用いて乾式キャスクをトレーラエリアへ移動する。

1-7：トレーラ上へ横倒し

1-6に引き続き、FH/Bクレーンを用いて乾式キャスクをトレーラ上の輸送架台に横倒す。

1-8：緩衝体取付

FH/Bクレーンを用いて乾式キャスクに緩衝体を取り付ける。

FH/B内の乾式キャスクの取扱いに使用するキャスクピット、FH/Bクレーン及び除染場ピット（使用しない場合も有）については、既設の設備であり、第2.7-1表のとおり、乾式キャスクを取扱える能力を有している。

(2) 乾式貯蔵施設内の取扱いフロー

第2.7-6図に記載する番号に応じた各取扱いモードを説明する。なお、貯蔵後、乾式キャスクを乾式貯蔵施設から搬出する場合は、同図に示すNo. 2-1～No. 2-7の逆手順（第2.7-7図 No. 3-1～No. 3-6の手順）にて取り扱う。

2-1：緩衝体取外し

乾式貯蔵建屋天井クレーンを用いて乾式キャスクから緩衝体を取外す。

2-2：キャスク立起こし

乾式貯蔵建屋天井クレーンを用いて乾式キャスクを立て起こす。

2-3：検査架台への移送

乾式貯蔵建屋天井クレーンを用いて乾式キャスクを検査架台へ移送する。

2-4：貯蔵架台上への設置

乾式貯蔵建屋天井クレーンを用いて乾式キャスクを検査架台内に設置した貯蔵架台（搬送台車上に設置）に吊り降ろす。下部トラニオンと貯蔵架台を固定する。

2-5：三次蓋取外し・監視装置の取付

乾式貯蔵建屋天井クレーンを用いて三次蓋を取外し、監視装置を取付け

る。

2-6：貯蔵エリアへの移動

搬送台車を用いて乾式キャスクを貯蔵室へ移動する。

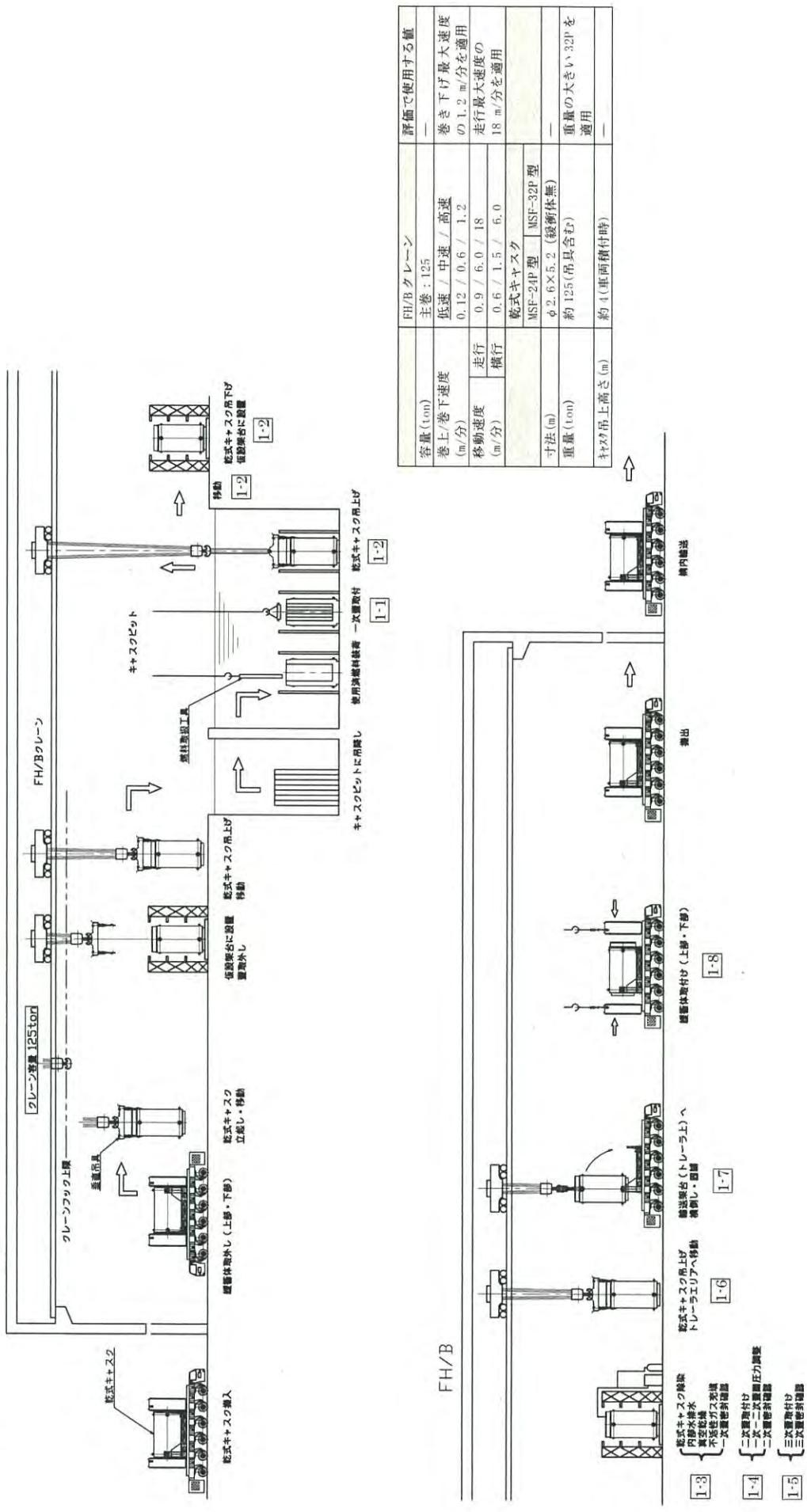
2-7：乾式キャスクの固定

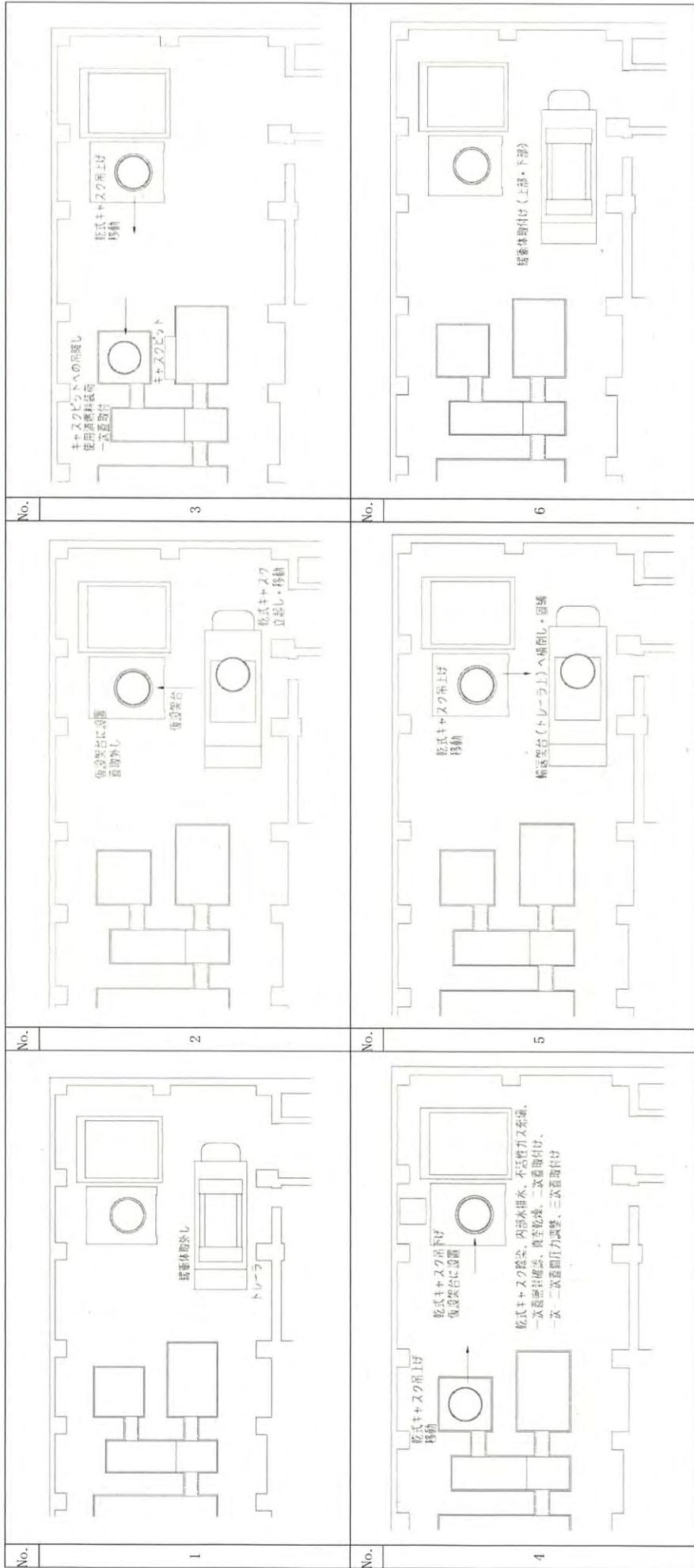
所定の位置にて貯蔵架台を乾式貯蔵施設の床面にボルトで固縛する。

第 2.7-1 表 評価で使用する設備の仕様

既設設備		乾式キャスク仕様		備考
名称	仕様	使用済燃料輸送容器 仕様 (NFT-14P 型)	MSF-24P 型 MSF-32P 型	
FH/B クレーン	容量 (吊荷重) 125(t)	約 114(t)	約 123(t)	乾式キャスク重量は、FH/B クレーンの容量 (吊荷重) の 範囲内
キャスクピット	寸法 約 3.3(m) × 約 4 (m) × 高さ約 12.25 (m)	外寸約 2.5 (m) × 高さ約 5.4 (m)	外寸約 2.9 (m) × 高さ約 5.2 (m)	乾式キャスク寸法は、キャス クピット寸法の範囲内
除染場ピット	寸法 約 3.4 (m) × 約 4.5 (m) × 高さ約 7.5 (m)	外寸 約 2.5 (m) × 高さ約 5.4 (m)	外寸約 2.9 (m) × 高さ約 5.2 (m)	乾式キャスク寸法、除染場 ピット寸法の範囲内

第 2.7-1 図 伊方 3 号機 FH/B 内の乾式キャスク運用手順（除染ビットを使用しない場合）【断面図】

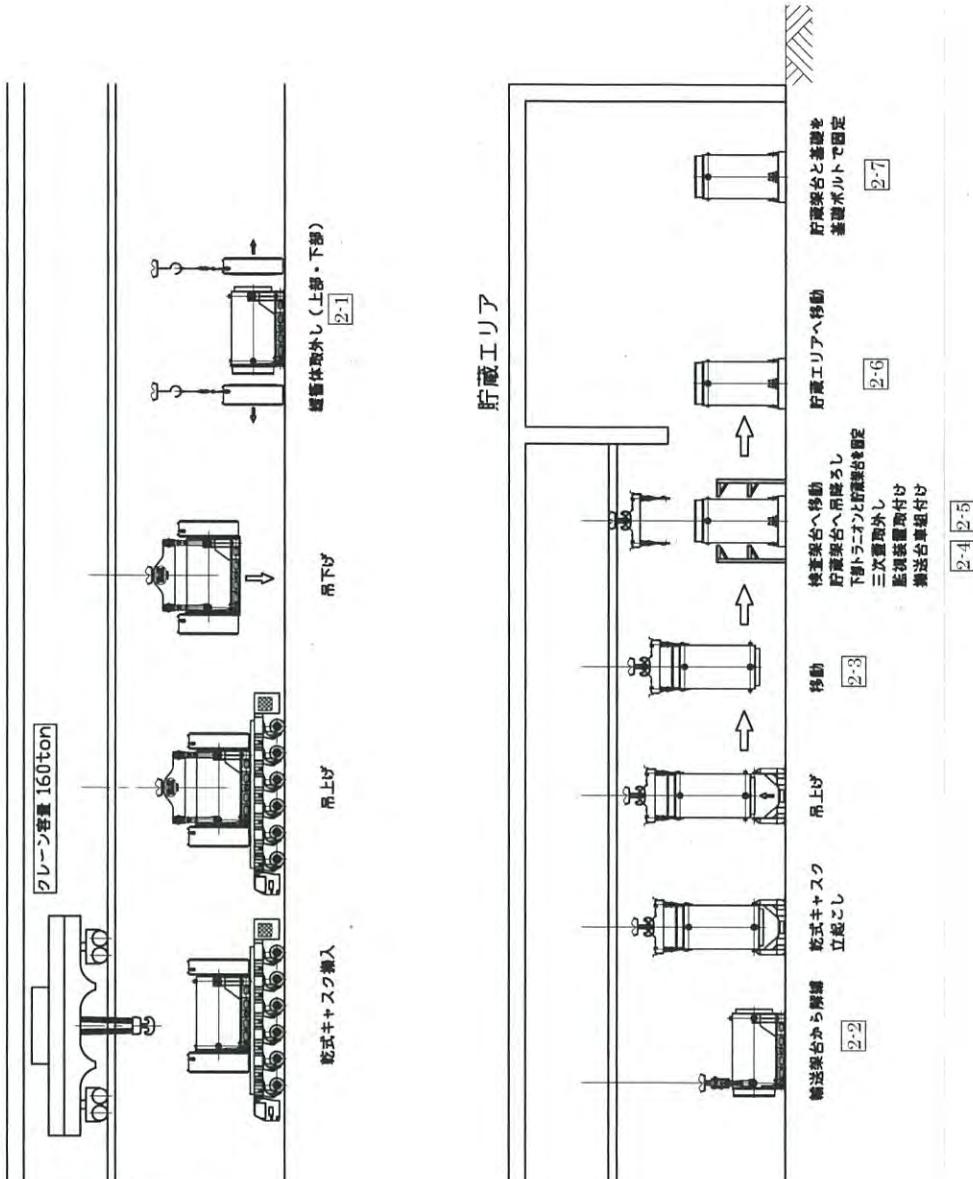




第2.7-1図 伊方3号機FH/B内の乾式キャスク運用手順（除染ビットを使用しない場合）【平面図】

乾式貯蔵庫建屋フロー図（受入）

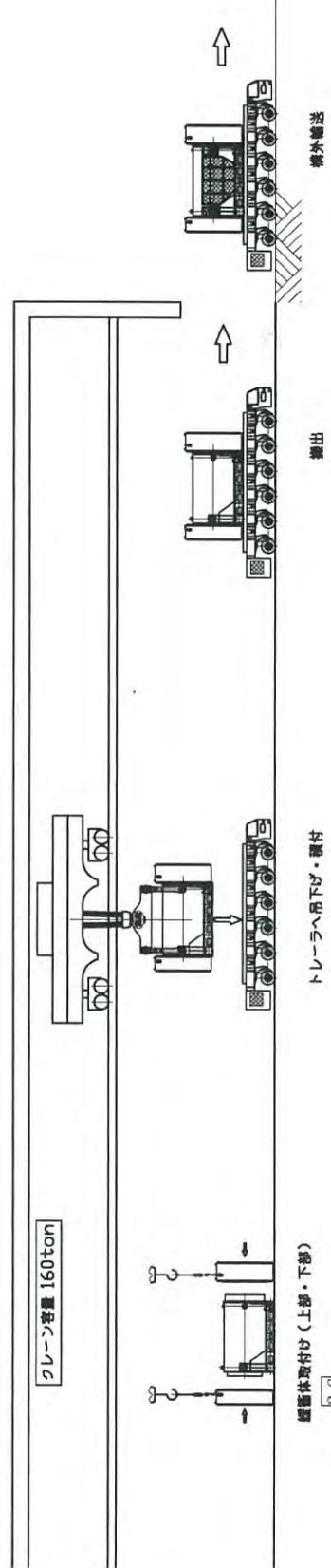
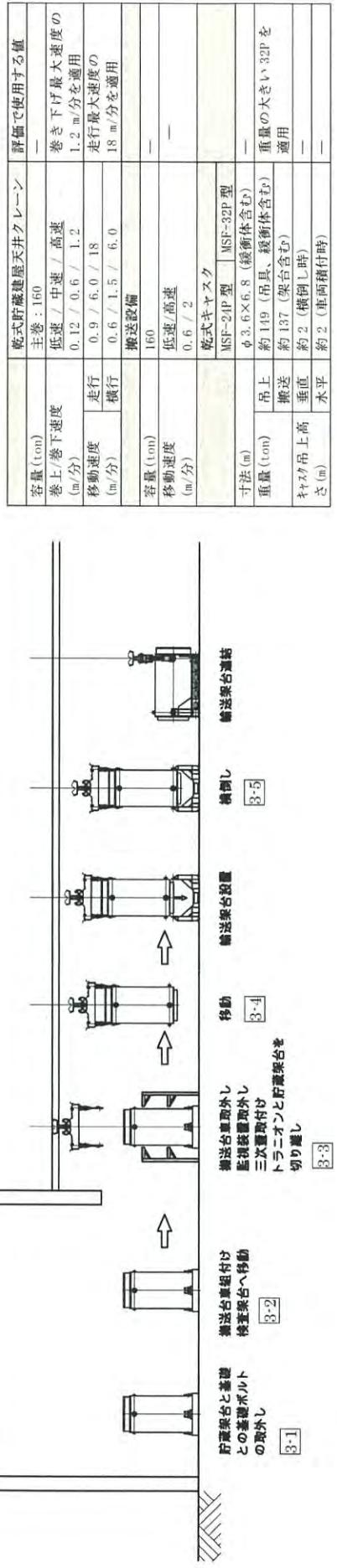
取扱エリア



乾式貯蔵庫建屋フローレーン		評価で使用する値
容量 (ton)	主巻 : 160	—
巻上/巻下速度 (m/分)	低速 / 中速 / 高速 0.12 / 0.6 / 1.2	巻き下げる最大速度の 1.2 m/分を適用
移動速度 (m/分)	走行 0.9 / 6.0 / 18	走行最大速度の 18 m/分を適用
	横行 0.6 / 1.5 / 6.0	
搬送設備		
容量 (ton)	160	—
移動速度 (m/分)	低速/高速 0.6 / 2	—
乾式キャスク		
	MSF-24P型	MSF-32P型
寸法 (m)	Φ 3.6 × 6.8 (緩衝体含む)	重量の大きい32Pを 適用
重量 (ton)	吊上 約 149 (吊具、緩衝体含む)	—
	搬送 約 137 (架台含む)	
キャスク吊上高さ (m)	垂直 約 2 (繰り起し時)	—
	水平 約 2 (車両積降し時)	—

乾式貯蔵建屋フロー図（搬出）

貯蔵エリア 取扱エリア



第2.7-3 図 乾式キャスク取扱い時及び貯蔵時の運用手順（搬出）【断面図】

伊方3号機フローグ

使用清燃料運搬用容器  
燃料取扱フロー(燃料装荷。容器搬出)

FH/B

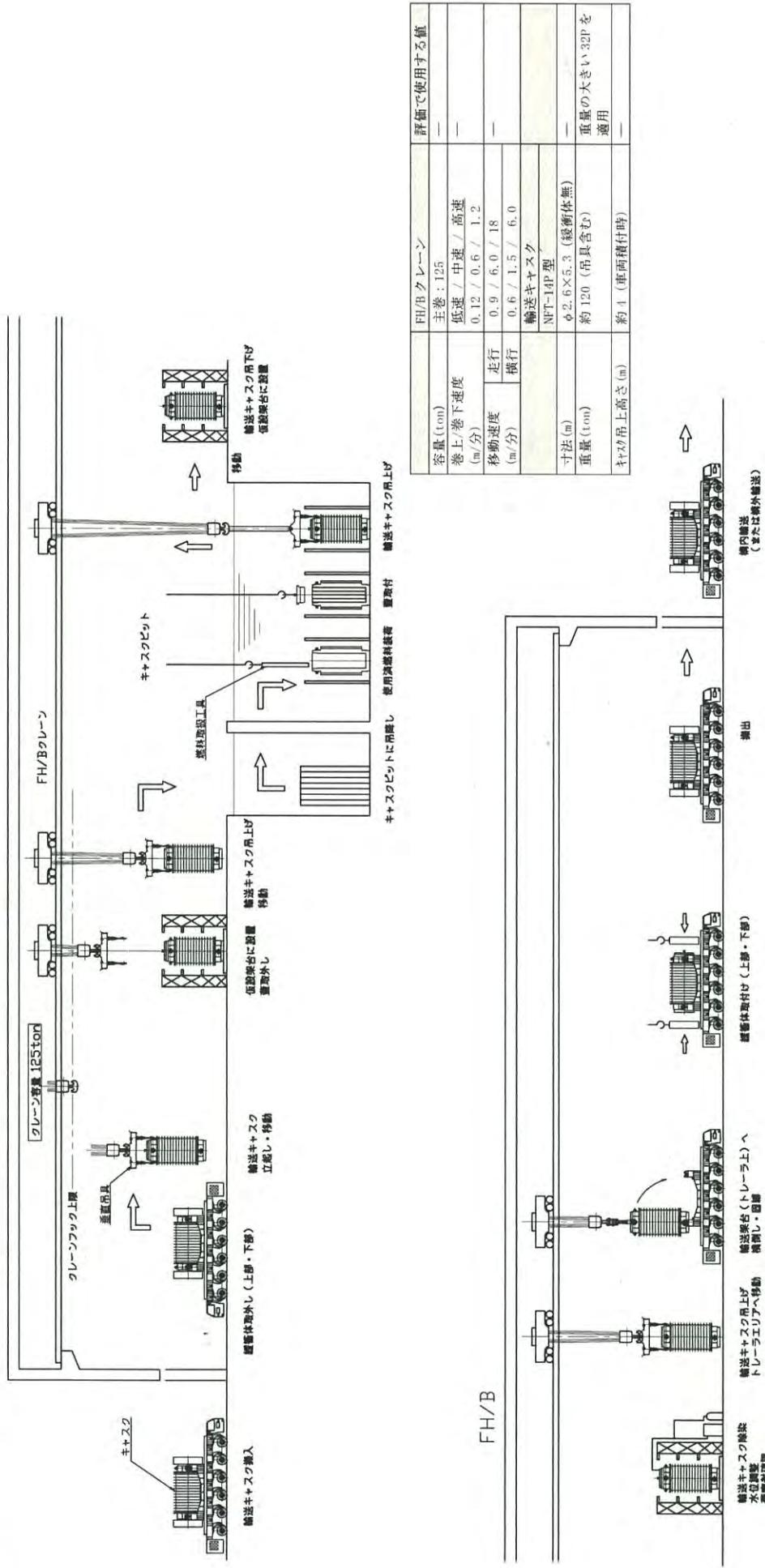


図2-7-4 伊方3号機 FH/B 内の輸送キャスク運用手順(除染ビットを使用しない場合)

第 2.7-2 表 評価で使用する設備の重量

設備	部材	重量(トン)	
		MSF-32P 型	MSF-24P 型
乾式キャスク	①本体	81.0	83.7
	②一次蓋	5.9	5.6
	③二次蓋	4.7	4.5
	④三次蓋	3.5	3.3
	⑤バスケット	6.5	5.6
緩衝体	⑥上部緩衝体	8.7	8.7
	⑦下部緩衝体	6.2	6.2
⑧燃料集合体		18.9	16.7
関連工具類	⑨垂直吊具	約 4	約 4
	⑩水平吊具	約 8	約 8
	⑪貯蔵架台	約 20	約 20
	⑫輸送架台	約 5	約 5
FH/B 容器吊り上げ重量 (①②③④⑤⑧⑨)		約 125	約 123
乾式貯蔵施設 容器吊り上げ重量 (①②③④⑤⑥⑦⑧⑩⑫)		約 149	約 148
乾式貯蔵施設 搬送重量 (①②③⑤⑧⑪)		約 137	約 136

第 2.7-3 表 評価で使用する設備の仕様

		FH/B クレーン	乾式貯蔵建屋 天井クレーン
容量 (ton) : 主巻		125	160
巻上/巻下速度 (m/分)		1.2	1.2
移動速度 (m/分)	走行	18	18

<乾式キャスクの燃料装荷～緩衝体取付け>

No.	取扱いモード	No.	取扱いモード	No.	取扱いモード	No.	取扱いモード
1-1	燃料装荷・一次蓋取付	1-2	容器吊上げ・移動・吊下げ	1-3	排水・真空乾燥※・不活性ガス充填・一次蓋密封確認	1-4	二次蓋取付・二次蓋間圧力調整・二次蓋密封確認
想定事象	—	想定事象	—	想定事象	—	想定事象	—
1-5	三次蓋取付・三次蓋密封確認	1-6	トレーラエリアへの移動	1-7	トレーラ上へ横倒し	1-8	緩衝体取付け
想定事象	三次蓋の衝突	想定事象	—	想定事象	横倒し時の衝突	想定事象	緩衝体の衝突

※：真空乾燥作業は、収納する使用済燃料の崩壊熱による温度上昇を踏まえ、作業時間等を管理することにより、使用済燃料の温度制限範囲内で実施する。

第 2.7-5 図 FH/B 内における取扱いフロー（燃料装荷～緩衝体取付け）

<乾式キャスクの緩衝体取外し～貯蔵>

No.	取扱いモード	No.	取扱いモード	No.	取扱いモード	No.	取扱いモード
2-1	緩衝体取外し	2-2	乾式キャスク立て起こし	2-3	検査架台への移送	2-4	・貯蔵架台上への設置 ・下部トラニオンと貯蔵架台を固定
想定事象	—	—	—	—	—	—	—
2-5	・三次蓋取外し ・監視装置取付け	2-6	想定事象	2-7	想定事象	想定事象	貯蔵架台への衝突 (第2.7-8図(b))
想定事象	—	—	—	—	—	—	—
2-8	三次蓋の衝突	2-9	想定事象	2-10	想定事象	想定事象	搬送台車で搬送中の衝突 (第2.7-8図(c))

第2.7-6図 乾式貯蔵施設内における取扱いフロー（緩衝体取外し～貯蔵）

<乾式キャスクの貯蔵～緩衝体取付>

No.	取扱いモード	No.	取扱いモード	No.	取扱いモード	No.	取扱いモード
3-1	・貯蔵架台と基礎との基礎ボルトの取外し	3-2	検査架台へ移動	3-3	・監視装置取外し ・三次蓋取付け ・下部トラニオンと貯蔵架台を切り離し	3-4	作業エリアへの移送
想定事象	—	—	—	想定事象	搬送台車で搬送中の衝突 (第2.7-8図(c))	想定事象	検査架台への衝突 (第2.7-8図(a))
3-5	乾式キャスク横倒し	3-6	緩衝体取付け	—	—	—	想定事象
想定事象	横倒し時の衝突 (第2.7-8図(d))	—	—	—	緩衝体の衝突 (第2.7-8図(f))	—	—

第2.7-7図 乾式貯蔵施設内における取扱いフロー（貯蔵後～緩衝体取付）

## 2.7.2 通常取扱い時に想定すべき事象の抽出

第2.7-1図～第2.7-7図の取扱いフローを踏まえ、通常取扱い時に想定すべき事象を第2.7-4表に示す。

第2.7-4表 通常取扱い時において想定すべき事象

原因	想定事象	作業エリア	具体的な想定
作業員の誤操作	a. 検査架台への衝突 (第2.7-8図(a))	FH/B	乾式キャスクを吊上げ移送中に、クレーン走行速度(18m/分)で仮設架台に衝突する。
		乾式貯蔵施設	乾式キャスクを吊上げ移送中に、クレーン走行速度(18m/分)で検査架台に衝突する。
	b. 貯蔵架台への衝突 (第2.7-8図(b))	FH/B	乾式キャスクを仮設架台へ設置時に、クレーン巻き下げ速度(1.2m/分)でキャスク底部が衝突する。
		乾式貯蔵施設	乾式キャスクを貯蔵架台へ設置時に、クレーン巻き下げ速度(1.2m/分)で貯蔵架台に衝突する。
	c. 搬送台車で搬送中の衝突 (第2.7-8図(c))	FH/B	搬送台車による作業はない。
		乾式貯蔵施設	乾式キャスク搬送中に、搬送台車が建屋壁及び他の乾式キャスク貯蔵架台等へ衝突した場合においても、搬送中の乾式キャスクは幾何学的に傾き角度を制限しており、壁及び他の乾式キャスク等へ衝突しない。 詳細は参考4参照。
作業員の誤操作	d. 横倒し時の衝突 (第2.7-8図(d))	FH/B	乾式キャスクをトレーラー上で輸送架台へ横倒しする際に、クレーン巻き下げ速度(1.2m/分)で輸送架台に衝突する。
		乾式貯蔵施設	乾式キャスクを輸送架台へ横倒しする際に、クレーン巻き下げ速度(1.2m/分)で輸送架台に衝突する。
	e. 盖の衝突 (第2.7-8図(e))	FH/B	乾式キャスクへの二次蓋及び三次蓋取付け作業時に、クレーン巻き下げ速度(1.2m/分)で二次蓋(4.7t)が乾式キャスクに衝突する <sup>(注1)</sup> 。
		乾式貯蔵施設	乾式キャスクへの三次蓋取付け作業時に、クレーン巻き下げ速度(1.2m/分)で三次蓋(3.5t)が乾式キャスクに衝突する <sup>(注1)</sup> 。
	f. 緩衝体の衝突 (第2.7-8図(f))	FH/B	乾式キャスクへ緩衝体取付け作業時にクレーン走行速度(18m/分)で乾式キャスクに衝突する。
		乾式貯蔵施設	乾式キャスクへ緩衝体取付け作業時にクレーン走行速度(18m/分)で乾式キャスクに衝突する。

(注1) 二次蓋及び三次蓋の衝突時は、胴フランジ上端が一次蓋及び二次蓋上面より高い位置にあることから、二次蓋及び三次蓋は胴フランジ上端に衝突する。

第 2.7-4 表のとおり抽出した事象のうち、以下の理由から評価対象事象を第 2.7-5 表のとおりとし、評価条件を第 2.7-6 表に示す。

- ・FH/B クレーンと乾式貯蔵建屋天井クレーンの仕様速度（走行・横行及び巻き上げ・巻き下げ）が同じであることから、乾式貯蔵施設での事象を代表事象とする。
- ・FH/B 仮設架台よりも、乾式貯蔵施設の検査架台（常設）のほうが剛構造であるため、乾式貯蔵施設の評価に包絡される。
- ・乾式キャスク横倒し作業については、立起こし架台が設置される床条件は、床を剛体とし、乾式貯蔵施設及び FH/B の床条件（輸送車両上）に依らず包絡する条件としている。
- ・蓋の衝突については、乾式キャスク胴フランジ部に衝突し、密封境界部へ荷重が付加される挙動は二次蓋及び三次蓋でも同じであり、影響度合いは荷重に概ね比例するため、重量の大きい二次蓋（4.7t）の衝突を評価事象とする。

第 2.7-5 表 通常取扱い時において想定すべき事象の抽出結果

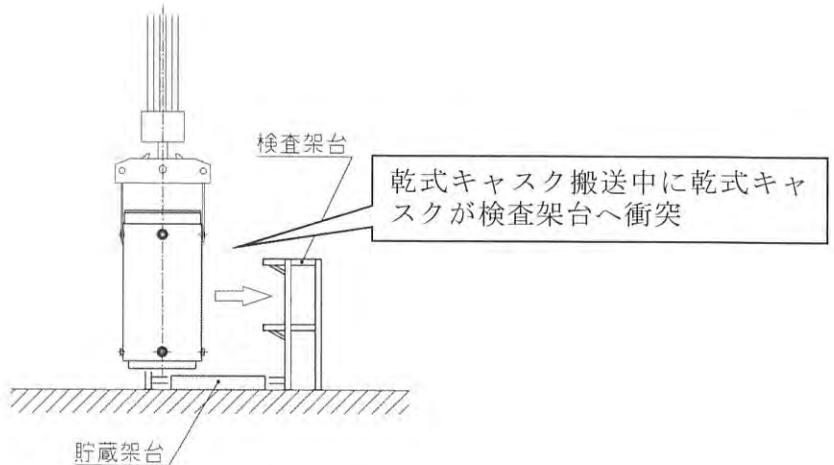
原因	想定事象	具体的な想定
作業員の誤操作	キャスクの衝突	a. 検査架台への衝突 (第 2.7-8 図(a)) 乾式キャスクを吊上げ移送中に、乾式貯蔵建屋天井クレーン走行速度（18m/分）で検査架台に衝突する。
		b. 貯蔵架台への衝突 (第 2.7-8 図(b)) 乾式キャスクを貯蔵架台へ設置時に、乾式貯蔵建屋天井クレーン巻き下げ速度（1.2m/分）で貯蔵架台に衝突する。
		c. 搬送台車で搬送中の衝突 (第 2.7-8 図(c)) 乾式キャスク搬送中に、搬送台車が建屋壁及び他の乾式キャスク貯蔵架台等へ衝突した場合においても、搬送中の乾式キャスクは幾何学的に傾き角度を制限しており、壁及び他の乾式キャスク等へ衝突しない。
		d. 横倒し時の衝突 (第 2.7-8 図(d)) 乾式キャスクの横倒し時に、乾式貯蔵建屋天井クレーン巻き下げ速度（1.2m/分）で輸送架台に衝突する。
	キャスクへの衝突	e. 二次蓋の衝突 (第 2.7-8 図(e)) 乾式キャスクへの二次蓋取付け作業時に、FH/B クレーン巻き下げ速度（1.2m/分）で二次蓋が乾式キャスクに衝突する <sup>(注1)</sup> 。
		f. 緩衝体の衝突 (第 2.7-8 図(f)) 乾式キャスクへ緩衝体取付け作業時に乾式貯蔵建屋天井クレーン走行速度（18m/分）で乾式キャスクに衝突する。

(注1) 二次蓋の異常衝突時は、胴フランジ（二次蓋部）が一次蓋上面より高い位置にあることから、二次蓋は胴フランジ上端に衝突する。

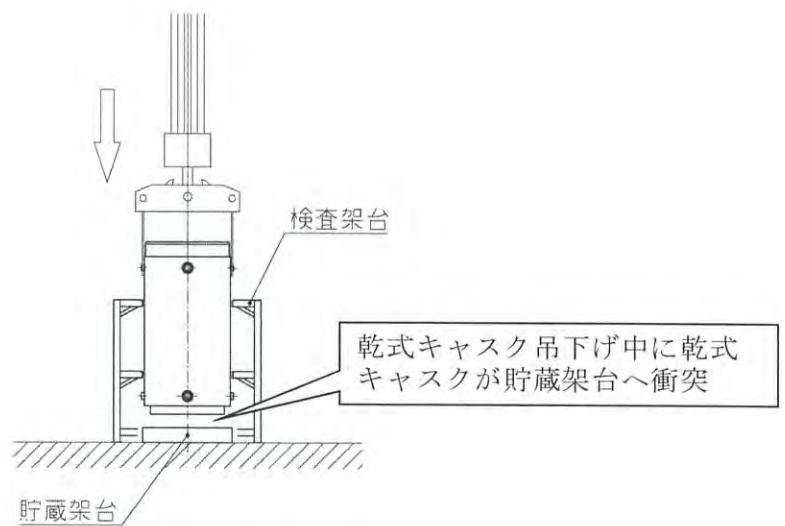
第 2.7-6 表 想定事象の評価条件

想定事象 <sup>(注1)</sup>	被衝突物	衝突物	評価で使用する 衝突物の仕様	
			質量	速度
a. 検査架台への衝突	検査架台	乾式キャスク	120.5ton	18 m/分
b. 貯蔵架台への衝突	貯蔵架台	乾式キャスク	120.5ton	1.2 m/分
d. 横倒し時の衝突	輸送架台	乾式キャスク	120.5ton	1.2 m/分
e. 二次蓋の衝突	乾式キャスク	二次蓋	4.7ton	1.2 m/分
f. 緩衝体の衝突	乾式キャスク	上部緩衝体	8.7ton	18 m/分
		下部緩衝体	6.2ton	18 m/分

(注1) c. 搬送台車で搬送中の衝突は、幾何学的に傾き角度が制限され、壁及び他の乾式キャスク等へ衝突しないため、除外する。



(a) 検査架台への衝突

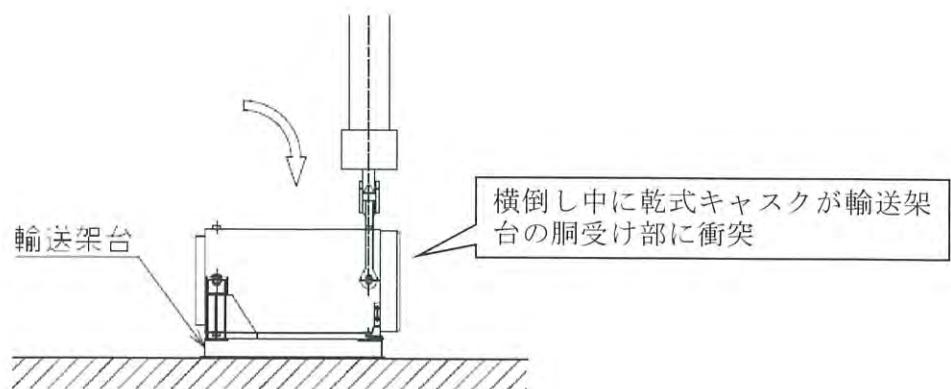


(b) 貯蔵架台への衝突

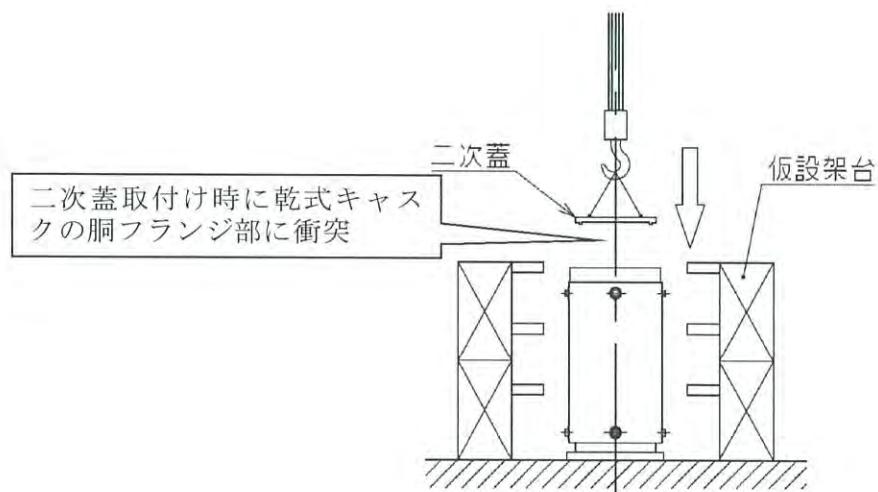


(c) 搬送台車で搬送中の衝突

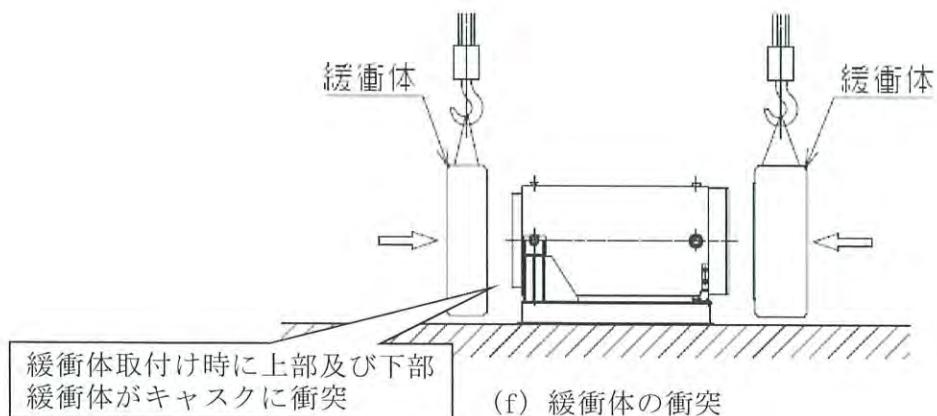
第 2.7-8 図 想定される事象の衝撃荷重の算出体系 (1/2)



(d) 横倒し時の衝突



(e) 二次蓋の衝突



(f) 緩衝体の衝突

第2.7-8図 想定される事象の衝撃荷重の算出体系 (2/2)

### 2.7.3 通常取扱い時に想定するべき事象の評価

2.7.2で抽出した想定事象が万一発生した場合でも、乾式キャスクの安全機能が維持可能であることを評価する。

## 2.7.3.1 衝撃荷重の算出

(1) 衝突方向と重力が同じ方向の場合 (想定事象 b. 及び e.)

誤作動による衝突により乾式キャスクに作用する衝撃荷重  $F$  は、衝突物の運動エネルギーが被衝突物の変形によって全て吸収されるものとして、下式により算出される。

エネルギー保存則より、衝突物の運動エネルギーと位置エネルギーが被衝突物の変形エネルギーと吊り合うとして、

$$\frac{1}{2}mv^2 + mg\delta = \frac{1}{2}k\delta^2$$

また、運動方程式より、

$$F = mg \quad \alpha = k \cdot \delta$$

以上より、

$$\alpha = 1 + \sqrt{1 + \frac{kV^2}{mg^2}}$$

したがって、衝撃荷重  $F$  は、

ここで、

$g\alpha$  : 衝擊加速度 ( $\text{m}/\text{s}^2$ )

$k$  : 被衝突物のバネ定数 (N/m)

$V$  : 衝突物の衝突速度 (m/s)

m : 衝突物の質量 (kg)

g : 重力加速度 = 9.80665 (m/s<sup>2</sup>)

$\delta$  : 被衝突物の変形量 (m)

(2) 衝突方向と重力が直行する場合 (想定事象 a. 及び f.)

誤作動による衝突により乾式キャスクに作用する衝撃荷重  $F$  は、衝突物の運動エネルギーが被衝突物の変形によって全て吸収されるものとして、下式により算出される。

エネルギー保存則より、衝突物の運動エネルギーが被衝突物の変形エネルギーと吊り合うとして、

$$\frac{1}{2}mv^2 = \frac{1}{2}k\delta^2$$

また、運動方程式より、

$$F = mg \alpha = k \delta$$

以上より、

$$\alpha = \sqrt{\frac{kV^2}{mg^2}}$$

したがって、衝撃荷重  $F$  は、

ここで、

$g\alpha$  : 衝擊加速度 ( $m/s^2$ )

$k$  : 被衝突物のバネ定数 (N/m)

$V$  : 衝突物の衝突速度 (m/s)

$m$  : 衝突物の質量 (kg)

$g$  : 重力加速度 = 9.80665 ( $\text{m/s}^2$ )

$\delta$  : 被衝突物の変形量 (m)

### (3) 橫倒 L 時 (想定事象 d.)

横倒し時の衝突により乾式キャスクに作用する衝撃荷重  $F$  は、下部トラニオンを中心とした回転の運動エネルギーが被衝突物の変形によって全て吸収されるものとして、下式により算出される。

エネルギー保存則より、衝突物の運動（回転）エネルギーと位置エネルギーが被衝突物の変形エネルギーと吊り合うとして、

$$\frac{1}{2}I\omega^2 + \frac{1}{2}mg(\frac{L_1}{L_2}\delta) = \frac{1}{2}k\delta^2$$

また、運動方程式より、

$$F = k \delta$$

以上より、衝撃荷重  $F$  は、

$$F = \frac{mgL_1 + \sqrt{(mgL_1)^2 + 4L_2^2 kI\omega^2}}{2L_2} \dots \dots \dots \quad (3)$$

二〇

$\omega$  : 横倒し時の角速度 (V/r) (rad/s)

V：衝突物の衝突速度 (m/s)

r : 回転半径=3,860 m (下部トラニオンから上部トラニオンまでの距離)

I : 下部トラニオン周りの慣性モーメント ( $\text{kg} \cdot \text{m}^2$ )

k : 被衝突物のバネ定数 (N/m)

$\delta$  : 被衝突物の変形量 (m)

$L_1$  : 下部トラニオンから重心までの距離 (2.158 m)

$L_2$  : 下部トラニオンから衝撃荷重の作用点までの距離 (4.174 m)

m : 乾式キャスクの質量 (kg)

(1) ~ (3) で使用した計算条件及び衝撃荷重計算結果をそれぞれ第 2.7-7 表及び第 2.7-8 表に示す。

第 2.7-7 表 各想定事象時の衝撃荷重の計算条件

分類	項目	適用式	想定事象			
			$k$ <sup>(注 9)</sup> [N/m]	V [m/分]	m [kg]	I [kg·m <sup>2</sup> ]
キヤスクの衝突	a. 検査架台への衝突	(2)	$1.410 \times 10^9$ <sup>(注 1)</sup>	18 <sup>(注 6)</sup>	120500 (乾式キヤスク)	
	b. 貯蔵架台への衝突	(1)	$1.016 \times 10^{11}$ <sup>(注 2)</sup>	1.2 <sup>(注 7)</sup>	120500 (乾式キヤスク)	
	d. 横倒し時の衝突	(3)	$3.510 \times 10^{10}$ <sup>(注 3)</sup>	1.2 <sup>(注 7)</sup>	120500 (乾式キヤスク)	$9.04 \times 10^5$ <sup>(注 8)</sup> 0.00518
	e. 二次蓋の衝突	(1)	$5.459 \times 10^{10}$ <sup>(注 4)</sup>	1.2 <sup>(注 7)</sup>	4700 (二次蓋)	
	f. 緩衝体（上部）の衝突	(2)	$5.401 \times 10^9$ <sup>(注 5)</sup>	18 <sup>(注 6)</sup>	8730 (上部緩衝体)	
	f. 緩衝体（下部）の衝突	(2)	$5.168 \times 10^9$ <sup>(注 5)</sup>	18 <sup>(注 6)</sup>	6230 (下部緩衝体)	

(注 1) 検査架台の足場の梁をモデル化し、乾式キヤスク衝突荷重により、検査架台の足場の梁が変形するとしてばね剛性を算出。

(注 2) 貯蔵架台全体をモデル化し、乾式キヤスク衝突荷重により、貯蔵架台が変形するとしてばね剛性を算出。

(注 3) 輸送架台の胴受け部をモデル化し、乾式キヤスク衝突荷重により、輸送架台の胴受け部が変形するとしてばね剛性を算出。

(注 4) 乾式キヤスク全体をモデル化し、二次蓋衝突荷重により、乾式キヤスクが変形するとしてばね剛性を算出。

(注 5) 乾式キヤスク全体をモデル化し、緩衝体衝突荷重により、乾式キヤスクが変形するとしてばね剛性を算出。

(注 6) 設計上のクレーン走行最大速度

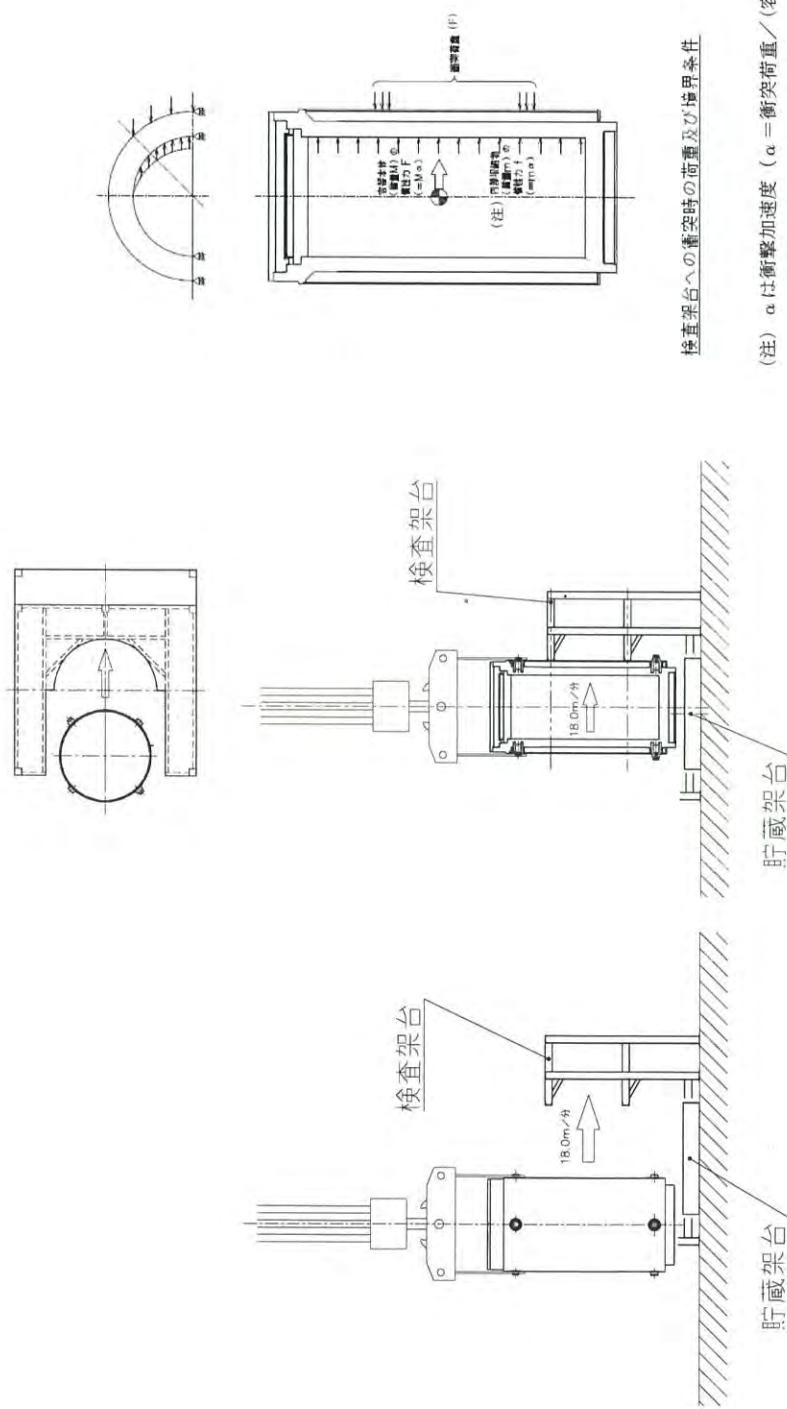
(注 7) 設計上のクレーン巻き下げる最大速度

(注 8) 乾式キヤスクの各部材質量、形状、回転軸（下部トランニオン）から各部材の重心までの距離から算出。

(注 9) ばね定数の算出方法は 2.7.3.6 項で説明する。

第 2.7-8 表 各想定事象時の衝撃荷重

分類	想定事象	
	項目	衝撃荷重 (N)
キャスクの衝突	a. 検査架台への衝突	$3.920 \times 10^6$
	b. 貯蔵架台への衝突	$3.690 \times 10^6$
	d. 横倒し時の衝突	$1.278 \times 10^6$
キャスクへの衝突	e. 二次蓋の衝突	$3.697 \times 10^5$
	f. 緩衝体（上部）の衝突	$2.070 \times 10^6$
	f. 緩衝体（下部）の衝突	$1.710 \times 10^6$



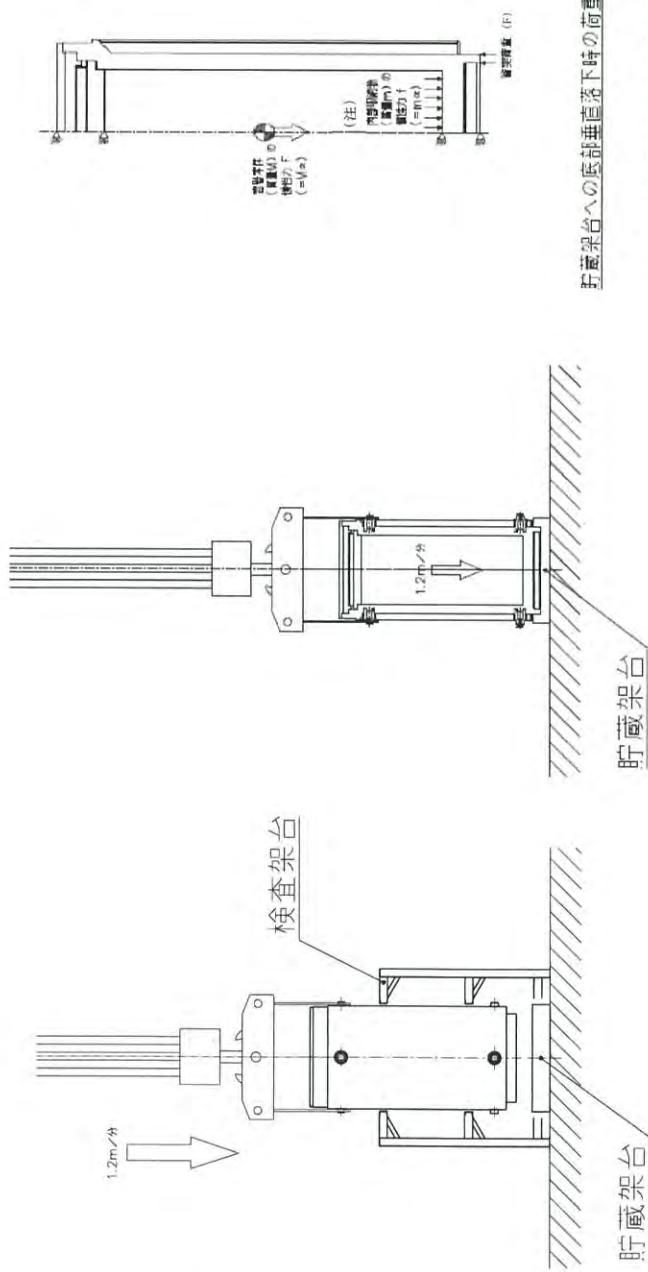
【取扱いフロー図】

【評価断面図】

(注)  $\alpha$  は衝撃加速度 ( $\alpha = \text{衝突荷重} / (\text{容器本体質量 } M + \text{内部収納物質量 } m)$ ) を示す。  
内部収納物 (パッケージ及び燃料集合体) は形状をモデル化しないため、内部収納物の質量に衝撃加速度を乗じた荷重を乗じた荷重を内部収納物の慣性力として、胴内面に作用させる。

【評価モデル図】

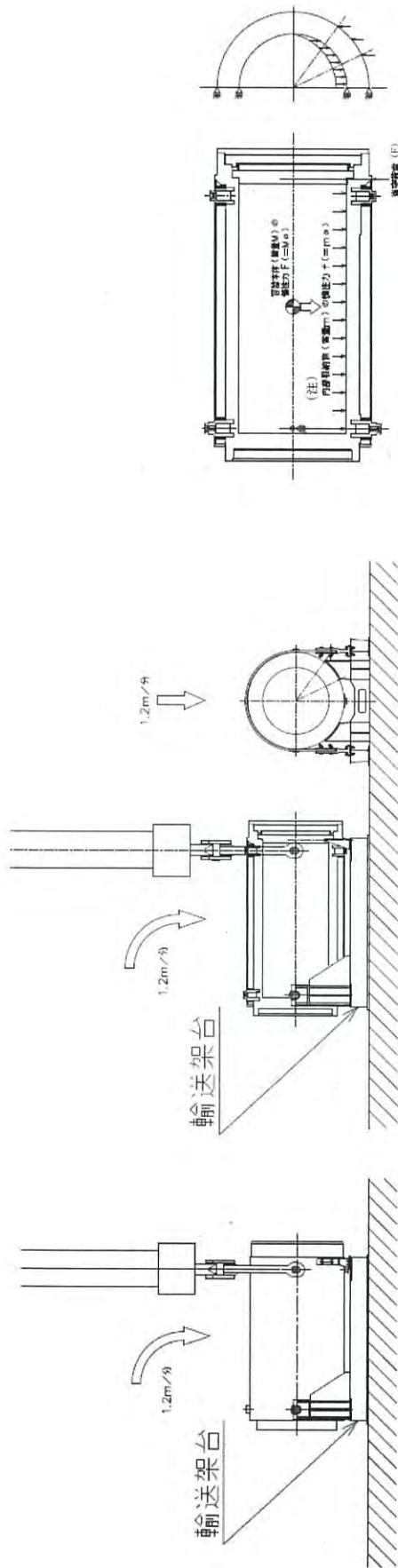
第 2.7-9 図 (a) 検査架台への衝突



(注)  $\alpha$  は衝撃加速度 ( $\alpha = 衝突荷重 / (容器本体質量 M + 内部収納物質量 m)$ ) を示す。  
内部収納物 (バケット及び燃料集合体) は形状をモデル化しないため、内部収納物の質量に衝撃加速度を乗じた荷重を内部収納物の慣性力として、胴内面に作用させる。

#### 【評価モデル図】

第 2.7-9 図 (b) 貯蔵架台への衝突

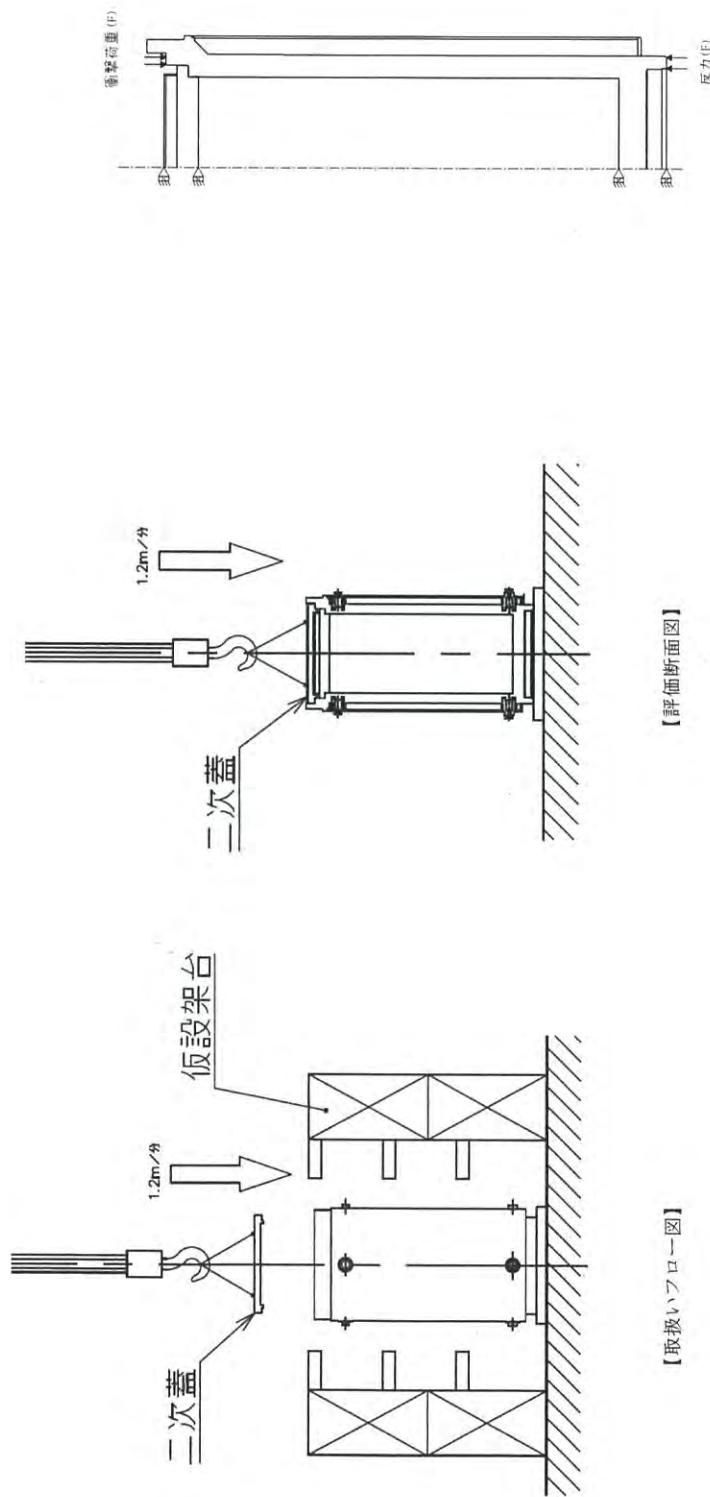


【倒壊時荷重及び撞撃条件】

(注)  $\alpha$  は衝撃加速度 ( $\alpha = 衝突荷重 / (容器本体質量 + 内部収納物質量 m)$ ) を示す。  
内部収納物 (バッケージ) 及び燃料集合体 (Fuel assembly) 形状をモデル化しない場合、内部収納物の質量に衝撃加速度を乗じた荷重を乗じた荷重を内部収納物の慣性力として、胴内面に作用させる。

【評価モデル図】

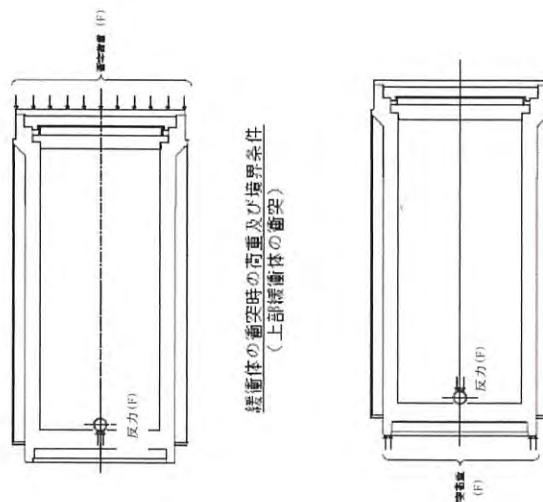
第 2.7-9 図 (d) 横倒し時の衝突



(注) 二次蓋装着時は、二次蓋ボルト穴に位置決めピンを設置し、胴フランジからずれないよう吊り下ろすため、胴フランジに一様に荷重が作用するものとして評価を行う。

#### 【評価モデル図】

第2.7-9 図 (e) 二次蓋の衝突



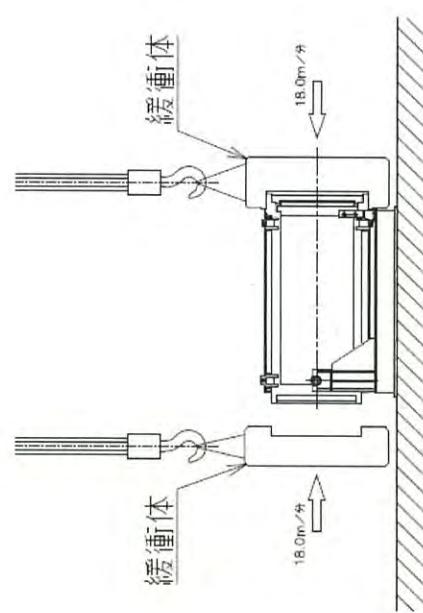
【評価モデル図】

(注) 緩衝体装着時は、緩衝体取付ボルト穴に位置決めピンを設置し、  
胴から離れないよう取り付けるため、三次蓋又は胴底面に一様  
に荷重が作用するものとして評価を行う。

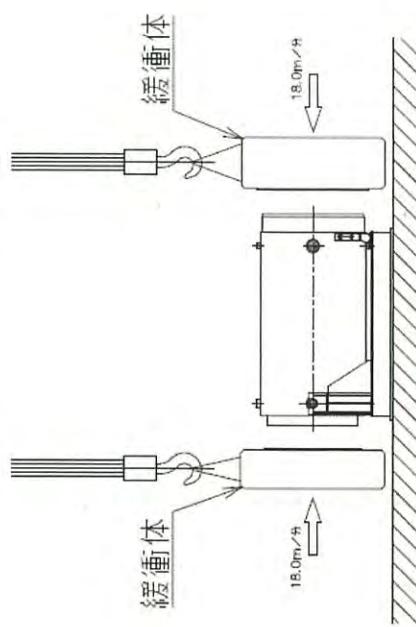
【評価断面図】

(注) 緩衝体装着時は、緩衝体取付ボルト穴に位置決めピンを設置し、  
胴から離れないよう取り付けるため、三次蓋又は胴底面に一様  
に荷重が作用するものとして評価を行う。

第2.7-9図 (f) 緩衝体の衝突



【取扱いフロー図】



### 2.7.3.3 応力評価の方針

乾式キャスクへ求められる4つの安全機能は未臨界、閉じ込め、遮蔽、除熱であり、想定事象時においてもこれら乾式キャスクの機能を維持する部位の構造健全性を維持する必要がある。ここで、各想定事象における衝突により乾式キャスクへ発生する加速度によりキャスクの各部材（胴、胴（底板）、外筒、中性子遮蔽材カバー、一次蓋、二次蓋、伝熱フィン、バスケット）へ発生する応力については、各部材の代表部位について評価を行い、各部材が構造健全性を維持することを確認する。

胴、胴（底板）、外筒、中性子遮蔽材カバー、一次蓋、二次蓋は、三次元FEMモデルを用いて評価を行う。なお、解析モデルは保守的に伝熱フィンをモデル化していないが、伝熱フィンに荷重が作用する場合は材料力学の公式を用いて評価を行う。また、バスケット及び胴（脚部）は、材料力学の公式及び核燃料輸送物設計承認申請で用いている式により評価を行う。評価基準は、乾式キャスクの除熱解析から得られた各評価部位の最高温度から設定した値を用いる。

各安全機能を維持する部材及び評価基準を表2.7-9に示す。胴、胴（底板）、一次蓋、二次蓋は、核燃料輸送物設計承認申請の0.3m落下（一般の試験条件）と同様に、使用済燃料貯蔵施設規格 金属キャスク構造規格(2007年版)の密封容器の供用状態Bの評価基準とする。外筒、中性子遮蔽材カバーは、胴、胴（底板）、一次蓋の中性子遮蔽材を支持する部材であって、圧力保持を目的としないことから、核燃料輸送物設計承認申請の0.3m落下（一般の試験条件）と同様に、発電用原子力設備規格 設計・建設規格(2012年版)の支持構造物の供用状態Bの基準を準用して評価基準とする。バスケットは、臨界評価上の有意な変形を起こさないことを評価基準とする。伝熱フィンは、除熱機能を維持するための基準として弾性範囲内とする。また、乾式キャスクの応力評価位置を第2.7-10図に示す。

また、各想定事象において、衝突部近傍の評価を行い、衝突部近傍の構造健全性を確認し、安全機能が損なわれないことを確認する。

表 2.7-9 キャスクが担保すべき安全機能及び評価基準

想定事象時にキャスク が担保すべき安全機能	安全機能を維持す る部材	安全機能を維持する ための基準	左記に該当する 応力評価基準
未臨界	バスケット <sup>(注3)</sup>	臨界評価上の有意な 変形を起こさない	$\sigma_m \leq Sy$ $\sigma_b \leq Sy$ $\tau \leq Sy/\sqrt{3}$
閉じ込め (閉じ込め境界)	一次蓋シール部 <sup>(注2)</sup>	供用状態 B(金属キャ スク構造規格)	$P_m \leq Sm$ $P_L \leq Sy$ $P_L + P_b \leq Sy$ $P_L + P_b + Q \leq Sy$
	一次蓋ボルト、 二次蓋ボルト <sup>(注2)</sup>	供用状態 B(金属キャ スク構造規格)	$\sigma_m \leq 2Sm$ $\sigma_m + \sigma_b \leq 3Sm$
遮蔽	胴、一次蓋、二次蓋 <sup>(注2)</sup>	供用状態 B(金属キャ スク構造規格)	$P_m \leq Sm$ $P_L \leq 1.5Sm$ $P_L + P_b \leq 1.5Sm$
	外筒、中性子遮蔽材 カバー <sup>(注1) (注2)</sup>	供用状態 B(設計・建 設規格)	引張応力 $\leq F/1.5$ せん断応力 $\leq F/(1.5 \times \sqrt{3})$ 圧縮応力 $\leq F/1.5$ 曲げ応力 $\leq F/1.5$
除熱	バスケット <sup>(注3)</sup>	未臨界と同様とする	$\sigma_m \leq Sy$ $\sigma_b \leq Sy$ $\tau \leq Sy/\sqrt{3}$
	胴、一次蓋、二次蓋 <sup>(注2)</sup>	供用状態 B(金属キャ スク構造規格)	$P_m \leq Sm$ $P_L \leq 1.5Sm$ $P_L + P_b \leq 1.5Sm$
	伝熱フィン <sup>(注4)</sup>	弾性範囲内	$\sigma_b \leq 1.5Sy$ $\tau \leq Sy/\sqrt{3}$
	外筒、中性子遮蔽材 カバー <sup>(注1) (注2)</sup>	供用状態 B(設計・建 設規格)	引張応力 $\leq F/1.5$ せん断応力 $\leq F/(1.5 \times \sqrt{3})$ 圧縮応力 $\leq F/1.5$ 曲げ応力 $\leq F/1.5$

(注 1) F の値は以下のとおり

(a) 使用温度が 40°C を超えるオーステナイト系ステンレス鋼

$$F = \text{MIN}[1.35Sy, 0.7Su, Sy(\text{RT})]$$

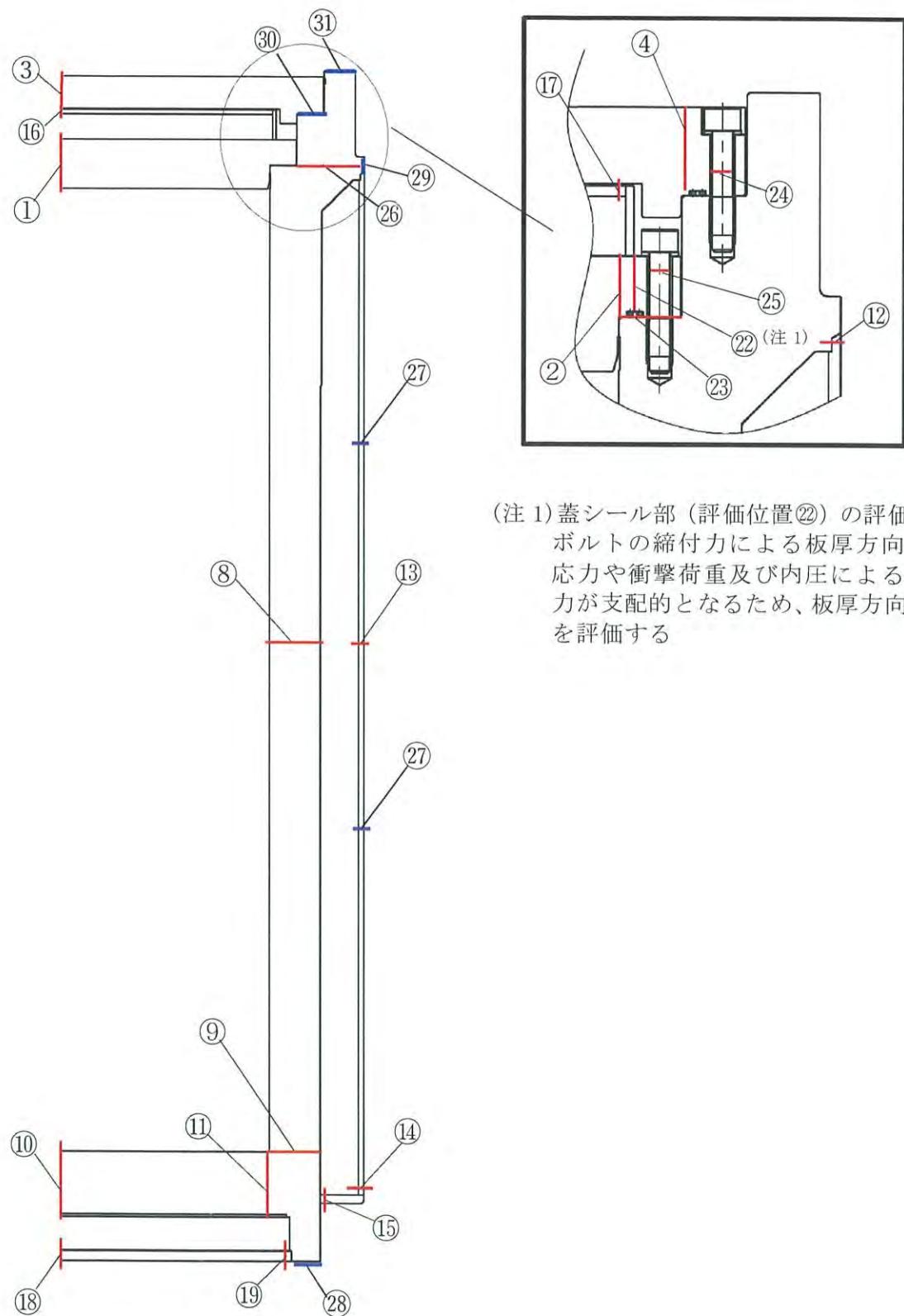
(b) 上記(a)に示すもの以外

$$F = \text{MIN}[0.7Su, Sy]$$

(注 2) 評価基準を定める物性値は、発電用原子力設備規格 材料規格(2012 年版)を適用。

(注 3) 評価基準を定める物性値は、メーカー保証値 (MSF-24P 型及び MSF-32P 型の核燃料輸送  
物設計承認申請と同様) を適用。

(注 4) 評価基準を定める物性値は、2007 ASME Boiler &amp; Pressure Vessel Code を適用。



第 2.7-10 図 キャスクの応力評価位置  
(赤線は評価断面、青線は衝突面/衝突箇所を示す)

評価断面	部 位	4つの安全機能	想定事象	備考
①	一次蓋中央部	閉/遮/熱	○	
②	一次蓋端部	閉/遮/熱	○	
③	二次蓋中央部	遮/熱	○	
④	二次蓋端部	遮/熱	○	
⑤	三次蓋中央部	閉	×	三次蓋は輸送時のみ装着のため、想定事象時は評価対象外
⑥	三次蓋端部	閉	×	
⑦	胴上部	閉	×	
⑧	胴中央部	閉/遮/熱	○	
⑨	胴下部	閉/遮/熱	○	
⑩	胴（底板）中央部	閉/遮/熱	○	
⑪	胴（底板）端部	閉/遮/熱	○	
⑫	外筒上部	遮/熱	○	
⑬	外筒中央部	遮/熱	○	
⑭	外筒下部	遮/熱	○	
⑮	下部端板端部	遮	○	
⑯	蓋部中性子遮蔽材カバー中央部	遮	○	
⑰	蓋部中性子遮蔽材カバー端部	遮	○	
⑱	底部中性子遮蔽材カバー中央部	遮	○	
⑲	底部中性子遮蔽材カバー端部	遮	○	
⑳	二次蓋シール部（蓋）	閉	×	輸送時のみ二重の水密性で要求のため、想定事象時は評価対象外
㉑	二次蓋シール部（胴）	閉	×	
㉒	一次蓋シール部（蓋）	閉	○	
㉓	一次蓋シール部（胴）	閉	○	
㉔	二次蓋ボルト	閉	○	輸送時のみ二重の水密性で要求、想定事象時は構造健全性の維持で要求
㉕	一次蓋ボルト	閉	○	
㉖	胴上部（vs 横倒し架台）	閉/遮/熱	○	衝突・荷重負荷される部位を評価対象に選定
㉗	外筒（vs 検査架台）	遮/熱	○	
㉘	胴底板（vs 貯蔵架台、下部緩衝	—	○	
㉙	胴上部（vs 横倒し架台）	遮	○	
㉚	胴フランジ（vs 二次蓋）	閉	○	
㉛	胴フランジ（vs 上部緩衝体）	—	○	
—	バスケット	臨/熱	○	
—	伝熱フィン	熱	○	

## (1) バスケットプレートの圧縮応力の算出式

貯蔵架台への衝突時及び二次蓋の衝突時に最下段のバスケットプレート（第2.7-11図参照）には、それより上部にあるバスケットプレート等の自重及び鉛直方向の慣性力が作用し、圧縮による膜応力  $\sigma_c$  (MPa) が生じる。

$$\sigma_c = \frac{W_b \times G_v}{A_1} \quad (1)$$

ここで、

$W_b$  : バスケットプレート、バスケットサポート、中性子吸収材の合計質量 (kg)

$G_v$  : 自重及び鉛直方向の加速度 ( $m/s^2$ )

$A_1$  : バスケットプレートと胴の接触面積 ( $mm^2$ )

バスケットプレートと胴の接触面積  $A_1$  は、以下の式で与えられる。計算に用いた寸法を第2.7-11図に示す。

$$A_1 = (b_1 - b_2) \times L_1 \times n \quad (2)$$

ここで、

$b_1$  : バスケットプレート幅1 ( $mm$ )

$b_2$  : バスケットプレート幅2 ( $mm$ )

$L_1$  : バスケットプレート長さ ( $mm$ )

$n$  : 胴に接触するバスケットプレート  $L_1$  部の個数 (-)

## (2) バスケットプレート縦板の圧縮応力の算出式

検査架台への衝突時、横倒し時の衝突時、及び緩衝体の衝突時にバスケットプレート縦板切欠部には、第2.7-12図に示すように、領域Iの範囲にあるバスケットプレート、バスケットサポート及び燃料集合体に生じる水平方向の慣性力並びに、領域IIのバスケットプレートに生じる水平方向の慣性力により、圧縮による膜応力  $\sigma_c$  (MPa) が生じる。

$$\sigma_c = \frac{W_I + W_{II}}{A \times N} G_H \quad (3)$$

ここで、

$W_I$  : 領域Iのバスケットプレート、中性子吸収材、バスケットサポート及び燃料集合体の質量 (kg)

$W_{II}$  : 領域IIのバスケットプレート及び中性子吸収材の質量 (kg)

$G_H$  : 水平方向の加速度 ( $m/s^2$ )

$N$  : バスケットプレートの数 (枚)

$A$  : バスケットプレート縦板の断面積 ( $mm^2$ )

バスケットプレート縦板の断面積Aは、以下の式で与えられる。計算に用いた寸法を第2.7-13図に示す。

$$A = (b_1 + b_2 \times 2) \times h_1 - (b_3 + b_4 \times 2) \times h_2 \quad (4)$$

ここで、

$b_1$  : バスケットプレート幅1 (mm)

$b_2$  : バスケットプレート幅2 (mm)

$h_1$  : バスケットプレート高さ1 (mm)

$b_3$  : バスケットプレート幅3 (mm)

$b_4$  : バスケットプレート幅4 (mm)

$h_2$  : バスケットプレート高さ2 (mm)

### (3) バスケットプレート横板の曲げ応力及びせん断応力の算出式

検査架台への衝突時、横倒し時の衝突時、及び緩衝体の衝突時にバスケットプレート横板切欠部には、第2.7-14図に示すようにバスケットプレート、中性子吸收材及び燃料集合体に生じる慣性力により曲げ応力 $\sigma_b$ 及びせん断応力 $\tau$ が生じる。

$$\sigma_b = \frac{M}{Z} \quad (5)$$

$$\tau = \frac{F}{A} \quad (6)$$

ここで、

$\sigma_b$  : 曲げ応力 (MPa)

$\tau$  : せん断応力 (MPa)

M : 曲げモーメント (N·mm)

Z : 断面係数 (mm<sup>3</sup>)

F : せん断荷重 (N)

A : 断面積 (mm<sup>2</sup>)

曲げモーメントMは、以下の式で与えられる。

$$M = \frac{w \times \ell^2}{12} G_H \quad (7)$$

ここで、

w : 分布荷重 (kg/mm)

$\ell$  : バスケットセルの内幅 (mm)

$G_H$  : 水平方向の加速度 (m/s<sup>2</sup>)

分布荷重wは、以下の式で与えられる。

$$w = \frac{W_f + W_b \times N}{\ell \times N} \quad (8)$$

ここで、

$W_f$  : 燃料集合体の質量 (kg)

$W_b$  : バスケットプレート及び中性子吸収材の質量 (kg)

N : バスケットプレートの数 (段)

断面係数Zは、以下の式で与えられる。計算に用いた寸法を第 2.7-15 図に示す。

$$Z = \frac{h_1^3 \times b_1 - h_2^3 \times (b_2 + b_3 \times 2)}{6h_1} \quad (9)$$

ここで、

$h_1$  : バスケットプレート高さ 1 (mm)

$b_1$  : バスケットプレート幅 1 (mm)

$b_2$  : バスケットプレート幅 2 (mm)

$h_2$  : バスケットプレート高さ 2 (mm)

$b_3$  : バスケットプレート幅 3 (mm)

断面積Aは、以下の式で与えられる。計算に用いた寸法を第 2.7-15 図に示す。

$$A = b_1 \times h_1 - h_2 \times (b_2 + b_3 \times 2) \quad (10)$$

せん断荷重Fは、以下の式で与えられる。

$$F = \frac{w \times \ell}{2} G_H \quad (11)$$

#### (4) 伝熱フィンの曲げ応力及びせん断応力の算出式

検査架台への衝突時に伝熱フィン溶接部には、衝突時の外筒の変形により伝熱フィンに曲げ応力  $\sigma_b$  及びせん断応力  $\tau$  が生じる。なお、第 2.7-16 図に示すとおり、伝熱フィン溶接部は伝熱フィンに対して両側に隅肉溶接を施すが、保守側の評価として伝熱フィン溶接部のど部の面積は片側の隅肉のみを考慮して評価する。

$$\sigma_b = \frac{M}{Z} \quad (12)$$

$$\tau = \frac{F}{A} \quad (13)$$

ここで、

$\sigma_b$  : 曲げ応力 (MPa)

M : 曲げモーメント (N·mm)

Z : 断面係数 ( $\text{mm}^3$ )

$\tau$  : せん断応力 (MPa)

F : 作用荷重 (N)

A : フィン溶接部のど部の断面積 ( $\text{mm}^2$ )

ここで、曲げモーメント M は、以下の式で求められる。

$$M = F \times \ell \quad (14)$$

$\ell$  : フィンの長さ (mm)

ここで、作用荷重 F は、以下の式で求められる。

$$F = \frac{3EI}{\ell^2} v \quad (15)$$

E : 縦弾性係数 (MPa)

I : 断面二次モーメント ( $\text{mm}^4$ )

v : 外筒の変形量 (mm)

また、貯蔵架台への衝突時、二次蓋の衝突時、緩衝体の衝突時に伝熱フィン溶接部には、伝熱フィン及び中性子遮蔽材に生じる慣性力によりせん断応力  $\tau$  が生じる。なお、第 2.7-16 図に示すとおり、伝熱フィン溶接部は伝熱フィンに対して両側に隅肉溶接を施すが、保守側の評価として伝熱フィン溶接部のど部の面積は片側の隅肉のみを考慮して評価する。

$$\tau = \frac{(W_1 + W_2)G_v}{A} \quad (16)$$

ここで、

$\tau$  : せん断応力 (MPa)

$W_1$  : 伝熱フィンの軸方向単位長さ当たり重量 (kg/mm)

$W_2$  : 中性子遮蔽材の軸方向単位長さ当たり重量 (kg/mm)

$G_v$  : 鉛直方向の加速度 (m/s<sup>2</sup>)

$A$  : フィン溶接部のど部の軸方向単位長さ当たりの面積 (mm<sup>2</sup>/mm)

### (5) 胴（脚部）の圧縮応力の算出式

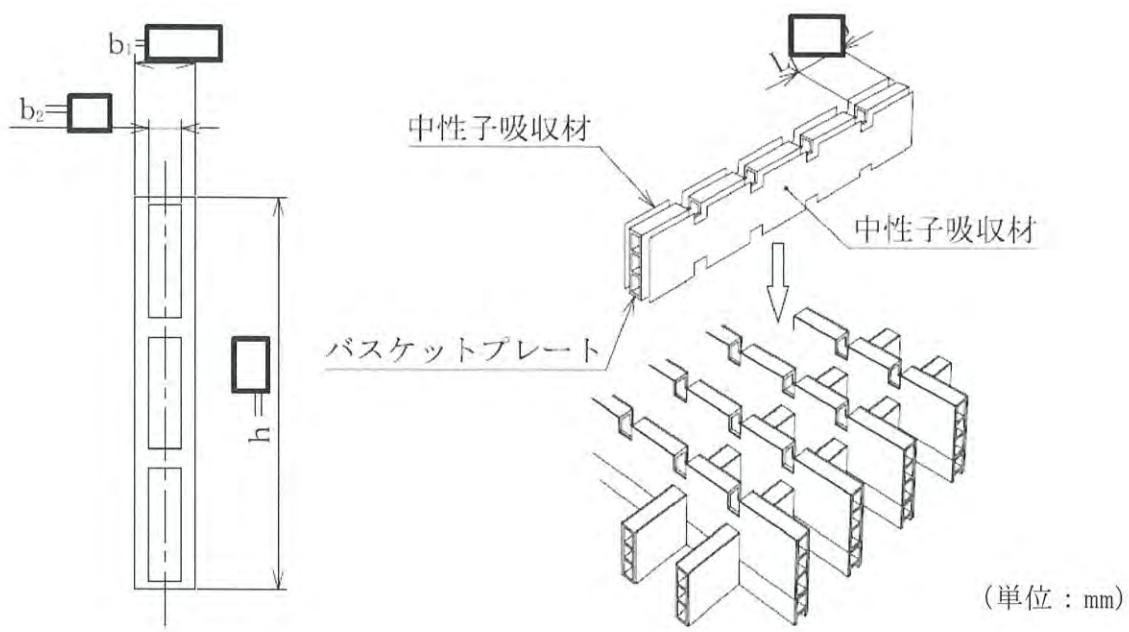
底面衝突時には、乾式キャスクの慣性力が作用し、衝突部近傍に圧縮応力  $\sigma_c$  が生じる。

$$\sigma_c = \frac{F_v}{A_c} \quad (17)$$

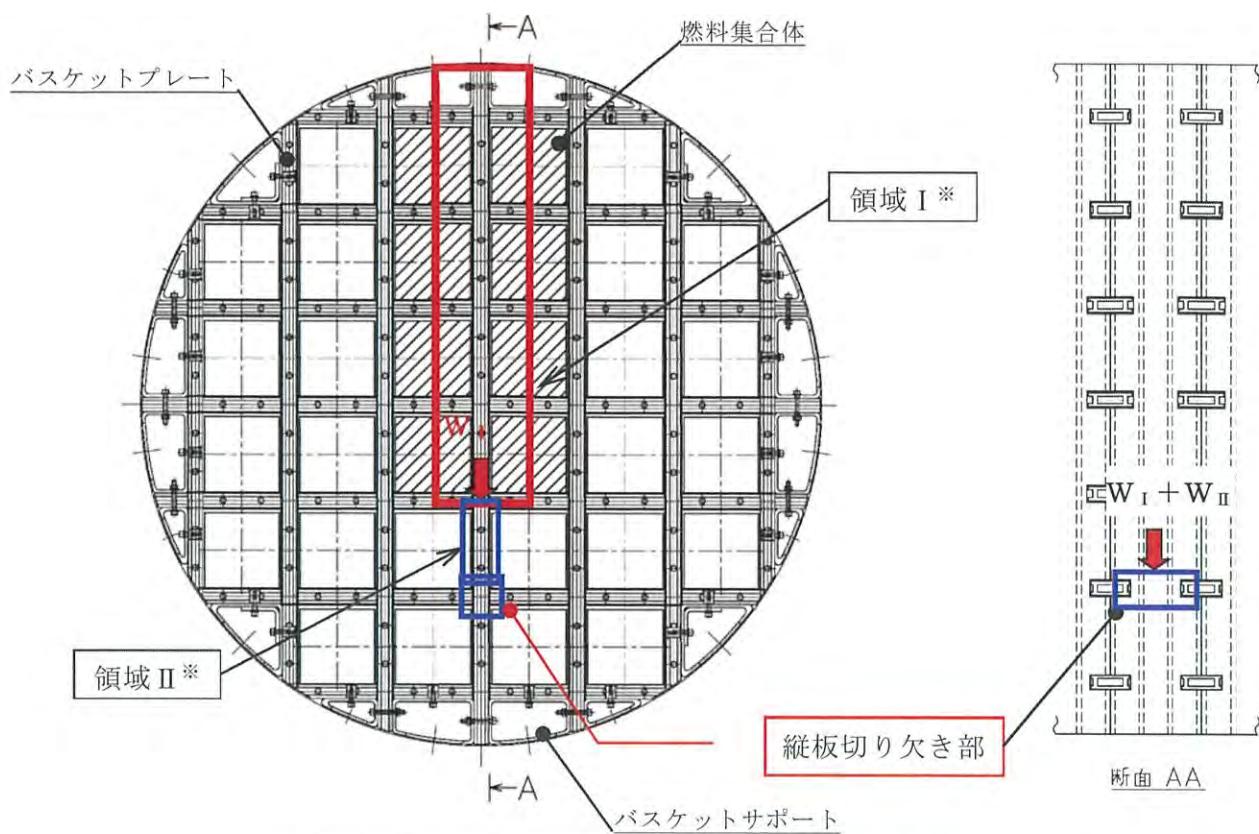
ここで、

$F_v$  : 乾式キャスクに作用する鉛直方向荷重 (N)

$A_c$  : 胴（脚部）の圧縮面積 (mm<sup>2</sup>)

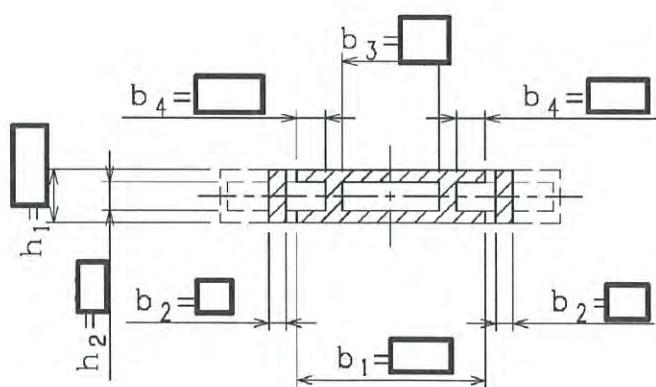


第2.7-11図 バスケットプレートのモデル図

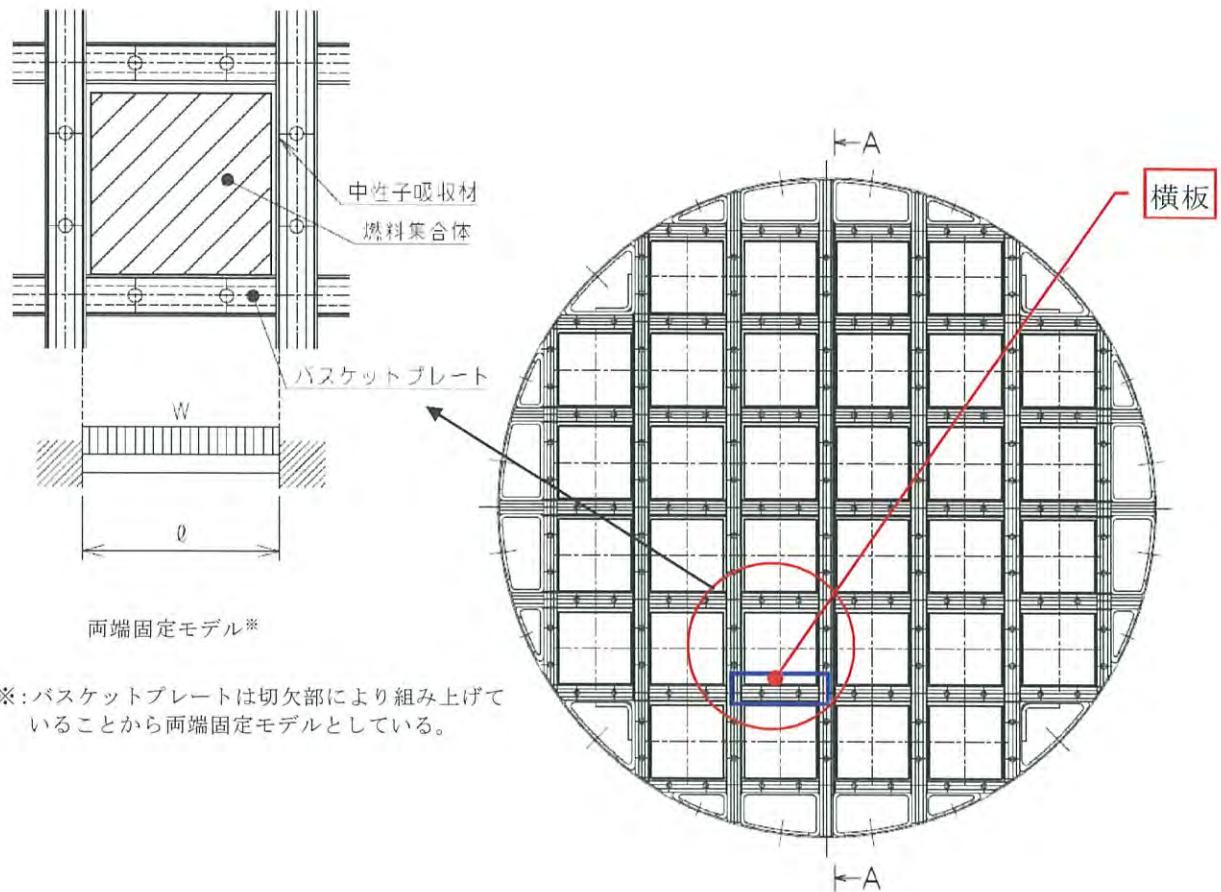


※：バスケットプレート最下段の縦板切欠部は、切欠部にかかる質量は最も大きくなる一方、バスケットサポートの支持により荷重を受ける断面積が大きくなり、発生する圧縮応力は最下段から2段目の切欠部と比較して低減され、最下段から2段目の切欠部において圧縮応力が最大となることから、領域I及び領域IIを選定している。

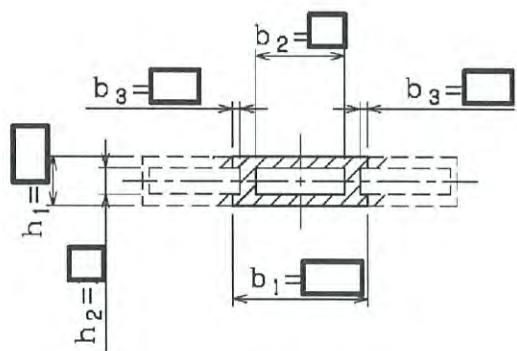
第2.7-12図 バスケットプレート縦板のモデル図



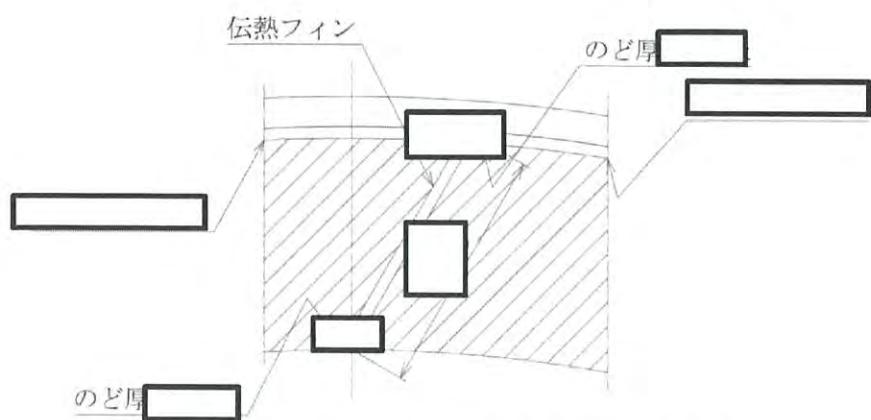
第2.7-13図 バスケットプレート縦板の断面



第 2.7-14 図 バスケットプレート横板のモデル図



第 2.7-15 図 バスケットプレート横板の断面



第2.7-16図 伝熱フィン溶接部のモデル図

## 2.7.3.4 応力評価(各部材の構造健全性の確認)

### (1) 検査架台への衝突 (第2.7-9図 (a.))

#### i. 評価事象

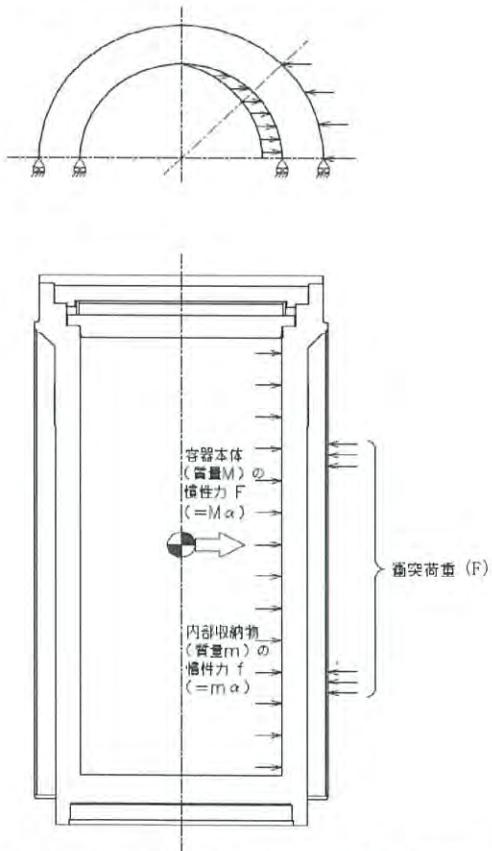
検査架台への衝突として、乾式貯蔵建屋天井クレーンの誤操作により、乾式キャスクの側部が最大速度(18m/分)で検査架台に衝突することを想定した評価を行う。

#### ii. 評価条件

検査架台への衝突時における容器本体の応力の算出には ABAQUS コードを用いる。応力解析モデルは、容器本体（胴、外筒、一次蓋、一次蓋ボルト、二次蓋、二次蓋ボルト、三次蓋、三次蓋ボルト）を三次元でモデル化する。

荷重条件及び境界条件を第 2.7-17 図に示す。乾式キャスクの有する運動エネルギーが全て検査架台のひずみエネルギーで吸収されるとして算出される乾式キャスクに生じる衝撃荷重（第 2.7-5 表に示す  $3.920 \times 10^6 \text{ N}$ ）に対応する慣性力を乾式キャスクに作用させるとともに、衝突荷重を外筒の 2 箇所に作用させる。

また、外筒と検査架台の衝突位置は、外筒の変形量が大きくなるよう（後で述べる衝突部近傍の評価において、保守側の評価となるよう）、外筒の中央付近に検査架台が衝突する条件を代表として解析を実施する。



第 2.7-17 図 検査架台への衝突時の荷重条件及び境界条件

### iii. 基準値

評価基準は表 2.7-9 に示すとおりとする。

### iv. 評価結果

検査架台への衝突時における応力解析結果を第 2.7-10 表に示す。検査架台への衝突時において、各評価部位に発生する応力は、iii. 項に示す解析基準値を満足していることから、安全機能が維持されることを確認した。

また、一次蓋及び二次蓋は弾性範囲内にとどまることから、開放可能であり、再取出性に問題はない。

第 2.7-10 表 検査架台への衝突時における応力解析結果

評価部位	材質	温度 (°C)	解析結果 (MPa)	解析基準	解析基準値 (MPa)
一次蓋	GLF1	120	8	1.5Sm	186
二次蓋	GLF1	110	11	1.5Sm	186
胴	GLF1	125	8	1.5Sm	186
胴（底板）	GLF1	140	3	1.5Sm	183
外筒	SGV480	120	42	F/1.5	156
下部端板	SUS304	120	26	F/1.5	136
蓋部中性子遮蔽材カバー	SGV480	115	4	F/1.5	157
底部中性子遮蔽材カバー	SUS304	125	25	F/1.5	136
一次蓋シール部（蓋側）	GLF1	120	103	Sy	185
一次蓋シール部（胴側）	GLF1	120	17	Sy	185
一次蓋ボルト	SNB23-3	115	249	2Sm	562
二次蓋ボルト	SNB23-3	110	207	2Sm	564
バスケット	MB-A3004-H112	180	2	Sy	56
伝熱フィン	H3100 C1020P	120	68	1.5Sy	83

(注 1) Sy : 設計降伏応力 (規格値又は文献値)、Sm : 設計応力強さ (規格値)

F=MIN[1.35Sy, 0.7Su, Sy(RT)] (使用温度が 40°C を超えるオーステナイト系ステンレス鋼)

F=MIN[0.7Su, Sy] (上記示すもの以外)

(注 2) 各評価位置の解析結果は、解析基準値に対しての裕度が最も小さい値を記載。

## (2) 貯蔵架台への衝突 (第 2.7-9 図 (b.))

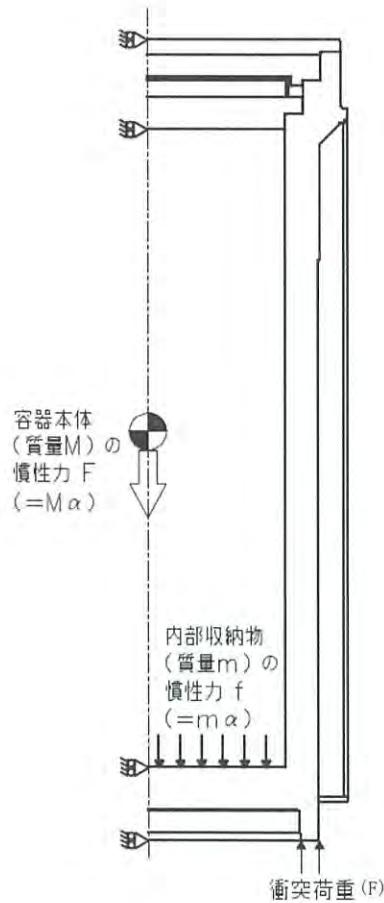
### i. 評価事象

貯蔵架台への衝突として、乾式貯蔵建屋天井クレーンの誤操作により、乾式キャスクの底部が最大速度 (1.2m/分) で貯蔵架台に衝突することを想定した評価を行う。

### ii. 評価条件

貯蔵架台への衝突時における容器本体の応力の算出には ABAQUS コードを用いる。応力解析モデルは、容器本体（胴、外筒、一次蓋、一次蓋ボルト、二次蓋、二次蓋ボルト、三次蓋、三次蓋ボルト）を三次元でモデル化する。

荷重条件及び境界条件を第 2.7-18 図に示す。乾式キャスクの有する運動エネルギーが全て貯蔵架台のひずみエネルギーで吸収されるとして算出される衝撃荷重 (第 2.7-5 表に示す  $3.690 \times 10^6$  N) から保守側に設定した約  $5.9 \times 10^6$  N (5G 相当) に対応する慣性力を乾式キャスクに作用させるとともに、衝突荷重を胴の下端部に作用させる。



第 2.7-18 図 貯蔵架台への衝突時の荷重条件及び境界条件

### iii. 基準値

(1) iii. 項と同じとする。

### iv. 評価結果

貯蔵架台への衝突時における応力解析結果を第 2.7-11 表に示す。

貯蔵架台への衝突時において、各評価部位に発生する応力は、iii. 項に示す解析基準値を満足していることから、安全機能が維持されることを確認した。

また、一次蓋及び二次蓋は弾性範囲内にとどまることから、開放可能であり、再取出性に問題はない。

第 2.7-11 表 貯蔵架台への衝突時における応力解析結果

評価部位	材質	温度 (°C)	解析結果 (MPa)	解析基準	解析基準値 (MPa)
一次蓋	GLF1	120	9	1.5Sm	186
二次蓋	GLF1	110	8	1.5Sm	186
胴	GLF1	125	3	Sm	124
胴(底板)	GLF1	140	6	1.5Sm	183
外筒	SGV480	120	34	F/1.5	156
下部端板	SUS304	120	3	F/1.5	136
蓋部中性子遮蔽材カバー	SGV480	115	5	F/1.5	157
底部中性子遮蔽材カバー	SUS304	125	29	F/1.5	136
一次蓋シール部(蓋側)	GLF1	120	64	Sy	185
一次蓋シール部(胴側)	GLF1	120	16	Sy	185
一次蓋ボルト	SNB23-3	115	249	2Sm	562
二次蓋ボルト	SNB23-3	110	204	2Sm	564
バスケット	MB-A3004-H112	180	1	Sy	56
伝熱フィン	H3100 C1020P	120	1	Sy/ $\sqrt{3}$	31

(注 1) Sy : 設計降伏応力 (規格値又は文献値)、Sm : 設計応力強さ (規格値)

F=MIN[1.35Sy, 0.7Su, Sy(RT)] (使用温度が 40°C を超えるオーステナイト系ステンレス鋼)

F=MIN[0.7Su, Sy] (上記示すもの以外)

(注 2) 各評価位置の解析結果は、解析基準値に対しての裕度が最も小さい値を記載。

### (3) 横倒し時の衝突 (第 2.7-9 図 (d.))

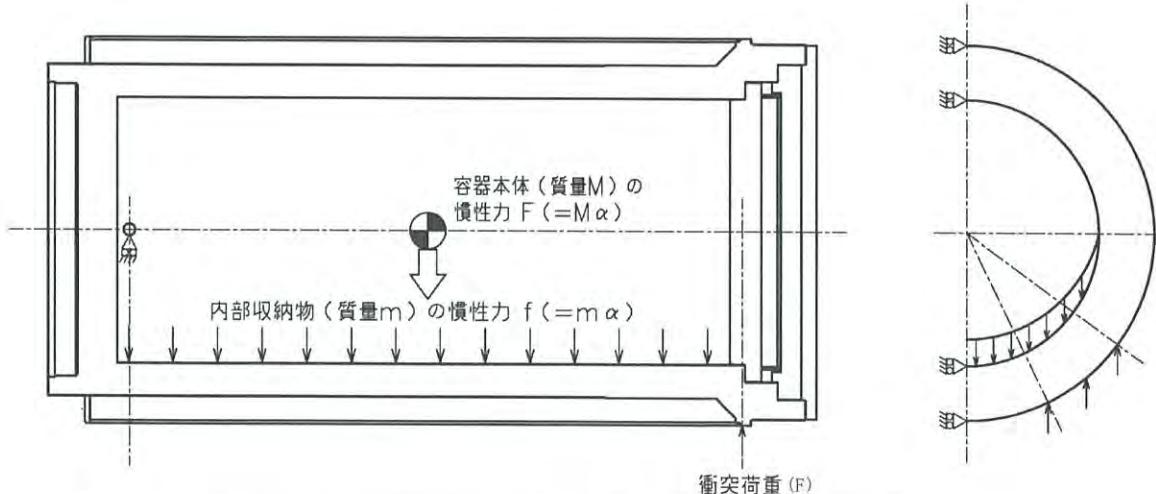
#### i . 評価事象

横倒し時の衝突として、乾式貯蔵建屋天井クレーンの誤操作により、乾式キャスクの胴上部が最大速度 (1.2m/分) で縦起こし架台に衝突することを想定した評価を行う。

#### ii . 評価条件

横倒し時の衝突時における容器本体の応力の算出には ABAQUS コードを用いる。応力解析モデルは、容器本体（胴、外筒、一次蓋、一次蓋ボルト、二次蓋、二次蓋ボルト、三次蓋、三次蓋ボルト）を三次元でモデル化する。

荷重条件及び境界条件を第 2.7-19 図に示す。乾式キャスクの有する運動エネルギーが全て輸送架台のひずみエネルギーで吸収されるとして算出される衝撃荷重（第 2.7-5 表に示す  $1.278 \times 10^6$  N）に対応する慣性力を乾式キャスクに作用させるとともに、衝突荷重を本体胴フランジ部に作用させる。



第 2.7-19 図 横倒し時の衝突時の荷重条件及び境界条件

#### iii . 基準値

- (1) iii . 項と同じとする。

#### iv. 評価結果

横倒し時の衝突時における応力解析結果を第 2.7-12 表に示す。

横倒し時の衝突時において、各評価部位に発生する応力は、iii. 項に示す解析基準値を満足していることから、安全機能が維持されることを確認した。

また、一次蓋及び二次蓋は弾性範囲内にとどまることから、開放可能であり、再取出性に問題はない。

第 2.7-12 表 横倒し時の衝突時における応力解析結果

評価部位	材質	温度 (°C)	解析結果 (MPa)	解析基準	解析基準値 (MPa)
一次蓋	GLF1	120	8	1.5Sm	186
二次蓋	GLF1	110	11	1.5Sm	186
胴	GLF1	125	3	Sm	124
胴(底板)	GLF1	140	2	1.5Sm	183
外筒	SGV480	120	40	F/1.5	156
下部端板	SUS304	120	13	F/1.5	136
蓋部中性子遮蔽材カバー	SGV480	115	4	F/1.5	157
底部中性子遮蔽材カバー	SUS304	125	24	F/1.5	136
一次蓋シール部(蓋側)	GLF1	120	68	Sy	185
一次蓋シール部(胴側)	GLF1	120	39	Sy	185
一次蓋ボルト	SNB23-3	115	249	2Sm	562
二次蓋ボルト	SNB23-3	110	206	2Sm	564
バスケット	MB-A3004-H112	180	1	Sy	56
伝熱フィン	H3100 C1020P	-	-	-	-

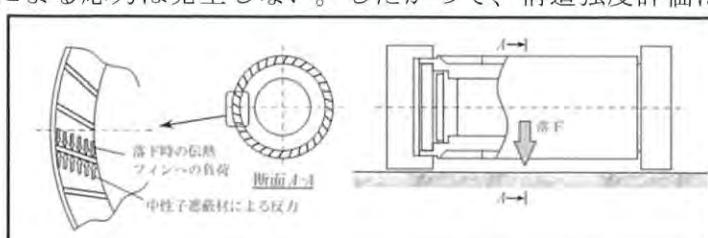
(注 1) Sy : 設計降伏応力 (規格値又は文献値)、Sm : 設計応力強さ (規格値)

$F = \min[1.35Sy, 0.7Su, Sy(RT)]$  (使用温度が 40°C を超えるオーステナイト系ステンレス鋼)

$F = \min[0.7Su, Sy]$  (上記示すもの以外)

(注 2) 各評価位置の解析結果は、解析基準値に対しての裕度が最も小さい値を記載。

(注 3) 横倒し時には、伝熱フィンの鉛直上側に位置する中性子遮蔽材の慣性力が伝熱フィンに作用するが、伝熱フィンは鉛直下側の中性子遮蔽材により支えられるため、伝熱フィンに慣性力による応力は発生しない。したがって、構造強度評価は行わない。



(4) 二次蓋の衝突 (第 2.7-9 図 (e.))

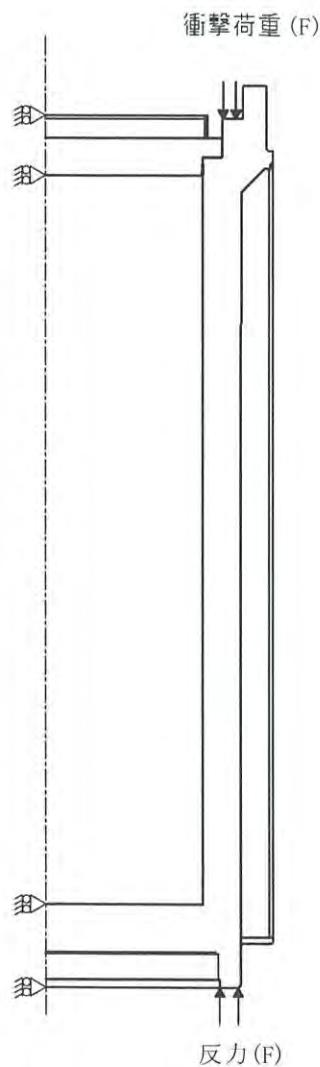
i. 評価事象

二次蓋の衝突として、FH/B クレーンの誤操作により、二次蓋が最大速度 (1.2m/分) で乾式キャスクの胴上面に衝突することを想定した評価を行う。

ii. 評価条件

二次蓋の衝突時における容器本体の応力の算出には ABAQUS コードを用いる。応力解析モデルは、容器本体（胴、外筒、一次蓋、一次蓋ボルト）を三次元でモデル化する。

荷重条件及び境界条件を第 2.7-20 図に示す。二次蓋の有する運動エネルギーが全て乾式キャスクのひずみエネルギーで吸収されるとして算出される衝撃荷重(第 2.7-5 表に示す  $3.697 \times 10^5$  N ) を胴上面に作用させるとともに、衝撃荷重の反力を胴の下端部に作用させる。



第 2.7-20 図 二次蓋衝突時の荷重条件及び境界条件

iii. 基準値

(1) iii. 項と同じとする。

iv. 評価結果

二次蓋の衝突時における応力解析結果を第 2.7-13 表に示す。なお、二次蓋の衝突時には、内部収納物の慣性力が作用せず、バスケットには応力は発生しないため、自重による応力を記載している。

二次蓋の衝突時において、各評価部位に発生する応力は、iii. 項に示す解析基準値を満足していることから、安全機能が維持されることを確認した。

また、一次蓋は弾性範囲内にとどまることから、開放可能であり、再取出性に問題はない。

第 2.7-13 表 二次蓋の衝突時における応力解析結果

評価部位	材質	温度 (°C)	解析結果 (MPa)	解析基準	解析基準値 (MPa)
一次蓋	GLF1	120	4	1.5Sm	186
二次蓋	GLF1	110	-	-	-
胴	GLF1	125	3	Sm	124
胴(底板)	GLF1	140	2	1.5Sm	183
外筒	SGV480	120	34	F/1.5	156
下部端板	SUS304	120	11	F/1.5	136
蓋部中性子遮蔽材カバー	SGV480	115	57	F/1.5	157
底部中性子遮蔽材カバー	SUS304	125	26	F/1.5	136
一次蓋シール部(蓋側)	GLF1	120	64	Sy	185
一次蓋シール部(胴側)	GLF1	120	13	Sy	185
一次蓋ボルト	SNB23-3	115	249	2Sm	562
二次蓋ボルト	SNB23-3	110	-	-	-
バスケット	MB-A3004-H112	180	1	Sy	56
伝熱フィン	H3100 C1020P	120	1	Sy/ $\sqrt{3}$	31

(注 1) Sy : 設計降伏応力 (規格値又は文献値)、Sm : 設計応力強さ (規格値)

$F = \min[1.35Sy, 0.7Su, Sy(RT)]$  (使用温度が 40°C を超えるオーステナイト系ステンレス鋼)

$F = \min[0.7Su, Sy]$  (上記示すもの以外)

(注 2) 各評価位置の解析結果は、解析基準値に対しての裕度が最も小さい値を記載。

#### (4) 緩衝体（上部及び下部）の衝突（第 2.7-9 図 (f.)）

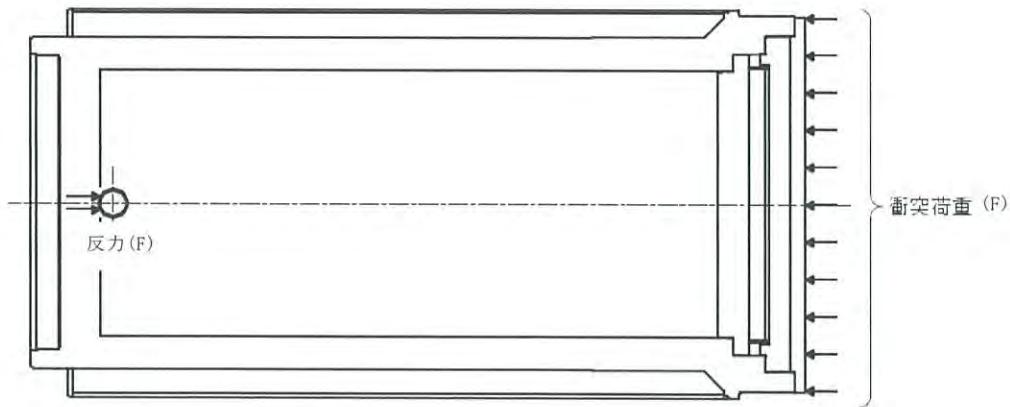
##### i . 評価事象

緩衝体（上部及び下部）の衝突として、乾式貯蔵建屋天井クレーンの誤操作により、上部緩衝体が最大速度（18m/分）で乾式キャスクの三次蓋上面に衝突することを想定した評価、並びに、下部緩衝体が乾式キャスクの胴底面に衝突することを想定した評価を行う。

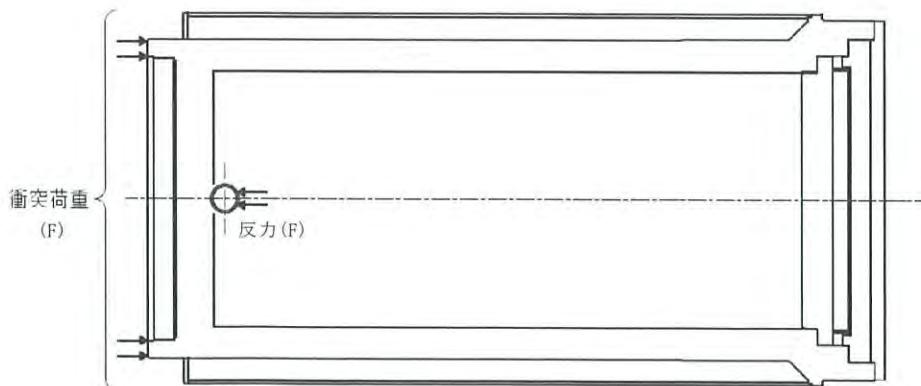
##### ii . 評価条件

緩衝体の衝突時における容器本体の応力の算出には ABAQUS コードを用いる。応力解析モデルは、容器本体（胴、外筒、一次蓋、一次蓋ボルト、二次蓋、二次蓋ボルト、三次蓋、三次蓋ボルト）を三次元でモデル化する。

荷重条件及び境界条件を第 2.7-21 図及び第 2.7-22 図に示す。緩衝体の有する運動エネルギーが全て乾式キャスクのひずみエネルギーで吸収されるとして算出される衝撃荷重（第 2.7-5 表に示す上部： $2.070 \times 10^6$  N、下部： $1.710 \times 10^6$  N）を三次蓋上面又は胴底面に作用させるとともに、衝撃荷重の反力を下部トラニオンに作用させる。



第 2.7-21 図 上部緩衝体衝突時の荷重条件及び境界条件



第 2.7-22 図 下部緩衝体衝突時の荷重条件及び境界条件

iii. 基準値

(1) iii. 項と同じとする。

iv. 評価結果

緩衝体の衝突時における応力解析結果を第 2.7-14 表及び第 2.7-15 表に示す。

なお、緩衝体の衝突時には、内部収納物の慣性力が作用せず、バスケットには応力は発生しないため、自重による応力を記載している。

緩衝体の衝突時において、各評価部位に発生する応力は、iii. 項に示す解析基準値を満足していることから、安全機能が維持されることを確認した。

また、一次蓋及び二次蓋は弾性範囲内にとどまることから、開放可能であり、再取出性に問題はない。

第 2.7-14 表 上部緩衝体の衝突時における応力解析結果

評価部位	材質	温度 (°C)	解析結果 (MPa)	解析基準	解析基準値 (MPa)
一次蓋	GLF1	120	7	1.5Sm	186
二次蓋	GLF1	110	11	1.5Sm	186
胴	GLF1	125	10	1.5Sm	186
胴(底板)	GLF1	140	9	1.5Sm	183
外筒	SGV480	120	35	F/1.5	156
下部端板	SUS304	120	14	F/1.5	136
蓋部中性子遮蔽材カバー	SGV480	115	4	F/1.5	157
底部中性子遮蔽材カバー	SUS304	125	24	F/1.5	136
一次蓋シール部(蓋側)	GLF1	120	69	Sy	185
一次蓋シール部(胴側)	GLF1	120	38	Sy	185
一次蓋ボルト	SNB23-3	115	249	2Sm	562
二次蓋ボルト	SNB23-3	110	205	2Sm	564
バスケット	MB-A3004-H112	180	1	Sy	56
伝熱フィン	H3100 C1020P	120	1	Sy/ $\sqrt{3}$	31

(注 1) Sy : 設計降伏応力 (規格値又は文献値)、Sm : 設計応力強さ (規格値)

F=MIN[1.35Sy, 0.7Su, Sy(RT)] (使用温度が 40°Cを超えるオーステナイト系ステンレス鋼)

F=MIN[0.7Su, Sy] (上記示すもの以外)

(注 2) 各評価位置の解析結果は、解析基準値に対しての裕度が最も小さい値を記載。

第 2.7-15 表 下部緩衝体の衝突時における応力解析結果

評価部位	材質	温度 (°C)	解析結果 (MPa)	解析基準	解析基準値 (MPa)
一次蓋	GLF1	120	8	1.5Sm	186
二次蓋	GLF1	110	11	1.5Sm	186
胴	GLF1	125	10	1.5Sm	186
胴(底板)	GLF1	140	7	1.5Sm	183
外筒	SGV480	120	37	F/1.5	156
下部端板	SUS304	120	10	F/1.5	136
蓋部中性子遮蔽材カバー	SGV480	115	4	F/1.5	157
底部中性子遮蔽材カバー	SUS304	125	25	F/1.5	136
一次蓋シール部(蓋側)	GLF1	120	68	Sy	185
一次蓋シール部(胴側)	GLF1	120	40	Sy	185
一次蓋ボルト	SNB23-3	115	249	2Sm	562
二次蓋ボルト	SNB23-3	110	206	2Sm	564
バスケット	MB-A3004-H112	180	1	Sy	56
伝熱フィン	H3100 C1020P	120	1	Sy/ $\sqrt{3}$	31

(注 1) Sy : 設計降伏応力 (規格値又は文献値)、Sm : 設計応力強さ (規格値)

F=MIN[1.35Sy, 0.7Su, Sy(RT)] (使用温度が 40°C を超えるオーステナイト系ステンレス鋼)

F=MIN[0.7Su, Sy] (上記示すもの以外)

(注 2) 各評価位置の解析結果は、解析基準値に対しての裕度が最も小さい値を記載。

### 2.7.3.5 衝突部位近傍の評価

#### (1) 検査架台への衝突

検査架台への衝突時には、外筒の衝突部近傍にせん断応力が発生することから、せん断により変形しないことを評価する。衝突部近傍に発生するせん断応力は、衝撃荷重を衝突部の断面積で除して算出する。衝突部近傍の応力解析結果を第 2.7-15 表に示す。発生するせん断応力は、基準を満足しており、安全機能への影響はない。

#### (2) 貯蔵架台への衝突、横倒し時の衝突、二次蓋の衝突及び緩衝体の衝突

貯蔵架台への衝突時、横倒し時の衝突時、二次蓋の衝突時及び緩衝体の衝突時には、衝突部近傍に圧縮応力が発生することから、圧縮により変形しないことを評価する。衝突部近傍に発生する圧縮応力は、衝撃荷重を衝突部の断面積で除して算出する。衝突部近傍の応力解析結果を第 2.7-16 表に示す。発生する圧縮応力は、基準を満足しており、安全機能への影響は生じない。

第 2.7-16 表 各想定事象時の衝突部位近傍の応力解析結果

項目	衝撃荷重 (N)	衝突部の 断面積 (mm <sup>2</sup> )	衝突部に発 生する応力 (MPa)	解析 基準 (注 1)	解析 基準値 (MPa)
a. 検査架台への衝突	$3.920 \times 10^6$	$1.970 \times 10^5$ <sup>(注 2)</sup>	20(せん断)	Sy/ $\sqrt{3}$	135
b. 貯蔵架台への衝突	$3.690 \times 10^6$	$8.621 \times 10^5$ <sup>(注 3)</sup>	5(圧縮)	Sy	183
d. 横倒し時の衝突	$1.278 \times 10^6$	$4.522 \times 10^4$ <sup>(注 4)</sup>	29(圧縮)	Sy	185
e. 二次蓋の衝突	$3.697 \times 10^5$	$7.737 \times 10^5$ <sup>(注 5)</sup>	1(圧縮)	Sy	185
f. 緩衝体（上部）の衝突	$2.070 \times 10^6$	$9.578 \times 10^5$ <sup>(注 6)</sup>	3(圧縮)	Sy	185
f. 緩衝体（下部）の衝突	$1.710 \times 10^6$	$8.621 \times 10^5$ <sup>(注 3)</sup>	2(圧縮)	Sy	183

(注 1) Sy : 設計降伏点（規格値）。検査架台への衝突における解析基準値は、せん断ひずみエネルギー説に基づき Sy の  $1/\sqrt{3}$  とした。検査架台への衝突を除く衝突事象の解析基準は Sy とした。

(注 2) 外筒のせん断断面積

(注 3) 胴底部の圧縮断面積

(注 4) 胴上部の圧縮断面積

(注 5) 胴フランジ（二次蓋部）の圧縮断面積

(注 6) 胴フランジ（三次蓋部）の圧縮断面積

### 2.7.3.6 使用済燃料集合体の評価

2.7.2で抽出した想定事象が万一発生した場合でも、使用済燃料集合体に発生する応力は弾性範囲内であり、使用済燃料集合体に過度な変形が生じず、燃料ペレットが燃料被覆管から脱落しないことから、使用済燃料集合体の再取出性に問題ないことを評価する。

第2.7-17表に示すとおり、核燃料輸送物設計承認申請の0.3m落下（一般的試験条件）において使用済燃料集合体に発生する応力は弾性範囲内である。想定事象における衝撃加速度は、0.3m落下における衝撃加速度以下であるため、想定事象において使用済燃料集合体に発生する応力も弾性範囲内となる。なお、使用済燃料集合体は乾式キャスク内部にあって結合されていないため、a.、b.及びd.の事象では使用済燃料集合体に発生する加速度は乾式キャスクの衝突等の事象によって発生する方向の加速度と同等である。一方、e.及びf.の事象では、衝突時に内部収納物の慣性力が作用しないため、使用済燃料集合体に発生する衝撃加速度は自重のみとなる。

したがって、各想定事象において、使用済燃料集合体に過度な変形が生じず、燃料ペレットが燃料被覆管から脱落しないことから、使用済燃料集合体の再取出性に問題はない。

第2.7-17表 使用済燃料集合体の応力評価結果

項目	想定事象における衝撃加速度	0.3m落下における衝撃加速度	0.3m落下における発生応力	解析基準	解析基準値(MPa)
a. 検査架台への衝突	3.3g <sup>(注1)</sup>	21.4g (水平落下)	200 MPa	Sy	595 MPa <sup>1)</sup> (ジルカロイ-4、 205°C)
b. 貯蔵架台への衝突	3.1g <sup>(注1)</sup>	28.6g (頭部垂直落下)	118 MPa		
d. 横倒し時の衝突	1.1g <sup>(注1)</sup>	21.4g (水平落下)	200 MPa		
e. 二次蓋の衝突	1g <sup>(注2)</sup>	28.6g (頭部垂直落下)	118 MPa		
f. 緩衝体（上部）の衝突	1g <sup>(注2)</sup>	21.4g (水平落下)	200 MPa		
f. 緩衝体（下部）の衝突	1g <sup>(注2)</sup>	21.4g (水平落下)	200 MPa		

(注1) 第2.7-8表に記載する衝撃荷重と第2.7-6表に記載する質量から、以下の式により算出。

$$\text{衝撃加速度(g)} = \frac{\text{衝撃荷重(N)}}{\text{質量(kg)} \times g(9.80665\text{m/s}^2)}$$

(注2) 二次蓋の衝突時及び緩衝体の衝突時には、内部収納物の慣性力が作用しないため、使用済燃料集合体に発生する衝撃加速度は自重とする。

#### 2.7.3.7 各想定事象時の衝撃荷重のばね定数の算出方法について

### (1) 検査架台への衝突

検査架台への衝突時には、第 2.7-23 図に示す 2 枚の足場板の梁が圧縮変形するとして検査架台衝突部のばね剛性  $K_1$  は次式<sup>2)</sup> より算出する。

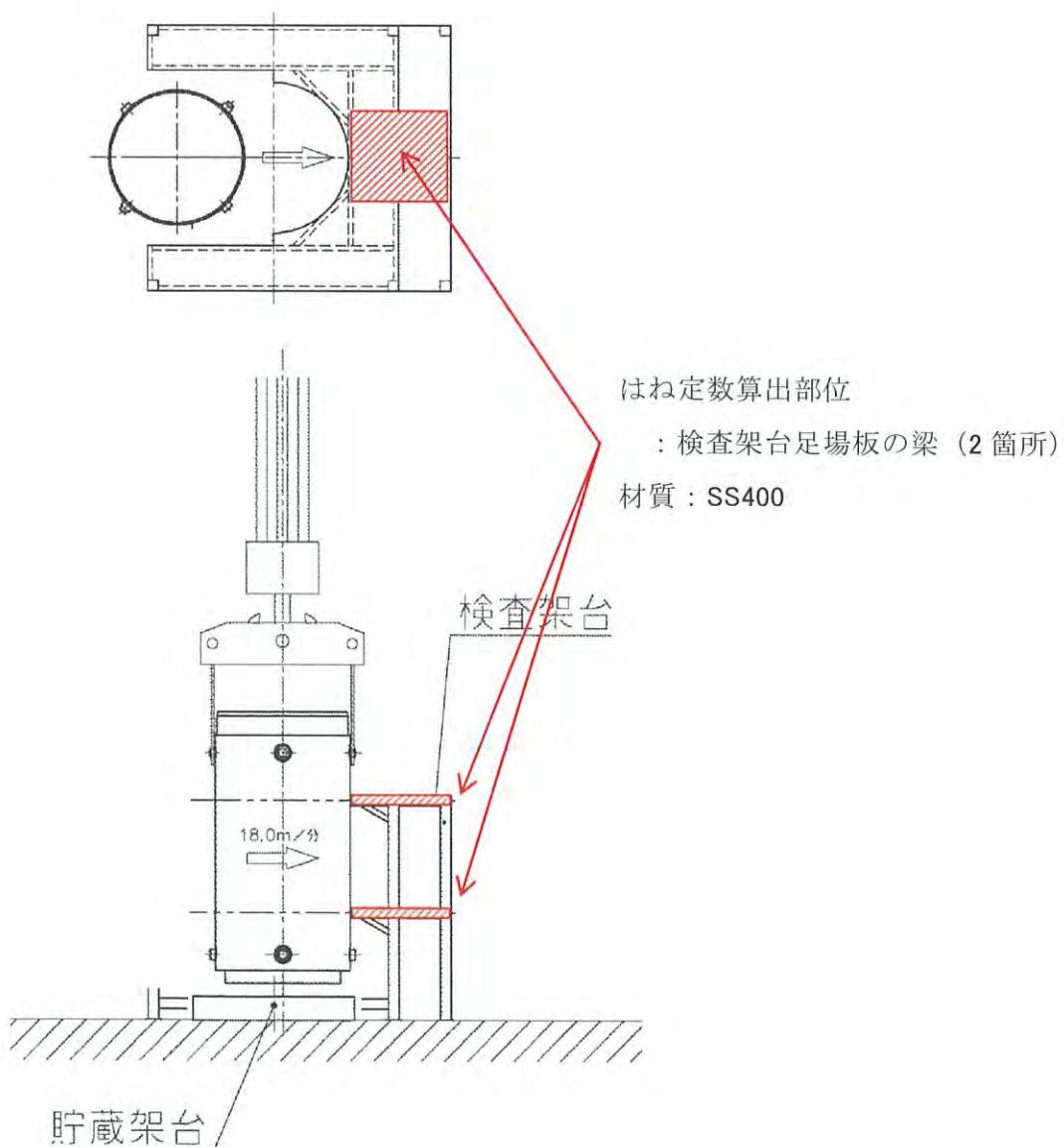
$$= 1.410 \times 10^6 \text{ N/mm} \quad (1.410 \times 10^9 \text{ N/m})$$

「アーニー

$E_1$  : 梁の縦弾性係数 = 202000 MPa

$A_1$  : 梁の断面積 = 11400 mm<sup>2</sup> (※1)

$L_1$  : 梁の全長 = 1640 mm



第 2.7-23 図 検査架台への衝突時のばね定数の算出モデル

(※1) 梁の断面積( $A_1$ ) 設計根拠

衝突範囲内にある L アングルの断面積と個数より算出する。

L アングル(100×100) 断面積

$$A = 19 \text{ cm}^2$$

[ JIS G 3192 ]

衝突範囲内の L アングル個数

$$N = 3 \text{ 個/段} \times 2 \text{ 段} = 6 \text{ 個}$$

[下図参照]

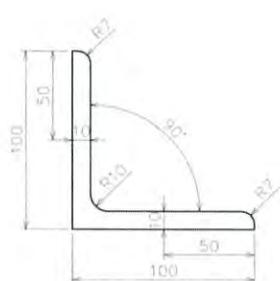
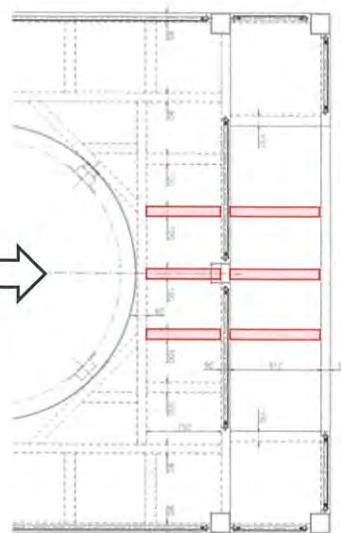
梁の断面積

$$A_1 = A \times N$$

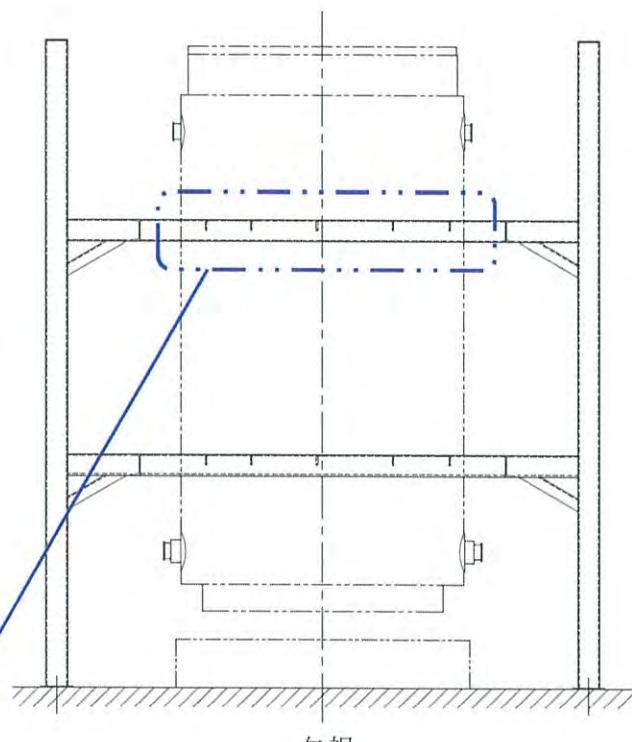
$$= 19 \times 6$$

$$= 114 \text{ cm}^2$$

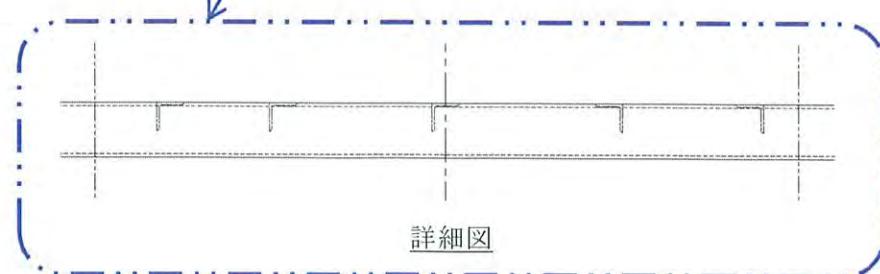
$$= 11,400 \text{ mm}^2$$



L アングル詳細寸法



矢視

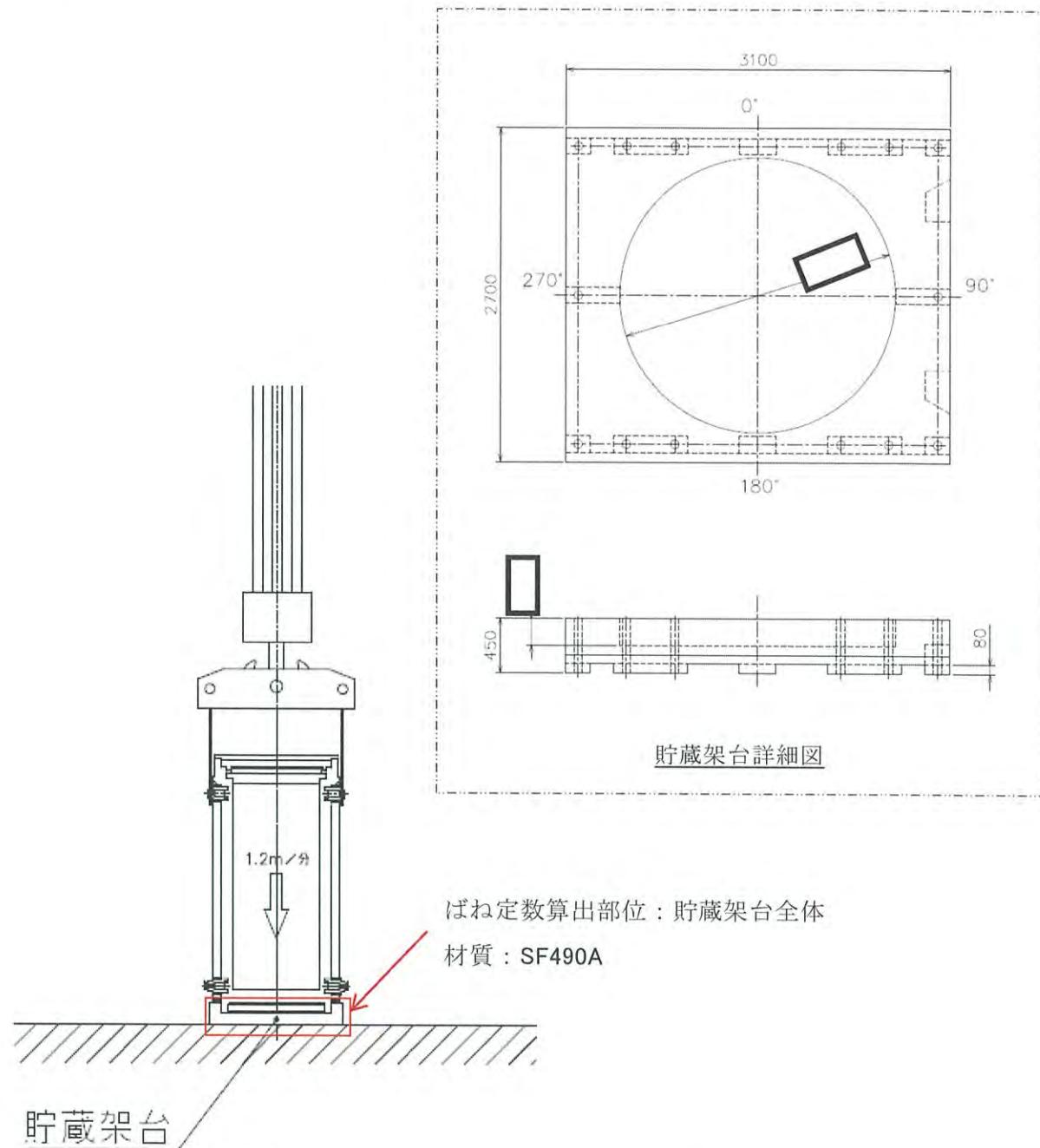


詳細図

(2) 貯蔵架台への衝突

貯蔵架台への衝突時には、第 2.7-24 図に示す貯蔵架台が圧縮及び曲げ変形するとして貯蔵架台のばね剛性  $K_2$  は FEM により貯蔵架台形状をモデル化し算出する。

$$K_2 = 1.016 \times 10^{11} \text{ N/m} \dots \dots \dots \quad (2)$$



第 2.7-24 図 貯蔵架台への衝突時のばね定数の算出モデル

### (3) 横倒し時の衝突

横倒し時の衝突時には、第 2.7-25 図に示すたて起こし架台の胴受け部が圧縮変形するとして輸送架台衝突部のばね剛性  $K_3$  は次式<sup>2)</sup> より算出する。

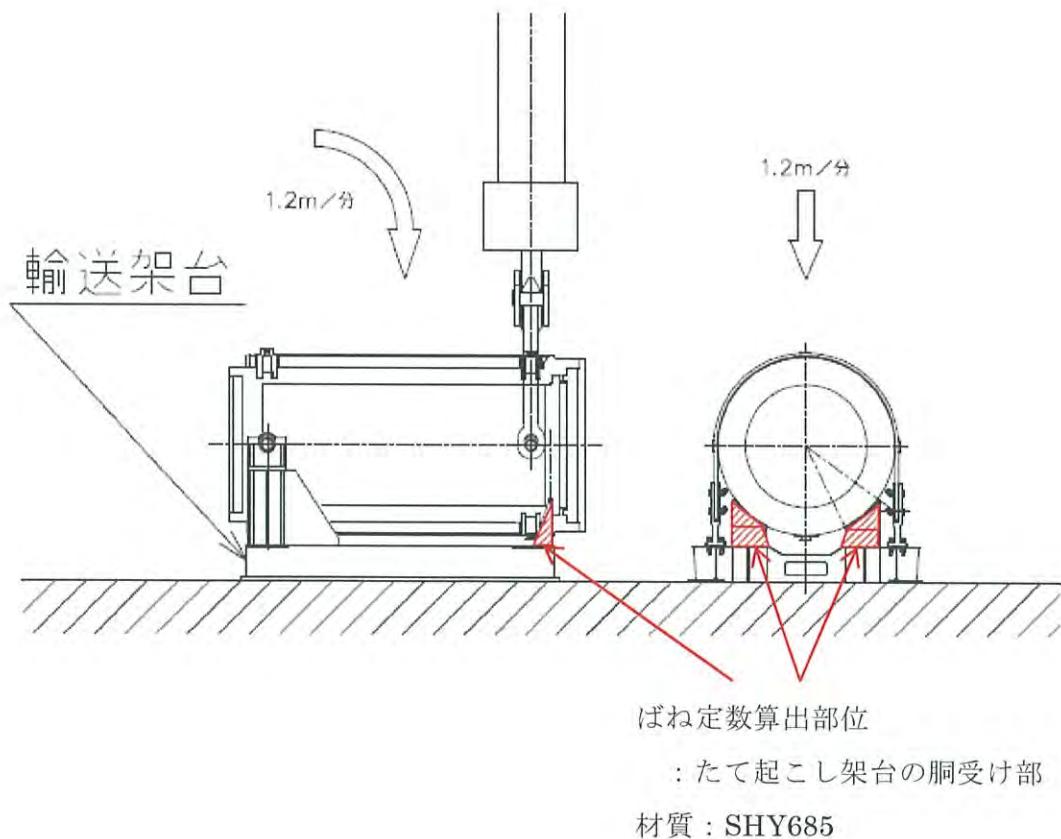
$$= 3.510 \times 10^7 \text{ N/mm} \quad (3.510 \times 10^{10} \text{ N/m})$$

四三

$E_3$  : たて起こし架台の縦弾性係数 = 202000 MPa

$A_3$  : たて起こし架台の胴受け部の断面積 = 55556 mm<sup>2</sup> (※2)

$L_3$  : たて起こし架台の胴受け部の代表全長 = 320 mm



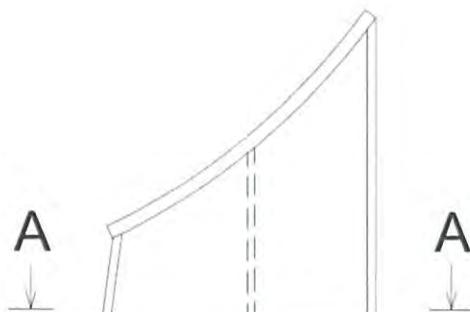
第 2.7-25 図 横倒し時の衝突時のばね定数の算出モデル

(※2) たて起こし架台の胴受け部の断面積( $A_3$ ) 設計根拠

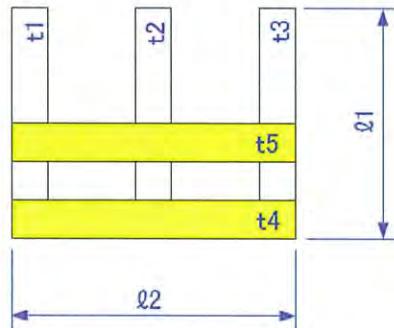
右の簡易断面図より胴受け部の断面積を算出する。

$$\begin{aligned} A_3 &= [ \{(t_1+t_2+t_3) \times (\ell_1 - (t_4+t_5))\} + \{(t_4+t_5) \times \ell_2\} ] \times 2 \\ &= [ \{(12+12+12) \times (266 - (19+19))\} + \{(19+19) \times 515\} ] \times 2 \\ &= 27,778 \times 2 \\ &= 55,556 \text{ mm}^2 \end{aligned}$$

$t_1 = 12$
$t_2 = 12$
$t_3 = 12$
$t_4 = 19$
$t_5 = 19$
$\ell_1 = 266$
$\ell_2 = 515$



たて起こし架台胴受け部正面図

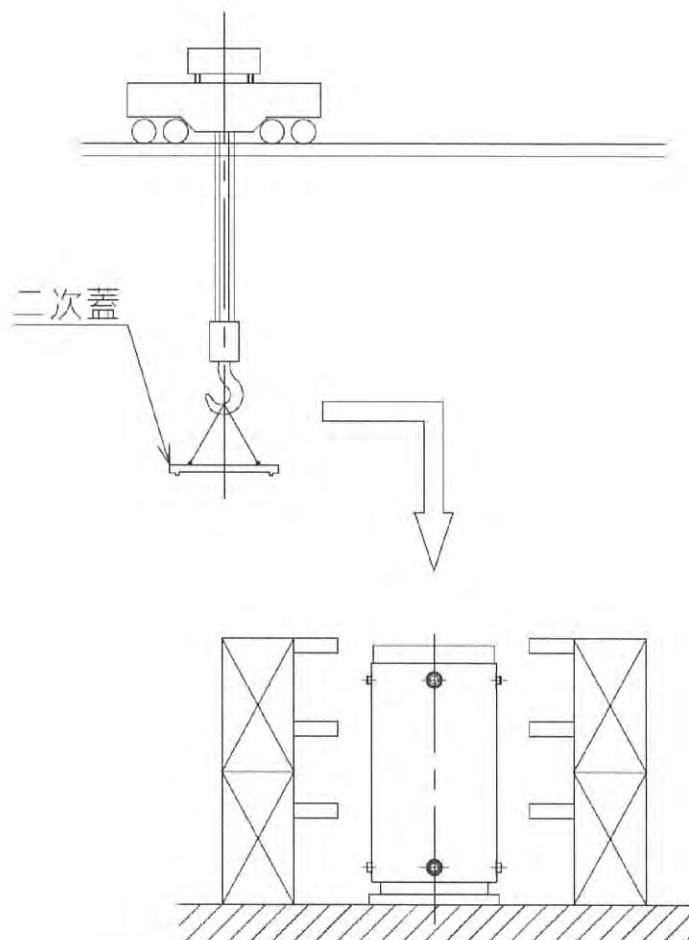


簡易断面図 (AA 断面)

#### (4) 二次蓋の衝突

二次蓋の衝突時には、第 2.7-26 図に示すように乾式キャスク底面を基準として、乾式キャスク全体が圧縮変形するとして FEM により乾式キャスク形状をモデル化し、二次蓋の衝突時のばね剛性  $K_4$  を算出する。

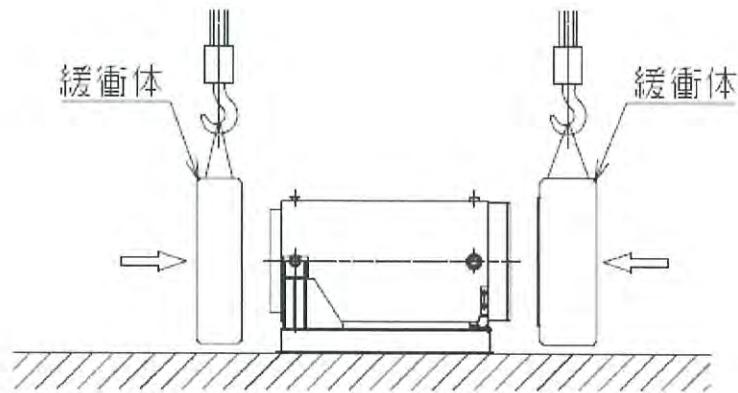
$$K_4 = 5.459 \times 10^{10} \text{ N/m} \dots \dots \dots \quad (4)$$



第 2.7-26 図 二次蓋衝突時のばね定数の算出モデル

## (5) 緩衝体の衝突

上部緩衝体及び下部緩衝体の衝突時には、第 2.7-27 図に示すように下部トラニオンを支点として、下部トラニオン接続部が曲げ変形及び乾式キャスク全体が圧縮変形するとして FEM により下部トラニオンを含む乾式キャスク形状をモデル化し、上部緩衝体及び下部緩衝体の衝突時のばね剛性  $K_5$  及び  $K_6$  をそれぞれ算出する。



第 2.7-27 図 緩衝体衝突時のばね定数の算出モデル

### 2.7.3.8 まとめ

以上のことから、想定事象について評価した結果、評価対象部位に発生する応力は、解析基準値より十分低く、安全機能を維持できる。したがって、一次蓋及び二次蓋が弾性範囲内にとどまること、使用済燃料集合体に過度な変形が生じず、燃料ペレットが燃料被覆管から脱落しないことから、使用済燃料の再取出性に問題はない。

### 2.7.4 参考資料

- 1) “Proving Test on the Reliability of PWR 15×15 Fuel Assemblies Through Three Reactor Cycles in Japan”, Proceeding of the International Topical Meeting on LWR Fuel Performance April 17-20, (1988).
- 2) (株)培風館, 材料力学の基礎, (1991).

## 2.8 使用済燃料乾式貯蔵容器蓋間圧力等の監視について

### 2.8.1 設置許可基準規則要求事項および原子力発電所敷地内での輸送・貯蔵兼用乾式キャスクによる使用済燃料の貯蔵に関する審査ガイド確認事項

#### (1) 設置許可基準規則要求事項

使用済燃料乾式貯蔵容器に関する要求事項は、以下のとおりである。

##### ①設置許可基準規則第16条第4項第三号

- ・使用済燃料が内包する放射性物質を適切に閉じ込めることができ、かつ、その機能を適切に監視することができるものとすること。

##### ②設置許可基準規則解釈別記4第16条第3項

- ・第16条第4項第2号に規定する「崩壊熱を適切に除去することができる」とは、第5項に規定するもののほか、貯蔵事業許可基準規則解釈第6条並びに第17条第1項第2号（貯蔵建屋を設置する場合に限る。）及び第3号に規定する金属キャスクの設計に関する基準を満たすことをいう。
- ・貯蔵事業許可基準規則解釈第17条第1項第2号
  - ・貯蔵建屋内の雰囲気温度が異常に上昇していないことを監視できること。

#### (2) 原子力発電所敷地内での輸送・貯蔵兼用乾式キャスクによる使用済燃料の貯蔵に関する審査ガイド確認事項

使用済燃料乾式貯蔵容器に関する要求事項は、以下のとおりである。

「2. 安全機能の確保 2.4 閉じ込め機能」には以下のように記載されている。

#### 【審査における確認事項】

『

- (1) 設計上想定される状態において、兼用キャスクが内包する放射性物質を適切に閉じ込めることができること。

』

#### 【確認内容】

『

- (1) 長期間にわたって閉じ込め機能を維持する観点から、耐熱性、耐食性等を有し耐久性の高い金属ガスケット等のシールを採用するとともに、蓋部を一次蓋と二次蓋の二重とし、一次蓋と二次蓋との間の圧力（以下「蓋間圧力」という。）を監視することにより、蓋部が有する閉じ込め機能を監視できること。

』

また、「4. 自然現象等に対する兼用キャスクの設計 4.4 監視機能」には以下のように記載されている。

【審査における確認事項】

『

蓋間圧力及び兼用キャスク表面温度について、適切な頻度での監視をすること。

』

【確認内容】

『

- (1) 蓋間圧力を適切な頻度で監視すること。ここで、適切な頻度とは、閉じ込め機能が低下しても、FP ガス等の放出に至る前に、密封シール部の異常を検知できる頻度をいう。頻度の設定に当たっては、設計貯蔵期間中の兼用キャスク発熱量の低下、周囲環境の温度変化及び蓋間圧力の変化を考慮する。
- (2) 兼用キャスク表面温度を適切な頻度で監視すること。ここで、適切な頻度とは、除熱機能が低下しても、兼用キャスクや燃料被覆管が健全であるうちに異常を検知できる頻度をいう。

』

(3) 要求事項および確認事項の整理

監視項目	基準規則等における 要求事項	審査ガイドにおける 確認事項	審査ガイドにおける確認内容
蓋間圧力	・使用済燃料が内包する放射性物質を適切に閉じ込めることができ、かつ、その機能をできるものとすること。	・設計上想定される状態において、兼用キヤスクが内包する放射性物質を適切に閉じ込めることができること。 ・蓋間圧力及び兼用キヤスク表面温度について、適切な頻度での監視をすること。	・長期間にわたって閉じ込め機能を維持する観点から、耐熱性、耐食性等を有し耐久性の高い金属ガスケット等のシール等を採用するとともに、蓋部を一次蓋と二次蓋の二重とし、一次蓋と二次蓋との間の圧力（以下「蓋間圧力」という。）を監視することにより、蓋部が有する閉じ込め機能を監視できること。 ・蓋間圧力を適切な頻度で監視すること。ここで、適切な頻度とは、閉じ込め機能が低下しても、FPガス等の放出に至る前に、密封シール部の異常を検知できる頻度をいう。頻度の設定に当たっては、設計貯蔵期間中の兼用キヤスク発熱量の低下、周囲環境の温度変化及び蓋間圧力の変化を考慮すること。
兼用キヤスク 表面温度			・兼用キヤスク表面温度を適切な頻度で監視すること。ここで、適切な頻度とは、除熱機能が低下しても、兼用キヤスクや燃料被覆管が健全であるうちに異常を検知できる頻度をいう。
貯蔵建屋内の 雰囲気温度			・貯蔵建屋内の雰囲気温度が異常に上昇していないことを監視できること。 —

## 2.8.2 適合性について

### (1) 審査ガイド

審査ガイドでは、設置（変更）許可に係る審査において、兼用キャスクの有する4つの安全機能（臨界防止機能、遮蔽機能、除熱機能及び閉じ込め機能）に係る設計の基本方針の妥当性を確認することが定められており、乾式キャスクの監視機能については、以下のとおり審査ガイドの確認内容に適合している。

#### [確認内容]

- (1) 蓋間圧力を適切な頻度で監視すること。ここで、適切な頻度とは、閉じ込め機能が低下しても、FPガス等の放出に至る前に、密封シール部の異常を検知できる頻度をいう。頻度の設定に当たっては、設計貯蔵期間中の兼用キャスク発熱量の低下、周囲環境の温度変化及び蓋間圧力の変化を考慮する。
- (2) 兼用キャスク表面温度を適切な頻度で監視すること。ここで、適切な頻度とは、除熱機能が低下しても、兼用キャスクや燃料被覆管が健全であるうちに異常を検知できる頻度をいう。

伊方発電所の使用済燃料乾式貯蔵施設に貯蔵する乾式キャスク（タイプ1：MSF-24P及びタイプ2：MSF-32P）の一次蓋および二次蓋間の圧力（以下、「蓋間圧力」という。）および乾式キャスク表面温度について、適切な頻度で監視する。詳細は、2.8.2.1および2.8.2.2参照。

### (2) 設置許可基準規則等

設置許可基準規則解釈別記4第16条第3項で規定される貯蔵建屋内の雰囲気温度の監視については、以下のとおり要求事項に適合している。

#### [要求事項]

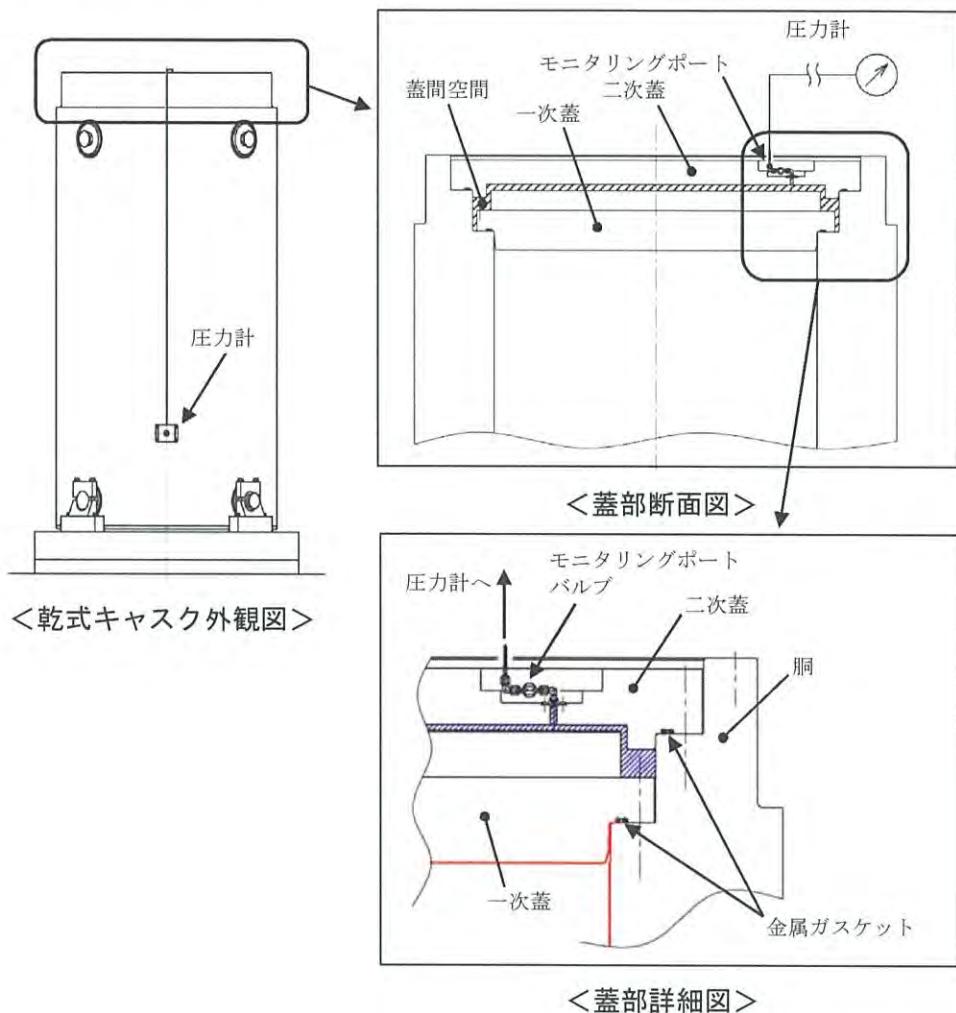
貯蔵建屋内の雰囲気温度が異常に上昇していないことを監視できること。

貯蔵建屋内に温度計を設置し、雰囲気温度を監視することで、雰囲気温度が異常に上昇していないことを監視できる設計とする。詳細は、2.8.2.3参照。

## 2.8.2.1 乾式キャスク蓋間圧力

### (1) 監視方法

乾式キャスクが内包する放射性物質を適切に閉じ込めることができていることを監視するために、乾式キャスクの蓋間圧力を監視する。蓋間圧力は、第 2.8-1 図に示すとおり、乾式キャスクの二次蓋に貫通部を設け、蓋間空間の圧力を圧力計により監視できる設計とする。



第 2.8-1 図. 乾式キャスク蓋間圧力の監視方法 (イメージ図)

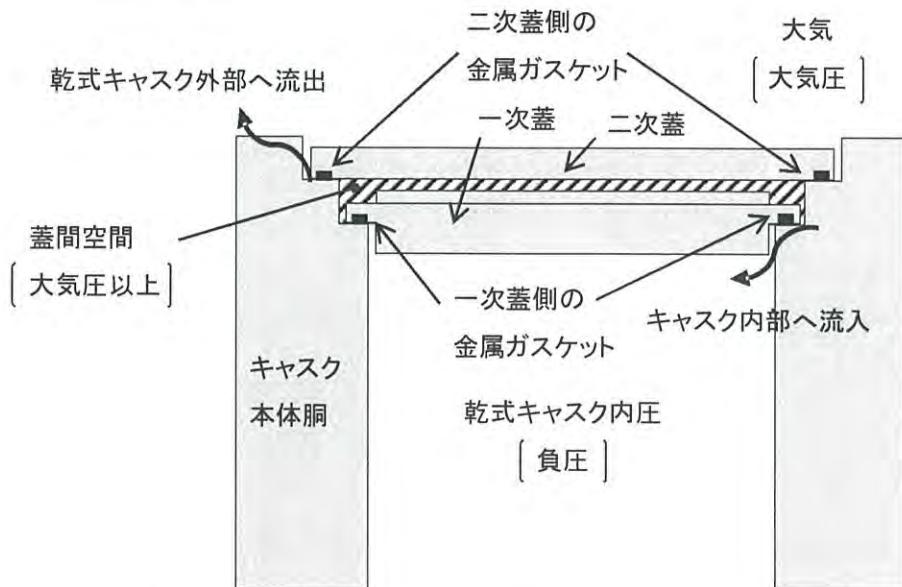
ここで、第 2.8-2 図に示すように、一次蓋側の金属ガスケットから漏えいが生じた場合は、蓋間のヘリウムガスが乾式キャスク内部に流入し、蓋間圧力は低下するとともに、乾式キャスク内部の圧力（乾式キャスク内圧）は次第に上昇し、大気圧以下で均圧する。

また、二次蓋側の金属ガスケットから漏えいが生じた場合は、蓋間のヘリウムガスが外部へ流出するとともに、蓋間圧力は次第に低下し、大気圧となる。

よって、一次蓋側、二次蓋側の金属ガスケットからの漏えいによらず、蓋間圧力が大気圧以上の間は、蓋間空間からヘリウムガスがアウトリークする。

以上より、乾式キャスクの蓋間圧力が大気圧以上であることを監視することで、

乾式キャスクが内包する放射性物質を適切に閉じ込めることができていることを監視できる。



第 2.8-2 図 乾式キャスク蓋間空間からの漏えい（イメージ）

## （2）監視頻度

基準規則及び審査ガイドの要求事項を踏まえ、審査ガイドに定められている「密封シール部の異常」及び「適切な頻度」を以下のとおり定義する。

- ・密封シール部の異常：乾式キャスクの蓋間圧力が管理値を下回ること。
- ・適切な頻度：閉じ込め機能が低下しても、FP ガス等の放出に至る前（蓋間圧力が大気圧になる前）に、密封シール部の異常（乾式キャスクの蓋間圧力が管理値を下回ること）を検知できる頻度のこと。

蓋間圧力の監視頻度を決めるため、次のとおり保守的に閉じ込め機能の低下を想定する。（蓋間圧力が最も早く低下する想定とする。）

- ① 金属ガスケットの漏えい率を基準漏えい率とする。
- ② 乾式キャスクの蓋間空間のヘリウムガスが、一次蓋側（キャスク内部）および二次蓋側（キャスク外部）の二方向から漏えいする。
- ③ 想定される全ての発熱量条件での圧力変動幅を包絡するよう、蓋間圧力は崩壊熱量を考慮する場合\*と崩壊熱量を考慮しない場合（崩壊熱量 0 kW の場合）を想定する。
- ④ 貯蔵開始後は、周囲環境温度が  $-7^{\circ}\text{C} \sim 50^{\circ}\text{C}$  の範囲で変動すると想定する。
- ⑤ 圧力計の計器誤差を  $\pm 1.6\%$  とする。

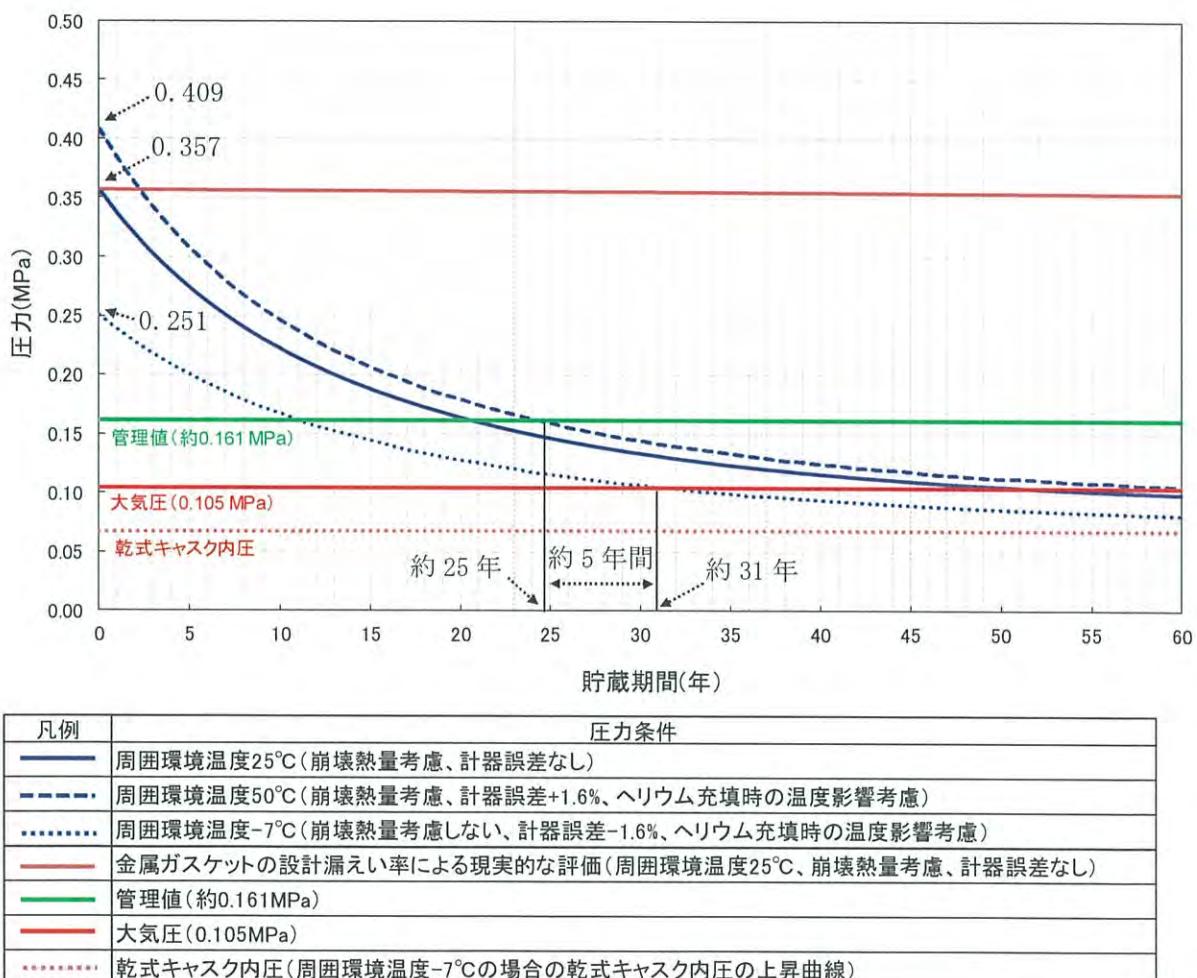
\* : MSF-32P 型キャスクの収納制限最大の発熱量となる場合

上記想定での設計貯蔵期間（60 年）中の蓋間圧力の経時変化を第 2.8-3 図に示す。

ここで、以下の理由から設計貯蔵期間中において、金属ガスケットの漏えい率は、

基準漏えい率を上回ることはない。

- 乾式キャスクは、設計貯蔵期間中（60年間）の温度、放射線等の環境及びその環境下での腐食等の経年変化に対して必要な耐食性のある材料を選定し、その必要とされる強度及び性能を維持するため、乾式キャスクの閉じ込め機能を担保している金属ガスケットの漏えい率に影響を与えない。
- 乾式キャスクは輸送時の落下事象に耐える堅牢性を有しており、設計貯蔵期間中に想定される基準地震動 Ss に対しても安全機能を維持できることから、乾式キャスクの閉じ込め機能を担保している金属ガスケットの漏えい率に影響を与えない。
- 乾式キャスクを頑健な建屋内に貯蔵し、外郭防護することで、貯蔵中に想定される外部事象に対しても乾式キャスクの閉じ込め機能を担保している金属ガスケットの漏えい率に影響を与えない。



第2.8-3 図 貯蔵期間中における蓋間圧力等の経時変化（二方向からの漏えいを考慮）

第2.8-3図に示すとおり、周囲環境の温度変化（-7 °C～50 °C）による圧力変動を考慮すると、周囲環境が-7 °Cで崩壊熱量を考慮しない場合（崩壊熱量 0 kW の場合）に最も蓋間圧力は低くなり、蓋間圧力は貯蔵開始から約31年後に大気圧（0.105 MPa・abs）に到達する。ここで、蓋間圧力は、管理値（約 0.161 MPa・abs）

を設定し、管理値に到達した場合は、ヘリウムガスを充填することとするため、管理値に最も遅く到達した場合（約 25 年）でも大気圧に至るまでは、約 5 年間時間がかかる。

よって、第 2.8-4 図に示すとおり、管理値（約 0.161MPa・abs）を定め、1 年に 1 回の圧力監視を行うことで、乾式キャスクが内包する放射性物質が乾式キャスク外部に放出される前に密封シール部の異常を検知することができる。これを踏まえて、3 ヶ月に 1 回の頻度で圧力監視を行う。

### （3）監視頻度の妥当性

#### a. 実機大スケール落下試験からの考察

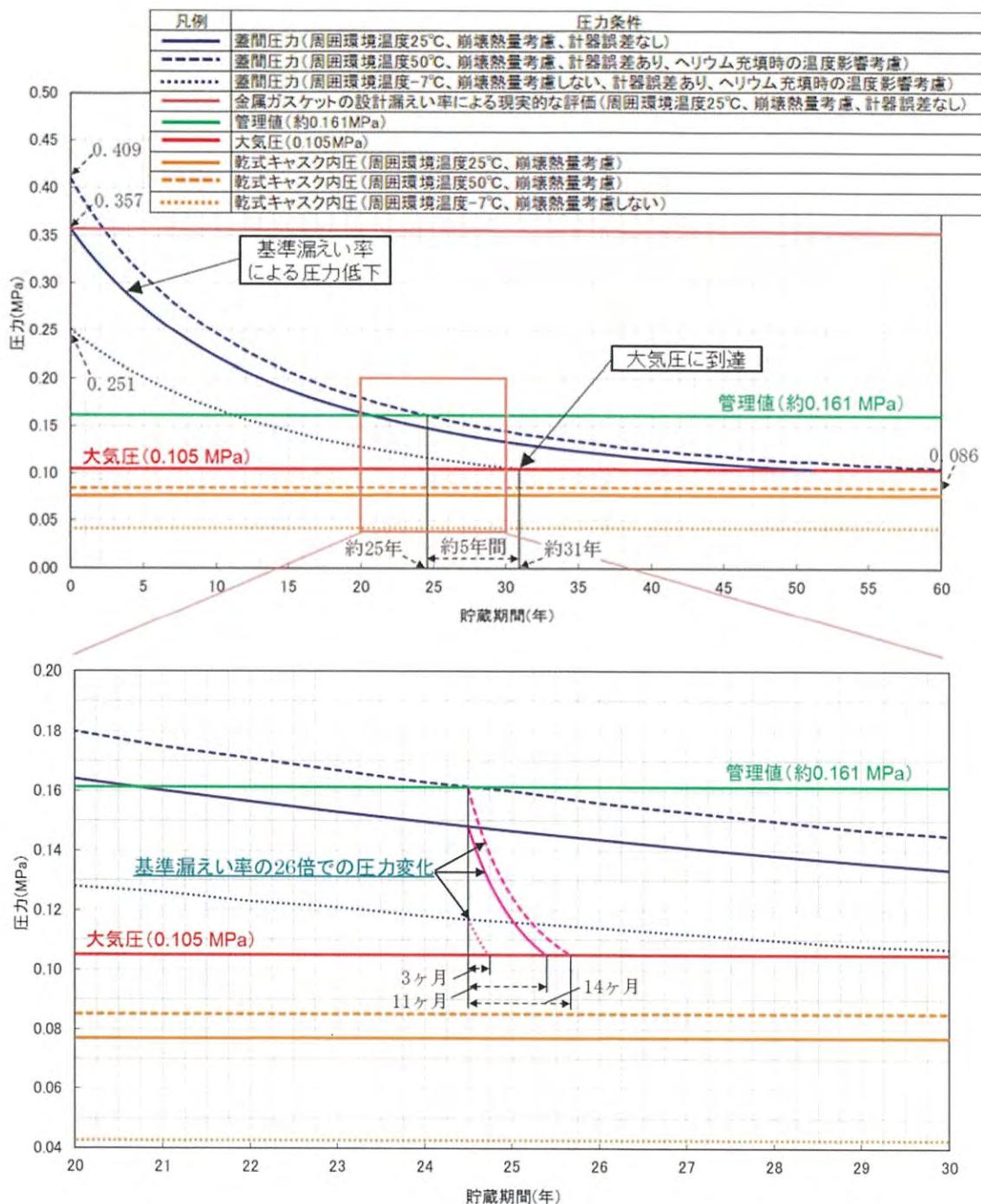
第 2.8-3 図のように、基準漏えい率で 2 方向の漏えいを想定した後、管理値到達後に急に基準漏えい率の 26 倍 ( $2.58 \times 10^{-6} \times 26 = 6.87 \times 10^{-5} \text{Pa} \cdot \text{m}^3/\text{s}$ ) で 2 方向に漏えい量が増加する場合を想定すると、以下のとおりとなる。（第 2.8-4 図参考）

- ・周囲温度 -7°C の場合：約 26 倍の漏洩率 3 ヶ月で大気圧に到達
- ・周囲温度 +25°C の場合：約 26 倍の漏洩率 11 ヶ月で大気圧に到達
- ・周囲温度 +50°C の場合：約 26 倍の漏洩率 14 ヶ月で大気圧に到達

以下の実機大スケール落下試験を踏まえても、基準漏えい率の 26 倍 ( $6.87 \times 10^{-5} \text{Pa} \cdot \text{m}^3/\text{s}$ ) に至ることはなく、3 ヶ月に 1 回の監視頻度は妥当である。

- ・別途申請中の核燃料輸送物設計承認申請（以下、「設計承認」という）で説明している実規模相当での 9.3m 傾斜落下試験による衝撃力（約  $5.3 \times 10^7 \text{N}$ ）を受けても、第 2.8-1 表及び第 2.8-2 表に示すとおり、試験後の漏えい率は最大でも  $1.6 \times 10^{-6} \text{Pa} \cdot \text{m}^3/\text{s}$  である。

なお、9.3m 傾斜落下試験と同じ衝撃力（約  $5.3 \times 10^7 \text{N}$ ）を、竜巻飛来物での衝突荷重に換算すると、鋼製材では 280m/s の衝突速度、乗用車では 193m/s の衝突速度となり、当社伊方発電所で想定している設計竜巻（100m/s）を大きく超えるものであり、想定し得ない条件である。



第 2.8-4 図 基準漏えい率の 26 倍で漏えいした場合の蓋間圧力変化

第 2.8-1 表 落下試験ケース及び条件

試験 No.	試験条件	特記事項
Seq. 1	9.3m 傾斜落下 (180° 下向き)	・傾斜角度は、二次衝突速度が最大となる 10° に設定 ・0.3m 落下と 9m 落下の積み重ねと比較し、衝突速度の観点でより厳しい条件である 9.3m 落下を選定
Seq. 2	1m 水平貫通 (180° 下向き)	・事前評価により、二次蓋の蓋ずれが最も大きくなると考えられる貫通位置として、二次蓋側面中央を貫通位置に設定
Seq. 3	9.3m 頭部垂直落下	・0.3m 落下と 9m 落下の積み重ねと比較し、衝突速度の観点でより厳しい条件である 9.3m 落下を選定
Seq. 4	0.3m 傾斜落下 (270° 下向き)	・傾斜角度は、二次衝突速度が最大となる 10° に設定
	9m 傾斜落下 (270° 下向き)	・9.3m 落下との比較のために、0.3m 落下と 9m 落下を個別に実施

第 2.8-2 表 傾斜落下試験前後の漏えい率

試験 No.	部位	落下試験前 (Pa m³/s)	落下試験後 (Pa m³/s)
Seq. 4-1 (0.3m)	一次蓋	$2.5 \times 10^{-11}$	$1.0 \times 10^{-11}$
	二次蓋	$1.5 \times 10^{-11}$	$< 1 \times 10^{-11}$
Seq. 4-2 (9m)	一次蓋	$1.0 \times 10^{-11}$	$< 1 \times 10^{-11}$
	二次蓋	$< 1 \times 10^{-11}$	$3.0 \times 10^{-7}$
Seq. 1 (9.3m)	一次蓋	$< 1 \times 10^{-11}$	$< 1 \times 10^{-11}$
	二次蓋	$7.4 \times 10^{-9}$	$1.6 \times 10^{-6}$

### b. 海外事例及び文献を踏まえた考察

以下の海外事例及び文献を踏まえても、基準漏えい率の 26 倍に至ることはなく、3 ヶ月に 1 回の監視頻度は妥当である。

#### ・サリー発電所における密封異常（アメリカ）<sup>1)</sup>

乾式キャスク蓋部の防護カバーを貫通している電気ケーブル周囲の金属シール部分から雨水が防護カバー内に入り、蓋部の金属ガスケット※の外側が腐食したことにより、金属ガスケットの外側がリークしたもの。なお、金属ガスケットの内側にはリークはなかった。

※：当該乾式キャスクは一次蓋のみで構成されており、圧力監視境界に接する金属ガスケット（金属ガスケットの二次側）は大気と接している。

一方、伊方発電所では、乾式キャスクを乾式貯蔵建屋内に設置すること、また、圧力監視境界に接する金属ガスケット（一次蓋ガスケットの二次側と二次蓋ガスケットの一次側）は、ヘリウム雰囲気であるため、同様の事象は起こらない。また、2.6 項に記載しているとおり、大気と触れる二次蓋金属ガスケットの外側については、設計貯蔵期間中を通じて閉じ込め機能を維持できることを確認している。

・航空機エンジンの衝突における評価（電力中央研究所）<sup>2)</sup>

本評価では、伊方発電所と同様に、二重の蓋をそれぞれ金属ガスケットでシールする構造の乾式キャスクに対して、航空機エンジンを衝突させた際の漏えい率を評価しているものである。

評価の結果、航空機衝突後の金属ガスケットからの漏えい率は、 $3.5 \times 10^{-5} \text{ Pa} \cdot \text{m}^3/\text{s}$  であり、基準漏えい率の 26 倍 ( $6.87 \times 10^{-5} \text{ Pa} \cdot \text{m}^3/\text{s}$ ) には至っていない。

・乾式キャスク落下時の漏えい評価（電力中央研究所）<sup>3)</sup>

本評価では、伊方発電所と同様に、二重の蓋をそれぞれ金属ガスケットでシールする構造の乾式キャスクをコンクリート床面に落下、及び下部トラニオンを中心に蓋部を回転衝突させた際の漏えい率を評価しているものである。

評価の結果、金属ガスケットからの漏えい率は、一次蓋で  $3.9 \times 10^{-9} \text{ Pa} \cdot \text{m}^3/\text{s}$ 、二次蓋で  $8.4 \times 10^{-9} \text{ Pa} \cdot \text{m}^3/\text{s}$  であり、基準漏えい率 ( $2.58 \times 10^{-6} \text{ Pa} \cdot \text{m}^3/\text{s}$ ) には至っていない。

c. 敷地境界線量への影響

仮に乾式キャスクに装荷されている使用済燃料集合体燃料被覆管が設計承認の評価条件である 0.1%破損し、閉じ込め機能の喪失に伴い内包する放射性物質が瞬時に全量漏洩したと想定した場合においても、敷地境界線量への影響は事象当たり  $1 \mu \text{Sv}$  未満であり、審査ガイドに要求される通常貯蔵時の線量限度 ( $1 \text{ mSv}/\text{y}$ ) に影響はない。

以上のことから、仮に、基準漏えい率の 26 倍の漏えいを 2 方向想定しても、3ヶ月に 1 回の頻度で監視することで、蓋間圧力が大気圧に至る前に密封シール部の異常（乾式キャスクの蓋間圧力が管理値を下回ること）を検知できるため、管理値を定めたうえで、3ヶ月に 1 回の頻度で監視する（蓋間圧力を測定する）ことは適切であると考える。

## 2.8.2.2 乾式キャスク表面温度

### (1) 監視方法

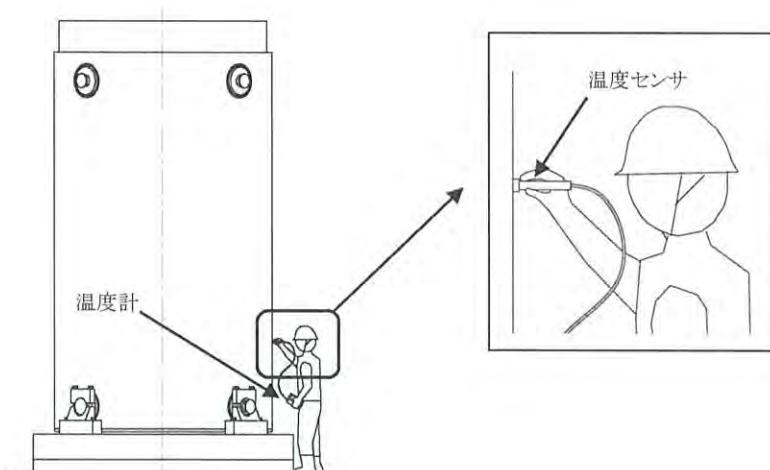
乾式キャスク内の使用済燃料の崩壊熱が適切に除去できていることを監視するために、乾式キャスクの表面温度を監視する。

乾式キャスクの表面温度は、第2.8-5図に示すとおり、温度センサを乾式キャスク外筒の外表面に接触させ、外筒外表面の温度を温度計により監視できる設計とする。

ここで、別添4「伊方発電所3号炉燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設（使用済用済燃料乾式貯蔵容器の除熱機能について）」における乾式キャスクの除熱解析に示すとおり、外筒外表面の温度が設計温度※以下であれば、乾式キャスクおよび燃料被覆管が健全であることが確認できる。

以上より乾式キャスク表面温度が設計温度※以下であることを監視することで、乾式キャスクおよび燃料被覆管が健全であり、乾式キャスク内の使用済燃料の崩壊熱が適切に除去できていることが監視できる。

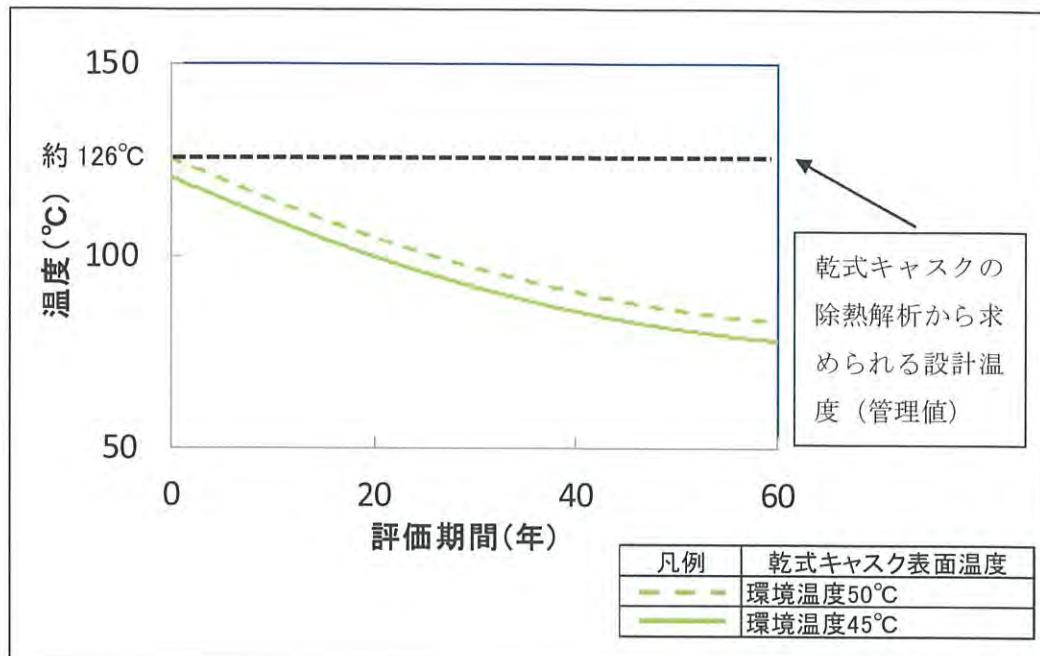
※ MSF-24P型：129°C, MSF-32P型：126°C



第2.8-5図 乾式キャスク表面温度の監視方法（イメージ図）

## (2) 監視頻度

乾式キャスク表面温度の監視頻度を決めるため、設計貯蔵期間（60年）中の表面温度の経時変化を第2.8-6図に示す。



第2.8-6図 乾式キャスク表面（外筒）温度の変化 (MSF-32P型の例)

第2.8-6図に示すとおり、乾式キャスク表面温度は、貯蔵開始直後が最も高く、使用済燃料の発熱量低下とともに乾式キャスクの表面温度は低下する。

ここで、以下の理由から設計貯蔵期間中において、乾式キャスクの除熱機能は低下しない。

- 乾式キャスクは、設計貯蔵期間中（60年間）の温度、放射線等の環境及びその環境下での腐食等の経年変化に対して必要な耐食性のある材料を選定し、その必要とされる強度及び性能を維持するため、乾式キャスクの除熱機能は低下しない。
- 乾式キャスクは輸送時の落下事象に耐える堅牢性を有しており、貯蔵中に想定される基準地震動 Ss に対しても安全機能を維持できることから、乾式キャスクの除熱機能は低下しない。
- 乾式キャスクを頑健な建屋内に貯蔵することで、貯蔵中に想定される外部事象に対しても乾式キャスクの除熱機能は低下しない。なお、乾式貯蔵建屋の給排気口は、積雪等により閉塞しないことから、乾式貯蔵建屋の除熱機能は低下しない。

以上より、乾式キャスク内の使用済燃料の崩壊熱が適切に除去できていることは、設計貯蔵期間の60年間にわたり維持できるものの、蓋間圧力を3ヶ月に1回の頻度で監視することとしており、これに合わせて乾式キャスク表面温度を3ヶ月に1回の頻度で監視する。

### 2.8.2.3 貯蔵建屋内雰囲気温度

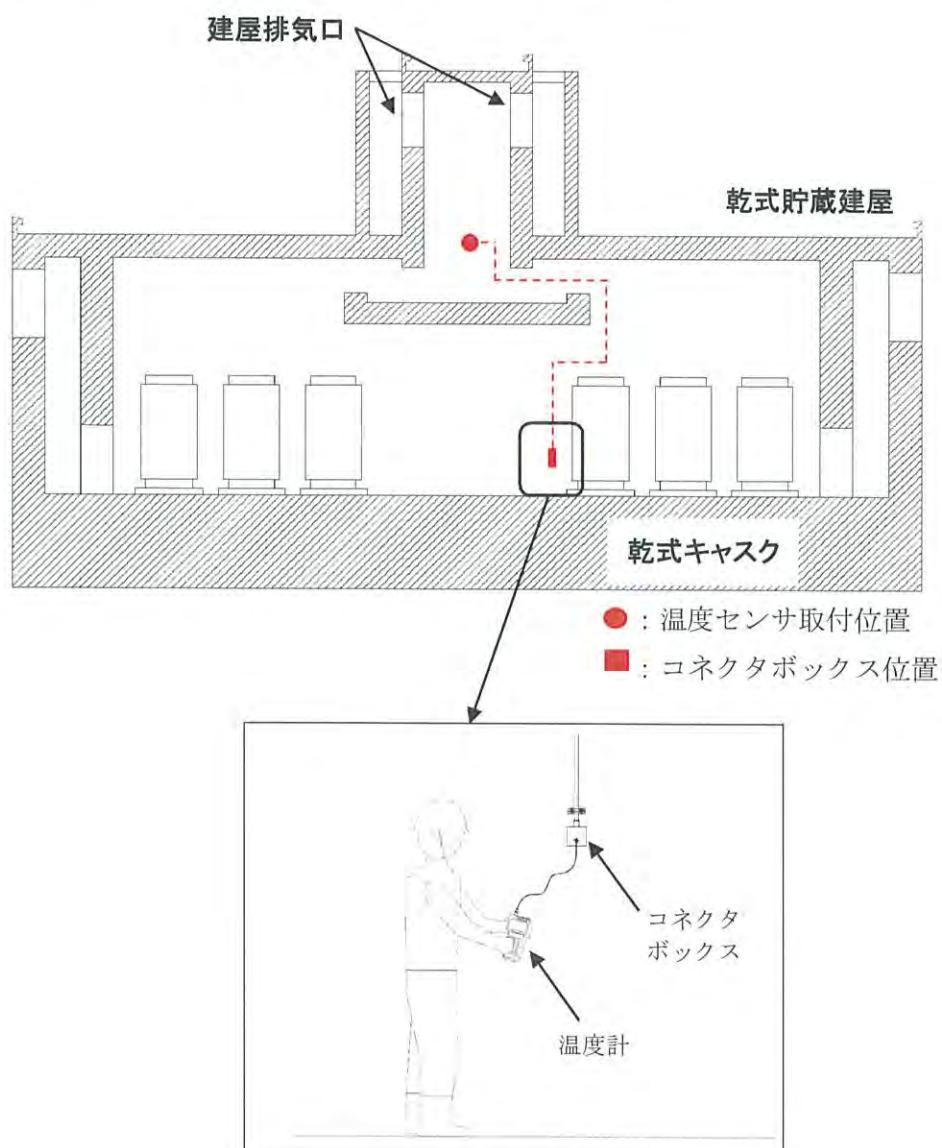
#### (1) 監視方法

貯蔵建屋内の雰囲気温度が異常に上昇していないことを監視するため、建屋内の雰囲気温度が最も高くなる建屋排気口付近の温度（建屋排気温度）を監視する。

建屋排気温度は、第2.8-7図に示すとおり、温度センサを貯蔵エリアの4つの区画（乾式キャスク12基分）の排気口付近に1箇所ずつ（計4箇所）設置し温度を監視できる設計とする。

ここで、別添4「伊方発電所3号炉燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設（使用済用済燃料乾式貯蔵容器の除熱機能について）」における乾式キャスクの除熱解析において、貯蔵建屋内雰囲気温度を最高50°Cと設定し、評価しているため、貯蔵建屋内の雰囲気温度が50°C以下であれば、乾式キャスクの健全性は担保される。

以上より、建屋排気温度が50°C以下であることを監視することで、貯蔵建屋内の雰囲気温度が異常に上昇していないことを監視する。



第2.8-7図 貯蔵建屋内雰囲気温度の監視方法（イメージ図）

## (2) 監視頻度

2.8.2.2 で示したように設計貯蔵期間の 60 年間において、乾式キャスクの除熱機能は維持されることおよび別添 4「伊方発電所 3 号炉燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設（使用済用済燃料乾式貯蔵容器の除熱機能について）」における乾式貯蔵建屋の除熱評価に示すように、乾式キャスク 45 基を貯蔵した場合においても、貯蔵建屋内雰囲気温度は 50°C を超えないことから、設計貯蔵期間の 60 年間において、貯蔵建屋内雰囲気温度は 50°C を超えないものの、乾式キャスク表面温度の監視に合わせて、貯蔵建屋内雰囲気温度を 3 ヶ月に 1 回の頻度で監視する。

## 2.8.3 参考文献

- 1) 使用済燃料乾式貯蔵施設（中間貯蔵施設）に係る技術検討報告書、資源エネルギー庁、(2000).
- 2) 航空機エンジンの水平衝突荷重に対する金属キャスクの密封性能評価、(一財) 電力中央研究所、(2010).
- 3) 金属キャスク落下時瞬時漏えい評価、(一財) 電力中央研究所、(2006).

### 3. 自然現象等に対する使用済燃料乾式貯蔵施設の設計方針

兼用キャスクの安全機能の喪失及びそれに続く公衆への放射線による影響を防止する観点から、使用済燃料乾式貯蔵施設の設備ごとの設計方針を示す。

#### 3.1 使用済燃料乾式貯蔵施設の設備の分類及び担保すべき機能について

乾式貯蔵施設は、兼用キャスク及び周辺施設等から構成されるため、乾式貯蔵施設を構成する設備を以下の考えに基づき第3-1表のとおり分類するとともに、兼用キャスクの安全機能を維持するために、各設備が担保すべき機能をまとめる。

ここで、地盤及び周辺斜面については、兼用キャスクに影響を及ぼさないよう第3条2項、3項及び第4条第7項に基づき、安定な地盤及び周辺斜面に乾式貯蔵施設を設置する設計とする。詳細については、地盤に係る安全審査資料に示す。

兼用キャスクは、安全機能を維持するために、それ自体で以下の必要な機能を有しており、乾式キャスクが該当する。

- ・兼用キャスクを地震による損傷の防止（第4条第1項、第2項、第6項及び第7項）
- ・兼用キャスクを火災による損傷の防止（第8条第1項）
- ・兼用キャスクを溢水による損傷の防止（第9条第1項）
- ・兼用キャスクの安全機能の維持（第16条第2項及び第4項）

周辺施設は、兼用キャスクである乾式キャスクの安全機能を維持するために必要な機能を有するものと考えられることから、

- ・兼用キャスクを地震による損傷から防止するもの : 貯蔵架台、基礎ボルト、基礎、  
(兼用キャスクと相まって耐震性を確保するもの)  
: 貯蔵建屋<sup>※1</sup>  
(第4条第1項、第2項、第6項及び第7項)
- ・兼用キャスクを津波による損傷から防護するもの : 貯蔵建屋  
(第5条第2項)
- ・兼用キャスクを外部からの衝撃による損傷から防護 : 貯蔵建屋  
するもの (第6条第1項及び第3項)
- ・兼用キャスクを火災による損傷から防護するもの : 貯蔵建屋  
(第8条第1項)
- ・兼用キャスクの安全機能の維持を監視するもの : 乾式キャスク圧力計、  
乾式キャスク表面温度計、  
貯蔵建屋内雰囲気温度計  
(第16条第4項)
- ・兼用キャスクの遮蔽機能を補完するもの : 貯蔵建屋  
(第29条第1項、第30条第1項～第3項)
- ・兼用キャスクを通常に取扱うために必要なもの : 貯蔵建屋天井クレーン、

(第 16 条第 2 項)

乾式キャスク搬送台車

が該当する。

※1 乾式キャスクに波及的影響を及ぼさないよう設計とするもの

ここで、周辺施設のうち、貯蔵架台、基礎ボルト及び基礎は、乾式キャスクの直接支持構造物及び間接支持構造物として、基準地震動  $S_s$  による地震力に対して乾式キャスクの安全機能が損なわれるおそれがないように、特段の機能を有する設備<sup>※2</sup> として設計する。また、貯蔵建屋についても、基準地震動  $S_s$  による地震力に対して、貯蔵中の乾式キャスクへ波及的影響を防止するように、特段の機能を有する設備<sup>※2</sup> として設計する。

一方、周辺施設のうち、乾式キャスク圧力計、乾式キャスク表面温度計、貯蔵建屋内雰囲気温度計、貯蔵建屋天井クレーン及び乾式キャスク搬送台車は、乾式キャスクの安全機能を維持するために、特段の機能を要しないことから、一般産業施設や公衆施設と同等の設計とする。

なお、周辺施設へのユーティリティ設備は、周辺施設へ電気・圧縮空気等を供給する設備であり、乾式キャスクの安全機能を維持するために必要な設備ではない。また、点検用架台は、乾式キャスクの点検等に用いる足場であり、乾式キャスクの安全機能を維持するために必要な設備ではない。よって、周辺施設へのユーティリティ設備及び点検用架台は、周辺施設に該当しない。

※2 特段の機能を有する設備： 乾式キャスクの安全機能を維持するために、一般産業施設や公衆施設以上の耐震性を有する設備

また、乾式キャスク及び貯蔵建屋は、1、2、3 号炉の使用済燃料を貯蔵した場合でも乾式キャスクの安全機能を損なわない設計とともに、安全施設（第 12 条第 1、3、4、5、7 項）に適合する設計とする。

さらに、貯蔵建屋は、発電用原子炉施設であるため、発電用原子炉施設への人の不法な侵入等の防止（第 7 条）を講じ、安全避難通路等（第 11 条第 1 項）を設ける設計とする。

第3-1表 乾式貯蔵施設の設備の分類及び担保すべき機能

設 備	名 称	分 類	特段の機能 有無	地震による 損傷防止	津波による 損傷防止	外部からの 衝撃による 損傷防止	火災による 損傷防止	溢水による 損傷防止	乗用キャスクの 安全機能維持及 び監視	遮蔽機能を補完 する設計	安全施設	備 考
兼用キャスク	使用済燃料乾式貯蔵容器 (乾式キャスク)	兼用 キャスク	-	S <sup>※1</sup>	○	○	○	○	○	○	○	乾式キャスクは、1、2、3号炉の使用済燃料を貯蔵した場合でも乾式キャスクの安全機能を損なわない設計とする。
・架台	・貯蔵架台	周辺施設	○	S <sup>※1</sup>	○	○	○	○	○	○	○	PS-2
・基礎ボルト	・基礎ボルト	周辺施設	○	-	○ <sup>※6</sup>	-	-	-	-	-	○	○
基礎(兼用キャスクの間接 支持構造物)	基礎	周辺施設	○	-	○ <sup>※6</sup>	-	-	-	-	-	○	○
貯蔵建屋等	使用済燃料乾式貯蔵建屋 (遮蔽壁及び火災区域・区画構造 物含む)	周辺施設	○	C <sup>※3</sup>	○	○	○	○	○	○	○	PS-3
・貯蔵建屋(遮蔽壁含む)												
計装設備	・兼用キャスク圧力計 ・兼用キャスク表面温度計 ・建屋内空圧気温度計	周辺施設	×	-	-	-	-	-	-	○	-	* 第7条及び第11条第1項についても適合させる設計とする。
クレーン類	・乾式貯蔵容器蓋開閉圧力計 ・乾式貯蔵容器表面温度計 ・乾式貯蔵建屋内空圧気温度計	周辺施設	×	-	-	-	-	-	-	-	-	* 第7条及び第11条第1項についても適合させる設計とする。
・天井クレーン ・エアハーベット	・乾式貯蔵建屋天井クレーン ・乾式貯蔵容器搬送台車	周辺施設	×	-	-	-	-	-	○	-	-	
周辺施設へのユーティリティ設備	・乾式貯蔵建屋電源設備 ・搬送台車用コンプレッサ、 空気供給配管等 ・換気空調設備	周辺施設	×	-	-	-	-	-	-	-	-	
点検用架台	・点検用歩廊 ・検査架台	・検査架台	-	-	-	-	-	-	-	-	-	

※1：耐震重要度分類Sクラス施設として分類し、基準地震動Ssによる地震力に対して乾式キャスクの安全機能が損なわれないよううに設計する。  
※2：耐震重要度分類Sクラス施設として分類し、基準地震動Ssによる地震力に対する乾式キャスクの支持機能を維持できる設計とする。  
※3：耐震重要度分類Cクラス施設として分類し、乾式キャスクに波及の影響を及ぼさない設計とする。

※4：耐震重要度分類Cクラス施設と同様の設計とする。  
※5：乾式キャスクの安全機能を維持するために必要な機能を有していないもの。(乾式キャスクに直接関わらないもの)  
※6：乾式キャスクに貯蔵架台及び基礎ボルト及び基礎を含めたため、基礎を確保する。  
※7：乾式貯蔵施設は、十分余裕を有する設計とする。

※8：設計上想定される状態における乗用キャスクの安全機能維持、監視機能、材料、構造健全性及び設計貯蔵期間については、2章設計方針に記載する。

〔上表以外の設備として、耐震重要度分類Sクラス施設として分類し、基準地震動Ssによる地震力に対して乾式キャスクの安全機能が損なわれないよううに設計する。火災感知器は、消防法に基づき設計する。〕

### 3.2 兼用キャスク及び周辺施設の設計方針

兼用キャスク及び周辺施設について、乾式キャスクの安全機能を維持するために、各設備が担保すべき機能を確保できるよう、第3-1表に示す設置許可基準規則の条項の要求を満足するように設計する。具体的な設計方針を以下に示す。

#### 3.2.1 兼用キャスクの設計方針

兼用キャスクの設計方針を次の項目ごとに示す。

##### 3.2.1.1 地震

兼用キャスクである乾式キャスクは、第4条第6項に規定する地震力※に対して安全機能が損なわれない設計とする。

具体的には、乾式キャスク（支持部及び基礎を含む）は、耐震重要度分類をSクラスとして分類し、基準地震動Ssによる地震力に対して乾式キャスクの安全機能が損なわれるおそれがないように設計する。詳細については、第4条に係る安全審査資料に示す。

※ 基準地震動による地震力

##### 3.2.1.2 津波

兼用キャスクである乾式キャスクは、津波による作用力※に対して安全機能が損なわれない設計とする。

具体的には、乾式キャスクを津波防護対象設備として分類し、乾式キャスクを設置する貯蔵建屋を浸水防護重点化範囲に設定する。詳細については、第5条に係る安全審査資料に示す。

※ 基準津波による作用力（荷重）

##### 3.2.1.3 竜巻

兼用キャスクである乾式キャスクは、竜巻による作用力※に対して安全機能が損なわれない設計とする。

具体的には、乾式キャスクを竜巻防護施設として分類し、貯蔵建屋にて防護する設計とする。詳細については、第6条に係る安全審査資料に示す。

※ 設計竜巻による作用力（荷重）

##### 3.2.1.4 その他の外部事象

兼用キャスクである乾式キャスクは、第6条第1項及び第3項において想定される自然現象（地震及び津波を除く。）及び想定される人為事象に対して安全機能が損なわれない設計とする。

具体的には、乾式キャスクを「設計対象施設（降下火砕物の影響を設計に考慮すべき施設）」、「クラス1及びクラス2に属する外部火災防護施設」等に分類し、貯蔵建屋にて防護

する設計とする。詳細については、第6条に係る安全審査資料に示す。

### 3.2.1.5 内部火災

兼用キャスクである乾式キャスクは、火災により乾式キャスクの安全機能が損なわれないよう、火災発生防止の措置を講じる設計とする。

具体的には、乾式キャスクは不燃性材料を使用した設計とする。詳細については、第8条に係る安全審査資料に示す。

### 3.2.1.6 溢水

兼用キャスクである乾式キャスクは、乾式貯蔵施設内における溢水が発生した場合においても、安全機能を損なわない設計とする。具体的には、乾式キャスクを防護対象設備とし、溢水事象を想定しても安全機能を損なわない単純で頑丈な構造の金属製の静的機器（容器）で、外部からの動力の供給を必要としない設計とする。詳細については、第9条に係る安全審査資料に示す。

## 3.2.2 周辺施設の設計

周辺施設の設計方針を次の設備ごとに示す。

### 3.2.2.1 機器・配管系（兼用キャスクの支持部、計装設備及びクレーン類）

機器・配管系のうち計装設備（乾式キャスク蓋間圧力計、乾式キャスク表面温度計及び貯蔵建屋内雰囲気温度計）及びクレーン類（貯蔵建屋天井クレーン及び乾式キャスク搬送台車）は、一般産業施設や公衆施設と同等の静的地震力に対して、必要な機能が維持される設計とする。

具体的には、耐震重要度分類Cクラス施設と同様の設計とともに、第3.2-1表に示す一般産業規格等に基づいた一般産業品を用いる設計とする。

第3.2-1表. 計装設備及びクレーン類に適用する一般産業規格等\*

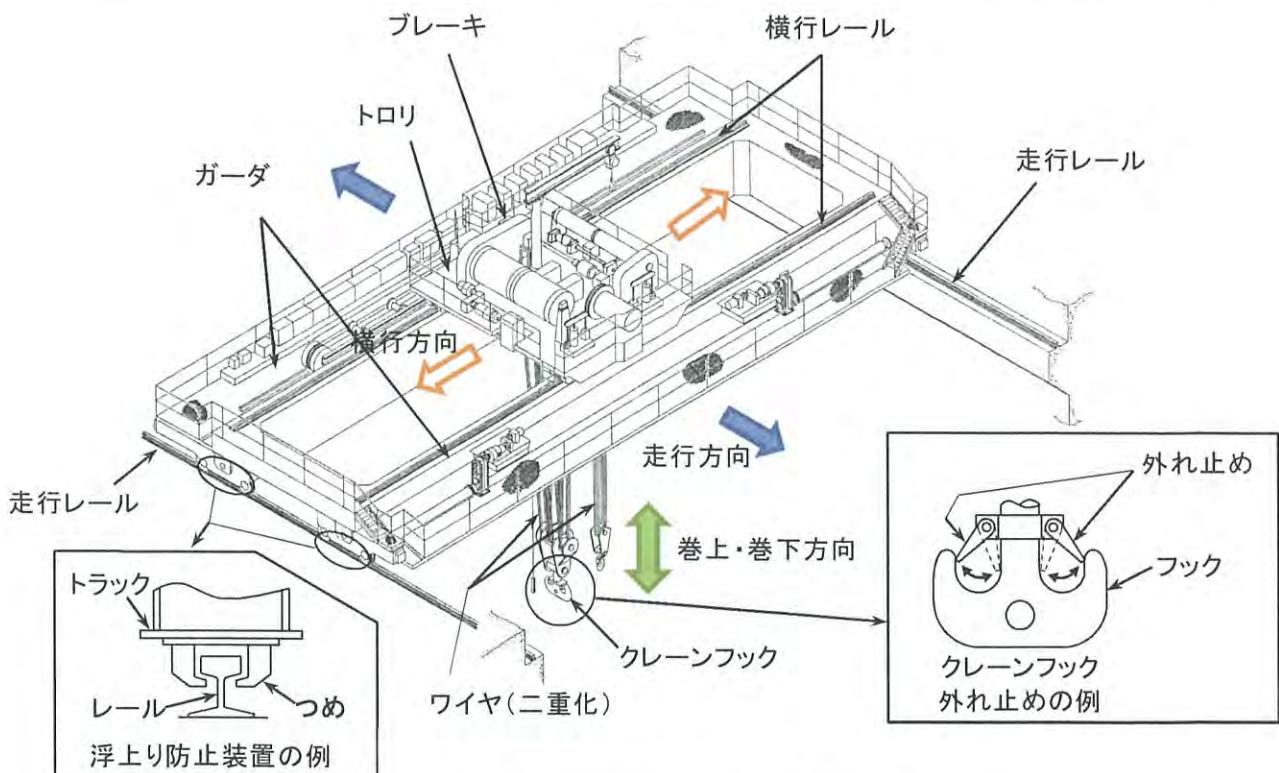
設備名	一般産業規格等
乾式貯蔵容器蓋間圧力計	JIS B7505(アネロイド型圧力計 ブルドン管圧力計) 等
乾式貯蔵容器表面温度計	JIS C1602(熱電対)
乾式貯蔵建屋内雰囲気温度計	JIS C1605(シース熱電対) 等
乾式貯蔵建屋天井クレーン	クレーン等安全規則、クレーン構造規格 等
乾式貯蔵容器搬送台車	JIS G3101(一般構造用圧延鋼材) エアベアリング(カタログ品) 等

\* JIS 規格等の国内規格類に基づいた部材、部品およびカタログ品により構成される一般産業品を用いる。

機器・配管系のうち乾式キャスク支持部（貯蔵架台及び基礎ボルト）については、乾式キャスクを含めて耐震重要度分類をSクラスとして分類し、基準地震動  $S_s$  による地震力に対して、乾式キャスクの安全機能が損なわれるおそれがないように設計する。詳細については、第4条に係る安全審査資料に示す。

クレーン類のうち、乾式貯蔵建屋天井クレーンは、乾式貯蔵建屋の取扱エリアの壁に設置された走行レール上をガーダが東西方向に移動（走行）し、ガーダ上の横行レール上を南北方向にトロリが移動（横行）する。横行レール上の移動及びクレーンワイヤの巻上・巻下は、ガーダ上にあるトロリにより行う。乾式貯蔵建屋天井クレーンの構造イメージを第3.2-1図に、概略仕様を第3.2-2表に示す。ここで、乾式貯蔵建屋天井クレーンは、一般産業施設を用い、クレーン等安全規則、クレーン構造規格等に基づき、以下に示す吊荷の落下防止措置等およびクレーンの落下防止対策を講じることから、乾式キャスクの移動を安全かつ確実に行える設計となっている。

- ・ 電源遮断時に自動的にブレーキが作動することでワイヤが巻き下げられることを防止し吊荷を保持する。
- ・ ワイヤがフックから外れることを防止するための外れ止めを設ける。
- ・ 巷過ぎによるワイヤの破断を防止する巷過防止装置を設ける。
- ・ 吊荷の安定化のためワイヤを二重化する。
- ・ 乾式貯蔵建屋天井クレーンの走行及び横行レールには、浮き上がり防止機能を設ける設計としており、走行及び横行レールからガーダ及びトロリが浮き上がらない。



第3.2-1図. 乾式貯蔵建屋天井クレーンの構造イメージ図

第3.2-2表 乾式貯蔵建屋天井クレーンの概略仕様

項目	仕様
容量(ton)	主巻：160
巻上/巻下速度(m/分)	低速 / 中速 / 高速 0.12 / 0.6 / 1.2
移動速度(m/分)	走行 0.9 / 6.0 / 18
	横行 0.6 / 1.5 / 6.0

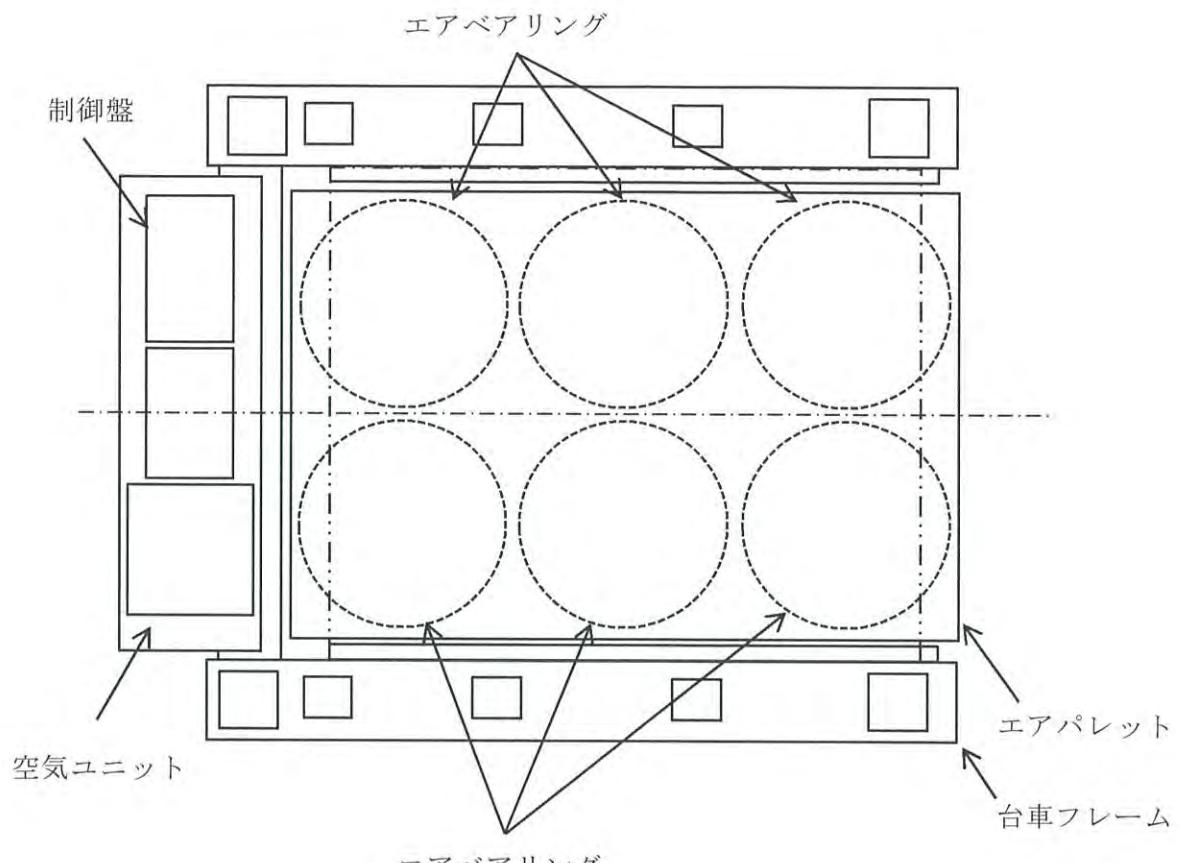
クレーン類のうち、乾式貯蔵容器搬送台車は、乾式キャスクを設置した貯蔵架台をエアパレットで浮上させることにより、床面との摩擦力を低減して乾式キャスクを搬送するものである。エアパレットは、エアベアリングに空気を供給し、エアベアリングの小穴から漏れ出す空気によって、床面とエアベアリングの間に薄いエアフィルムを形成させることにより、床面との摩擦係数を低減させるものである。乾式貯蔵容器搬送台車の概要図を第3.2-2図に示す。

また、乾式貯蔵容器搬送台車は、モータによる駆動装置、制御盤、油圧ジャッキ及びエアパレット等によって構成されており、建屋内の空気供給配管からエアホースを通じて搬送台車に空気を供給する構造とする。乾式貯蔵容器搬送台車の概略仕様を第3.2-3表に示す。

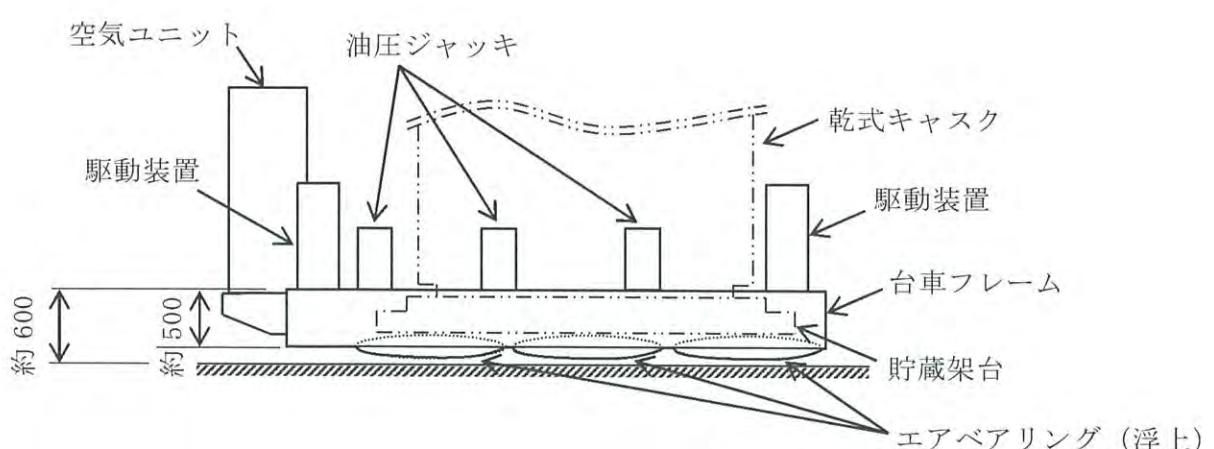
乾式貯蔵容器搬送台車は、第3.2-3表に示す走行速度以上の速度は出ない構造であり、第16条安全審査資料参考4に示すように、搬送中に搬送台車が仮に逸走し、建屋壁及び他の乾式キャスク貯蔵架台等へ衝突した場合でも、乾式キャスクは壁及び他の乾式キャスク等へ衝突しない設計となっているため、乾式キャスクの移動を安全かつ確実に行える設計となっている。

なお、乾式貯蔵容器搬送台車は、一般産業品として、以下に示す機能を有している。

- ・ 搬送台車による乾式キャスクの移送を安全かつ確実に行うために、操作員による誤操作等を想定し、補助員によっても緊急停止できる機構を設けるとともに、他の乾式キャスク、構築物等への衝突を防止する対策を講じる。
- ・ 空気の遮断時には、エアベアリングへの圧縮空気の供給が停止されて搬送台車が床に着座し、駆動装置の能力を超える摩擦力が発生するため、搬送台車は停止する。



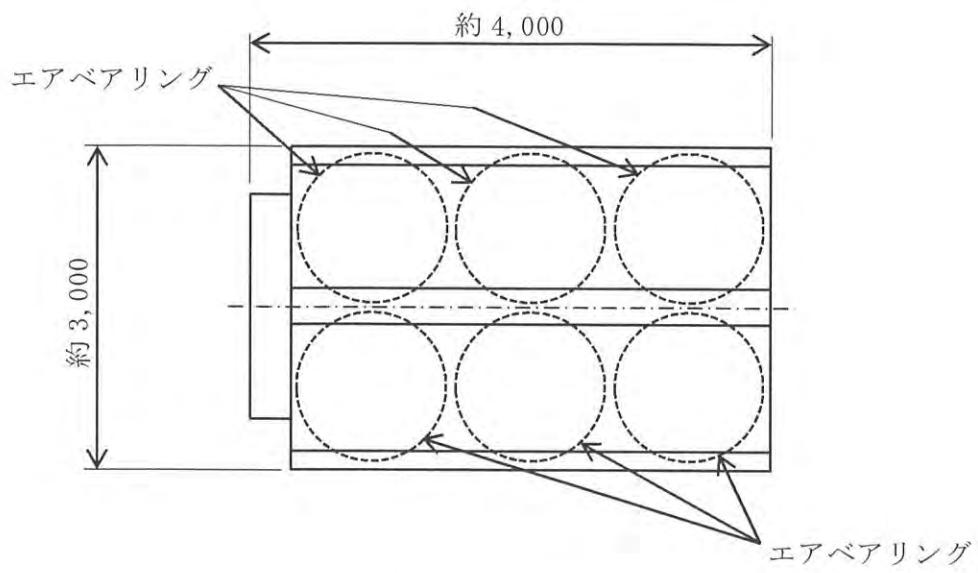
<乾式貯蔵容器搬送台車 平面図>



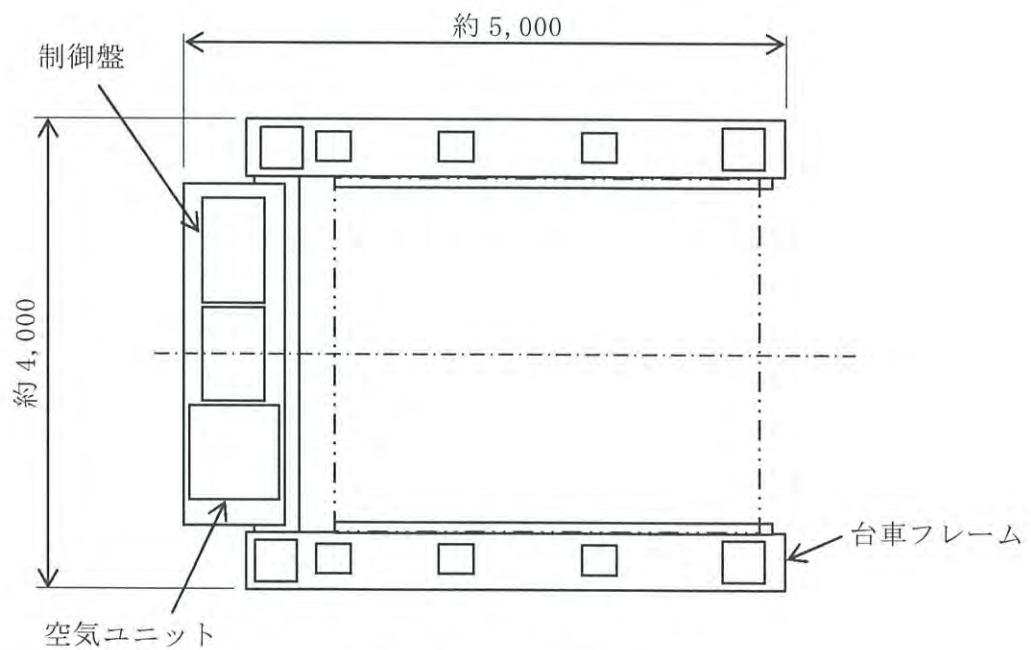
<乾式貯蔵容器搬送台車 側面図>

(単位 : mm)

第3.2-2図. 乾式貯蔵容器搬送台車 概要図 (1/2)



<エアパレット平面図>



<台車フレーム平面図>

(単位 : mm)

第 3.2-2 図. 乾式貯蔵容器搬送台車 概要図 (2 / 2)

第3.2-3表. 乾式貯蔵容器搬送台車の概略仕様

項目	仕様
定格荷重 (kN) [(ton)]	1,470 [150]
走行速度 (m/分)	0.6/2

### 3.2.2.2 貯蔵建屋等（貯蔵建屋）

貯蔵建屋の設計方針を次の項目ごとに示す。

#### (1) 地震

貯蔵建屋は、耐震重要度分類Cクラス施設として分類し、地震力に十分耐えることができる設計とする。また、乾式キャスクに波及的影響を及ぼさない設計とする。

詳細については、第4条に係る安全審査資料に示す。

#### (2) 津波

津波防護対象設備である乾式キャスクを設置する貯蔵建屋の設置された敷地において、基準津波による遡上波を地上部から到達又は流入させない設計とし、浸水防護重点化範囲である貯蔵建屋は、津波による影響を受けない位置に設置する設計とする。詳細については、第5条に係る安全審査資料に示す。

#### (3) 竜巻

竜巻防護施設である乾式キャスクを内包する貯蔵建屋により、乾式キャスクを防護し構造健全性を維持し安全機能を損なわない設計とする。詳細については、第6条に係る安全審査資料に示す。

#### (4) その他の外部事象

周辺施設である貯蔵建屋は、内包する乾式キャスクをその他の外部事象から防護とともに、乾式キャスクの安全機能を阻害しない設計とする。詳細については、第6条に係る安全審査資料に示す。

#### (5) 内部火災

貯蔵建屋は、放射性物質の貯蔵機能を有する構築物、系統及び機器を設置する火災区域として設定する設計とする。詳細については、第8条に係る安全審査資料に示す。

#### (6) 遮蔽機能

＜工場等周辺における直接線等からの防護＞

貯蔵建屋は、乾式キャスクの遮蔽機能と相まって、既設を含めた原子炉施設からの直接線及びスカイシャイン線による敷地周辺の空間線量率を合理的に達成できる限り小さい値

となるように設計する。具体的には、年間 50 マイクロシーベルトを超えない設計とする。  
詳細については、第 29 条に係る安全審査資料に示す。

<放射線からの放射線業務従事者の防護>

貯建屋は、乾式キャスクの遮蔽機能と相まって、放射線業務従事者の受けける放射線量を低減できるよう、遮蔽、乾式キャスクの配置等放射線防護上の措置を講じた設計とする。  
詳細については、第 30 条に係る安全審査資料に示す。